

△對露領亞細亞仲繼貿易額

日本へ輸入	一九三一年度	一九三二年度
容積	四、六四	七、六三
價格	五、四三、三〇六	六、五七、六五
重量	四、六〇八	一四、六四八
價格	九六、三八〇	三、〇九、〇二六
價格總計	六、四八、四八六	九、六六、六七三

四、主要輸入品解説

以上ソ聯邦外國貿易人民委員部、駐日ソ聯邦通商代表部及大藏省發表の三種の統計により日本の對ソ輸入を解剖した。更に次項において同じく三種の統計によつて、日本の對ソ輸出を解剖するが、それに先ち前掲列記の中主なるもの二、三につき概況を述べることにする。

イ、魚類

輸入の大宗の一は魚類であつて、一九三二年度は全輸入の一三・九四%を占めて居る。昨年度は其額二百七十八萬二千圓にて一七・四七%の比率であつたのに比すると全額に於て約百十三萬圓の減少を來してゐる。魚類及海産物の減少は專

ら日本市場に持續されつゝあつた低價格に關聯するものである。

ロ、木材

木材も輸入品の大宗であつて、ソ聯邦側も、極東資源開發の手前極力本邦市場に迫つてゐた故、其輸入高は年々増加してゐたが、一九三二年度に於ける高率關稅實施の結果困難を來たすに至つた露領材は左の如く、金解禁による物資の下落復興事業の段落と共に、木材に對する

昭和七年の沿海州材入荷數量

積地	紅松	白松
浦鹽	一八、九三	四、九三
尼港	一七、七三	三、四六
沿岸	一七、四九	一九、七二
北樺太	一七、九三	一、九三
計	四四、一四	四一、〇三

ハ、白金、サントニン及滿庵鑛

サントニンは從來獨占的な意味を有してゐたが、一九三一年來獨逸のシリリン

紅松丸太	一九三一年	一九三二年
白松及白中丸太	六四、三三	四六、六六
落葉松丸太	一七、二九	九四、〇三
白楊丸太	五、二七	八三、九〇
其他	一六、九〇	—
合計	一、四四、九三	一、四二、五〇

落葉松

紅製板	計
二、二六	一六、五〇
三、〇四	一六、一三
六、六〇	四八、八〇
八、九〇	六七、九三
二、四三	一、四二、五〇

ガム・スルバム、英國のメー・エンド・ペーカー、米國のアメリカン・サントニン、コーボレーション等より對日ダンピングが行はれるやうになつてから、ソ聯邦

サントニンの輸入は俄然激減し、一九三二年には前年より半減するに至つた。同じく獨占的意味を今も有してゐる白金は一九三二年も前年と大差なく、次に滿庵鑛の本邦輸入は一九三二年に至つて激増し、本年に入つても漸次増大しつゝある。

白金	一九三一年	一九三二年
サントニン	一、三三、千圓	一、三五、千圓
滿庵鑛	一、〇〇	四〇〇
ニ、石油	—	三三八

一九三二年のソ聯邦より日本への石油輸入量は、三十六萬八千二十四噸、金額五百三十六萬四千留で、之を前年度の九萬一千七百三十九噸、三百四十一萬八千留に比較するとかなりの増加である。全體として日ソ貿易の不振の折、露油輸入の前途實に洋々たるものがある。次に昭和八年第一・四半期の對ソ輸入を紹介するが、これによつて本年度の對ソ輸入の將來を卜する一資料が得られる譯である

五、昭和八年第一・四半期の對ソ輸入

品目	數量	金額	數量	金額
甘草	一〇	四	二	〇・二
醫藥原料	三	四	一	〇・二
農産物	〇・五	〇・三	二	四
生皮	—	—	三	五
獸骨	一二・六	一・三	三〇〇	六
蜂蜜	—	—	二	〇・四
獸禽生産物	六	一〇二	七	六五
毛皮	一二	一五三	二	五〇
魚類	六、六一五	五五九	一、二五八	九六
黒イクラ	〇・五	三	—	—

ソ聯邦より日本が輸入せる商品別明細表

一九三一年第一・四半期

一九三二年同期間

ソヴェート外國貿易人民委員部にかゝる統計によると、昭和八年一月より三月に至る所謂本年第一・四半期における對ソ貿易の輸入品を前述通りに農業生産品と工業生産品との二項目に大別するとき、

一九三三年度第一・四半期

農業生産品 八七二留 六六%

工業生産品 四五〇留 三四%

であつて、農業生産物は六六%、工業生産品は三四%を占めてゐる。昨年同期間に於ては其比一四・二%、八五・八%であつて、本年第一・四半期は農業生産品に於て約五一・八%の増加を來たし、工業生産品に於て五一・八%を減じてゐる。更に同委員部發表による輸入品明細を一九三一年第一・四半期並に三二年同期間と比較對照すると次の様である。

赤イクラ	八一	二二	一
其他海産物	四七五	二五	三八六
△以上農産物	七、二二六	八七二	一、八六四
△産品合計			二、四九〇
挽材類			四八
ベニヤ板			一九、一一九
其他木材	一一、三五八	七三	四
木材乾溜製品	二	〇・四	一四五
豆	三五八	一〇	三七
籾	三五八	一〇	三七
罐詰	五三	一三	九
紙巻煙草	一	〇・二	〇・二
澱粉製品			三〇〇
酒類	三	一	二〇
菓子類	一六	一	一六
其他食料品	六	二	一六
滿俺鑛	一一、一七六	九三	一
石綿	八二	一〇	〇・四
石炭、コークス	七、三三〇	二六	七、四二〇
石油製品	五、二六九	一三〇	八六、九九六
鑛業生産物	二、一〇一	三〇	一、二二一
曹達			二〇
香料			一
燐寸及軸木	三三三	六	一八
合計	四、五三三	一、三二一	一、九八六

この統計によつて明なるが如く、一九三三年第一・四半期の日ソ貿易において日本の對ソ輸入は昨一九三二年の同期に比し三割四分激減した。

次に大藏省調査に係る昭和八年一月以降四月分に至る日本の對ソ輸入は二百五十萬三千圓で、これを前年同期間に比すれば、輸入は三十三萬圓増加した。即ち左の如し(單位千圓)

昭和八年一月-四月	昭和七年同期間
露領アジヤ	一、八四三
露 西亞	六六〇
合計	二、五〇三

(三) 對ソ輸出の解剖

一九三二年度に於ける總貿易高に對する輸出入の割合を、一九三二年度に於けるそれと比較すると、三二年度は輸入三九%、輸出六一%であつたのに對し、三二年度は輸入三二・二%、輸出六七・八%になつてゐる。

一、ソ聯邦外國貿易

人民委員部發表

更にソ聯邦外國貿易人民委員部發表による輸出品明細の一九三二年度並に一九三一年度とを比較對照すると上記の様である。

二、ソ聯邦駐日通商代表部發表

次に駐日ソヴェト通商代表部發表による對ソ輸出品明細を一九三二年度と三一年度とを比較對照すると別表の如くである(一五五頁參照)

對照表により明なる如く、日本よりソ聯邦への輸入は傭船料及び労働者雇傭費をも含めて一九三二年度に於ては前年度に比し約三百九十六萬圓、略二七%を減じた。この金額に於ける減少は日本に於て仕入れられた商品の或るもの、價格の變動によるものであり、又仕入の全般的減少のためである。

三、大藏省發表

更に大藏省發表の外國貿易表によれば次の數字が得られる。

日本よりソ聯邦への輸出品別明細表

(單位、噸、千留)

陶磁器、硝子類	〇・四	四五	一三
織物	二七	七九	一二
手工品	二七	一	〇・四
未加工金屬	一	一七	四
金物屑	二〇七	一	一
骨膠、骨粉	四五	一五	〇・三
縫糸	一四	一	一
化學製品及藥品	六	八六九	九〇
映畫フィルム	〇	〇・四	四
其他工業製品	一六	一三一	二二
△以上工業生産品合計	三八、一〇六	一、一八、三二五	一、七〇三
△産品合計	四五〇	一一〇、一九〇	一、九八六
合計	四五、三三三	一二〇、一九〇	一、九八六

日本よりソ聯邦への輸出品別明細表

(單位、噸、千留)

穀物類	數量	金額	數量	金額
製茶及藥味	二、五三八	一、二四五	四、〇三三	三、〇五〇・一
砂糖及同製品	一	一	四三	六
大有角畜	一	一	一一一	六
履物及皮革製品	〇・二	二	六・一	三・二

木製品	1	367	20
硝子製品	0.2	397	151
石炭	1	36	6.1
外國産樹脂	1.2	171	3
ゴム製品	1.2	18	7.9
化學製品	3.6	1.8	3.2
硫黄及硫黄華	2	180	4.4
植物性油	2	1	1
染料類	1	2.1	1.1
黑色金屬	7.1	5.7	2.1
銅	2.0	2.6	2.7
亜鉛	0	1.5	5.2
鐵製品	4.5	2.0	1.9
鐵力製品	1.2	3.7	3.4
針金及同製品	1.8	1.6	1.2
各種機械	4.0	2.7	1.0
同部分品	2.8	8.2	6.2
トラクター及部分品	1	1.7	8.0
オートバイ	0.3	9.9	1.3
化學機械	1	0.3	1.4

輸出額 一五四

露亞(註一)	193年度	192年度
露亞(註二)	3,055,591	1,491,476
歐亞(註一)	1,388,591	2,134,355
合計	1,443,991	1,707,123

(註一) 露領亞細亞
(註二) 歐羅巴露西亞

△主要輸出品(露領亞細亞向)
(單位、數量百斤・價格圓)

米及粳	數量	價格
精糖	數量	價格
罐頭食品	數量	價格
紙類	數量	價格
鐵類	數量	價格
機械及部分品	數量	價格
鐵製品	數量	價格

△對露領亞細亞仲繼貿易額
日本から輸出 193年度 192年度

電氣機械及附屬品	1	5	274	215
紙類	8	16	21	37
綿糸及綿織物	45	51	17	39
マニラロープ、漁網、麻布	3,33	1,375	3,272	2,892
毛織物	1	4	4.2	2
其他	5,01	935	1,062.9	1,387
合計	12,258	4,786	32,480	12,668

一九三一・三二年度對ソ輸出品明細對照表 (單位千圓)

造船及金屬製品	1932年	1931年	増	△減
綿製品(網、索繩等)	3,868.0	3,955.5	△2,136.7	△4
茶	994.0	2,965.1	△2,993.4	△6
電氣用品	1,370.5	803.4	△567.1	△6
食料品	559.5	363.3	△196.2	△6
藥劑製品	191.8	178.4	△13.4	△6
其他	6,355	2,010.9	△4,344.1	△6
備船料	3,300.3	3,750.0	△449.7	△6
日本人勞働者雇傭費	1,001.3	1,633.7	△632.4	△6
計	10,111.3	13,943.6	△3,832.3	△7

前掲三種の統計によつて日本の對ソ輸出を解剖したのであるが、前項に倣つて以上列記の中主なるもの二、三につき概況を述べることにする。

一、漁網

船舶、漁網、漁具、留網用綿絲等種々雜多のものを含んで居るが、主なるものは漁網であつて、輸出品の花形である。漁網は勘察加や沿海州の漁業を經營するソ國にとつて我國より買付けねばならぬ商品の一つであつた。今其各種漁網と之に附屬する綿糸とを合して、年別に輸出額を示してみれば次の通りである。

大正十五年	1,468,000圓
昭和二年	4,469,000圓
同三年	1,920,000圓

昭和四年	三、七八二、〇〇〇
同五年	四、九二八、〇〇〇
同六年	二、九八七、〇〇〇
同七年	九、九四、〇〇〇

對ソ輸出の漁網に用ゐらるゝ原料は、綿糸二十番手を主として、瓦斯糸は六十番手、乃至百番手、それにマニラ、トワイン及ラミー糸等である。而して漁獲物に依り之に使用する網の名稱を分類してみると、鮭鱒網、蟹網、鱈鱚網、及鯨網等に分つことが出来るであらう。綿糸の鮭鱒、鱈、鯨及鯨網は、東西勘察加、オホツク及沿海州における漁場にて使用せられ、蟹網は從來勘察加及沿海州の陸上蟹漁場で用ゐられたが、近年蟹工船の出現と共に、沖取り方面の使用數量が増加するに至つた。瓦斯糸の刺網は大部分歐露方面へ向けられ、裏海、黒海、アゾフ海等における鱈、アンチョーヴ、サージンキルカ等の漁獲に用ゐられ、マニラ、トワイン網は鮭鱒の手網用に、又ラミー網は極めて少量ながら勘察加の土人が河川漁区における流し網用に使用される。

前掲の表によつて明かなる通り、漁網の對ソ輸出は大正十五年以降年々増加の途を辿りつゝあつたのに昭和六年に至つて減退の徴を示すに至つた。その理由と見るべきは從來歐露へ輸出したる瓦斯網が、ソ國の五ヶ年計畫進捗につれて今は自給自足の域に達し、又極東方面で使用する漁網の如きも、漸次國産品を以て代用するやうになつた。現に昨年勘察加漁場で使用した漁網の一部には、國産品と思はるるものがあつた位である。尙又これに關聯して想像せらるゝことは、近年ソ國側の極東漁業機關が、獨立採算經濟主義をとるに至つた結果、漁業用品を國外より購入することを極力手控るやうになつたのも一因ではなからうかと思はれる。

漁網に對する支拂條件は、ゴストルグ又はツエントロサユーズ時代に、千圓以下の取引が現金拂、それ以上が三ヶ月乃至六ヶ月の延取引であつたが、通商代表部の開設後六ヶ月拂となり、昭和六年より九ヶ月、更に昭和七年からは十二ヶ月

に延びたのである。因みに昭和八年度の五月十七日現在に至るまでの對ソ漁網輸出高を參考までに述べよう。

日本の對ソ漁網輸出は昭和六年まで數百萬圓に上つてゐたが昨年来激減し、昨年は僅々三十萬圓に止まり當業者を失望せしめたるが、それが爲本年度こそは昨年に反比例して相當の大口注文ある事は當業者一般の豫想せし所にして旁輸出補償額も増加した事ではあり何れも多大の期待をかけ居たに拘らず、本春第一の蟹網十一萬四千五百七十九反、編網用綿糸五萬五千キロ、右二口金額合計二十七萬二千五百五十圓といふ昨年以下の取引である。

尙ほ綿製品（漁網、綿糸、ロープ等）の對ソ輸出の減少の原因について、駐日通商代表部は、一九三二年度に成立した日本の對露輸出漁網部會が、特にソ聯邦との取引に關してソ聯邦の許容し難い一聯の條件を設定したことに歸してゐる。

口、茶
茶は近年に至り日本の對ソ輸出品中の

大宗であつた漁網を追ぬき、その地位を占めた。されば茶について詳述しよう。一九三二年度の茶の輸出高は百二十三萬七千圓で、一九三一年度の八十萬四千圓に比するとかんがりの増加である。

なほ昭和八年度のロシアの本邦茶の買付近況について述べることにする。

露國茶業機關ツェントルソユーズを代表する駐日通商部茶業部長リヴシツ氏によつて去る十日までに買付けられた静岡玉緑茶は七十萬封度に達した。これを昨年同期の露國側の買付振に比較すると五十萬封度も多く積極的に買付けたが、昨今一番茶の取引は大體終了したので二番茶の商談に入るべく準備中である。今日の取引値段は平均昨年同期のより一割五分乃至二割高で、一番茶は百封度に付き三十圓捌で成約、二番茶も二十四、五圓を唱へ、三番茶も昨年より一割乃至二割方強合を豫想されてゐる。露國側では三番茶まで買付けた上自國向に配合して輸出する方法をとり平均値を出す計畫の如く確開されてゐる。新市場なるモロツコ

阿富汗方面に輸出のため印度經由仕向け最近までに三十萬封度輸出され、引續き相當の輸出が期待されてゐるので、露國側もこれに對應して買進み同地輸出茶況は活氣を呈してゐる。

因みに露國側買付は現金買と一ヶ年クレヂツト買とであり、昨年度の日本茶買付は、静岡玉緑茶四百四十萬封度、臺灣茶九十萬封度、合計五百三十四萬封度である。次に本年度は日本茶の對ソ輸出に多大の期待がかけられてゐる根據を擧げて參考に供しよう。

一、ソヴェート政府の發表によると一昨年同國の綠茶輸入高は五千五百八十噸、金額五百三十五萬三千金留であつたものが昨年は三千百十四噸、金額百七十八萬八千金留に減退して需要に對する供給不足を感じてゐること

一、ロシアが從來綠茶の買付市場としてゐた支那茶の買付が困難になつたこと
即ち昨年の買付難はソ支國交恢復により、政策的にも今年は支那茶を買進むものと見られてゐたが、最近東支鐵道

買却問題で兩國關係が再び逆轉し露貨不買運動勃發に對應してロシアも對支買付を手控へつゝあること

一、静岡茶に對し一昨年ロシア側は値頭を見送り終期に至つて大量引合を出したが、既にモロツコ方面に大部分の輸出を見、また昨年値頭の平均買を爲さんとして買進まなかつた爲三百二十萬八千噸をモロツコに抜かれ、豫定の買付が出来なかつたこと

一、日本政府の對露輸出補償が増額されクレヂツト買の可能範圍が擴大されたこと

である。更に一九三二、三二兩年度におけるソ聯邦の外茶輸入を品目別と國別とによつて示せば、次の數字が得られる。

品目	一九三二年		一九三三年	
	數量	金額	數量	金額
紅茶	八、二六	四、三〇三	六、八三	四、七二
綠茶	三、二四	一、七〇八	五、五〇	五、三三
だん茶	四、六六	一、七四〇	八、三六	二、五八
合計	一五、一六	七、七五一	二〇、七〇八	一三、六三二

國別

日本	三、五六一	一、四四三	四、〇〇〇	三、〇五〇
印度	四、〇〇八	三、三三四	三、六七〇	一、九三五
支那	五、九六八	三、三三四	一、五九七	五、四三六
其他諸國	三、三五一	一、五五六	二、四〇一	三、三三九

ハ、船舶及金屬製品

船舶及金屬製品は一九三一年には三百九十六萬五千五百圓であつたのに、一九三二年には二百八十三萬八千八百圓となり、百十二萬六千七百圓の激減である。

船舶及び金屬製品の日本におけるソ聯邦の商取引の減少の原因について、駐日通商代表部は主として日本の工場が急を要するソ聯邦の注文に應じ得ないこと、クレジットに關する條件の不充分さとに歸してゐる。

ニ、電氣用品

最近電氣用品の需要は増加してゐる。一九三一年には二十六萬二千四百圓であつたのに、一九三二年には五十三萬九千五百圓となり、倍以上に増加してゐる。極東各都市及樺太勸察加の電化及工業化につれ、この種電氣用品は増加するであらう。

らう。

五、昭和八年第一・四半期の對ソ輸出

日本よりソ邦聯へ輸出品別明細
一九三一年第一・四半期 一九三二年同期間

品名	数量	金額	数量	金額
茶	八三	一、四六二	八五	一、四六二
食料品	三	〇・三	一	〇・四
種子類	二	一	〇・三	三
樹脂	一	二	〇・五	二
ゴム製品	〇・二	〇・一	一	一
化學製品	一	一	三	四
染料	三	〇・四	一	一
黑色金屬	一	一	三	五
有色金屬	一	一	三	五
鋳力製品	一	一	三	五
機械類	三	三	一	三
同部分品	〇	〇	〇・一	二
船舶	一	一	二	三
電氣機械	三	三	一	三
綿糸	三	三	四	四
漁網	一	一	一	一

日ソ重要取引契約一覽

(一) 昭和七年の重要取引契約

一般讀者特に對露通商關係者の便利の爲に日ソ重要取引契約一覽表を製作した

一、建造注文船舶

- A 浚渫能力六百立方突、鋼製双暗車鋤鏈式排泥ポンプ付浚渫船一隻
- B 泥艙容量四百五十立方突、鋼製單暗車底開式泥艙船 二隻
- 一、引受金額 百三十餘萬圓
- 一、取引條件 引渡後一ヶ年拂の約束手形

一、建造期限

- A 浚渫船 昭和七年十月二十五日
- B 泥艙船一隻 同 十月一日
- C 同 同 十月十日

- 一、受渡場所 横濱港
- 一、注文者 駐日ソヴェート通商代表部

- 一、引受者 三菱商事株式會社
- 一、下請者 浦賀船渠株式會社

尙、建造に際しては通商部輸入部船舶係主任トロフイーモフ氏及技師ツューリンの兩氏が直接監督の任に當り、竣工後北樺太西海岸バイカル灣のサハレンネフチ・トラス石油積出根據地モスカレオに廻航就役せしめた。

此等の契約に關しては既に個別的に述べたものもあらうが、此處では契約の成立した月日順に系統立て、日ソ重要取引契約を述べることにする。

因みに露油取引契約に關しては次項で特別に取扱ふことにする。

一、露國側の漁業仕込物資成約

駐日ソヴェート通商代表部では二月中旬マニラ・トワイン綿糸(撚糸)を東京東亞製網會社、下關一林兼商店、函館一東亞商店等に分割注文契約したが、契約内容は次の通りである。

右トワインの注文總量は四百六十噸で、此の中東亞製網百八十噸、林兼九十噸、大庭百九十噸を引受け三月上旬中浦鹽渡し一噸に付き平均六百圓見當、取引條件は昨年九月月クレデットに比し今年概ね十二月月クレデットで、露國側では前例を破棄して十二月月通し手形を振出し期限中途の書換(從來は日本の商習慣に基き賣手の金融上の便宜のため九月月手

形の場合三ヶ月乃至六ヶ月毎に書換へてゐた)を拒否してゐる。

二、林兼の浦鹽鯨輸入

成約期。三月上旬。
條件。鯨一百萬尾。浦鹽渡し一錢五厘見當。三月下旬中に受渡し。

三、八坂商事のロープ類輸出

成約期四月下旬
契約内容 マニラロープ二八九噸金額約十二萬圓、敦賀積出し浦鹽に仕向け輸出された。

四、三菱商事の露國造船注文引受

成約期五月二十日
三菱商事代表加藤恭平氏と、駐日ソヴェート通商代表部のプロドスキー氏及びシュエーモフ氏との間に左の通り契約を締結調印を了つた。

五、増田合名の露領木材

成約期六月二十一日
小樽の増田合名は駐日露國通商部木材部との間に北樺太材三隻積五萬五千石を時價より二十圓内外の高値で百石當り關稅拂込み平均二百七十圓で内地輸入の契約を結んだ。

六、日魯漁業の露領生 鮭輸入契約

日魯漁業では駐日露國通商部を経て露國々營漁業のカムチャツカ、オホーツク、ニコライエフスク漁業より左の條件で生鮭を買付輸入することを六月末二十九日契約調印した。

受渡地	種類	單價
東西カムチャツカ	紅鮭三十萬尾	四五錢
ニコライエフスク	秋鮭六十萬尾	三五錢
オホーツク	同	二十萬尾 二四錢

支拂條件は、契約調印と同時に契約金額の半額を前渡し、残半額は受渡完了後に決済すること。

七、三井の露國サント ニーン手販賣契約 見送り

露國サントニンは三井物産により一手販賣が行はれてゐたが、今年に入り英獨方面より二割見當のロシア産品と見られる安値物多量の引合あり、大阪の武田、鹽野儀商店など六月末迄に一千疋を輸入した爲め、三井取扱のサントニンは殆んど問題にされず、露國側が世界市場に對する統制を確立せざる限り、三井は露國通商部との一手販賣契約並にこれに伴ふ融資を中止するの止むなきに至り、その結果一年毎に更新する三井の一手販賣契約は當分見送りとなし、二ヶ月毎に暫定的に契約を續けることになつた。

八、大倉商事の滿俄 礦輸入

大倉商事會社では豫て駐日ソヴェート通商代表部に對し高加索産の滿俄礦三千噸の注文契約をしたが、現品は豫定の受渡期日より遅れて黒海より航路の英國船

契約内容。駐日ソ聯邦通商部は大阪同業者組同と敦賀當業者の一團との間に紅鮭八十萬尾金額約二十萬圓の買付契約を結び成約と同時に買手より通商部に對し十萬圓の前渡金を支拂つた。

一一、函館の中瀬氏のロ シヤ炭購入契約

契約内容、露國通商部と函館の中瀬捨太郎氏との間に北樺太ロカトイ炭鑛産石炭買付契約成立、十月末までにロカトイ炭一萬二千五百三十噸價格十萬七千七百六十二圓を函館に陸揚した。中瀬の契約數量は二萬噸。

一二、肥後磚茶の取引契約

駐日ソヴェート通商代表部からだん茶の大量注文を受けた熊本縣では、同縣球磨郡製茶利用組合をして指定取引を開始せしめる事となり、同組合福永事務理事は通商代表部の要請により十月十六日静岡に赴き、爾來通商代表部茶業主任ベ・ゲリヴシツ氏との間に商談を進め、だ

ペナチ號に六千噸(價額約十三萬圓)を積載し八月一日伏木に入港した。尙、大倉が三千噸を注文したるに對し六千噸を積載し來るは船腹の都合で契約通り品位五二%以上の優良品であつたので全部大倉が引受けた。

九、函館水産、靱山商 店のロシア鹽魚輸 入契約

成約期九月八日。
契約内容。函館水産販賣會社と靱山商店と露國側通商代表次席であつたブロードツキー、漁業主任ジュニコフとは左記契約書に調印した。
一、カムチャツカ鹽魚三百萬尾(五萬石)函館渡し
一、此の金額約六十萬圓で大體前年同様
一、取引條件は契約と同時に代金の半額を前渡し残金は受渡しの際支拂する

一〇、大阪同業者組合の 鹽魚輸入契約

成約期九月下旬。
た露國々營漁業のカムチャツカ産鹽魚五萬石の輸入については既述の通りであるが、十二月中旬に至り更に二萬三千石の追加契約が成立したので、總數輸入契約高は七萬三千石となり今月から明春一月中に全部の受渡を了する約定であつた。

一四、桑山製材の露領材 輸入契約

從來邦貨拂を以て取引條件としてゐた露領木材の輸入に米弗建値とする契約が初めて結ばれ業界の注意を惹いてゐる。
即ち、新潟市の桑山製材會社では十二月中旬駐日ソヴェート通商代表部の木材部との間に昭和八年一月乃至二月渡浦鹽積紅松五千石の先物輸入契約を結んだが、取引條計は新潟渡し「十九尺物百石當り一四〇米弗」「十三尺物百石當り一三五弗」で契約と同時に取引總額の一割の手附を支拂つた。代金の支拂方法は紐育ナショナルンチー銀行の對米電信賣相場により換算邦貨を以て支拂ふ事になつてゐるが弗契約の新例をたてにしてソ聯邦側

では今後の木材取引には米弗建の契約を主張するものゝ如く此の新例は邦商側に非常な不利益を齎すものと見られてゐる。

(二) 昭和八年の重要取引契約

一、日立製作所の發電機注文引受け

アンガラストロイを中心とする東部ンベリヤ乃至極東露領の第二次五ヶ年計畫の建設は一九三三年より開始されるが、この建設のために必要なる設備品の對露輸出は一昨年來減退を辿れる我對露貿易に一段の活氣を添えるものと期待されてゐる。折柄駐日ソヴェート通商部は本國の指令に基き日本で發電機を買付輸入すべく日立製作所に對し之が引合中の處昨年未同社が注文を引受け、製作に着手した。通商部は同社に對し發電機三十臺を引合つたのであるが、此の中二百馬力乃至三百馬力十一臺、價格約七萬圓の成約を見、來る三月中受渡し浦鹽仕向輸出さ

れることになつた。

二、大倉商事のロシア滿僱鑛輸入契約

本年の初めに大倉商事は高架索産六千噸、價額十三萬圓並にウラル産五百噸價額一萬圓内外の輸入契約を結び、高架索物は黒海から、ウラル物はシベリヤ經由で孰れも二月末又は三月上旬伏木港に着、同地の日本鋼管工場に供給されることになつた。

三、大倉商事のウラル・アスベスト成約

大倉商事會社は駐日ソヴェート通商代表部との間にウラル・アスベストの本邦一手販賣契約の交渉中であつたが、二月上旬漸く正式調印を了した。この結果同社は今年三千噸のアスベストをウラルから輸入する事を引受けた。同契約は一年毎に更新することになつてゐる。

四、田中商店のロシア

白金一手販賣新契約

ソヴェート聯邦のウラル産白金地金の本邦一手販賣に關する新契約が二月中旬ソヴェート通商代表部と株式會社田中商店との間に成立した。同社は一昨年三ヶ年間の期限で一ヶ月平均輸入責任を一八〇〇オンスと取極め契約したが、昨年來本邦市況不振のため輸入漸減、其他取引上の一般的事態の變化に鑑み契約の一部を更改して新契約を結んだもので新契約の要項は左の通りである。

- 一、契約期限は二ヶ年
- 一、一ヶ月の責任數一、二〇〇オンス
- 一、値段は英米市場の時價より一定%値引し受渡は東京で行ふ
- 一、契約と同時に田中商店は米貨一萬弗を保證金として通商部に支拂ふ
- 一、契約満期の際には次回契約に關し田中商店が優先權を有す

五、三菱商事の露領材一手販賣契約

の輸入に對しては値段の點で極力競争の決心をもつてゐるから、結局アウトサイダーの製品は將來輸入不可能となること明かである。要するに此度のカルテル成立の結果これ迄一ヶ年間に約三千噸の輸入を見て居つた本品も將來は値段、供給數量等が堅き統制の下に置かれる事となつたので富山、奈良方面等の賣藥製造業者も安定した状態の下に商賣を繼續し得ることになつた。

七、横山製材の露材初取引契約

本年度北樺太露材五萬石の契約が五月八日通商部木材部と清水港横山製材所との間に左記條件で成立した。

- 一、北樺太エゾ・トド中丸太六斗平均數量五萬石
- 一、受渡期日本年六、七、八月三ヶ月各月一萬五千乃至二萬石宛清水沖渡し

値段は双方にて極秘にしてゐるが、北洋材統制會の標準値段が數香六斗材四百六十五圓と發表せられた關係等より見て

ばれた契約と同様である。尙ほ此の結果昨年三菱との交渉決裂して遂に一ヶ年間に側によつて直賣された露領材は再び三菱の手に復活した譯である。

六、三井物産の露、英、獨サントニン一手販賣

蟲下し藥セメン圓の原料たるサントニンは從來主として露國より輸入せられてゐたが、此の一、二年は獨逸、英國よりも相當輸入せられ此の三國間に於て激烈な販賣競争が演ぜられて居つた。然るに昨年十一月末前記三ヶ國製造家間に於て世界的販賣協定成立し、本邦輸入値段は一キロ六百二十圓替見當に決定、非常の高値となつたが、從來露國物を一手に取扱つてゐた三井物産では此間種々斡旋の結果今回前記三國製造家の日本向輸入カルテルを結成せしめ、其の木邦一手輸入權を獲得した。而て内地市況の現状に鑑み賣値も一舉數百圓を引下げ、一キロ五百三十圓替と發表した。右カルテルではカルテルに参加しないアウトサイダーの製品

駐日ソヴェート通商代表部では過般來極東露領木材の對日一手販賣契約を締結すべく、三菱商事に對し之が交渉を進めつゝあつたが漸く意見一致を見たので二月十七日三菱側田中常務とソ側代表ピオワローフ(第一署名)並にベルツエフ(第二署名)兩氏との間に正式調印を了した契約の概要は

- 一、ソ側が本年日本に輸出すべき豫定二百萬石の七五%は三菱に一手依託販賣權を賦與し、残り二五%はソ側の直賣とす
 - 一、三菱の依託引受分とソ側直賣に屬するものゝ販賣方法は双方協定を要す
 - 一、三菱はソ側に對し本契約調印と同時に百五十萬圓の融資をなし、ソ側はこれを契約期限までに漸次決済す
 - 一、三菱の取得すべき依託手数料は賣上金額より運賃を控除したるものゝ三%とす
 - 一、契約期限は一ヶ年とし次年度契約に際して三菱は優先權を有す
- で其他の細目は大體一昨年兩者間に結

清水沖渡し税金買入負擔百石に付き三百二、三十圓見當と推測せられてゐる。兎に角これが本年出材の露材初取引で、ロシア側としては三菱との契約もある事として其の範圍外なる清水に初取引の出來た事は同方面で直賣の途を拓く前哨戦と見てもよからう。

八、ソヴェート映画獨占契約

曩に駐日ソヴェート通商部と袋一平氏との間に結ばれたソヴェート映画輸入假契約は通商部側でもモスクワの外國貿易映畫部「イントルグキノ」の承認方を要請したが此程承認して來たので、改めて五月中旬双方正式調印を了した。通商部側の發表による契約概要は左の如し。
一、ソヴェート側は袋一平に對し二ヶ年間ソヴェート映畫の日本に於ける輸入獨占權を賦與す
一、袋一平は一定量のソヴェート映畫輸入の責に任す。但し日本政府監督機關の檢閲を経たるものに限る

尙、袋一平氏を経て同國産の生フィルム、寫真材料、寫真機、映寫用化學藥品等も日蘇商會に賣渡することを約した。

露油取引關係

(一) 昭和七年の露油取引關係

一、不成立に終つた露油輸入商談

駐日ソヴェート全聯邦石油輸出聯盟(ソユーズネフチ・エクスポート)代表スホクドスサー氏を中心に「バクー」「グロイズ・ネフチ」等歐露產原油、精製油並に北樺太原油の本邦輸入に關し邦商側十餘軒との間に交渉が進められ、中には商談進行して調印開際迄漕ぎつけたものもあつたが、一として成立せず孰れも不成功に終つた。一方露國側石油代表部が日本に設置されてから早くも二年の歳月を経てゐるにも拘らず、露國產石油の本邦輸入の實績としては彼の北樺太原油の特殊

關係による輸入と朝鮮方面に年額一萬噸乃至二萬噸が輸入さるゝ以外に、本邦内地に於ける歐露方面との取引は未だ實現されてゐなかつた。

二、松方氏の露油輸入契約

この時露油取引界に彗星の如く現はれたのが松方幸次郎氏であつた。氏は八月二十七日敦賀出帆の天草丸で露油購入交渉のため入露した。これより先當時の駐日ソヴェート通商代表部石油主任スホドリスキー氏は松方氏とその入露前一年餘に亘り數十回の折衝を重ね、大體意見の一致を見たので、氏は昭和七年六月、一件書類を携へて歸國し、正式交渉開始前に一切の準備を進めたのである。ために正式交渉開始されて以來僅々旬日を出でずして日ソ石油賣買契約は締結調印されるに至つた。昭和七年並に八年の日ソ通商關係中の露油輸入の諸契約の項目において松方幸次郎氏を始め、その他露油の取引關係について詳しく述べて置いたか

ら此處では露油契約内容のみを列記するに止める。

契約期日 九月二十四日

契約内容

- 一、委託販賣を原則として運賃、關稅を控除したるF・O・B値段を基礎としたる販賣手数料制とすること
 - 一、日本主要都市に數ヶ所に順次買手の費用を以て貯油所を建設すること
 - 一、これに對しロシアはバクー・クロイズナイより精製油を供給すること
 - 一、輸送費關稅はロシア側の負擔たること
- 尙、ソヴェート聯邦石油輸出聯盟會長リヤボオール氏との契約内容については松方氏より正式發表がないので、種々な臆説が流布されてゐるが契約の相手方なるソユーズネフチ・エクスポートの斷片的發表を基礎としてソヴェート側から
- 一、契約期間は一九三三年より五年間
 - 一、期間満了の際更新契約のこと
 - 一、契約の種類はガソリン各種で並に其他の製品及原料である

通商關係

一、此期間の契約數量は最低二十萬噸で契約第一年度の一九三三年度には三萬五千噸輸入

第二年度以降五萬噸内外

一、販賣方法は委託販賣として昭和八年中に販賣會社を設立すること
等の契約要項が報せられて居ることも附け加へて置く。

三、其他露油輸入交渉

松方幸次郎氏の露油輸入契約が前述通り正式に締結調印された以外に、北樺太石油會社では豫てモスクワに出張中の稲石代表をしてソ聯邦石油輸出聯合ソユーズネフチ・エクスポートとの間に露國產石油の一手販賣交渉を行はしめてゐたが此の程に至り、大體契約大綱に關する双方の意見一致を見たので、稲石代表は本社の招電により、交渉経過報告を兼ね細目に亘る契約案打合せのため來月上旬モスクワ發一旦歸國することになつた。即ち北樺太石油會社は昭和三年以來同七年に至るまでにソユーズネフチ・エクス

スポーツを経て北樺太の同社利權油田に隣接せるソ聯邦側のサハレンネフチ・トラスト原油三十一萬五千噸を購入してゐるが、その地理的關係からソ聯邦は今後も引き続き購入方を希望して居り、既に來年度渡し五萬噸の商談が懸案となつてゐる等の狀勢に鑑み前記交渉が行はれたものであるが、交渉の結果ソユーズネフチ代表リヤボオール氏は北樺太石油會社に對しガソリン油(松方幸次郎氏契約)を除くソヴェート聯邦產石油即ち原油、重油其他一切の日本に於ける一手販賣權を賦與する旨を聲明したので、稲石代表は歸國後契約案出來次第再びモスクワに赴き契約調印の段取で、右契約成立すれば日本に於ける露油の販賣分野が二つに分れガソリンは松方幸次郎氏、原油、重油其他一切は北樺太石油會社によつて取扱はれる譯である。

一方、多年に亘り開拓された英國石油の市場である朝鮮でも、露油進出が企圖されたが、中部地方に於て露油販賣の衝に當つてゐた京城の露油販賣商會主堀清

氏と駐日露國通商部との間に悶着を惹起したりなどして一時停頓の形勢であつたが駐日ソヴェート通商代表部と朝鮮商事株式會社代表岩本恒人氏との間に全朝鮮に亘つての露油一手販賣に關する假契約が十二月二十九日に締結されるに至つた

四、極東露油の躍進と我が燃料政策

松方幸次郎氏の露國産ガソリンの一手販賣契約の正式調印に次いで北樺太石油會社の原油、重油、其他ガソリンを除く一切の露油專賣交渉も順調に進んでゐるので、該契約締結後の本邦石油界の分野に大異状を來すものとして、復々業界に大センセーションを捲起すに至つた。

即ち露油の本邦輸入については、精油は黒海沿岸のバツム港より輸送される關係上、地理的には米國、南洋方面に比し遙かに不利の地位に置かれてゐるが、北樺太石油が契約の重點を北樺太に置き同地の露營サハレンネフチ・トラスト産原油並に同地産油を原料資源として目下

建設中のハバロフスク製油場よりの將來の供給を目算として、日ソ協定が企圖されてゐるところより見ると、實際問題として同社の原油、重油類の一手輸入は地理的關係から歐露にあらすして極東にあり、しかもサハレンネフチ・トラストが立案せる第二次五年計畫（一九三三年—一九三七年）によると計畫最終年度に原油二百萬噸を産出せんとして着々之が擴張準備を進めて居り且つ現在迄の實績に徴して豫定計畫の五割内外の遂行は可能づけられてゐるから、恐らく一九三七年には百萬噸内外の原油産出が實現するものゝ如く、而して其の石油は地理的に極東を市場とする以外には採算上殆んど絶望の立場にあり、旁々將來の我燃料政策はサハレン油によつて解決されるであらうと見られてゐる。

縮後岩本恒人氏との間に正式調印を了した。該契約の内容については既に述べたから省略するが、全鮮の露油販賣が統制されたことは、朝鮮に於ける今後の露油進出にとつて看過すべからざる事柄である。

次に昨年來露油輸入交渉に積極的に乗出した北樺太石油會社では、本年に入つてもその交渉を繼續し、モスクワに派遣中の稻石代表をして同地に於て全ソ聯邦石油輸出聯盟との間に原油、重油類の本邦專賣權につき交渉を進め、他方其れとは別個にかねて駐日ソヴェート通商代表部を経て全ソ聯邦石油輸出聯盟と折衝中であつた北樺太の露側油田サハレンネフチ・トラスト産原油輸入假契約が四月下旬駐日ソヴェート通商部と同社との間に締結された。この假契約の内容も既に述べた通りであるが、從來遅々として進まなかつた露油輸入交渉が著々抄つて行き五月三日に至り北樺太石油會社のサハレンネフチ・トラスト原油十二萬五千噸今夏アハ油田山元渡しの輸入契約が駐日ソ

(二) 昭和八年の露油取引關係

若し昭和七年が日ソ通商關係において露油取引交渉の年と云ひ得べくんば、昭和八年は露油販賣戰と云ひ得るであらう。昭和八年の露油戰線は益々多事たらんとする。されば昭和八年の日ソ通商關係中の露油輸入の其後の経過中に述べなかつた六月二十日現在までに至る本年度の露油輸入交渉経過、契約内容及び、輸入露油販賣戰を紹介しよう。

一、本年の露油一手販賣契約一括

前述の通り、昭和七年十二月二十九日假契約を結んだ朝鮮全土に對する露油一手販賣契約は一月二十七日午後五時内幸町大阪ビル新館駐日ソヴェート通商代表部に於てソ側—ソユーズネフチ代表スホドリスキイ、通商代表次席プロツキ一兩氏と、朝鮮側—朝鮮商事株式會社代表取

ヴェート通商代表部との間に正式に調印され、北樺太石油はソヴェート通商部に對し代金の全額を前拂した。賣買値段は双方極秘に付すことを申合せてゐるが、圓建で契約された。

二、朝鮮の露油販賣戰

本年一月二十七日駐日ソヴェート通商代表部と全鮮の一手販賣契約を結んだ朝鮮商事會社は第一回輸入ベンゲン六百噸を輸入、三月から續々朝鮮各地に到着し全鮮の市場に出廻り、六社側と販賣競争を行つてゐることも既述の通りであるが朝鮮市場に於ける六社對露油の販賣戰は近く日本内地市場で演ぜられる同一販賣戰の前哨戰として注目されてゐる。次に其後における朝鮮の露油進出近況と白熱化する六社との販賣戰の實況とを紹介しやう。

朝鮮商事會社の露油が全鮮に亘り漸次進出増大するに伴つて所謂協定六社側との販賣競争は漸次尖鋭化し其の成行は一般に非常な興味を以て注目されてゐたが

これより先ひそかに朝鮮自動車協會聯合會と露油供給契約の交渉を進めてゐた朝鮮商事はこの程遂に同聯合會と三年期限の契約を結び、朝鮮商事は同聯合會對し契約第一年度なる今年六月一日より向ふ一ケ年間にガソリン十萬箱、第二年に十五萬箱、第三年に二十萬箱を供給する事となつた。

この結果既に漸落歩調を餘儀なくされてゐた六社側のガソリンが去る五月末まで十ガロンにつき四圓三十錢を保つてゐたものが、六月六日から京城は正味四圓釜山は正味三圓七十錢に引下げられ、露油は六社の値下に追隨して常に二十錢方下廻り、半島に於ける六社對露油販賣戰は愈々白熱化して來た。露油輸入設備の完成を急いでゐた朝鮮商事は元山文坪に一千噸タンク一基、五百噸一基を建設する事になり、來る十三日頃起工式を擧げる筈で、釜山赤崎半島にも近く五百噸タンク一基を建設する事になつてゐる。尙ほ朝鮮商事對自動車聯合會との契約内容を次に掲げて參考に供しよう。

契約の内容

朝鮮商事を甲、消費者側を乙としロソヤ産ソユーズネフチ・エクスポート票朝鮮市場に於ける飛行機票の需要契約を左の如く締結す

一、右ガソリン供給會社たる甲は本契約期間中に於ては絶對的に六社協定に加盟せず、乙との需供契約を履行し甲乙兩者は以下各條の義務を履行するものとす

二、油價協定、昭和八年五月三十一日現在の朝鮮市場油界の事情に鑑み、元山「レール」渡し一〇ガロン四圓三十錢、釜山「レール」渡し四圓四十錢、清津「レール」渡し四圓四十五錢、群山渡し其他各地方は各地を特定す
尙將來の油價變動に關しては左の條件を附す

1 將來支拂日に於ける日米爲替が二十五弗以上となりたる時は其の差額だけ値引することとす
2 本契約成立以後六社側の協定油價が五十錢以上暴落する場合には五十

錢以上の差價だけ値引することとす
三、需要供給數量協定
現在朝鮮市場の需要情勢に鑑み昭和八年五月三十一日より昭和九年五月三十一日迄の需要數量を定め本契約成立の日迄の需要數量に對し每箱一金三十錢の契約保證金を現金にて積立、需要責任を果すまで利息なしに甲へ供托す
但し本期間満了後と雖も甲の有する露國との契約存續期間内に乙の希望あれば同一條件を以て繼續するものとす

四、品質 標準

ボーム 五十八度乃至五十九度
比重 七、三として、ライ社販賣の黒貝印油に劣らざる品

五、契約保證條件

甲、乙兩者とも本契約に違反したる場合には右一ヶ年契約數量の受渡し殘數量に對し一箱一圓の違約金を相手方に辨償する事を茲に誓約す

三、松方氏の露油輸入期迫る

見られてゐたが、同社で試験の結果

一、品質は日石赤揮發と同等
一、ボームは六十度、
一、多少着色あり、ロス十四噸
と判明し、極めて良質なることが認められた。

四、朝鮮商事の露油・六社提携折衝

前述の如く、朝鮮の露油一手販賣權を握つた朝鮮商事と協定六社側との販賣競争が白熱化するに伴れ、之に對抗するため岩本朝鮮商事社長はソ側との一手販賣契約條件改訂の必要に迫られ上京し駐日ソヴェート通商部と折衝した。その結果一、露油は六社に比し平均二十錢方下廻つてゐたが現在では寧ろ露油は六社より二十錢高く、今後更に六社と競争する場合は市況により弾力性を認むること

一、浦鹽積出に對するアトバンス支拂の件は臨機の措置をとること
の諒解を得たが元來露油はダンピング

來る八月初旬中諾威タンク船ノーレ號にガソリン一萬一千噸を積載鶴見に入港することになつた松方氏露油の、本邦輸入第一船は茲數日中にバツテムを出帆する筈で、駐日ソヴェート通商部では右積出の入電を待つてゐるが、六月二十日同通商部入電によるとモスクワのソユーズネフチ・エクスポート(ソヴェート石油輸出組合)は松方氏に對し供給すべき第二船の備船手當を了し、第二船は九月上旬中に日本着の豫定で、ガソリン一萬噸を積載する旨を報じて來た。尙、露油輸入のため浦賀ドックに注文三千噸の貯油タンク二基の建設を了した松方氏側では、更に三千噸タンク二基を七月二十五日までに建設すべく、此の程浦賀ドックの名によつて、専ら同社下請工作の衝に當つてゐる高橋組との間に注文契約を結んだが、高橋組は松方氏側より材料の供給をうけて工作する筈で、豫定の期日までに仕事を了すべく急いでゐる。

かくて松方氏露油の入荷は眼前に迫つたので、同氏露油の販賣組織については

を目的とするものでなく、第一船カムチダル號の入港に際して既に從來の市價より一箱につき一圓七十錢方の値下を爲したる上更に二回に互に値下されて、契約當時の値段に比し非常に廉價なので、今後は不當の競争を避け、朝鮮商事は六社側と提携する方針をとることになり、近く朝鮮に於て折衝を開始する段取となつたので、この成行は注目されてゐることをつけ加へてこの項を終ることとする。
(六月二十一日)

日ソ貿易有望品

(一)日本の對ソ輸
出有望品

一、歐露向
電氣銅、銅線類、沃度、樟腦、薄荷油、メントール、木蠟、綠茶、茶種子、桑苗、各種の機械設備、電氣機械器具、規那、害虫驅除劑、煙草口紙、ガス、漁網、綿織物、洋紙、手工用材料(此の中にはセルロイド等を含む)製紙工場用のフェル

業界の注目の的となつてゐたが、かねて同氏に於て計畫中の各府縣を一單位とする一手供給契約を結ぶことになり、過般來全國的に折衝を開始したが、今春來田中卯三郎氏(神戸五光社長船主協會理事長)の斡旋に依り京都の多額納稅者伊藤庄兵衛氏の出資に依り、此の程四條河原町富士ビルに京都松方日ソ石油販賣所を設立し、京都府、奈良縣、滋賀縣を販賣區域とする契約を結び、松方氏に對する保證金三十萬圓を既に提供したが近く會社組織として貯油タンクを建設する事になつた。此の外神奈川、愛知、静岡等も近く各保證金十萬圓で當該縣下の一手販賣契約を結ぶ事になり、遠く樺太、琉球方面とも折衝中との事で、日石輸入によつて露油の良質が一般に裏書された折柄同氏輸入第一船の、入荷後に於ける内地市場の成行は非常な興味を以て見られてゐる。

因みに日石が北樺太石油會社を経て試験的に輸入した歐露ガソリン八千九百噸の品質については業界一般に興味を以て

ト、同じく金網類、製粉工場に使用する絹布類、護謨。

二、歐露及び亞露向

漁網漁業用物資、船舶類、罐詰用空罐工場食料品、マニラロープ、ワイヤーロープ、マニラトワイン、漁網、漁具、造船材料、銅真鍮等、軌條、機關車、加工綿糸(漁網用)、製革用劑、コブラ樹脂、塗料、鹽酸加里、各種化學藥品、エーテル油、パラフィン、特殊の鐵並に其の製品、電氣機械器具、各種電線、鐵帶、紙類、卷煙草用紙、絶縁用紙、工業用紙、ファイバ、眼鏡用硝子、手工藝用材料、ブリキ、皮革、製靴用諸機械、化學工業用、製紙用、鑛業用機械、金屬工業用、複寫用、煙草製造用、電氣用、林業用、硝子製造用、手工業用機械用品、市街諸設備、工業用諸工具、製圖測量用具、ベルト類、各種電氣施設、電氣製品、畜産用材料、各種藥品及び其原料、醫療器械、米、砂糖、香料、アルミニウム、食器類、鉛筆、ペン、ガラス、食用家畜。

(二)ソヴェートの對日輸出有望品

木材、バルブ、鮭鱒生魚並に鹽魚類、重油輕油其他製精油等、白金、イリジウム、ウラル寶石類、小麥、穀類及製粉燕麥、亞麻纖維、剛毛、豚毛、羊毛、昆布、豆粕、蜂蜜、食用バター、肉類、アズベスト、雲母、滿鐵鑛、亞鉛鑛、サントニン、トルクニヤンカ、其他藥草、肥料、獸骨、苛性曹達灰、鐵、古鐵、毛皮、家畜ニコチン、綠ナフタリン、ステアリン、膠スペルミン、アンチヘブリン、ブリキ屑、青銅屑、革屑、各種ボロ、澱粉、ウオッカ、葡萄酒、菓子、農民手工品、煙草、綿花、砂糖、皮革、麻、ア麻麥角、柔毛、鳥毛及馬毛、重石、鹽、日向葵、種油、クルミ、絨毛豆油、其他植物性油小果實。

ソ聯邦第二次五ヶ年計畫による極東開發日ソ貿易

(一) 産業及農業殊に輸出向生産に全力を盡し
(二) 太平洋沿岸の貿易を發達せしめ
(三) 西比利亞及歐露との經濟關係を密接ならしむる順序である。

ソ聯邦國民經濟五ヶ年計畫は全般的に見れば無論大增産を目論んで居るが、極東地方は前述の如く歐露とは遠隔の地にあるから之と伍して進む理に行かない事情がある。従て第一次五ヶ年計畫にては第一期とし、エニセイ河迄を建設及工業化の範圍として極東とエニセイとの間にある西比利亞の一部及びブリヤト蒙古共和國は第二次五ヶ年計畫によつて漸く完全なる發達を期待されて居る。

然るに一九三二年末を以つて第一次五箇年計畫は完了し、一九三三年始めより第二次五ヶ年計畫が遂行されつゝあるが第二次五ヶ年計畫においては極東の開發に力瘡が入れられて居り、且つ極東地方は歐露とは切離して建設すべく餘儀なくされてゐるから、第二次五ヶ年計畫により極東及びシベリヤの新企業建設に必要

通商關係

極東露領はその名の示す如く歐羅巴露西亞から地理的に非常に遠隔の地點に位してゐるばかりでなく、經濟的、文化的にも比較にならぬ程立遅れてゐる。人口の密度も極度に稀薄であれば、産業發達の度合も非常に幼稚である。これは全體としての露西亞そのものが帝政時代においてヨーロッパ諸國よりも遙かに遅れてゐたところへもつて來て極東露領の産業的經營などは殆んど全く放擲して顧みなかつた爲である。否顧みる餘裕がなかつた爲である。従つてソヴェート政府當局は經濟開發五ヶ年計畫を歐露と完全に同一の條件で極東において施行することは困難である。就中五ヶ年計畫の一主要眼目たる工業化のテンポを極東露領において歐露におけるが如くしかく急速に取り上げることは許されない。そこでソヴェート政府當局は極東露領開發の重心を、其隣接地方との經濟關係就中通商關係を密接ならしむることの上に置いてゐる。即ち其實行方針としては、

(一) 過剩地方の人口を移民せしめ

な港灣建設、造船、漁業、電氣、機械製作、鐵道要材、綠茶等は日本より相當多く輸入される可能性が充分ある譯である。従つてソ聯邦の第二次五ヶ年計畫、特に該計畫による極東開發は、日ソ貿易の、今後の發展に重大關係があると云はねばならない。極東開發と日ソ貿易との相互關係を無視すべからざる點を強調し、極東開發の過去、現在、將來の計畫等々數字に關する紹介についてはソヴェート聯邦の部の産業五ヶ年計畫中において詳述するから、是非参照されんことを附加へて置く。

對露輸出補償法と實績

(一)輸出補償法

(昭和五年五月十六日法律第六號)
第一條 政府は本法施行地内に住所又は營業所を有する者が内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生産製造又は加工せられたる商品を本法施行地より國務大臣

の償還又は支拂を受けたるときは其の金額

第四條 銀行は補償を受けたるときは其の
の手形に付遅滞なく償還請求權其の他
の手形上の權利を行使すべし但し其の
權利の行使に要する費用が其の行使に
依りて得べき金額を越ゆるものと認め
らるゝときは主務大臣の認可を受け其
の權利の全部又は一部を行使せざるこ
とを得

銀行は命令の定むる所に依り前項の權
利の行使に依りて得たる金額より滿期
日以後の利息及銀行が其の權利の行使
の爲支出したる費用を控除したる殘額
を政府に納付すべし

第五條 第一條の契約に於て左の各號に
該當する定を爲したるときは前條の規
定は之を適用せず但し償還請求權以外
の手形上の權利の行使に依りて得たる
金額の處分に就ては此の限に在らず
一、荷爲替手形の振出人及支拂人が命
令を以て定むる資格を有し其の手形
が注文に依り商品を輸出する爲振出

地に支店を有するものとす

第三條 政府と補償契約を爲さんとす
る銀行は毎年商工大臣の指定する期日ま
でに左の事項を記載したる申請書を商
工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類
二、補償契約の各種類に付ての損失補
償金額の限度

三、補償を受くることを得べき荷爲替
手形(以下補償手形と稱す)を買取る
べき營業所の名稱及位置

第四條 政府が銀行と補償契約を爲した
るときは商工大臣は其の銀行が補償手
形を買取るべき營業所の名稱及位置並
に補償契約の種類を告示したる事項に
變更ありたるとき亦同じ

第五條 銀行が補償手形を買取ることを
得る期間は補償契約を爲したる日の屬
する會計年度内とす

第六條 銀行は商工大臣の承認を受け補
償契約の種類、損失補償金額の限度又
は補償手形を買取るべき營業所の變更
を爲すことを得

輸出補償法施行期日

(昭和五年七月三十日勅令第百
四十四號)

輸出補償法は昭和五年八月一日より之を
施行す

(二)輸出補償法施
行規則

(昭和五年七月三十一日省令第七號)
(昭和七年一月十四日省令第一號改正)
(昭和七年三月三十一日省令第二號改正)
(昭和八年四月一日省令第一號改正)
輸出補償法施行規則左の通定む

第一章 荷爲替手形ニ關
スル補償契約

第一節 總 則

第一條 輸出補償法第一條の契約は甲種
補償契約及乙種補償契約の二種とす

第二條 政府と補償契約を爲すことを得
る銀行は内地に本店を有するものと又は
朝鮮、臺灣若は樺太に本店を有し且内

第七條 銀行は左の荷爲替手形を補償手
形として買取ることを得す

一、一覽後定期拂の手形に在りては滿
期日が一覽後四月を越ゆるもの

二、一覽拂及一覽後定期拂の手形以外
の手形に在りては滿期日が振出の日
より六月を越ゆるもの

三、額面金額が附屬荷物の發送の地又
時に於ける其の價額に到達地までの
運賃、保険料其の他の費用を加算し
たる金額又は附屬荷物の契約價額を
超ゆるもの

四、附屬荷物の保險價額の全部を保險
に付せざるもの但し荷受人に於て其
の金額を保險に付すべき旨の契約あ
る場合は此の限に在らず

第八條 銀行は補償手形を買取らんとす
る場合に於て振出人の住所若は營業所
又は附屬荷物の生産、製造若は加工せ
られたる地域に付輸出補償法第一條に
該當せざる疑あるときは其の手形の買
取を求むる者をして之に關する證明書
を提出せしむべし

第九條 銀行が補償契約に基き補償手形
を買取りたるときは左の事項を記載し
たる届書に其の手形、之に附屬せる船
荷證券(小包郵便に依る場合には其の
受領書)及送狀の各寫、補償料に關す
る計算書並に前條の證明書を添附し七
日以内(休日不算入せず以下同じ)に
之を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類
二、手形の番號
三、銀行が手形を買取りたる年月日及
營業所の名稱

四、手形の額面金額
五、手形の振出人の氏名又は商號及住
所又は營業所

六、手形の支拂人の氏名又は商號及住
所又は營業所
七、附屬荷物の生産、製造又は加工せ
られたる地域

八、附屬荷物以外の擔保あるときは其
の種類及種類別に依る價額

九、滿期日以後の利息に付特別の約款
あるときは其の約款

第十條 補償手形を買取りたる銀行は補償料を歳入徴收官の指定する期日まで其の指定する日本銀行の本店、支店又は代理店に納付すべし

第十一條 銀行は補償手形が引受ありたる時附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形（以下引受渡條件の手形と稱す）の場合に於ては引受前に、支拂ありたる時附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形（以下支拂渡條件の手形と稱す）の場合に於ては支拂前に附屬荷物を引渡すことを得ず

第十二條 補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付左の事項を遅滞なく商工大臣に届出づべし
一、引受拒絶ありたる時は其の事實及年月日
二、全部又は一部の支拂ありたる時は其の事實、金額及年月日
三、支拂人の信用状態著しく變化し支拂に支障を生ずる虞ありと認めらるるときは其の事實

第十三條 補償手形を買取りたる銀行は

第二十一條 前條の期間は一覽拂又は一覽後定期拂の手形に在りては銀行が商工大臣の承認を受けて定むる日數又は其の日數に一覽後の期間を加算したるものとす

前項の規定は前條の利息を算出する場合に於て其の基礎となるべき期間に之を準用す

第二十二條 第二十條の補償料を算出する場合に於て補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるるときは銀行が其の手形を買取りたる時の電信爲替賣相場に依り其の金額を日本の通貨に換算するものとす

前項の電信爲替賣相場は横濱正金銀行の建値に依る

前項の建値なきときは第一項に依る換算は商工大臣の定むる率に依る

第二十三條 銀行が甲種補償契約に基づいて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に変更したるときは其の事實及年月日を記載したる届書に追納すべき補償料に關する計算書を添附し

其の手形を讓渡すことを得ず

第十四條 銀行の政府に對する損失補償の請求は其の手形の満期日後六月以内に之を爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず

第十五條 政府の銀行に對する損失の補償は補償契約に定むる損失補償金額の限度内に於て之を爲すものとす

第十六條 政府は補償手形の満期日に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が銀行の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於ては補償の責に任ぜず

第十七條 輸出補償法第一條に依り指定する地域の中戦亂、恐慌等の爲取引上の危険特に大なりと認めらるるものある時は商工大臣は銀行に對し其の地域に商品を輸出する爲振出された補償手形の買取を一定の期間停止すべきことを命ずることあるべし
商工大臣前項に依り停止を命じたるときは其の旨告示す

七日以内に之を商工大臣に提出すべし

第二十四條 銀行が甲種補償契約に基づいて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に変更したるときは其の手形の満期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付第二十條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第二十五條 甲種補償契約に基づき補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付遅滞なく償還請求權其の他の手形上の權利の保全の爲必要なる手續を爲すべし

第二十六條 甲種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物其の他の擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第二十七條 甲種補償契約に依り銀行が政府に對し損失補償の請求を爲さんとするときは補償を受けんとする金額及

第十八條 補償契約を爲したる銀行が第九條の手續を爲したる後補償手形に關し本則に依り申請、請求其の他の手續を爲すときは其の書類に左の事項を記載すべし
一、補償契約の種類
二、手形の番號
三、振出人の氏名又は商號
四、支拂人の氏名又は商號

第二節 甲種補償契約

第十九條 甲種補償契約とは損失補償の割合が百分の七十なるものを謂ふ

第二十條 甲種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額（利附手形に在りては満期日までの利息を加算したるものとす）及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす
一、引受渡條件の手形に在りては百圓に對し一日三厘四毛
二、支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し一日一厘三毛

満期日に支拂を受くること能はざりし事由を記載したる請求書に損失に關する計算書及支拂拒絶證書の謄本其の他の支拂を受くること能はざりしことを證する書面を添附して商工大臣に之を提出すべし

第二十八條 補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるる場合に於ては前條の補償を受けんとする金額は満期日の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす第二十二條第二項及第三項の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第二十九條 第二十七條に依り政府に對し損失補償の請求を爲したる後銀行が補償前に其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を遅滞なく商工大臣に届出づべし

第三十條 甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が輸出補償法第四條第一項但書に依り認可を受けんとすときは申請書に權利の行使に要する費用及其

の内譯並に其の行使に依りて得べき金額及全部又は一部の償還又は支拂を受くるの見込なきときは其の事由を記載し商工大臣に之を提出すべし

第三十一條 甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を記載したる届書に第三十二條に依り政府に納付すべき金額に關する計算書を添附し遅滞なく之を商工大臣に提出すべし

第三十二條 甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額より左の各號に掲ぐる金額を控除したる残額の百分の七十を政府に納付すべし

一、満期日に支拂を受くること能はざりし金額に對する満期日以後補償日の前日までの利息(補償前に其の金額に付一部の償還又は支拂ありたるときは其の日以後の期間に付ては其の残額に對する利息)

一、引受渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付二圓、其の後の期間に付一日六厘六毛

二、支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付八十錢、其の後の期間に付一日三厘三毛

第三十九條 銀行が乙種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受條件に變更したるときは其の手形の満期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付前條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第四十條 乙種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第四十一條 乙種補償契約に於て補償手形の満期日に支拂を受くること能はざ

二、銀行が償還請求權其他の手形上の權利の行使の爲支出したる費用
第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第三十三條 補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるる場合に於ては前條の支拂を受けたる金額は支拂を受けたる時の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす

第三十四條 第三十二條の場合に於て銀行の取得すべき金額又は政府に納付すべき金額の中既に取得し又は納付したるものあるときは其の残額に付計算するものとす

第三節 乙種補償契約

第三十五條 乙種補償契約とは損失補償の割合が百分の六十にして輸出補償法第五條第一號及第三號に該當する定あるものを謂ふ

第三十六條 輸出補償法第五條第一號の

るに至りたる事由が振出人の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於て銀行が政府より補償を受けたるときは銀行は損失補償金に相當する金額及之に對する補償日以後の利息に付遅滞なく償還請求權を行使すべし但し償還請求權の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を越ゆるものと認めらるるときは商工大臣の承認を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

銀行は前項の權利の行使に依りて得たる金額より銀行が其の權利の行使の爲支出したる費用を控除したる残額を政府に納付すべし

第三十條の規定は第一項但書の場合に第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十二條 乙種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額より第三十二條第一項各號に掲ぐる金額を控除したる残額の百分の六十を政

手形の振出人は輸出組合若は其の組合員又は二年以上引續き輸出を業とし信用確實なる者なること、其の支拂人は銀行が豫め商工大臣の承認を受たる者なることを要す

第三十七條 銀行が乙種補償契約に基きて補償手形を買取りたるときは第九條の書類の外注文ありたることを證する書面及振出人が輸出組合又は其の組合員に非ざるときは二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面を商工大臣に提出すべし

前項の二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面は既に他の手形に付之を提出したる場合に於ては其の事項に變更なき限り其の旨を表示し之を省略することを得

第三十八條 乙種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額(利附手形に在りては満期日までの利息を加算したるものとす)及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

府に納付し、百分の四十を銀行に於て取得すべし但し銀行が其の損失に付既に全部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額を、一部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額の中より残餘の損失を填補し尙殘額あるときは之を償還をなしたる者に返償するものとす

第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十三條 第二十一條乃至第二十三條第二十五條、第二十七條乃至第三十一條、第三十三條及第三十四條の規定は乙種補償契約に關し之を準用す

第二章 約束手形に關する補償契約

第四十四條 輸出補償法第七條の約束手形は「ソヴェート」聯邦に商品を輸出したる爲受取りたるものとす

前項の約束手形の振出人は内地に於ける「ソヴェート」聯邦通商代表部の名に於て署名を爲すの權利を有する者なる

ことを要す

第四十四條の二 銀行は満期日が振出の日より十二月を越ゆる約束手形を補償手形として買取ることを得ず

第四十四條の三 書換の爲振出されたる約束手形にして其の満期日が最初の手形の振出の日より十二月を越ゆるものは商工大臣の承認を受くるに非ざれば銀行は之を補償手形として買取ることを得ず

第四十五條 約束手形に關する乙種補償契約の場合に於ては其の手形の受取人は輸出組合又は其の組合員なることを要す

第四十六條 銀行が約束手形に關する補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる届書に其の手形、商品の輸出に關する船荷證券及送狀の各寫補償料に關する計算書並に第五十二條の規定に依り準用する第八條の證明書を添附し七日以内(休日を算入せず以下同じ)に之を商工大臣に提出すべし

最初の三十日に付一圓、其の後の期間に付一日六厘六毛

第五十條 銀行が第四十七條に依り新し形を補償手形と爲したるときは其の額面金額及書換の日より満期日迄の期間に付左の割合に依り算出したる金額を補償料として政府に納付すべし

一、甲種補償契約に於ては百圓に對し 一日二厘七毛

二、乙種補償契約に於ては百圓に對し 一日六厘六毛

第五十一條 約束手形に關する甲種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第五十二條 第一條乃至第六條、第八條第十條、第十二條乃至第十九條、第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十五條第四十一條及第四十二條並に第四十三條の規定に依り準用する第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十一條及第三十四條の規定は約束手形に關

は銀行は其の新手形を補償手形と爲すことを得

前項の場合に於て新手形の満期日が最初の手形の振出の日より十二月を越ゆるときは商工大臣の承認を受けるたとき限り其の新手形を補償手形と爲すことを得

第四十八條 銀行が前條に依り新手形を補償手形と爲したるときは左の事項を記載したる届書を書換の日より七日以内に商工大臣に提出すべし

一、新手形の番號

二、書換の年月日

三、新手形の満期日

第四十九條 約束手形に關する補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、甲種補償契約に於ては百圓に對し 一日二厘七毛

二、乙種補償契約に於ては百圓に對し

する補償契約に關し之を準用す

附 則

本則は輸出補償法施行の日より之を施行す

昭和七年省令第一號附則

本令は公布の日より之を施行す

昭和七年省令第二號附則

本令は昭和七年四月一日より之を施行す

昭和八年省令第一號附則

本令は公布の日より之を施行す

(三) 輸出補償法第一條の規定に

依る指定地域

(昭和五年七月三十一日告示第三十八號) (昭和六年十一月二十四日告示第六十二號) (昭和八年二月十三日告示第六號)

輸出補償法第一條の規定に依る地域を左の通指定す
一、メキシコ、グアテマラ、サルヴァドル、ホンヂュラス、英領ホンヂュラ

ス、ニカラグア、コスタ・リカ、パナマ、キューバ、ハイチ、ジャマイカ、其の他中部亞米利加又は西印度諸島に屬する地域

二、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、ボリヴィア、アルゼンティン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、佛領ギアナ、蘭領ギアナ、英領ギアナ、ヴェネズエラ、其の他南部阿米利加に屬する地域

三、エジプト、スーダン、エシオピア、英領ソマリランド、伊領ソマリランド、ケンヤ、ウガンダ、タンガニカ、南ローデシア、北ローデシア、葡領東阿弗利加、マダガスカル、南阿弗利加聯邦、アンゴラ、白領コンゴ、佛領赤道阿弗利加、ニジェリア、ゴールド・コースト、リベリア、シエラ・レオン、佛領ギネア、葡領ギネア、セネガル、リオデオロ、モロツコ、アルジェリー、テュニス、リビア、其の他阿弗利加ニ屬スル地域
四、ルーマニア、ブルガリア、希臘、歐

- 五、アフガニスタン、ベルシア、イライク、アルメニア、亞細亞土耳其、シリヤ、パレスタイン、その他アフガニスタン及ベルシア以西の亞細亞に屬する地域
- 六、ソヴェート聯邦
- 七、瑞典、諾威、フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、チエツコスロヴァキア、奥地利、ハンガリー、西班牙、ポルトガル、英領マルタ、英領ジブラルタル
- 八、ニュー・ジー・ランド
- 九、丁抹、和蘭、白耳義
- 十、暹羅、佛領印度支那、比律賓群島及蘭領ジャバ島を除きたる南洋諸島

(四) 對露輸出補償

一、昭和五年度輸出補償

昭和五年度即ち日本政府の輸出補償法

實施日たる五年八月一日以來同年度末たる六年三月三十一日に至る八ヶ月間の日本政府の輸出補償手形買取実績を見るに各國向補償手形買取總額は九百三十一件百九十九萬二千九百八十二圓三十八錢にして之が補償料は二萬三千三百六圓六十四錢であるが、其内對ソヴェート輸出手形は六十六萬一千六百七十九圓三十七錢に達し其手形の種別並に商品別を示せば左の如し。

對ソ買取手形種別	
甲種(七件)	一八二、九六二・五二
乙種(二六件)	四七八、七一六・八五
合計(三三件)	六六一、六七九・三七
對ソ買取手形商品別	
粗製沃度	(八件) 一九、四七五・三〇
精製樟腦	(二件) 二七、三〇四・四五
雜貨	(一件) 五、四四・六〇
漁網	(一四件) 三四、五九〇・九
茶	(六件) 一六、五八・七三
カツチエクス	(一件) 一五、一四七・三
紙	(一件) 三、一八〇・〇〇
合計	(三三件) 六六、六七九・三七

一、昭和六年度輸出補償

実績

昭和七年度十二月月間(昭和六年四月一日—昭和七年三月末日)の各國向輸出補償手形買取總額は四百九十五萬六千五百四十五圓六十六錢にして、之が補償料は九萬九千八百四十圓四十八錢であるが此中絶對過半を占むるソヴェート向輸出補償手形は件數百十六件、總額二百八十九萬二千二百四十七圓に達したが、之れを各輸出商品別に示すと左の通りである

對ソ買取手形商品別	
食料品	一三、一〇七
機械類	三〇、九二
漁網	三五、九六
マニラロープ	五九、八九
製茶	一、〇六九・六三
ハツキング	八六〇
コムバンド	八六〇
其他	六四、七四
合計	三、八九三・四七

三、昭和七年度輸出補償

実績

昭和七年度十二月月間(昭和七年四月一日—昭和八年三月末日)の各國向輸出補償手形買取總額は九百四十二萬五千九百四十九圓にして、之が補償料は十二萬八千三百四十三圓四十七錢であるが、此中ソヴェート向輸出補償手形は件數百三十三件總額三百八十三萬五千九百四十九圓に達したが、之れを各輸出商品別に示すと左の通りである。

對ソ買取手形商品別	
食料品	三、〇五圓・三錢
藥品類	六、二〇〇圓・〇錢
食料品	六、二〇〇圓・〇錢
機械類	九、九四圓・八三錢
漁網	四、三六〇圓・一九錢
マニラロープ	三、三三三圓・五錢
緑茶	六、四七五圓・七錢
空罐	三、五、四八〇圓・〇錢
其他	一、九八、〇二圓・八錢
合計	三、八五、九四九圓・二錢

四、昭和八年度四、五月

通商關係

輸出補償実績

昭和八年度に入りて四月及五月の兩ヶ月に於ける對ソ輸出補償の実績は左の通りである。

品名	金額	件數
マニラロープ	三〇九、三七・四九	一三
空罐	六四、三〇・〇〇	六
日本紙	三〇、三三・〇〇	一
鐵製品	三、八、九四・五	三
電機器具	六四、〇五・七七	三
石炭	一七、三〇・〇〇	一〇
野菜類	八五、三六・九三	五
漁網及綿糸	六五、七五・三〇	二
緑茶	一〇、四七・三三	二
合計	一、七五、六四・八六	四

右の内緑茶五萬六千九百七圓二十九錢は前年度に補償手形として買取られ、今回はその書換へをなしたものである。尙五月中にマニラロープ及トワイン約六萬圓餘が補償にかけられたるも、書類未着の爲こゝには省略して算入しなかつた。これを要するに四月中の補償手形件數

は二十八件その金額壹百貳拾七萬參千參百四拾壹圓壹錢であり、五月は件數十五件その金額四拾貳萬五千四百貳拾六圓五拾六錢といふ非常な減額である。以上二つを合したものに書換へ分五萬六千九百七圓貳拾九錢を加算すれば、曩に掲げた總計額となる譯である。

對露取引の金融状態

對ソ取引と云へば明かに國際貿易で國際貸借關係を生ずるは當然であるが、聯邦貿易制度の特種性に基き金融は全然國內金融に屬し、商品代金の決済は外國爲替に依らずして、全部内國爲替で行はれる。而も使用される手形は外國爲替又は内國爲替に用ふる如き爲替手形ではなくて全部約束手形であることも特色である元來ソ聯邦内地に於ては手形と云へば殆ど約束手形に限られ爲替手形は使用されず、遠隔地との取引も本邦内地の取引に於ける如き荷爲替決済でなくて、荷物關係書類を以てする代金取立の程度にて、之に對し被依頼銀行が前貸又は内地渡を

なすに過ぎず、内地に所謂荷爲替の取引等は全然見ない。(對外國關係の取引は異なる)従て爲替手形 Bill of exchange に相當するものに「送金手形」なる文字が用ゐられて居り、取引上爲替手形は全然其用がなく、手形と云へば約手と同意義に用ゐられて居た。通商代表部にては御都合とあれば約手でも爲替でも發行すると云ふが、上述の如き慣習があつた外に、昨今の日ソ取引は、荷爲替を組むよりも B/L を通商部に引換に約束手形を買へば引受も一時に終ると云ふ便利もあるから爲替手形は全然使用されず、約束手形の形式によつて行はれるものである。

一、最近三ヶ年の對ソ輸出補償適用金額

斯の如き特異性を持つ對ソ取引において昭和七年度十二ヶ月間(自昭和七年四月一日至八年三月三十一日)の本邦對ソ輸出金額中補償法の適用を受けた金額は三百八十三萬五千九百四十九圓にして、此最近三ヶ年間の對ソ輸出貿易と補償適

用金額とを比較すると左の通りである。

對露輸出金額中補償法の適用を受けたる金額

昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
件數	件數	件數
自八月至翌三月 六六、六七・三三	自四月至翌三月 二、八九、三三・〇五	自四月至翌三月 三、八三、九四・〇一
金額に對する比	金額に對する比	金額に對する比
三三・三	二一・六	三三・六

二、昭和八年度對ソ輸出補償額

最近議會を通過した商工省の昭和八年度豫算によると、輸出補償金額は總計九百三十一萬三千圓であつて、その中對ソ輸出に振當てらるる補償金額は六百五十萬圓である。

右の六百五十萬圓中には甲種(七割補償)と乙種(六割補償)とが含まれてゐる譯であるが、對ソ輸出は大部分乙種として取扱はれる點から計算すると、受命銀行は約一千八十萬圓ほどの通過部振出し手形を買取ることが出来る、だから、

これを従来の補償金額に比較すると一躍して數倍に増加した譯であつて、對ソ輸出貿易は、それだけ發展性を帯びてきたと云つてもよいであらう。

三、年度後に亘る契約

補償金額の増加したこと以外に、尙一つ注目すべき新事項は今度の議會で商工省は、銀行との間に「昭和八年度以降三箇年度内に於て國庫の負擔となるべき契約を昭和八年度に於て結ぶことを得」といふ承認を得た件である。

これまでは、右の契約が二箇年となつてゐたのであるけれども、今回更に一箇年だけ延長された譯である。その結果どういふことになるかを實例によつて説明すると、例へば年度末三月初に、支拂期限十五ヶ月の手形を補償にかけたと思つても、これまでは銀行が、それを補償手形として受取ることが出来なかつた。といふ譯は、三月が年度末のため一ヶ月より餘つてゐない所へ、次の年度十二ヶ月を加算しても十三ヶ月となるまでで

るやうである。商賣の成立を望む當業者が勢ひこれに引きづられるのも亦やむを得ないことと云はねばなるまい。

そこで對露輸出組合は、最近の或る機會に於て、通商代表と支拂期限に就いて腹藏のない意見を交換した。その結果、双方の都合を斟酌して、當分支拂期限は次の如き標準によるのが、兩國貿易の進展を圖る上に必要であらうといふ意見に一致した。

- 一、有色金屬類(例へば銅の如きもの) 九ヶ月
- 一、食料品(茶及漁網類、魚網用綿糸を含む) 十二ヶ月
- 一、ロープ及ツイイン類 十五ヶ月
- 一、船 船 十八ヶ月
- 一、電気設備及一般機械類 (金額の多少に依り) 十五ヶ月乃至十八ヶ月

一、鐵道用材料 二十ヶ月
但し前掲以外の商品は其の種類に依り前記各項に準ず。
右は通商部と對露輸出組合との間に、

箇年度に亘るだけでは、以上の如き場合結局十五ヶ月の手形を、直ぐ補償にかけることが出来ないものである。ところが今回三箇年度に亘り得るやうになると、銀行は三月初に支拂期限十五ヶ月の手形を補償手形として買取つても差支ないことになる。昨今の如く通商部が、支拂期限の延長を希望してゐる状況の下に於て、かくの如く年度を一年だけ多く跨つてもよくなつた事が、對ソ輸出に従事する當業者へ、多大の便宜を與ふるものであることは云ふまでもない。

四、商品別の支拂期限

最近の實例に徴すると、ロープ及ツイイン類は、支拂期限十五ヶ月の條件で以て、通商部と當業者との間に商談が纏つた。これは對ソ輸出に於ける最近の一例に過ぎないが、總じてどの商品も支拂期限は延長され氣味である。當業者は何人も支拂期限の短いことを希望してゐるに違ひないが、通商部側は自國の經濟關係からして、年一年と長い取引を希望す

正式の取極めが結ばれたといふのでなく謂はゞ双方が之を諒解したいといふ程度なのである。

その品目は一々舉示してないため、前掲以外の商品に就いては、但し書にもある通り、その都度どの項に準すべきかを考慮せねばならぬ。例へば、薬工品はその性質上ロープやツイインに準じて十五ヶ月の部に入れるといつた類である。

尤も右に決めた期限といふものは、補償にかかると最大限を表示したもので、それよりも短い期限でも差支へないことは言ふまでもない。さう云ふ點は當業者の都合によることであるから、當業者に於て通商部と協議し得る譯である。因にこの支拂期限は組合から商工省へ申請して既に商工省の承認を得てある。

五、補償手形の期限

従来の規定に依ると、通商部振出し約束手形を補償にかけやうとするには、手形一通につき六ヶ月以上の期付は許されてゐなかつたのである。だから、六ヶ月

以上の支拂期限には、必ず途中で手形の書換をしなければならぬ。従つて昨今のやうに支拂期限が段々長くなると、一つの取引に於て、手形を二度乃至三度も書換へねばならないため、手續上非常に不便が多い。そこで組合が其點を詳細商工省へ申請した結果、輸出補償法施行細則の一部を改正して、四月一日から約束手形の期付を十二ヶ月まで延長し得ることとなつたことは既報の通りである。つまり十五ヶ月支拂の契約に於ては、三ヶ月と十二ヶ月、若くは六ヶ月と九ヶ月いづれにせよ、途中で一回書換ればよいやうになつた譯である。

六、受命銀行の追加

對ソ輸出に關係ある受命銀行は、これまで

- (一) 横濱正金銀行
- (二) 朝鮮銀行
- (三) 北海道拓殖銀行
- (四) 北海道銀行
- (五) 加能合同銀行

- (六) 加州銀行
 - (七) 三十五銀行
 - (八) 大垣共立銀行
 - (九) 敦賀二十五銀行
 - (十) 名古屋銀行
- の十行であつたところ、昭和八年度よりは、更に安田銀行を一つ追加することとなつた。
- 安田銀行は大阪、名古屋、横濱、東京及函館の五店に於て補償手形を取扱ふことになつたのであるから、同行と取引關係を有する當業者にとつては同行を利用し得る便利が出来た譯である。

昭和七年度の日ソ

收支勘定

兩國の貸借關係を算出するは容易でない。

貿易上の收支の外に種々雑多の勘定があつて正確に知り難く、只概數を知る程度に過ぎない。

日ソ間の貸借を算出すると大體左記表の通りであつて、一九三一年度に於ては

四百五十餘萬圓の支拂勘定となつてゐる。尙左記列記の外受引勘定としてソ聯邦機關の本邦に駐在に依る支出及觀光客の出費等幾分ある筈なるも之等は在ソ聯邦本邦公館の支出と相殺して大過なきものと思ふ故、右何れをも除外した。

駐ソヴェート通商部發表の昨年の日ソ貿易(漁業、利權關係を除く)は輸出五千九百二十萬七十一圓、輸入一千八百八十五萬二千圓で差引五百九十三萬一千八百二十九圓の入超を示したが貿易外諸勘定を含む同年の兩國貸借勘定は左の通りである。

對ソ貸借勘定

- (一) 對ソ支拂勘定
 - 一、露領漁業關係 六、七九、七四留
 - イ、漁區租借料 六、七九、七四留
 - 邦貨換算(アコ社債一留につき三十二錢五厘換) 三、二〇〇、二〇〇圓
 - ロ、同抵代稅邦貨換算 六、六六、〇〇留
 - ハ、特別報償金 三、五、〇〇〇
 - ニ、制限超過料並に繁殖保護稅

邦貨換算(三十二錢五厘換) 六、七九、七四圓
ホ、一九三〇—三一年度分未納金 三、五〇、三三

- 合計 三、五一、九六
- 二、貿易入超額 五、九三、八元
- 三、北樺太利權關係 四、八〇、〇〇〇
- (二) 對ソ受取勘定
- 一、貨船料及勞働者雇傭賃銀 五、三三、七三圓
- 差引支拂勘定 四、五九、九三

本邦對露關係者一覽

(一) 輸出入關係

名 稱	營業種別
日魯漁業株式會社	魚類輸入
株式會社靱山商店	鹽魚輸入
北光水産株式會社	鹽魚輸入
リュウリ商會	魚罐詰其他水産物
	一般輸出入

通商關係

三井物産株式會社	サントニン輸入一般輸出入
三井礦山株式會社	亞鉛鑛輸入
三菱商事株式會社	木材一手販賣其他一般輸出入
大倉商事株式會社	滿俺鑛、石綿輸入
古河電氣工業株式會社	銅線及ケーブル輸出
北樺太石油株式會社	石油輸入
松方日ソ石油販賣所	石油輸入
日蘇通商株式會社	輸出入一般
東邦商工株式會社	滿俺鑛輸入
淺野物産株式會社	古鐵輸入
株式會社新潟鐵工所	各種モーター機械類輸出入
住友合資會社東京販賣店	銅線、鐵管、電氣機械輸出
株式會社池貝鐵工所	ダイゼル・エンジン輸出
株式會社日立製作所	電氣機械類輸出
沖電氣株式會社	電機及材料輸出
ハンセンアチツク・モーター株式會社	モーター類輸出

清水貿易株式會社機械類其他一般輸出入	戶畑鑛物株式會社 發動機、機械類輸出
株式會社林鐵工所 罐詰製造用機械	東洋工業用品株式會社 各種モーター機械類
株式會社田中商店 プラチナ輸入	東京製綱株式會社 各種ロープ類輸出
八坂商事株式會社 各種ロープ類輸出	株式會社福島商店 製罐材料輸出
東京瓦斯電氣工業株式會社 旋盤機械類	日本アスベスト株式會社 アスベスト輸入
文化貿易商社 同	友田合資會社 各種藥品輸出入
株式會社鳥居商店 サントニン其他藥品輸出入	株式會社小西新兵衛商店 サントニン輸入
株式會社田邊吾兵衛商店 同	東洋葉煙草株式會社 煙草輸出入
袋 一平 映畫輸入	地上映畫社 同
日米商事合名會社 一般輸出入	

杉林製練所 滿俺鑛輸入
 株式會社野澤組 一般輸出入
 株式會社梅田商會 同
 日露實業株式會社 同
 帝國製麻株式會社 亞麻輸入
 大日本鹽業株式會社 鹽 輸入
 日本沃度株式會社 沃度其他藥品輸出
 日本鋼材株式會社 鋼鐵組立建築材
 株式會社門倉商店 繩、吹、荏輸出
 前田青山工場 塗料輸出
 株式會社大村五左衛門商店 綿帆布同
 日本漁網船具株式會社東京營業所
 永柳商店 漁網船具輸出
 株式會社福岡商店 ゴム液輸出
 笹川商店 ブリキ屑輸入
 東亞製網株式會社 トワインロープ類
 東亞商會 漁業用具、機械輸出
 東京合同運送株式會社 通關、運送取扱
 石田常磨商店 木材輸入、仲介
 富士電氣株式會社 電氣機械類輸出
 西川商店 漁網用、ラミ糸輸出
 タンニン貿易合資會社 漁網用染料

ユニオン貿易商會 輸出入
 下田滋事務所 輸出入一般
 山岡商店 毛皮、食料品、易貨
 ナウーカ社(大竹博吉) ロシア雜貨、書籍
 二、神奈川縣
 橫濱植木株式會社 種子輸出入、藥品
 ヘルム兄弟商會 通關代理、運送取扱
 橫濱新港倉庫株式會社 同、庫入
 三、靜岡縣
 天龍製材株式會社 木材輸入
 清水木材株式會社 同
 橫山製材所 同
 島山商店 同
 望月商店 同
 平岡商店 同
 富士製茶株式會社 綠茶輸出
 日本茶直輸出組合 同
 本間商會 綠茶輸出
 栗田兄弟商會 同
 シーグフリード商會 同

アウイン・ホイットニー・ハリソン株式會社 綠茶輸出
 ヘリヤ商會 同
 株式會社服部商店 綿糸輸出
 四、三重縣
 東洋漁網商會 漁網及漁具輸入
 山本重治郎商店 同
 大野作左衛門商店 同
 平田製網株式會社 同
 網勘製網株式會社 同
 三重製網合資會社 同
 内外製網株式會社 同
 五、山口縣(下關)
 株式會社林兼商店 魚類輸入
 六、福井縣(敦賀)
 葉加瀬商店 一般輸出入及運輸
 坂田商店 同
 大和田回漕店 通關及運輸取扱
 中島商店 木材輸入

七、富山縣

富山縣實業原料購買利用組合 サントニン輸入
 淺田商店 同
 堀松太郎商店 藥品輸入

八、大阪府

株式會社大阪鐵工所 造船、機關輸出
 東洋製藥貿易株式會社 サントニン、苛
 性曹達其他藥品輸出入
 株式會社住友電線製造所 パイプ、電線類
 株式會社武田長兵衛商店 サントニン其他藥品輸出入
 株式會社安宅商會 木材滿俺輸入
 株式會社岩井商店 一般輸出入
 島貿易株式會社 化學用藥品輸出
 株式會社大同洋紙店 紙類輸出
 東亞製網株式會社 トワイン・ロープ
 岩井商店 ロープ・トワイン其他輸出入
 九、京都府
 谷源藏商店 白楊、其他木材輸出

通商關係

深田製材工場

一〇、兵庫縣

株式會社協信洋行 穀類輸入
 長谷川商店 鐵屑輸入
 株式會社田中洋紙店 紙類輸出
 株式會社本田商店 モーター輸出
 高瀬三郎商店 一般輸出入

一一、新潟縣

桑山商店 木材輸入
 株式會社野澤組 同
 八尾商店 同
 四四二共同木材店 同
 北陸木材株式會社 同
 島本鐵工所 モーター輸出

一二、石川縣

北陸水産株式會社 魚類輸入
 北國製網株式會社 ロープ類輸出
 若杉新吉 同
 高林商店 漁網類輸出
 松平榮信 同

島田昌一郎

藥品輸出

德澤仁三郎

同

久保田

同

高林與作

漁網輸出

紙谷外次郎

同

松本民治

同

清水嘉平

同

一三、青森縣

共同罐詰株式會社

同

一四、朝鮮

朝鮮商事株式會社

石油輸入

綠商會

沿海洲材輸入

一五、廣島縣

西備網株式會社

漁網輸出

音頭網株式會社

同

一六、北海道

日本製罐株式會社

空罐及木箱輸出

函館製網船具株式會社

漁網船具輸出

日本漁網船具株式會社

同

函館ゴム株式會社 ゴム製品輸出
 岡村商店 木材輸入
 島本鐵工所 モーター、機械類輸出
 鎌重支店 繩、吹、蕙輸出
 岡本與三八商店 同
 共同漁網店 漁網輸出
 寺井商店 一般輸出
 株式會社有江鐵工所 小型船舶輸出
 淺岡商店 漁網、蕙輸出
 北海製罐倉庫株式會社 空罐木箱輸出
 新谷商店 一般輸出
 一柳商店 船具輸出

(二) 利 權

北樺太石油株式會社 石油利權
 北樺太鑛業株式會社 石炭利權

(三) 金 融

一、東京府
 朝鮮銀行東京支店 補償受命
 橫濱正金銀行 同

安田銀行 金融取引
 ナショナルバンク銀行 同
 二、兵庫縣(神戸)
 朝鮮銀行支店 補償受命
 三、福井縣
 敦賀二十五銀行 同
 四、岐阜縣
 大垣共立銀行 同
 五、大阪府
 朝鮮銀行大阪支店 同
 六、石川縣
 加能合同銀行 補償受命
 加州銀行 同
 七、静岡縣
 三十五銀行 同
 八、山口縣(下關)
 朝鮮銀行下關支店 同

九、北海道
 北海道拓殖銀行支店 補償受命
 第一銀行函館支店 金融取引
 北海道銀行支店 補償受命
 十、三重縣
 名古屋銀行桑名支店
 大垣共立銀行桑名支店
 (四) 運 輸
 汐留合同運送株式會社 運 輸
 北日本汽船株式會社 船腹供給
 山下汽船株式會社 同
 大同汽船株式會社 船腹供給
 三井物産株式會社船舶部 同
 北陸汽船株式會社 同
 川崎汽船株式會社 同
 國際運輸株式會社 同
 國際汽船株式會社 同
 帝國汽船株式會社 同
 合資會社泰通商會 同
 豐島海軍貿易株式會社 同
 備船仲介

榑谷商會 備船仲介
 株式會社三祐商會 同

(五) 保 險

東京海上火災保險株式會社 日露海保特約

(六) 造 船

株式會社川崎造船所
 株式會社大阪鐵工所
 株式會社淺野造船所
 株式會社石川島造船所
 村尾船渠株式會社
 橫濱船渠株式會社
 浦賀船渠株式會社

(七) 對露輸出組合

對露輸出組合は大正十四年九月一日より實施せられたる輸出組合に基き、星野錫、今井五介、山崎龜吉氏等の主唱により翌年一月三十一日設立せられしものに

通商關係

して昭和五年十一月現在の組合員五十七名、其事業概要及び現在役員氏名左の如し、尙組合員たるには一口以上五十口以下の出資を條件とし、一口は五百圓である。

- 一、本組合は對露輸出組合と稱し主たる事務所を東京市に置き支部を全國必要の地に置く
- 一、本組合は内地一圓を以て地區とす
- 一、本組合は左記各地域を以て輸出市場とす
 - 1、ソヴェート聯邦
 - 2、東支鐵道沿線の滿洲
 - 3、芬蘭、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、波蘭
- 一、本組合の事業左の如し
 - 1、組合員の取扱商品の委託輸出及び輸出斡旋
 - 2、組合員の取扱商品の保管選別及び包装
 - 3、組合員の輸出手續及び發送受渡等の代辨
 - 4、組合員の營業上の弊害を矯正する

- 爲必要なる取締又は事業經營の制限
- 5、組合員の商品紹介
- 6、組合の商品の改良發達
- 7、販路の開拓及び擴張
- 8、輸出市場の經濟及び貿易實情並に商品に關する調査及報告
- 9、其他の組合員の共同利益を増進する爲に志要なる施設
- 10、輸出検査

組合役員氏名

理事長—倉知鐵吉
 常務理事—今井政吉、矢野丑乙
 理事—磯野進、葉加瀬宇三郎、大幸喜三郎、山崎龜吉、松井文太郎、新井清太郎、佐川恒七、三輪常次郎
 監事—稻葉伊之助、外海省三、倉持長吉、熊澤甚太郎
 顧問—稻畑勝太郎、星野錫、中村祥太郎、森田金藏

(八) 大阪日露貿易協會

第一條 本會は大阪日露貿易協會と稱す

第二條 本會は日露兩國の親善を圖り貿易の發展を期するを目的とす

第三條 本會事務所は當分大阪商業會議所に置く

第四條 本會は大阪市及び接續町村に於ける對露貿易業者を以て組織す

役員氏名

會長—稻畑勝太郎 副會長—矢野丑乙 理事—岡田永太郎、上山勘太郎、今永駒吉、谷野彌吉、小倉清之助、中谷庄兵衛、高桑順

評議員—日本郵船株式會社支店、大日本セルロイド株式會社、井上宗一、藤岡貞次郎、株式會社中井商店、株式會社鹽野義商店、小島元三郎、合資會社新田帶革製造所、株式會社湯淺七左衛門商店、森平兵衛、中山太一、石井勝次郎、川上保太郎、奥田理一

(九) 神戸對露貿易協會

一、本會は神戸對露貿易協會と稱す

一、本會の事務所を左の所に置く

(神戸商工會議所内)

會頭—岡崎忠雄

會員—協信洋行、鈴木商店、佐川商店、湯淺貿易株式會社、日清製油株式會社

熊澤商店、船井商店、日本貿易信託社、野澤組、大阪商店會社神戸支店、亞細亞海運株式會社、三井物產會社神戸支店、合同燐寸株式會社、千代田帽子店

森商店、瀧川事務所、森新次郎、小澤商店、高瀬商店、藤田商行、大森廻送店、日本毛織株式會社、日本蠟燭製造所、其他

(一〇) 小樽日露貿易協會

第一條 本會を小樽日露貿易協會と稱し事務所を小樽市色内町六丁目三十番地に置く

易協會

易協會

第二條 本會は我國對露貿易の振興を計るを以て目的とす

第三條 本會々員たらんとする者は本會

則を承認し本會々員全部の加入承諾を経るを要するものとす

會員氏名

幹事長—新谷專太郎

幹事—今井孝、笹田茂、杉江仙次郎、戸羽亭、土居禎夫、加藤豊彦、田邊泰三

成田正穂、益山義平、小柳文七、三野得二、柴野仁吉郎、森久則、本間勘次

(一一) 哈爾濱商品陳列館

陳列館

本館は日露兩國及び滿蒙に於ける貿易の發展助成並に諸事業の勃興を圖らんが爲めに大正七年七月日露協會の設立に係るものにして

一、日露兩國並に滿蒙地方の商品及び參考品の展示説明

二、一般商取引の取纏め指導仲介並に工業者の指導及び紹介

三、露國及び滿蒙地方向商品改良指導

四、巡回販賣並に見本市の主催及び其の指導

五、露亞時報、經濟時報(露文)、パンフレット、週報等の發行並に圖書雜誌の供覽

六、商工業に關する内外の諸機關と本館との間に於ける通信、印刷物の交換並に展示品の貸借及び譲渡

七、貿易及び企業に關する調査報告及び其應需

八、一般企業に關する紹介及び仲介

九、巡回講演並に視察者の指導

十、其他貿易及び企業促進に資すべき諸施設

館長—川角忠雄

駐日ソヴェート通商

代表部

(一) ソヴェート通商代表部官制

(一九二三年四月十二日附ロシア社會主義聯邦共和國労働國防委員會布告一九二三年ロシア社會主義聯邦共和國法令第三二號三五九頁)

通商關係

一、通商事務に據る外國派遣規則

派遣規則

第一條 國家機關の委任を受け通商事務を帶び外國に派遣する場合を今後左の如く定む

(イ) 國營企業又は一九二二年十月十六日附

全露中央執行委員會及び人民執政委員會告示に據り外國通商事務を遂行する權利を有する國營企業合同機關の委任を受け

たる場合 (一九二二年ロシア社會主義聯邦共和國法令第六五號、八四六頁)

(ロ) 一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及び人民執行委員會告示第五條

によつて其代理人又は外國に於ける通商代表部内に特別代表者を有する權利を得たる國營機關の委任による場合

(ハ) 國家輸入計畫案によつて通商代表部を経由して爲しなる注文の遂行に技術的援助を爲さしむるため國家機關が委任する場合

(ニ) 特許規定に依り注文の遂行を援助せしめるため國家機關が委任を命ずる場合

(ホ) 内外商務人民委員部労働及國防委員會及び人民執政委員會會議の特別委任による

場合

第二條 外國に派遣を命ぜられたる代表者の委任狀及び證明書には内外商務人民委員部の裏書を備へ、是に副本二通を作成し、其中一通を内外商務人民委員部に殘し、他の一通は内外商務人民委員部に於て當該通商代表部に送附す

註一 被派遣者の旅券には「通商事務」による旨を明記す

註二 外務人民委員部及び内務人民委員部は若し被派遣者の證明書に内務商務人民委員部の裏書なき場合は通商事務による出國査證を與へず

註三 「通商事務」による旨を明記したる旅券に若し證明書及び委任狀に通商代表の裏書なき時は派遣されたる者の指定國到着後の査證を外國駐留ロシア社會主義聯邦共和國の全權代表に於て査證を爲さす

第三條 第一條イ項に記載したる國營企業によつて派遣せられたる者の證明書及び委任狀は附録第一、第二號の形式により作成せらる

第四條 第一條ロ項に掲げたる國家機關

の代表者は特別委任を受けることを得ず其の権利は證明書に記載せられ、證明書の形式は附録第三號に在り

第五條 通商代表部を経由して行ふ注文の遂行に關し其の技術的援助を爲すために派遣せられたる者の證明書には(第一條ハ項)證明書持参人は通商代表部の命によつて派遣せられたる者なることを記載す。而して該證明書を通商代表部と交換すべし

第六條 第一條第二項の特許規則により注文遂行の爲めに派遣せられたる者に下附せる證明書には、通商代表部の命令によつて派遣せられたるものなることを記載す。被派遣者は、取引締結權の代理權を有す、此の代理權は輸出入の特許及び證明に關する人民委員會議告示第十六條の規定せる場合に於てのみ行使することを得。證明書及び委任狀の形式は附録第四第五號の記載する處による。

第七條 一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及び人民委員會議告示に

依り外國に於て常時事務遂行のため派遣せらるべき國營企業及び官廳の代表候補推薦に内外商務人民委員部の同意を経ざるべからず

第八條 通商事務に依らずして外國に行く者に對しては國家機關通商上の利益を代表することを禁ず

第九條 通商代表部の駐在する國に常時居住する者に對し通商代表の同意を得ることによつてのみ國家機關の代表者に任命することを得

二、商談及び取引規定

第十條 外國商社との商談が具體的範圍に達したる時は國營企業の代表者は其の商談に就て豫め當該通商代表に報告する義務を有す

第十一條 通商代表は其の商取引に反對の意ある時は二日以内に國營企業の代表者に其旨を通告し、若し同期限内に何等の回答に接しざる時は代表者は商談を繼續する權利を有す

第十二條 國營企業の代表者は其の一切の疑問及び推定を商工業者に發すると同時に、通商代表部にも之を通告する

第十七條 國家機關及び國營企業の代表者達は通商代表の提示せる期間内に一定の形式に従ひ自己の爲せる業務に就て會計總決算を通商代表に提示す

第十八條 國家機關及國營企業の代表者は通商代表の要求又は通商代表が委任したる者に自己の帳簿全部及び監督上必要な往復文書を提示す

第十九條 通商代表は一切の往復文書の副本或ひは其の一部を國家機關又は國營企業の代表者に對して要求する權利を有す

第二十條 國家機關及び國營企業の運用金は總て通商代表の當座勘定に繰入れ當該國家機關の代表者の通知又は指定によるに非ざれば通商代表によつて支出することを得ず、通商代表は國家機關及び國營企業に對し、當座勘定に繰入れたる金額の支拂に關し責任を負ふ

四、派遣手當に關する規定

第二十一條 外國に派遣せられたる國家機關の代表者に對する派遣手當の支拂は内外通商人民委員部の特別指令によ

ものとす、而して國營企業代表者は同じ方法により其の注文及び代理を通商代表部に委任するものとす、商社との商談終了後國營企業代表者は通商代表部に取引條件を報告す取引が二晝夜の期間内に通商代表の反對を受けざる場合は反對なきものと認められる。但し之は取引所に於て相場の變動ある商品の場合にして、然らざる他の商品の取引に就ては反對表明期間は五晝夜とす通商代表は如何なる取引と雖も、それが商業上、政治上、或は國家の計畫上、不利益と認めたる場合は禁止を命する責任を負ふ。取引に關し商業上、不利益と認め反對の意を示したる通商代表は他の商社或ひは他の國に於て同様の取引を爲すために有利なる條件を國營企業に提出し、或ひは輸出商品を擔保とし相當額のクレジット設定をなす義務あるものとす

第十三條 通商代表部は其の部員たる官廳の代表者が爲したる注文を通商部に於て履行することを拒絶する場合、或

り關係官廳の同意を経たる上支給せらる外國に駐在する國家機關及國營企業の當時代表者の俸給は派遣機關の運用金中より通商代表部の爲めに規定せられたる額を以て支給せられる

五、本施行令に反せる場合及び意見の相違を生じたる場合の規定

第二十二條 國家機關の代表者と通商代表部との間に本施行令外の問題及び許可の手續に關し意見の相違を來したる場合、當該國の駐在全權代表に於て是を決定す

第二十三條 特別重要にして且つ急を要する場合通商代表は國家機關或は國營企業代表の職務を關係機關に遅滞なく通告したる後免する權利を有す

第二十四條 本施行を遵守せざる場合は中央執行委員會及び内國商務人民執行委員會告示に違反せる場合と同様の取扱を受く(同告示第八條)

第二十五條 全露中央執行委員會及び一九二三年四月十二日附人民執行委員會

は個人商社が提供したる有利なる條件を代表者に與へ得ざる場合、當該官廳代表者の申出により自己の名を以て國家機關の指定したる個人商社と指定したる條件によつて該國家機關の計算に於て契約を締結するものとす

通商代表は其の契約が政治上或ひは商業上不可能又は不利益と認めたる場合其の契約の締結を拒絶することを得

第十四條 長期の委託契約締結を爲すには國家機關の代表者は當該通商代表部の同意を得内外商務人民委員部の認めたる中央機關の許可を受けざるべからず

第十五條 國家機關の代表者は通商代表以外自己の駐在先の中央政府機關との交渉を禁じらる

第十六條 利權及び外國資本の誘入に關する交渉は一九二三年八月二十一日附聯邦人民委員部發布の聯邦人民委員會内利權本部の設立に關する規定に準據して行ふ

三、決算及び會計規定

議の告示第七條により本施行令の發布と共に一九二二年十月十六日附人民執行委員會議の施行令は其の効力を失ふ（一九二二年「ロシヤ」社會主義聯邦共和國法令集八六二條）

附録第一號

書式

施行令第一條イ項により外國に派遣せられたる國營企業代表者に下附する證明書認方

證明書

本證は市民某が何々所管區範圍にて何處所在の某機關代表者たるの證明として下附す

某の目的は………

全露中央執行委員會及び一九二二年十月十六日附外國通商人民執行委員會告示により某は外國に於て「ロシヤ」共和國通商代表の直接指揮及び監督の下に行動するものなり

某が爲すべき總ての事務は是を通商代表に豫め通告すべきものとす
外國に於ける自己の事務遂行に關し某は

全露中央執行委員會及び一九二二年十月十六日及び一九二三年四月十二日附外國通商人民執行勞働及び國防會議に轉載せられたる規定を遵守すべし

某が契約したる取引は總て通商代表の承認を経てのみ………但し此の承認はロシヤ共和國政府に對して其の取引より生ずる事件に關し何等の責を負はずことなし

當證明書は指定地に到着後四十八時間内に通商代表部に登記せざるべからず

署名印

註 餘白の箇所は代表者を派遣せしめる機關に於て記入するものにして委任事項を詳記す

附録第二號

書式

施行令第一條イ項により外國に派遣せられたる國營企業の代表者に下附する委任狀書式

委任狀

本狀所持者………は………行爲の範圍に於て………代表者なり。所持者 氏名は………全權を有す前記使命を遂行するため某に對

………に於て派遣したるものなることを證明す

前記の委任事務遂行と關聯せる一切の事務は輸出入特許及び證明に關する人民執行委員會議及び外國通商人民執行委員會議告示並びに前記告示の施行令に準據し又「ロシヤ」共和國通商の直接指導の下に外國に於て行ふ

輸出入特許及び證明に關する人民執行委員會議告示第十六條の掲ぐる場合には某は其の委任狀に基き通商代表部の許可を得て委任事務により取引上の契約を爲すことを得、此の場合其の取引は通商代表の承認を受くべきものとす。但し通商代表の承認は其の取引より生ずる事件に關し「ロシヤ」共和國政府に對し何等の責任を負はしめず

本證明書は指定地に到着後四十八時間以内に通商代表部に登録せざるべからず

署名印

附録第五號

書式

特許規定により注文の遂行を補助せし

………の權利を與ふ

全露中央執行委員會及び一九二二年十月十六日附人民執行委員會告示により、某の爲したる總ての取引は………本委任狀に依り………に於ける「ロシヤ」共和國通商代表の承認を必要とす

某が爲したる取引及び契約に就ては例外なく本委任狀に準じ、副代理人は………國營企業機關の名稱を掲ぐる………に對してのみ取引より生ずる一切の抗議を爲し得べく國家通商代表人民執行委員會或は中央機關並びに其の監督下にある………國營企業の名稱を掲ぐ

本委任狀は………より効力を發す

署名印

註 餘白の箇所は代表者を派遣せる機關に於て記入し委任事務及び權限の範圍性質を詳記す

附録第三號

書式

施行令第一條ロ項により外國に派遣せられたる國家機關代表に下附する證明書

證明書

本證明書は………國家機關の名稱を掲ぐ………代表者として「ロシヤ」社會主義聯邦共和國通商代表部の命令下に………に於て………派遣せられたるものなることを證明す

某は全露中央執行委員會及び一九二三年四月十二日内外通商人民委員會議告示第五條により通商代表部員として外國に於て通商事務を取扱ふ

本證明書は本證持參人が指定地に到着後四十八時間内に通商代表部に提出し通商代表部の交附する證明書と交換すべし

署名印

註 餘白の箇所は代表者を派遣する機關に於て記入し委任事務内容を詳記す

議の告示第七條により本施行令の發布と共に一九二二年十月十六日附人民執行委員會議の施行令は其の効力を失ふ（一九二二年「ロシヤ」社會主義聯邦共和國法令集八六二條）

附録第一號

書式

施行令第一條イ項により外國に派遣せられたる國營企業代表者に下附する證明書認方

證明書

本證は市民某が何々所管區範圍にて何處所在の某機關代表者たるの證明として下附す

某の目的は………

全露中央執行委員會及び一九二二年十月十六日附外國通商人民執行委員會告示により某は外國に於て「ロシヤ」共和國通商代表の直接指揮及び監督の下に行動するものなり

某が爲すべき總ての事務は是を通商代表に豫め通告すべきものとす
外國に於ける自己の事務遂行に關し某は

全露中央執行委員會及び一九二二年十月十六日及び一九二三年四月十二日附外國通商人民執行勞働及び國防會議に轉載せられたる規定を遵守すべし

某が契約したる取引は總て通商代表の承認を経てのみ………但し此の承認はロシヤ共和國政府に對して其の取引より生ずる事件に關し何等の責を負はずことなし

當證明書は指定地に到着後四十八時間内に通商代表部に登記せざるべからず

署名印

註 餘白の箇所は代表者を派遣せしめる機關に於て記入するものにして委任事項を詳記す

附録第二號

書式

施行令第一條イ項により外國に派遣せられたる國營企業の代表者に下附する委任狀書式

委任狀

本狀所持者………は………行爲の範圍に於て………代表者なり。所持者 氏名は………全權を有す前記使命を遂行するため某に對

………に於て派遣したるものなることを證明す

前記の委任事務遂行と關聯せる一切の事務は輸出入特許及び證明に關する人民執行委員會議及び外國通商人民執行委員會議告示並びに前記告示の施行令に準據し又「ロシヤ」共和國通商の直接指導の下に外國に於て行ふ

輸出入特許及び證明に關する人民執行委員會議告示第十六條の掲ぐる場合には某は其の委任狀に基き通商代表部の許可を得て委任事務により取引上の契約を爲すことを得、此の場合其の取引は通商代表の承認を受くべきものとす。但し通商代表の承認は其の取引より生ずる事件に關し「ロシヤ」共和國政府に對し何等の責任を負はしめず

本證明書は指定地に到着後四十八時間以内に通商代表部に登録せざるべからず

署名印

附録第五號

書式

特許規定により注文の遂行を補助せし

………の權利を與ふ

全露中央執行委員會及び一九二二年十月十六日附人民執行委員會告示により、某の爲したる總ての取引は………本委任狀に依り………に於ける「ロシヤ」共和國通商代表の承認を必要とす

某が爲したる取引及び契約に就ては例外なく本委任狀に準じ、副代理人は………國營企業機關の名稱を掲ぐる………に對してのみ取引より生ずる一切の抗議を爲し得べく國家通商代表人民執行委員會或は中央機關並びに其の監督下にある………國營企業の名稱を掲ぐ

本委任狀は………より効力を發す

署名印

註 餘白の箇所は代表者を派遣せる機關に於て記入し委任事務内容を詳記す

附録第三號

書式

施行令第一條ロ項により外國に派遣せられたる國家機關代表に下附する證明書

證明書

本證明書は………國家機關の名稱を掲ぐ………代表者として「ロシヤ」社會主義聯邦共和國通商代表部の命令下に………に於て………派遣せられたるものなることを證明す

某は全露中央執行委員會及び一九二三年四月十二日内外通商人民委員會議告示第五條により通商代表部員として外國に於て通商事務を取扱ふ

本證明書は本證持參人が指定地に到着後四十八時間内に通商代表部に提出し通商代表部の交附する證明書と交換すべし

署名印

註 餘白の箇所は代表者を派遣する機關に於て記入し委任事務内容を詳記す

爲せる署名を得て初めて有効なり

註 餘白の箇所は代表を派遣せる機關に於て記入するものにして又委任事務の内容を詳記せざるべからず

(二) 駐日ソヴェエト通商代表部の資格

ソヴェエト聯邦は外國貿易の國營主義に則り前掲の官制に基いて締結各國に通商代表部を設置し、この機關をして輸出入貿易に關する事務を掌管せしめてゐる通商代表部は、駐在各國に於けるソヴェエト聯邦全權代表の必須の構成因子であつて(イ)外國市場及商業の調査、貿易人民委員部に對する當該調査の報告、外國政府及實業界に對する露國の經濟乃至商業現況並に通商條件の紹介(ロ)ソヴェエト聯邦の對外貿易並に物資交易狀況の視察等をなす外に

駐日ソヴェエト通商代表部職員

一、東京本部

所在地 東京市麹町區丸ノ内三ノ八
仲通五號館ノ一

電話略號 Tokyo, Yueshtorg

幹部職員名

駐日通商代表 ウエ・エヌ・コチエトフ
副通商代表 イ・ゲルシュテイン
同 ア・デ・ピウオワロフ
通商代表秘書 エフ・エヌ・ワルドウル

(一) 輸出部

輸出部長兼曹達製品係
イ・ア・レーズニコフ
魚類及海産物係 デ・エフ・ジュイコフ
毛皮及食料品係 オ・デ・ボブコワ
鑛物、石綿、滿俺鑛係
ア・エヌ・イ・イリン

(二) 木材部

通商關係

物資の賣買を爲す

我國に於て國交恢復せる大正十四年十月二十八日通商代表部は駐日ソヴェエト聯邦大使館附商務參事官として外交官の待遇をうけてゐるが、通商代表部そのものは勿論日本國法の規定による商會社と異なることなく通商代表部員は何等の特權を有しない、従つて外交官の資格所有者たる通商代表は直接商取引にたづさはることなく部員をして其の衝に當らしめてゐる。

署名權の件

通商代表部の業務に關する一切の書類には、その責に任すべき署名の必要なることは、外務省告示第十二號(昭和六年二月二日附官報第一二二六號)において左の通り示されてゐる。

駐日通商代表部取引署名人一覽表

(前掲手續變更に伴ふ駐日ソヴェエト通商代表部の第一署名者及第二署名者氏名一八九三年五月十二日現在)

一、在東京通商代表部の發行する書類

書類	第一署名人		第二署名人	
	氏名	日外務省告示 外務省告示 日附及番號	氏名	日外務省告示 外務省告示 日附及番號
輸入部關係	木材部長アンドレ イ・トロフイモウ イ・チ・ビゾオワ ロフ	昭和七年四月 月廿八日附 第三十五號	輸入部主任セルゲ イ・セルゲイウイ チ・コロリヨフ イズライル・アブ ライモウイチ・レ イズニコフ	昭和七年六月 月廿一日附 第五十六號 昭和八年四月 月廿日附 第三十二號
輸出部關係	右に同じ	右に同じ	イズライル・アブ ライモウイチ・レ イズニコフ	右に同じ
毛皮、食料 品、角、骨 及其他の同 種商品の輸 出關係	右に同じ	右に同じ	オリガ・ドウミリ エウナ・バブコワ	昭和八年四月 月六日附第 二十六號
滿俺鑛、二 酸化滿俺、 石綿等の如 き金屬鑛物 及非金屬鑛 物の販賣關 係	右に同じ	右に同じ	アレクサンドル・ ニコラエウイチ・ イリン	昭和八年四月 月十七日附 第三十號
木材部關係	右に同じ	右に同じ	木材部商務書記ビ ヨイトル・フヨ ドロウイチ・ペル ツエフ	同右 第九號

外務省告示第十二號

今般在本邦「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦大使館より本邦に於ける同國通商代表部の業務に關する一切の契約書證書及其他の商用書類にして同代表部が其責を負ふべきものは爾今文書の種類に依り夫々定められたる部員二名に依り署名せらるべく部員一名の署名を具備するに止まる文書の内容に對しては同代表部は其責に任ぜざるべき旨並に右新署名手續に基き署名の權限を有するものは左の通りなる旨通告ありたり(表略)

昭和六年二月二日

外務大臣男爵 幣原喜重郎

尙又、在本邦「ソヴェエト」聯邦通商代表部取引署名人一覽表は左の通りである

木材部長 ア・テ・ピウオワローフ
 商務書記 イ・コズイロ
 同 ベ・エフ・ベルツエフ
 (三)輸入部
 輸入部長 エス・エス・コラリヨーフ
 船舶關係技師 ア・ペ・チューリン
 電氣關係技師 ゲ・エフ・ペトロフ
 (四)經濟部
 經濟部長 エム・ア・ブーキン
 同 部員 ベ・ペ・トルガシヨーフ
 (五)會計部
 會計部長 エム・ア・クレバノフ
 會計主任 エム・エム・パウロフ
 (六)本國機關代表
 「ソユーズネフチ」代表 イ・ゲルシユテイン
 イントルグキノ代表
 トルグシン代表
 國際圖書局代表
 國際觀光局代表
 利權局代表
 法律顧問
 備船局代表(神戸駐在) カ・イ・タツサワイネン
 茶業係主任 ベ・ゲ・リフシーツ

財務及會計部關係	右に同じ	右に同じ	セルゲイ・ミハイロウイチ・パウロフ マクス・アブラモヴィチ・クレバノフ	昭和七年十月八日附 昭和八年六月三號
石油部關係	右に同じ	右に同じ	イズライル・アブリモウイチ・レイズニコフ	昭和八年四月二十日附 昭和八年四月二十二號
サントニン及其他の藥草部關係	右に同じ	右に同じ	アレクサンドル・ペーリスキイ	昭和八年四月十一日附 昭和八年四月十四號
漁業部關係	右に同じ	右に同じ	ドゥミトリ・フエドセーヴィチ ジュニコフ	昭和八年四月十五日附 昭和八年四月十八號
茶業部關係	右に同じ	右に同じ	茶業部長ボリス・グリゴリーエウイチ・リフシツ	昭和八年二月十七日附 昭和八年二月十九號

(備考) ペルツエフ・レーズニコフ兩氏は輸出入の一切に第二署名の權限を有す。
 (二)通商代表部各地支部の發行する書類

茶 手 ア・ベ・リトワノフ

二、大阪支部

所在地 大阪市北區衣笠町丸江ビル八
 支部長 ア・イ・ペリスキー
 ゲ・イ・パウリーチエフ

三、函館支部

所在地 函館市末廣町十六番地
 支部長 ヤ・マルゴリン

四、大連支部

所在地 大連市山縣通十八番地
 支部長 ア・ロクチン

五、京城支部

所在地 朝鮮京城府西小門通四一
 支部長 ウエ・コノワノフ

ソヴェート通商代表部商取引手續變更

通商關係

大阪支部	未定	未定	ゲオルギー・イワノウイチ・パウリーチエフ	昭和七年八月二十五日附 昭和七年八月二十九號
神戸支部の外國船舶の關係	未定	未定	備船部主任カルル・イワノウイチ・タツサワイネン	昭和八年四月十五日附 昭和八年四月二十九號
函館支部	函館支部長ヤコフ・ソロモノウイチ・マルゴリン	昭和七年五月二十四日附	未定	未定
大連支部	大連支部長アフア・ナシー・ヨアキーン・フオウイチ・ロクチン	昭和七年十一月二十二日附第九十一號	ドゥミトリ・セメノウイチ・チエルナフキン ピョートル・エウアルトウーホフ	昭和八年三月十一日附 昭和八年三月十七日附

(備考) 前表中「未定」とあるは當該取引署名人の氏名に付在本邦「ソヴェート」聯邦大使館より未だ通告なきもの

(ソヴェート聯邦通商代表部の書類署名及同國外國貿易に關する委任狀發給手續變更)

ソヴェート聯邦通商代表部の書類署名

及同國外國貿易に關する委任狀手續發給は同國中央執行委員會及人民會議によつて變更に決定し、一九三〇年十二月六日のイズヴェスチヤ紙を以て公布せられた同決定譯文左の如し。
 外國貿易上の商行爲に關する契約書

の署名及び委任状の發給手續に關する
ソヴェート聯邦中央執行委員會及人民
委員會議決定
ソヴェート聯邦中央執行委員會及人民
委員會議は左の通決定す。

第一章

一、ソヴェート聯邦通商代表部並其支
部の名を以て外國に於て締結せらるゝ外
國貿易に關する契約書、右機關に依り發
行せらるゝ手形、一切の金錢上の責任證
書及委任状は二名の署名ありたる場合に
のみ其効力を發す、右の内の一名は通商
代表、其代理者又は通商代表の委任に依
る通商代表部の掛主任者として、他の一
名はソヴェート聯邦内外商業人民委員の
確認を經且ソヴェート聯邦人民委員會
に提出せられたる特別名簿中の當該通商
代表部員中の一人たることを要す。

を以て一般周知の爲公表せらるべし。
二、獨立として外國市場に進出の權限
を行使するソヴェート聯邦經濟機關の名
に於て締結せらるゝ外國貿易上の約書並
右機關に依りて發表せらるる手形、一切
の金錢上の責任證書及委任状は當該經濟
機關本部より特別委任状の交付を受けた
るもの二名に依り署名せられたる場合に
於てのみ有效とす。

三、經濟機關の名を以てする外國貿易
に關する一切の商行爲は特別委任状に基
きてのみ之を爲すことを得、右委任状は
各々の場合に付其都度ソヴェート聯邦内
外商業人民委員部の許可に依りて之を發
給せらるべし、但し外國に於て之を發給
せる場合に於てはソヴェート聯邦の當該
通商代表部の許可に基き之を發給するこ
とを得。

備考 以上の委任状を國立銀行が發給
する場合に於てはソヴェート聯邦
内外商業人民委員部及通商代表部
の許可を要せず。
四、第三項に掲げられたる許可を與ふ

るに當りソヴェート聯邦内外商業人民委
員部及ソヴェート聯邦通商代表部は右委
任状に依り與ふべき權限を限定すること
を得。

五、外國貿易に關する商行爲に付ての
委任状は公證手續に依り證明せらるゝこ
とを要す、右證明はソヴェート聯邦内外
商業人民委員部又は通商代表部の許可が
委任状面に記載せられある場合に於ての
み與へらるゝものとす、右と同一の手續
に依り委任權限の再委任をなすことを得
六、右諸條項に違反して行はれたる委
任状、契約、手形、金錢上の責任證書及外
國貿易に關する一切の商行爲は無効とす

第二章

七、本決定の公布と共に一九二九年七
月三十一日附ソヴェート聯邦中央執行委
員及人民委員會議決定に係る外國貿易上
の商行爲に關する委任状發給手續規定（
ソヴェート聯邦法令集一九二九年第五十
號第四四八條）は之を廢止す。

月十一日公布）の日露漁業條約とであつ
た。

漁業關係

北洋漁業問題の沿革

一、ポーツマス條約締結前

オホツク海、ベーリング海方面に於ける
邦人漁業の歴史は可なりに古く、それ
は舊幕時代、松前藩が蝦夷地に割據する
以前に遡る事が出来るが、近藤重藏、錢
屋五兵衛、高田屋嘉兵衛等の時代を過ぎ
て明治時代に入つて、北洋漁業の如きも
可なり注目されるに至り、明治八年（一
八七五年）五月七日樺太千島交換條約が
締結された。しかしこの成文があつたに
しても、露國が世界的強國として東洋
の一小國に臨むでゐた當時の日露兩國の
客觀的情勢は全體として日本の露領漁業
を充分に伸張する自由を與へなかつた。
現に明治十四年（一八八一年）露國の極東
提督は「サガレン東海岸、オホツク海、

カムチャツカ並に附屬諸島に於ける外國
人の漁業取締規則」を發布して、日本人
の漁業に制限を加へた。日本人の露領漁
業に對する取締の峻厳を緩和する爲、日
本政府は明治二十八年（一八九五年）露國
政府に向け原案を提出して、日露漁業協
約の締結を提議したが、遂に有耶無耶の
うちに黙殺されてしまつた。

ところがこの日本の露領漁業を國家的
權力として保證するに至つたのは明治三
十七、八年（一九〇四、五年）日露戰役の
結果に成るポーツマス講和條約第十一條
「露西亞國は、日本海、オホツク海及
「ベーリング」海に瀕する露西亞國領地の
沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與
せむが爲日本國と協定をなすべきことを
約す」と、更にこの條約の基礎に立つて明
治四十年（一九〇七年）七月二十八日サ
ンクトペテルスブルクにて調印（同年九

二、日露漁業協約要項

日露漁業條約は條約本文全十四條及附
屬議定書其他から成り其要項左の如し。
第一條 露西亞帝國政府は本條約の規定
に依り河川及入江（インレット）を除
き日本海、オホツク海、ベーリング
海に瀕する露西亞國沿岸に於て、臘肭
獸及臘虎以外の一切の魚類及水産物を
捕獲採取及製造するの權利を日本國臣
民に許與す。前記入江は本協約附屬議
定書第一條に之を列擧す
第二條 日本國臣民は魚類及水産物の捕
獲及製造の目的を以て特に設けられた
る水陸兩面にわたる漁區に於て魚類及
水産物捕獲及製造に従事することを得
べし

前記漁區の貸下は其短期たると長期た
るとを問はず總て競賣の方法によつて
之を爲し日本國臣民と露西亞國臣民と
の間に何等の區別を設くることなく、

該事項に關し日本國臣民は本協約第一條に特定したる各方面に於て漁區の貸下を受けたる露西亞國臣民と同一の權利を享有すべし

前記競賣の爲に指定したる時日及場所並各種漁區の貸下に關し必要なる細目は、競賣施行より少くとも二箇月前浦鹽斯德駐在日本國領事へ公然通牒せらるべし

特別の免許狀を備ふる船舶に在る日本國臣民は鯨鯨其他特定漁區内に於て捕獲すること能はざる一切の魚類及水産物漁獲に従事することを得べし

第三條 本協約第二條の規定に依り漁區の貸下を受けたる日本國臣民は其の漁區の限界内に於て漁業に従事するが爲貸與せられたる岸地を自由に使用するの權利を有すべし、前記日本國臣民は該岸地に於て漁船及漁網に必要な修繕を加へ、漁網を曳き、魚類及水産物を陸揚し、並漁獲物採取物を鹽漬し、乾燥し、製造し又は貯藏することを得べし。且つ此等の目的を以て建物、倉

庫、小屋、及乾燥場を自由に築造し、又は移轉することを得べし

第四條 本協約第一條に特定したる各方面に於て漁區の貸下を受けたる日本國臣民及露西亞國臣民は漁業を爲し且捕獲物を製造する權利並漁業に必要な動産及不動産に對し賦課せらるゝことあるべき一切の公課に關して均等の取扱を享くべし

第五條 露西亞國政府は沿海州及黑龍江州に於て捕獲又は採取せられたる魚類及び水産物に對し、此等の魚類及水産物が日本國に輸出せらるべきものなるときは其製造せられたる否とを問はず何等の税を課することなかるべし

第六條 本協約第一條に特定せられたる各方面に於て日本國臣民が魚類及水産物の漁獲又は製造の爲使用する人員の國籍に關しては何等の制限を設くることなかるべし

この漁業條約の上に我露領漁業は確固たる保證を得、爾來二十餘年我政府の指導並びに同業者の經營努力其宜しきを得

及大正十、十一年は勿論十年以前の凡ての未解決問題を査定の上總決算をなさんと欲し、十二年十月代表委員を浦鹽に派遣の上、アンドリヤーノフ氏と共同査定に従事せしめ、一方組合として將來に於ける出漁の安全と、大正十一年以前の總決算を條件として、遂に二百七十五萬金留を負擔することを快諾し、内百萬留はヨツフェ渡し、左の條件を以て漁區二百三十四ヶ所三ヶ年間の暫定契約を結んで平和裡に出漁の出來る便利を得たのである。暫定契約の内容左の如し

漁業關係

一、露國は一九二四年より一九二六年に期間を以て漁區租借契約を締結すべき至る三ヶ年間のことを保證すること

二、長期貸下に附すべき漁區は既設のものとして將來開設するものたるを問はず日本漁業家の申込に依り決定す。而して此等の漁區に對しては一九二三年（大正十二年）の例に準じ包括的契約を爲すこと

三、右漁區に對する借區料は一九二三年度の例に依り決定すること

三、露國革命後の變則的出漁時代

前記日露漁業協約は其第十三條を以て「日露漁業協約は十二年間效力を有すべく、毎十二箇年の終りに於て兩締約國相互の合意により之を更新又は改訂すべきものとす」と協定してあるが、この最初の協定期即ち十二年目は、大正八年に到來した。然るに當時露國は革命戰の渦中にあり、日本政府と露國革命政權とは全

年と共に、我露領漁業に隆昌を來し、其生産價格約四千餘萬圓に達し、内にあつては我國民保健的食糧品の供給を豊富ならしめ、外に對しては隣邦支那を始め遠く歐米諸國に輸出するもの三千萬圓、殊に本業の爲従事する船舶二十數萬噸直接之に従業する者二萬餘人に達した。この數字的事實こそは本業が單に一定數の我露領漁業家の私的事業に非らずして、實に其の盛衰興廢は直ちに懸つて國家經濟の消長に影響する處極めて甚大なるものあるを何より雄辯に實證してゐる。

四、日本漁業家が支障なく漁場に出發し其經營を終了することを得んが爲一九一三年の例に依り函館市に査證發給の權限を有する官吏を駐在せしむること

五、漁場労働者に對する査證、書類の證明及發給其他に對する料金は一九二三年の例に依り徵收すること

六、漁類養殖の目的を有する五分税は借區料中に含むこと

此圓滿解決は組合の努力並びに組合代表の折衝其宜しきを得たに因ること勿論であるとはいへ、又一方ロシア側が我露領漁業の立場に對し好意的諒解を持つた事、大正十二年の租借契約が標準になつて居たことに一半の原因を歸せねばならぬ。そしてこのことは當業者の記憶すべき點であらう。

四、日露基本條約に依る漁業權再確保

露西亞無産階級革命後其政情激動の爲兩國間に各十二年を以て期間とせる漁業協約更新期既に到るも容易に改訂の機運

を見出さず、殊に漁業極東地方政局の極度の不安定は、我が漁業権の擁護と漁業開發の上にも種々の動搖を興ふるに到つたが、大正十四年一月二十日北京に於ける芳澤カラハン日露兩國全權の折衝の効空しからず、日露新條約は締結されるに到り國交は再び常軌に復し、我露領漁業權も亦正式に保證せらるゝに到つた。即ち同條約第二條に於て「ソヴェート社會主義共和國聯邦は一九〇五年九月五日ポーツマス條約が完全に効力を存續することを約す」と規定され又同條約第三條に於て「兩締約國の政府は本條約實施の上は千九百七年の漁業條約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考慮し、右漁業協約の改訂をなすべきことを約す。右漁業協約の締結に到る迄の間はソヴェート社會主義共和國聯邦政府は日本國民に對する漁區の貸下に關し千九百二十四年に確立せられたる實行方法を維持すべし」と規定してゐる。要するにポーツマスに於て獲得せられたる我國權としての露領漁業權は、其當然の歸結

として北京に於ても亦明確に再保證せられた譯である。

思ふに漁業問題は日露交渉の直接の對象となつた諸重要問題中の重要問題であつた。若し此問題にして兩國の諒解を遂げ得なかつたとすれば會議は恐らく圓滿締結を見なかつたかも知れない。舊帝政時代の凡ゆる對外條約破棄を中外に宣明した勞農當局をして兎に角其基礎に於てポーツマス條約を認知させた事は我外交當局の成功であつたと言ふことが出来る

五、新日露漁業條約の締結

日露基本條約の規定に従ひ、該條約の基礎に立つて大正八年來の懸案たる日露漁業條約を改訂する爲の兩國會議は大正十四年(一九二五年)十二月二十二日からモスクワ外務人民委員會議室にて開始された。會議開始當時に於ける兩國代表の額觸れは左の如くである。

田中大使(全權)

山崎參事官

酒匂書記官 西書記官
島田通譯官 宮川通譯官
松村局長 越田技師
井手事務官 中谷顧問

露國側
アラロフ(全權) ラチス(副全權)
ランケーキツチ アンドリヤノフ
ハブキン エルガムイシエフ
カーザークコフ クルイシエフ
チチエフ チエルバーエフ
ポポフ

會議の人的構成は其後會議の進行、紛糾停頓等の諸形勢に應じて日本側もソヴェート側も幾度か變遷を見た。即ち本邦側では顧問格たる露水組合代表の中谷、橋口兩氏が、大正十五年八月組合の命を受け前後して莫府を引揚歸國せる外、同年十一月二十二日には松村水産局長も本省の召還命令に應じて歸朝し、大濱漁政課長之に代つて赴莫し、其他山崎參事官の歸國轉任を始め幾多の變動があつた。中谷氏等に代つて露水組合から派遣された、佐々木平次郎氏が昭和二年七月二日同年

六、罐詰工場特別契約の成立

又本條約附屬議定書丙の規定に依て邦人罐詰工場の特別契約に關する商議は昭和三年七月十日以來本邦關係業者代表者眞藤慎太郎氏とソ聯邦利權本部との間に進行中であつたが豫定期限の七月二十八日迄に終了せざりしを以て九月十五日迄延期し商議を繼續した結果大體協定成立し條文整理印刷等の關係で多少遅延し昭和三年十一月三日正式調印を了した。此の契約に依り從來邦人が租借した漁區で罐詰工場の經營に關係のある優良漁區四十二箇所は十箇年の長期租借が出来ることになつた譯である。

七、昭和四年の日ソ漁業關係

昭和四年は日ソ兩國が新漁業條約の基礎に出漁した第一年であつた。而もこの第一年に於て兩國の漁業關係は末會有の紛糾を示した。此紛糾は大體之を次の二

度出漁問題の顛末並に改訂交渉の經過報告のため歸朝し新情勢に應ずる組合の新決議を携へて八月六日再び莫斯科會議に出席した事等も其中の主なる一つであるソヴェート側では又首席全權アラロフ氏が、カラハン氏に代つた外會商の額觸れはストモニアコフ氏に交代し更に同氏が幾度か轉々した。

大正十四年十二月二十二日第一回聯合以來昭和三年一月二十三日條約調印に至る迄の會議經過については何しろ二箇年一箇月も費されてゐる長交渉の事である、本會議、専門委員會議、非公式懇談會及び本交渉とは別箇であるが、然し切り離して考へることの出来ない出漁問題の臨時的接衝と數へて來れば其會合の開かれた度數だけでも數百回を下るまじく一々詳細に説いてゐる煩に堪へないし、それは又一般讀者に大して興味のあることでもない。そこで本稿には、會議の眼目となつたものが、ソヴェート國營企業の優先的漁區取得問題、ソヴェート・コオペラチヴの競賣參加問題、ソ側個人漁業

つに分類することが出来る。

一、出漁諸條件に關する日ソ兩國の對立

二、宇田貫一郎の日魯漁區奪取事件

イ、出漁條件の日ソ紛議

一、の出漁條件に就ては昭和三年末ソヴェート極東漁獵廳から發表された昭和四年度出漁條件に關連してゐる。即ちそれは(イ)漁獲制限高を偶數年度と奇數年度に區別し、(ロ)新漁區の開設に際し何等の日本側の意嚮を參酌せず、(ハ)國營優先取得漁區の中に邦人既營漁區を含ませ、又これについて日本側と何等協議せず、(ニ)借區料の二割八分の抵代税外に新に五分の繁殖保護税を賦課し、(ホ)入札保證金は借區料の半額であつたものを六割五分に引上げ且つ追徴制度を要求し(ヘ)冷凍冷蔵以外の製漁を禁止、(ト)漁撈及陸揚の際における機械使用を禁止、(チ)最終漁期を九月七日に短縮した等の諸點において日本側の利益を無視し、條約の條文乃至その精神を蹂躪するものであるとして日本側當業者の斥けるところ

となり權益擁護運動は猛然として起るに至つた。政府においても前記諸條件の修正についてソヴェート政府と交渉した結果、(イ)新規開設漁區の數次にわたる追加發表、(ロ)國營要望漁區中四漁區の取消、(ハ)貸下條件として五分税廢止、(ニ)借區料前納金を五割に式下げ、(ホ)船内加工の許可、(ヘ)最終漁期を十月十日まで延期、(ト)罰則輕減、(チ)奇數偶數年度別漁獲制限撤去、等において讓歩的態度を示したが、國營漁區(日魯既營)其他については斷乎として初志を枉げなかつた。其中二月二十八日の漁區競賣期切迫し、外務當局では懸案解決を後廻しとして、競賣參加を勸説したが、堤清六氏を組長とする露水組合では「懸案未解決のため二十八日の競賣に參加せぬ」旨決議し遂に參加を見合せ、ソ側は、二月二十八日單獨にて競賣を斷行、十一名の個人漁業家によつて漁區八十七箇所(其中日本人既營十人)を九十六萬二千七百二十二留の高値にて競落し、兩國の漁業關係は一層の悪化と錯雜を示すに至つた

かくて三月十五日の兩競賣にも日本側は參加せず、紛糾をつゞけたまゝ遷延し來つたが、三月二十七日トロヤノフスキー大使と外務省普通商第二課長との會見において漸く兩國の互讓にて妥協成り、四月五日の漁區競賣に參加する段取となつた。

口、宇田派の日魯漁區奪取事件

二、の宇田一派による漁區奪取事件は未だ何人の記憶にも新なる通り、昭和四年四月五日の浦鹽漁區競賣において、島德藏、中山説太郎、中瀬捨太郎、西川末吉等を黒幕とする宇田貫一郎によつて、日魯既營の優良漁區七十七と、西出商事の一漁區計七十八漁區を突如横槍的に前年度の六十四萬八千七百六十八留に對し二百九十九萬七千七百五十留といふ高値にて競落し去り、單に本邦財界のみならず政界迄でんぐり返らした事件である。此事件は日本の對露漁業における資本主義的アナキを世界に曝露すると共に日魯漁業會社そのものを未曾有の難境に突

き落し、堤王國没落の動因をつくり、ソヴェート側を乗ぜしめるに至つた。

かくて事件後一箇月以上擦つた揉んだの末、郷誠之助、杉山茂丸兩氏の調停斡旋によつて五月十一日漸く日魯、宇田兩派の間に妥協成立したが、此國內的妥協に次ぐ、該事件の對ソヴェート交渉に又長時間を費した末、日本側乃至日魯の慘敗をもつて該事件は漸く昭和四年六月十八日即ち出漁期經過後に至り、解決した。昭和四年における兩國の經營漁區數は、

日本人經營漁區數 二五七

ソヴェート側經營漁區數 一六二

即前年度の二五五、後者四〇に比し、日本側は僅かに二漁區の増加を示せるにすぎざるもソ側は一四二、即ち一躍四倍の激増振りであつた。

八、昭和五年の日ソ漁業關係

イ、國營十八漁區問題

昭和四年は日ソ漁業關係の上に、未曾有の混亂を捲き起した年であつたが、此中數個の問題は昭和四年に未解決のまま

五年に持ち越された。それらの中心をなすものは國營十八漁區問題である。

十八漁區問題といふのは、ソヴェート國營企業(實際には國營アコ會社)が日本政府並に當業者の承認を経ずして日魯漁業既經營の優良漁區十八を自己の經營に移した事件で、之は日本側の見解では漁業條約違反であるが、一方ソヴェート側の見解では違反に非ずして正當な方法である。何故ならば日ソ漁業條約は、國營が總漁獲高の二割に相當するまでの漁區を經營するには日本政府にたゞ單に通告するだけでよいが、二割以上に増加する場合は漁區經營には日本政府の承認を経る必要がある旨規定してゐる。所謂十八漁區は二割の以内における經營であるから單に之を通告するだけで、承認を経る必要はないといふにある。日本側ではいや單に通告するだけではない。條約原文には協議すべしとあるから當然日本政府と協議してその承認を経なければならぬと主張する。かくて此問題は昭和四年に何等解決せず、五年に持ち越さ

れた譯であつた。日本側では交渉の途中十八漁區の國營移管を認むる代りに、それにて代る優良代漁區を與へよと要求したが、之もソヴェート側の容認するところとならず、ソ側は此問題はすでに自然解決せりと見、日本側はあくまで未解決なりとして遷延するに至つた。

口、漁區競賣の紛糾

かゝる未解決問題を控へたまゝ昭和五年の漁區競賣期は到來した。即ち二月二十五日午前十時日ソ兩國參加の下に浦鹽ウオロフスキー俱樂部において漁區競賣は施行された。

同日午後開票の結果は更にソ側の大進出と邦人側の慘敗が明かにされた。即ち競落漁區二百四十二箇所中露國側の百五十六箇所に對して、邦人側の落札は僅に八十六箇所に過ぎず、最も運命を氣遣はれし彼の宇田漁區、鮭鱒六十九、蟹九、合計七十八ヶ所の如き、日魯漁業の獲得せるもの僅に鮭、鱒、十五區にして、鮭鱒十一箇所、蟹一箇所、合計十二箇所はソヴェート側に競落されて了つた。

かくて昭和五年第一回競賣により日本側の經營漁區總數は二五八、ソ側は二五〇を算し、昭和三年の日本二五七、ソ側四二に比しソ側の進出は餘りに急激であり、兩國の對勢は正に逆轉の前夜にあり而もこの進出たるや日本側に言はせると國營漁區においても競賣における個人漁區においても日ソ漁業條約の精神を無視した不當不合理な進出であつて、正當な合法的なものではないとの見解から第一回競賣後田中丸、橋口、平塚、須田等當業者代表一行は浦鹽において本年度漁區競賣否認の決議をソヴェート當局に手交し、強硬態度を示し、露水組合亦同様の決議を發表して再競賣参加をも拒否したが、我外務、農林兩政府當局はかゝる過激態度を棄て、再競賣に参加するやう極力慫慂に努めた結果當業者もその最初の方針を改めて二月十二日の浦鹽における漁區再競賣に参加した。

その結果競賣漁區總數八十五ヶ所中日本人競落分六十一、露人十八、不落六であつた。尙不落漁區六ヶ所は再競賣最低

價格の引上げのためであつて、ソヴェート側は此値上げの理由を前年の宇田、今年の日魯等が自發的にせり上げたものであると釋明し、日本側では最低價格は前年のそれに據るべきで値上げは不當であると主張し、同問題も亦兩國漁業關係の一未解決重要懸案となつた。

尙昭和五年における兩國漁區數對勢は左の如し。

日本人經營漁區數 三一八
ソヴェート側經營漁區數 二七五

かくてソヴェート側は前年に比し更に一三を加へ、日本側は一五を加へたのみで兩國の對勢は更に接近の度を増した

九、昭和六年の日ソ漁業問題

イ、ループル問題

先づ問題發生の原因について述べよう

普通ループル問題と呼ばれてゐる露貨の邦貨換算率に關する交渉は昭和六年に於ける日ソ外交及び漁業關係の中心をなすものである。

本政府當局はソ國政府に對し

一、現在の租借料を適當に引下げて緩和する

二、日貨に對する露貨の比率を適當に低下せしむる

この二つの原則問題に關し駐ソ代理大使天羽氏をしてカラハン氏に交渉開始せしめたが、折衝の結果得たるソ側の回答は

一、漁區借料は合法的競賣によつて決定されたものであつて之を引下調節することは不合理であるから同意しがたい

二、露國の發行したる貨幣を日貨に比し價格の比率を低下せしむることは國家の體面上應ずることは不可能である。

三、然しながら國際運輸關係の計算には現ウスリー鐵道の公債をもつて外貨に換へ、此の公債を代納する方法がある

ので、漁業關係の納入公課も是等の例に習ひ何等かの形式を以てソ國の發行する公債の額面を以て代納することに同意する。

其後十二月二十日ソ國大使は外務大臣

日本漁業家が、露國政府に支拂ふ重なる公課金は、(イ)租借料並に保證金、(ロ)抵代税(之は租借料を基本としてその二割八分を附加されることとなつてゐる)、(ハ)特別報償金、(ニ)諸手数料、(ホ)犯則による罰金等である。

保證金は當初借區契約と同時に租借料の半額に該當せる金額を納入し、租借料及び抵代税等は一ケ年を二期に分ち、即ち第一期は一月二日、下期は七月一日に納入することになつてゐる。其他は臨時納入である。

此漁業納金はループル貨による事となつてゐるので、日本側では多年の間浦鹽に於る朝鮮銀行支店の手を経て日貨を換算し從來何等支障なく納入を續けて來た然るにこの露貨購入は資本主義諸國の貨幣制度と異り、露側では國立銀行(ゴスバンク)建設の公定相場によることを原則として居り、鮮銀支店の慣例になる所謂市中相場(又は暗黒相場)による購入との間には、後者の著しい下落のため可なり極端な開きがあり、即ち公定相場

が一留一圓二十錢もしてゐる時、市中相場は二十錢を下廻つてゐるといふ状態であつた。ところが露側では別掲の如く昭和五年八月突如權力を用ひて鮮銀浦鹽支店の検査を強行し、九月十一日には命令を下し從來の特權を無視して、

一、露貨の自由賣買禁止

二、國外送金爲替等の營業禁止

するに至つた。十月三日検査は中止したが、爾來鮮銀支店はたとへ開店してゐても事實は全く休業状態であつた。

越えて十二月十七日に至り、ソ國官憲は同支店の閉鎖を命じ、同時に官命によつて清算人を指定するに至つた。

露領水産組合は鮮銀が九月十一日を以て送金爲替及び露貨の賣買禁止の命令を受けた當時、既に將來露貨の手入方法が困難であるべきを豫想し、殊に翌年一月二日期日の六年度上半期公課金の納入を控へてゐる關係上、直ちに外務、農林兩當局に陳情して、速かに本問題の解決を熱望した。

かくて外交交渉に這入つた。そこで日

け「留貨の比率は各國間において認識し得る國際價值を標準として決することが原則であるが、兩國間特種の經濟關係を考慮に入れ現在の租借漁區入札當業者が留貨を買ひ得たる平均率即ち二十七錢と日魯漁業會社の平均率三十一錢六厘を加味潤色して三十錢を換算比率の最大限度と見做す」旨内申したのである。

其後外務當局では新年の休日をも廢して交渉を持續したが、一向に進捗せず、延期の十二日に再度交渉の結果更に二十四日迄延期することとなつた。

其間ソ國大使は頻りに日魯會社の損益計算に疑義を挟み、其經濟的内容を指摘して自己の主張する五十錢率を貫徹することに努めたが日本側は斷乎として之に應ぜず、一月十七日に至り、ト大使は遂に三度讓歩して一留四十錢替とする旨の意志表示をなした。同時に之が解決せらるゝ合は規定による延納利子を免除することを述べた。

ところが延納期限たる一月二十四日に至るも協定の進行を見ず依然として大き

な開きを見せたまゝ推移したのでソ側は在浦鹽日魯會社代表及び露水組合代表に對して二月二日を經過し、納入金を意納する時は規則により借區契約を破棄すべし」と通告を發し、トロヤノフスキー大使も亦二月二日口頭を以て右の趣旨を述べ同日午後四時迄に未解決の場合には最後の法律手續を執るべし」と通告を發した。

日本側では借區料計算の基準たる換算率未解決である以上之が解決の日までは納付しがたく、且つ日本側の借區權は當然同日までは之を保留する趣旨の露水組合の方針に則り、飽くまで強硬に構へたが、一方多數の組合員中にはソ側が強硬態度に出る場合萬一足並の亂るゝ者無きを保しがたく、若しかくは、先年宇田問題の不祥事件を再發する虞なしとせずとの深い考慮に基き且つ手持ループル貨のあるを幸ひ、日魯會社以外の組合員四十餘名は全部二月二日迄に昭和六年度上半期の借區料五十二萬ループルをソ側に納入し、後顧の憂を斷つに至つた。

其間ソ側は日魯漁業會社の提示した事

の決議を承認の上、

一、吾人は日本側不参加のまゝ、施行する競賣は絶対に之を否認し、吾人参加可能の場合更に公正なる競賣を施行せしむること

二、ループル對比交渉は單に條約實行上における突發的一問題として現に彼我交渉中の案件に屬す。然るに露國側の不當進出、邦人既得區の奪取等何れも計畫的に條約違反を敢行し益々邦人に對する彈壓を加ふること急なり、よつて組合員は夫れが根本的禍根を排除するのために現行條約の改訂を期す

との決議をなし、條約改訂にまで言及して決意の程を示した。

かくて東京交渉は四十錢對三十錢の開きに引かゝつて何等の進展を見ず、徹底的に行詰つたため、會議は再びモスクワに移された。

即ち二月十五日同十八日と廣田大使はカラハン氏と會見し、二月二十五日の競賣参加可能の期日中に懸案の解決を期したが、日本側は何分にも昨年のループル

業經營の計算に頻りと疑義を挟み、トロヤノフスキー大使は、川上社長の人格には敬意を表するが、會社の收支計算は信用出來ぬと言明し、四十錢説を固執した日魯としては四十錢では收支償はず甚しく損失を招くから三十錢以上は斷じて承諾出來ぬと主張した。

尙ト大使は二月五日に至り、本國政府の訓電で四十七錢五厘より交渉に應ずる事が出來ない旨を主張し却つて値上げして日本側を驚かした。が、二月八日の外務省訪問においては更に次の如き意見をもたらしした。

一、日魯會社の計算中生産品價格につきロンドン市場を調査の結果、現在は意外に低下してゐることを知りえたるに付同社の計算は大體是を是認する。

二、依つて日貨換算率を四十錢にする。次に北洋協會と露水組合の主張を述べよう。だが一方二月二十五日の入札期は刻々切迫し來るも交渉は何等進展せず、かかる事情に鑑み、貴衆兩院議員及漁業關係有力者をもつて組織される北洋協會

は敢然起つて天下の輿論を喚起すると共に政府當局を鞭撻せんがため、度々會合を開き二月九日の東京華族會館に於ける會合においては、

一、利權擁護の目的を徹底せしむること
二、ループルの換算率は國際相場に鑑みてあくまで三十錢より讓歩せざること
三、政府當局を鞭撻し、若し退嬰的態度に出る場合は議會に提出して政府に鐵槌を加へ一方大々的に輿論を喚起してソ側の反省を促すこと

四、若し二月中旬までに解決の曙光に接せざれば借區料を供託して出漁敢行の最後の手段に訴へ以て漁業者をして機を逸し權益擁護の實を喪失せしむるが如き失態を演ぜしめざること

の四項を決議し、強硬振を示した。露領水産組合、並に日魯漁業も之と大同小異の強硬決議乃至態度を固持し、絶對に三十錢以上には讓歩せざること主張した。即ち露領水産組合は二月十九日組合總會を招集し、本年度漁區入札權利の保留に關する二月十八日組合代議員會

換算相場並に一留十錢程度に暴落せる現在の國際相場を標準とせる關係上三十錢は大なる讓歩であると思惟せるにソ側は一留一圓何十錢の公定相場と、日本側の漁業採算を過大視せる關係上四十錢は正に破格の讓歩であると考へてゐるため、一向に進捗せず、そこで、廣田大使は二十三日の日本政府の訓命により二十五日の競賣をループル協定成立まで延期せんことを交渉したが、ソ側は種々國內的關係もあつたためか、遂に二月二十五日單獨競賣を斷行し、日本側を驚かした。尙この競賣には、日本人宮越重作氏が一人横槍的に参加し、往年宇田事件の再發を思はせた。然しソ國側では入札は斷行したがバケツトは之を開封せず、事實競賣延期と同様の手段を取つた。

尙ソ國は日本側が到底四十錢に同意しそらもないと見て、今年一年の暫定協定として一留三十五錢まで讓歩する其代り交換條件として自國々營漁業のため新に二十八漁區を經營しせめたいから、之に應ぜられたしと提議し來つた。

このソ側の新提案に對し日本側では二月二十四日夜外務省に官民合同の協議會を開き「日本としては極力妥協的に解決を圖るべく努め、而もソ側が我國の妥協精神を蹂躪して應諾せざる場合は、もはや日ソの正面衝突は其責全くソ國にあり」と決議して、背水の陣を引き、翌二十五日廣田大使に對し「ソ側新提出の三十五錢替並に附帯條件たる二十八漁區の新規要求は應じがたく、よつて日本政府は一留三十錢を以て取敢えず、租借料、抵代並に工場附屬漁區、特別報償其他の公課金を假納して日本當業者は競賣に參加し兩國政府は引き続き交渉を重ね協定を遂げたい」旨を訓電しソ側に提議した。

四月二十日には日本人不参加のままソ國の極東漁區再競賣が又浦鹽において斷行された。勿論この會議においても日ソ漁業交渉は解決せず、却つて形勢悪化を誘ふた。

かくて四月上旬に開始される沿海州漁漁は疾うに時機を失して出漁不可能となり勘察加も東海岸の出漁期は目前に迫り

來り、日本側當業者の不安は高まつた自由出漁説が更に一層濃厚を加へ來つたことはいふまでもない。

かゝる情勢に臨み極力正面衝突を避けやうとする日ソ兩國政府は愈々懸案の解決に焦慮し、妥協點を見出すべく努めた結果、四月二十日廣田大使は日本政府の訓電により一錢五厘を讓歩して三十一錢五厘替をソ國側に提議し、ソ國側も翌二十一日カラハン氏より廣田大使に三十四錢まで讓歩を回答した。

かく切迫詰つて妥協の望みは加つて來だが、何分にも出漁期は疾うの昔に経過しつゝあること、一日の遷延をも許さぬ事情にあり、モスクワにおける廣田カラハン交渉に並行して、東京に於ても幣原、トロヤノフスキー兩氏間に四月二十三日最後の交渉始まり種々折衝を遂げた結果、最後のどたん場に追ひつめられて四月二十六日に至り、遂に兩國の妥協成り、左の如き條件をもつて一年間有効の暫定が成立を見るに至つた。

會社々債をもつて支拂ひ、一ループル對三十二錢五厘替とする
二、右による借區料完納者には査證を與へること
三、日本は四月二十日の競賣を承認する代りソ國は五月五日以内に追加入札を行ひ日本側の參加を可能ならしむること
四、國營新規要求二十八漁區中十七漁區はソ國の國營を承認するが、日本側に異議ある十一區は更に交渉をつゞけて解決すること
かくて長期に亘るループル問題紛争が解決したので、昭和六年度上半期分借區未拂中の日魯漁業會社では四月二十七日重役會の結果國營アコ會社々債額面一ループルに付三十二錢五厘の換算にて便宜上駐日ソヴェート通商代表部に左記の通り圓貨を以て支拂ふことになつた。

時極東漁獲廳當局は禁漁區々域なる理由により許可せず、また後段四漁區は隣接漁區との規定距離不足の理由で追つて距離測定の上協定されることになつた。

(邦貨換算四九一、四四七圓七七錢五厘)
合計 六、九二二、六七二留
(邦貨換算二、二四六、六一八圓四〇錢)

尙日本側の三十錢案と新協定率三十二錢五厘替の差額は半期に日魯分十七萬二千八百十六圓八十錢となり、日魯外中・小漁業家借區料合計一箇年約四十萬圓の差額を生ずる。

承認された十七新國
營漁區
コリー河口南 一、三三七号 一六一號ア
オバラ河口 一、一二二号 一六一號ゲ
ウオロスカーヤ河口北 一、一二二号 一六一號デ
同 南 四、二四号 一六二號
一六七號漁區の北 一、一二二号 一六三號

一六三號漁區の南 二、一二二号 二〇二號
一四八號漁區の北 二、一二二号 二二五號
一五八號 二、一二二号 二二三號
一六一號 留保された十一漁區
カムチャツカ河口東北 二、五〇号 三、八〇号
同西南 二、一二二号
イクチク河口南 二、四八号
ポリシヤイヤー河口南 五、二六号
同河口北 三、〇〇号
同北 二、〇〇号
カムチャツカ河口西南 七、三八号
ポリシヤイナー河口北 一、一二二号
イチンスキー一四五號漁區の南 一、一二二号
ウオロフスカヤ河口北 一、〇〇号
コルバコスフキー一七〇號漁區の南 一、一二二号
尙留保された十一漁區中前段の七漁區は前年の國營十八漁區の代漁區として日本側に貸下を要請したものにして、當

ループル問題のため未曾有の遅延を見せた第二回漁區入札(既に二月二十五日と四月二十日兩度にソ側單獨の入札施行されたるも之は未開封のまま今日に持ち越された)は日ソ双方參加の下に昭和六年五月五日午後一時より、浦鹽市ウオロフスキー俱樂部で施行され同三時締切り直ちに開票の結果、入札バスケット十七通此中邦人側十四通、ソヴェート側三であつたが發表された結果は左表の如し

四七〇號	三、〇〇〇留	保坂
四八八號	不落 (官廳價格) 二、五〇〇留	
四九四號	不落 (同)	一、五〇〇
五〇一號	七、五〇〇	リユーリ
五〇二號	三、七〇〇	西野
五〇四號	不落 (官廳價格) 二、五〇〇	
五〇五號	三、三〇〇	西野
五〇六號	二、一四〇	同
五〇七號	不落 (官廳價格) 二、五〇〇	
五〇八號	不落 (同)	一、五〇〇
五〇九號	一、七〇〇	西野
五一〇號	不落 (官廳價格) 三、〇〇〇	
五一五號	五、一〇〇	日魯
五一六號	一五、一〇〇	フセコ
五一七號	四〇、五〇〇	日魯
五一八號	三六、〇〇〇	同
五一九號	五六、〇〇〇	プロドクト
五二〇號	〇七、〇〇〇	リユーリ
五二一號	一五、四〇〇	プロドクト
五二二號	五、五〇〇	日魯
五二三號	五、五〇〇	同
五二四號	四、六〇〇	同
五二五號	六、〇〇〇	同

一〇三號	三、二〇〇	濱田
一〇六號	三、〇〇〇	藤木
一〇七號	一〇、一〇〇	鹿取
一〇八號	三、三〇〇	藤木
一〇九號	三、六〇〇	田中
一一〇號	二、五〇〇	同
一一一號	三、〇〇〇	同
一一二號	二、五〇〇	同
一一三號	一、六〇〇	橋本
一一四號	三、六〇〇	同
一一五號	三、三〇〇	同
一一六號	二、六〇〇	長谷川
一一七號	三、五〇〇	花房
一一八號	三、六〇〇	長谷川
一一九號	二、三〇〇	田代
一二〇號	一三、三〇〇	プロドクト
一二一號	一七、一〇〇	同
一二二號	二七、〇〇〇	不落 (官廳價格) 三、〇〇〇
一二三號	二七、一〇〇	フセコ
一二四號	二七、一〇〇	同
一二五號	一四、八〇〇	同
一二六號	一三、八〇〇	同
一二七號	一〇、八〇〇	プロドクト

一三八號	一四、三〇〇留	フセコ
一三九號	三〇、六〇〇	プロドクト
一四〇號	三〇、六〇〇	同
一四一號	一四、二〇〇	フセコ
一四二號	一四、二〇〇	同
一四三號	一七、七〇〇	リユーリ
一四四號	一六、〇〇〇	日魯

ハ、切揚期の漁業問題紛糾

先、違約金支拂問題について述べよう。昭和五年から六年へかけて、日本側漁家の漁場における規則違反として、ソ側官憲に指摘せられてゐる者二十名に達したが、ソヴェート極東漁獵廳は昭和六年八月二十四日附を以て、

日本漁業家二十名の違約金及押收品代金未納額九千五百二十八留七十九哥を舊保證金中より、六萬一千六百七十九留十哥を當該期間中の保證金中より控除したるに付萬一期間に補填なき時は漁獵廳はこれを契約不履行と看做しその措置を取る。

旨在浦廳長尾囑託を通じて露領水産組合

に通告し來つた。保證金に缺陷を生じた場合、直に之を補填することは規定上明瞭であるので、露領水産組合では八月二十五日首腦部會議を開いた結果一ループ對三十二錢五厘替で納入することに決したが、ソヴェート側では、右換算率は單に昭和六年度漁區租借料金にのみ適用し、違約金には公定相場を適用すると主張し、換算率の點で日ソの見解に根本的對立あり、遂に此問題は即決困難となつた。

殊に今漁期においてソヴェート官憲による邦人漁業家違約事件は頻々として起つた。例へばボーリツシエレーツキに數漁區を經營する畠山合名では、二一六漁區において違約の網を使用してゐたことが昭和六年八月二日ソヴェート漁業監視官の點檢に際して發見され、罰金四萬六千七百四十留を言渡されると共に左記物件を差押られた。

發動機船	一	隻
三羽船	二	隻
磯舟	一	隻

漁業關係

船	一萬三千尾
鱒	五百五十尾
鮭	四千二百尾

之に對して畠山合名では北キシカ漁獵廳支部に再三陳情の結果、違反網の使用期間を八月二日より既往一週間即ち七月二十六日までと見積り、八月二十五日附を以て鮭鱒計だけは二千三百三十七尾(紅鮭三萬二千七百尾)に減額する旨申渡された。それに値する罰金を納めなければ右の差押物件は之を返却されないばかりか規定に基き競賣に附されることとなるのである。

以上は一例證であるが同種の事件は單に畠山合名のみならず、東方水産石丸氏等においても見られるに至り、而も當業者において假にこれら事件の全部を邦人側の規定違反なりと認め、違約金を納入せんに之が換算の基準が前記の如く三十二錢五厘と公定相場との間には莫大なる開きあるため、如何ともなしがたく、切揚期はすでに到來せるもソ側は罰金不

納を口實として畠山、東方、石丸等の漁獲品を現場において差押え積取を許可せず、問題は益々紛糾するに至つた。然るにこゝでも違約金の換算率が難關となり、日本側の三十二錢五厘說に對してソ側は一ループ對一圓四錢替を主張し、即決困難に陥つた、而かも現場においては切揚期を疾うに経過することとて漁夫の食糧も欲乏を告げ、益々重大問題化するに至り、之以上解決遅延する時は漁獲物を放棄して引揚ぐる外無い狀勢に立ち到つた。

露水組合と共に、外務當局も愈々棄て置けず、永井外務次官、武富通商局長、島田書記官等は屢々駐日ソヴェート代理大使メーリニコフ氏、一等書記官ボドリスキー氏等と會見、問題即決につとめつゝあつたが、九月十日午後八時より、永井次官、武富局長、島田書記官、佐々木須田兩露水代表と、メーリニコフ、ボドリスキー兩氏との間にソヴェート大使館において徹宵交渉をつゞけた結果翌十一日午前七時に至り漸く兩者の意見一致し

懸案は右の如き条件をもつて暫定的に解決するに至つた。

- 一、日本側は昭和六年までの違約金として取敢えず十二萬圓を駐日ソヴェート通商代表部に供托し、追つてルーブル換算率協定の清算すること（過般協定のルーブル換算率三十二錢五厘替は單に漁區料のみに適用すべきであるとのソヴェート側の主張により、違約金其他の換算率については他日之を兩國間に協定すること）
- 二、目下係争中に屬する違約金の納入については判決確定の上速かに露領水産組合が其支拂に盡力すること
- 三、ソヴェート側は差押の日本人漁獲物を即時釋放すること

かくて露領水産組合は、右協定に基き直に十二萬圓を駐日通商代表部に納入しソヴェート側は直ちに現場官憲に漁獲物の差押解除方を電命し、さしもの問題もこゝに漸く解決を告げた。

二、漁業條約解釋確定新交渉
日露漁業條約締結以後に兩國間に發生

一に歸せねばならぬ。

かくて日露漁業問題の當面する根本課題は、現在の紛争諸案件を個別的乃至は總括的に解釋することよりも、かゝる紛争の發生を可能ならしめた根本原因、即ち漁業條約の不備缺陥を爰除することである。

日本政府は可なり以前から、少くも漁業條約の發効第一年からこの條約の不備缺陥には氣付いてゐた。當業者も亦之に氣付いたのは昨今ではない。其或者一例へば日露漁業重役平塚氏の如きは條約成立當時に於てすでに此事あるを豫見してゐたと明言してゐるほどである。

即ち露領水産組合は昭和六年二月の組合總會において「漁業條約の改訂を期する」旨希望決議をもたらしめてゐる。

政府でも昭和六年に入つてこの條約改訂問題に積極的に動き出した。

たゞ茲に一つの難關は相手方のソヴェート露國が果して改訂交渉の提議に應ずるかといふ事であつて、何故ならばソ側では條約の不備を認めても居らなければ

した問題は實に夥しい數に達してゐる。この中にはすでに解決されたものもあるが、尙現在までに未解決のもので、兩國漁業關係上非常に重要性をもつたものも相當に少くない。例へば

- 一、國營企業の漁區取得問題
- 二、國營企業と個人企業との内部關係
- 三、漁獲標準高に關する件
- 四、漁區最低價格決定の件
- 五、漁業關係納金全部に三十二錢五厘替の換算率適用問題
- 六、違約金整理問題
- 七、漁業用物資輸出に關する件
- 八、過去の保證金整理問題
- 九、漁網使用制限に關する件
- 十、昭昭七年以後の漁業納金と換算率決定の件

等は何れも兩國の交渉案件となつてゐる。こゝで特に問題となるのは、これら諸懸案の個々の内容ではなくて、何が故にかくも多數の紛争問題が、日ソ漁業條約締結以後において兩國間に發生したかといふことである。これは一言にして解

又この現行條約から寧ろ利益を受けてこそ居れ日本側に見られる様な何等の損害をも受けて居ないからである。又明文や手續の點から見ても昭和三年一月に締結し五月に批准交換を了した漁業條約を未だ其効力期限の半にも達しない今日中途で改訂することはそれほど簡單な事ではない。

然しながら別項の如く日本の魚業は漁業條約締結以來ソ側の急激なる進出に對し逐年減退し、曾て八對二の優勢を示したものが現在では六對四以下の變動を見せ、かゝる勢の赴くところ明年にも五對五を割つて遂に最後には全滅状態に陥らぬとも限らぬ状態となつて來てゐるのでこのまゝ黙止することは絶對不可能である。そこで日本政府はこゝに一の便法を案出するに至つた。それは條約の改訂ではなくて、漁業條約の字句精神の解釋並に運用が兩國間に相違せりとの見地から之が確定整備を目的に交渉を行ふといふのである。而して條約中かゝる確定整備を要する

答すれば日ソ漁業條約そのものが、その條文において、乃至は條文の解釋そのものにおいて幾多の不備缺陥を藏し、兩國の漁業關係そのものに對し根本的規則を飲いたがためである。即ちそれによつて兩國の漁業關係を新に調整し、統制すべき漁業條約が反對に紛議を醸成する因をつくつた事實の中に、日露漁業紛争の根據を求めることが出来る。勿論他の要因としては、露國が五箇年計畫の遂行過程を通じて世界的富源たる極東漁業の躍進的開發に乗り出してきた事と、この事實が歴史的に優先的地位を保證された我北洋漁業權益との間に、曾てなかつた矛盾對立を生み出してきた事實を指摘されるであらう。而もかくの如き對立がその底に存在してゐるとしても、若し日露漁業條約さえ兩國の漁業關係を完全に統制しえたら、かゝる對立は自ら條約の規定内に解消され、紛争の發生を見ないで済む譯である。だから紛争發生の原因は何より先づ漁業條約そのものの不備一歩を譲つて條文解釋の相違であるとしても

中心問題としては左の如きものが擧げられてゐる。

- 一、法令實施の豫告に關する件
 - 二、露國々營企業に關する件
 - イ、國營企業の漁區取得の件
 - ロ、國營企業の取得漁區探定に關する件
 - ハ、國營企業の漁區増加要求に關する件
 - ニ、國營企業の無斷漁區開設並に經營の件
 - ホ、國營企業と個人企業との關係
 - 三、邦人罐詰工場附屬漁區特別貸付の件
 - 四、漁區最低價格決定の標準に關する件
 - 五、課税の件
 - 六、輸入輸出に關する件
 - 七、漁獲標準高に關する件
 - 八、建網の構造と蟹網の使用數制限の件
 - 九、條約と貸下條件、規則に關する件
- 以上をより具體的に且つ日本側として

確立決定すべき要求點をも加味して表示すれば左の如し

一、條約第二條に關聯して、最終議定書に定められたる漁區競賣の最低價格決定方法に就き更に明確なる取極めをなすこと

二、條約第二條第二項に依り、兩國政府の合意ありたる漁區は競賣に依らずして貸付けることを得るが、此合意の語義を明確にし競賣に依らずして貸付け得る具體の場合を決定すること

一、條約第二條第二項に關聯して最終議定書に於て、競賣に依らずして漁區を獲得し得べき國營企業の解釋並に獲得し得べき漁區の限度が決定されてゐるが、此の規程の不備に乗じて國營企業は不當の進出をなす事實があるので更に嚴重に規定して之を制限すること

一、競賣に依らずして漁區を獲得する規定は邦人に對しては活用されて居ないので、之が機會均等を主張すること

一、條約第二條末項に依り、特別の免許狀を具ふる航海船に搭乗せる日本人に

對して鯨及鱈の捕獲を許可することになつてゐるが、ソ國は之に必要な規定を發布せず事實上成文になつてゐるので之が活用を求めること

一、條約第九條に依り、日本國民が捕獲した魚類並に水産物は何等の輸出免許を要せずして日本國に輸出し得、又輸出に要する手續さへ踏めば第三國に對しても直接輸出し得ることになつてゐるがソ國政府は、之に對しても許可の態度を採り、事實上著しく制限してゐるから此の點に關する運用を公正ならしむること

かくして日本政府は昭和六年六月二十二日付廣田大使に訓電して、之が交渉開始に關しソヴェート政府に提議せしめたが、ソ側では前記の通り新條約によつて何等損失を招かぬのみか、反對に利益を得てゐる上に、條約の條文には何等の不明の點なしとの見解を持してゐるので、日本側の提議には容易に應じそうもなかつた。

そこで日本政府ではトロヤノフスキー

する十數項目にわたる日本側の主張を決定した。天羽參事官は此方針に基く廣田大使宛の新訓令を携へて十月十九日東京發モスクワに歸任した。

かくて確定案を得た廣田全權は十一月二十七日ソヴェート側全權カラハン氏と會見し、現行日露漁業條約中紛議を醸成する因をなすところの諸條項(前記)に關し、日本側の交渉案を手交し、可成的敏速に之を要請したところ、カラハン氏は條約上の解釋に關し疑義を生ずる事項の調整については全然同意なるも日本案に對し一應内部的協議を遂げたる上交渉を進めたい旨を述べ、當日の會見を終つた一方露領水産組合より派遣の田中丸代表とソヴェート政府漁業當局との間に交渉中であつた、

(一)漁區貸下條件の修正、(二)漁業物資無税輸入品目表の擴充、(三)漁獲標準の調整
等に關する原則的交渉を了し細目交渉は浦鹽の極東漁獵廳との間に協定を要することになり曩に十二萬圓を支拂つて暫

大使の賜暇歸國を好機なりとして、幣原外相はト大使と會見し、漁業問題が現状の如くでは日露兩國の輿論の惡化から國交上に惡影響を與へないとも限らない。

これが根本的解決は當面の急務であるがそれには現行漁業條約中、兩國においてその解釋に相違を有する點あり、之を確定整備することが最も必要であるから、大使においても宜しく之に同意、歸國後モスクワ政府當局に對し交渉開始方を斡旋あり度き旨希望した。このトロヤノフスキー大使の勸説が効を奏したためか、ト氏歸國後の八月下旬に至り、露國政府は廣田大使に對し我交渉に應ずる旨の回答を寄せ來つた。

之に先だち露領水産組合は新交渉の重要性に鑑み、自己の代表者を送ることとなり、田中丸祐厚氏を高井通譯同伴モスクワに派遣した。

日本側としては此會議が日本の北洋漁業權益を安定せしむべき重大意義を持つ交渉だけに、飽くまで慎重の態度を持し幣原外相はモスクワ駐劄大使館參事官天

定的の解決をつけた。ソ側に對する未納金の精算に關する交渉を兼ねて組合より交渉代表を同地に派遣する件を協議し副組長佐々木平次郎氏を推して交渉に當たらしむることとなつた。

三、貴族院の北洋漁業權益確保決議

昭和六年三月十六日時恰も開會中の第五十九議會に於て、貴族院各派有志十三名の發議により同議員百六十六名の賛成を得て北洋漁業權益確保に關する決議案を上程し、野村益三子の提案理由説明、坂本俊篤男の賛成演説により、滿場一致之を可決した。此決議は昭和五年第五十八議會當時貴族院に上程可決されたる水産國策建議案の延長發展とも見るべきもので、日露漁業問題が依然として解決せぬのみか、益々紛糾する事態に鑑み、輿論喚起と政府鞭撻趣旨により上程可決されたものである。

北洋漁業權益確保に關する決議

羽英二氏に招電をし發たので、氏は直ちに歸國の途につき九月十七日歸京した。歸京後、外務、農林兩當局に當業者代表をも交へて新交渉に關する日本側の態度方針と、ソ側の態度等につき種々協議を重ねた。即ち十月七日夜外相官邸に於て該問題に關する外務、農林兩省協議會が開かれ

外務省——幣原外相、矢吹、永井兩次官、武富通商局長、天羽參事官

農林省——町田農相、西村、松村兩次官、長瀬水産局長

を始め兩省關係官吏全部參集、天羽氏より本問題に對する露國側の意向を、又島田ベトロパウロフスク駐在領事より漁場に於る實情を聴取し、交渉に對する態度方針について協議を重ねた結果、ソ側の得手勝手な解釋は絶對に之を排し、本條約成立の基礎たる歴史的事實並に條約の精神を尊重すると同時に、兩國の利益を調和して條約を解釋適用せんとする根本方針に基き、從來漁期毎に紛争を繰り返してゐる諸案件、即ち前掲諸項を中心と

本院は前議會に於て水産國策の樹立を政府に要望し北洋漁業問題の忽諾に附す可からざる事を建議したり爾來ソヴェト聯邦政府との交渉容易に進展せず動もすれば我條約上の權益を阻害せられんとす政府は本院の建議に鑑み速に北洋漁業問題の解決を期す可し

右決議す

右決議案上提に際し野村益三子が提案の理由を説明し子爵坂本俊篤氏の賛成演説がなされ、本決議案は貴族院を通過成立した。

四、衆議院の北洋漁業權益確保に關する建議及質問書

貴族院に次いで衆議院においても主として政友會代議士東武、中谷負頼、松岡洋右諸氏によつて幣原外相に對し、北洋漁業問題に關する質問戦が展開され該問題は第五十九議會において曾てないままで活潑な論議の中心となつたが、三月二十三日衆議員本會議では政友會代議士宇

澤鵜八氏外四名によつて提出されたる北洋漁業權益確保に關する建議案が議題に上提され即決可決を見た。

イ、北洋漁業權益確保に關する建議及質問書

北洋漁業權益は「ポーツマス」條約に依り確保したるものに屬す。然るに此の權益に關し「ソヴェト」聯邦政府との交渉容易に進展せず當業者の不安少からざるものあり、政府は速に適當なる對策を講じ此の重要な權益を擁護すべし

右建議す

宇澤鵜八氏が提案理由を説明し、東武氏が賛成演説を述べてこの建議案は衆議院を通過成立した。

ロ、衆議院日ソ漁業問題質問書

日ソ漁業條約に關する質問主意書

第一「ソ」國國營企業に關する事項

(イ) 現在國營企業が經營漁區中所謂十八漁區は曾て「ソ」聯邦政府は漁業條約の規定に従ひ貸付に關し日本國

政府に協議ありたる日本國政府の異議に對し未だ満足なる回答を爲さざるに先ち右國營企業に貸付したる「ソ」聯邦政府の行爲は條約の規定を無視したるものにして目下現に日本國政府は抗議中なる所「ソ」聯邦政府の尙何等の反省せざる場合は如何なる措置に出づる考なりや

(ロ) 漁業條約議定書(乙)(ニ)に依り「ソ」聯邦政府より更めて國營企業の經營せむとする漁區を競賣に依らずして借受たき希望の申出でありたる場合と雖先決問題として前記(イ)の懸案事項たる十八漁區問題協議未了たる以上日本國政府は商議又は合意を與ふべきものにあらずと信す之に對する所見如何

(ハ) 現在國營企業が經營中の漁區に關し漁業條約の規定に従ひ日本國政府が完全に協議済と看做すべき漁區の數及其の漁獲標準高數量を明示せられたし

(ニ) 國營企業は昭和五年度西地地察加

「アツチ」島に於て蟹漁區を勝手に經營したる事實及北「キシカ」に於て同年浦鹽の競賣に於ける不落漁區五箇所の内二〇二號及二一五號漁區二箇所に半永久的の工場設備を爲し且漁業を經營したる事實あり、右行爲は

「ソ」聯邦政府は共に漁業條約の違反たるは明瞭にして日本國政府は目下嚴重抗議中なる所何等反省せざる場合如何なる處置に出づる考なりや

(ホ) 「ソ」側國家機關が無資格の自國個人に對し多額の融通を與へ不當の進出を爲し邦人漁業に一大脅威を加へつゝある事實に付ては日本國政府

は既に之を認め「ソ」聯邦政府に對し嚴重抗議を爲し「ソ」側の注意を喚起しつゝあるは勿論繼續的に不斷の警告を發し「ソ」側の反省を促す考なりと聞く日本國政府の執りつゝある其の行爲は是認するも「ソ」側に於て尙之に應ぜざる場合如何にするや

第二 關稅に關する事項

(イ) 輸入に就て

(1) 條約第九條第三項及第四項に依れば「専ら自己の漁業の爲自己の被使用者の爲に使用することを目的とする必需品は何等の輸入免許を要せずして輸入すること自由たるべし

前記貨物の輸入に對しては何等の税金及課金を徴する事なかるべし右貨物及其數量は毎年適當なる期に於て權限ある地方官憲か「ソ」聯邦の中央官憲の承認を経て作成すべき品目表中に明記せらるべし

(2) 議定書甲第十五條には「ソ」聯邦政府は漁業條約第九條に掲ぐる品目表を作成し及承認するに當りては日本國民の漁業の實際の必要が充分考慮せらるべきことを保障す

以上の規定に依れば漁業用必需品の輸入は凡て自由であるが毎年「ソ」側地方官憲を経由して中央官憲の承認を経て品目量數等を制定する事になり居り日本國當業者は此の條文を尊重して漁業

用必需品の品目數量を明記し我が政府を経由し「ソ」聯邦政府に出願手續を了し既に二箇年後の今日尙許可せざる者あり日本當業者は條約を信頼し出願手續中の品目數量は必ず許可になる者と確信し出漁に支障ある事を恐れ一時的の考を以て「ソ」側官憲に念證を入れ以て漁業用必需品の積出を爲したる者あり然るに「ソ」側は一面故意に承認を遅延せしめ他面に於て重き關稅を課せむとし居れり斯の如きは當に條約違反たるのみならず殆ど計畫的に脅威を逞しうする者と思考す政府の所見如何

第三 建網の構造と蟹網制限に關する事項

(イ) 條約及附屬公文書等に依るも建網の構造及蟹網に對し何等の制限なきに拘らず「ソ」側は漁區貸付條件中建網の構造内容を規定し且蟹差網の制限を設け反則者に對し嚴罰主義を採り居れり斯の如きは條約違反たるのみならず邦人當業者を脅威するものと認む之に對する政府の所見如何

第四 所謂ループル問題に關する事項

(イ) 去る三月十三日午前衆議院豫算總會に於て中谷貞頼氏の質疑に對し幣原外務大臣の答辯に依れば

「ロシア」側は國債證券に依て借區料其の他の支拂を認むると謂ふことを提議して來ている云々と答へて居る右國債證券と「ソ」聯邦政府の保證上の責任に關し日本國政府の所見如何

(ロ) 目下日「ソ」兩國政府間に於て交渉繼續中の兩國貨幣の交換率未定なる以上「ソ」側に納入すべき諸公課は自然納入不可能となり從て法令又は規定に依る罰則を適用せざるものと

思考す政府の所見如何
第五 以上第一、第二、第三、第四關係事項は條約上重要にして吾に我が日本帝國の權益を蹂躪せらるるのみならず國家の威信を傷つくるものありと信ず「ソ」聯邦政府の態度何等改むることなき場合執るべき處置如何

右に對する政府の答辯書

第一

(イ)及(ロ)所謂十八漁區問題は尙交渉中に屬するを以て茲に言明することを得ず

(ハ)所謂十八漁區問題解決の後に非ざれば言明し難し

(ニ)「ソ」聯邦政府に對し此等不當措置の是正方を要求し尙交渉中なるを以て茲に詳細を言明し難し

(ホ)「ソ」聯邦政府の反省を求め交渉中なるを以て質問の點に付ては茲に言明することを得ず

第二

昭和四年以前に於ける漁業用品課税問題に付ては政府より「ソ」聯邦政府に交渉し漸く其の進捗を見居れり昭和五年の漁業用品に對する課税問題は最近發生し目下調査中なり

第三

建網の構成制限と蟹差網の制限は日「ソ」漁業條約及漁區貸付條件との關係上不要且不當と認め右制限撤廢方交渉中なり

第四

(イ)所謂ループル問題は目下尙交渉中にして借區料等支拂方法の詳細は未だ確定するに至らざるを以て債券發行の場合に於ける「ソ」聯邦政府の保證上の責任の如きも未定なり

(ロ)所謂ループル問題の解決を見る迄は「ソ」聯邦官憲に於て罰則を適用することなき様「ソ」聯邦政府に對し折角交渉し居れり

第五

以上諸事項に關しては帝國政府は極力之が妥當なる解決を期し折角交渉中なるを以て質問の點に付て茲に言明し難し

昭和七年の日ソ漁業關係

一、昭和七年漁區競賣

イ、同年度漁區發賣

昭和七年度露領新漁區發賣並に漁區貸付條件については例年よりも遅れて

昭和六年十二月二十八日ソヴェト當局より在浦鹽山口總領事に宛て通告があつた。それによれば

一、漁區表

鮭鱒漁區 二一七(新二八、舊二八九)
蟹漁區 一六(新九、舊七)

計 二二三(新三七、舊一九六)

一、貸下條件

ループル換算率其他前年同様にて變更なし

一、競賣

昭和七年二月二十八日かくて競賣參加のため日本漁業家側より日魯會社(有賀、梅谷)、林兼商店(山本)、八木(宇尾)其他四、五名二月二十日敦賀出帆の天草丸にて渡露した。競賣は日露兩國參加の下に始めて豫定通り二月二十八日正午浦鹽ウオロフスキー俱樂部に於て施行された。即ち同日零時半より入札バケットの受付を開始、同二時締切つたがソヴェト側の參加者は

- 一、フセコ・ルイバク・ソユーズ 入札漁區數二十
- 二、ダリルイボ・プロドクト 二十六

三、リユーリ

四、プリムルイボ・プロム

合計六十五箇所にして内ソ側の競争入札せるもの十一ヶ所あり、邦人側入札者三十名、入札漁區數百十八箇所であつた。同日二時間半開票の結果左の如し。

ロ、漁區競賣の結果

即ち邦人側は花房、鹿取、野口、藤木石丸、高野、田代、濱田、田中重一、田中仙太郎、近藤、橋口、橋本熊作、保坂大鹽、楯取、山下、西野商會、西野水産計十九名、四十漁區全部競落、橋本正太郎、長谷川、菊地計七漁區合計四十七漁區競落、橋本一〇五二號プロドクトに四千五百留にて競落、一〇五四號リユーリに競落、五千七百留、長谷川一一一四號不落官廳價格三千留、江原一〇五三號プロドクト競落、四千七百留東邦水産四二一號プロドクト競落八千九百二十留以上競落四十七漁區、露人競落四漁區不落二漁區であつた。尙此外の競落者並に競落價格左の通りである。

競落者	漁區番號	落札價格
橋口	五九〇	二、二〇〇
西野	五四八	一、六〇〇
同	五四九	一、六五〇
同	五五三	二、五五〇
同	五五七	一、八五〇
同	五五八	一、八五〇
同	五六六	一、六三五〇
同	五七三	一、六五〇
林兼	六三八	四、五八〇
同	六六二	二、一四〇
小山	一、〇八二	三、〇四〇
同	一、一四〇	一、六〇〇
同	一、一四一	一、六〇〇
同	一、一四四	一、六〇〇
同	一、二〇五	五、〇二〇
同	一、二〇六	五、〇二〇
同	一、二五八	一、六、五五〇
同	一、二五九	一、八、八〇〇
同	一、二六〇	一、六、五五〇
同	一、二七二	一、六、五五〇
同	九三六	四、四一〇

費の節約に及ぶは必然の結果である。茲に其の重要事項を擧ぐれば

第一 經常費の節約——例へば日魯漁業會社が現に一三四漁區を經營し其れに個人漁業者の一七四漁區を加へて三〇八漁區となり事業地に於ける陣營は倍加すと雖も後方勤務たる國內の營業設備は若干の補充を行ふを以て足る。

第二 漁業用品の仕入並に送込、沖積切場、船舶の傭人其他一切の準備費の節約

第三 全漁區を總括せらるゝ爲めに生ずる利益——(其例二)漁獲標準高の制定に依りて割當不足の漁區にして單獨經營には利益なる漁區と雖も夫等を新ヶ所合併經營するに於ては、經濟的價値を生ず(其例二)陸上根據地を合併經營せば陸上設備の節約は勿論、送込船積取船の配船上利益あり。(其例三)漁區は廣汎に亘るが故に各漁期を異にし、且つ各地方に於て豊凶相違する事あり、此場合冷凍運搬船等に依りて、原料を輸送し製造加工するの便あり。(其例四)漁期の相違及其豊

凶の如何に因つて従業員を轉勤せしめ勞働經濟上主大の便益あり(其例五)單獨漁場經營の場合は漁業用品並に必要品は十二分に準備し置く必要あれど合同經營の場合には必要に應じて隨時補給し得るを以て豫め多量に準備するの要なし

第四 優良製品の増加、紅鮭は罐詰に鮭は冷凍又は新巻に製造する利益あり、合同の結果は適當なる工場及冷蔵庫並に冷凍船を使用し得るを以て製品を優良化し其數量を増加し得る利益あり。

第五 製品の品位統一に因る利益——各經營者に依つて相違せる製造方法は合同に依つて各々長所をとり製品を統一するが故に販賣に利益多し。

第六 販賣統制に因る利益——合同に依り露領製品全部が統一販賣さるゝに於ては國內市場の市價を維持する上に於てのみならず海外に於ける外國製品と競争上に於て一定せる販賣方針を樹立し得べく市價の維持上利益も亦尠ならず

第七 經營漁區選擇の自由——即ち採算不能の漁區は適當に休業するの利益以

ハ、各當業者は新會社に、現に有する

借區權(既納保證を含む)漁網漁具、漁舟罐詰工場設備、冷蔵設備、建物機械、器具、船舶一切を提供し、其價格に相當する株券を受取るものとす

但し日魯漁業會社以外の當業者にして希望ある者には右價格の二分の一に相當する金額を現金を以て交付するものとす

三、負債の決済——各當業者の負債は一切會社に於て繼承せざるものとす

四、權利及財産の評価——新會社に提供する權利及財産の評価に關しては便宜上露領水産組合理事者及若干評定委員を選出し新會社の發起人側を代表する委員との間に於て協議査定するものとす

イ、漁業權の評価は當該漁區の漁種の價値並に漁獲標準高を基準とし更に不當に標準高低きものに對しては過去の實績を考慮し定むるものとす

但し實際買収に當りては更に隣接漁區との權衡上適當に按配する要ある

ベシ

ロ、罐詰工場設備、冷蔵庫設備並に翌年度に繰越すべき諸材料は別に評價し買収するものとし各漁區に對する既納保證金及其他漁場海陸の設備、即ち建物、什器、機械器具、漁網漁具等は一切(イ)項の評価に包含さるるものなるを以て之を無償とす(現場に残留するもの内地に持戻りたるもの等を含む)

會社組織の概要

一、目的 日「ソ」漁業條約に基く邦人借區漁區全部を合同するものとす

二、資本金 金四千萬圓也 全額拂込

内 譯

金壹千五百拾七萬餘圓也 東拓優先株 金貳千四百八拾貳萬餘圓也

日魯會社及其他の漁業者 物件の買収案

個人漁業者の分 九、〇七一、九〇〇圓

株式 四、五四〇、〇〇〇圓

現金 四、五三一、九〇〇圓

日魯會社の分 二九、三八六、五四九圓

上の外北洋漁業を獨占する合同の齎す利益は其の合理化の進展につれ漸次増大すべく蓋し想像以上の成果を見るに至るべく、更に政策的意味よりして對露漁業交渉問題の外に合同の齎す利益は隨時に發見し得べく即ち現場に於けるソ側官憲の權暴なる取締に對抗する上に於て又日露兩國に於ける魚類の蕃殖保護及公益的施設等を実現し得べく日露間總ての事態を有利に導き日露親善の素因を形成すべし其研究設備等凡ゆる問題は合同實現後に於て其の實際に則して實行し得べきものと信ず。

合同の可能な形式

一、設立——露領水域現在租借漁區全部を包括する新會社を設立すること

二、資本金

イ、新會社の資本金を四千萬圓とす 一株金五拾圓也

金額拂込 株式數 八拾萬株とす

ロ、拂込資本金の内壹千五百拾七萬餘圓也は現金出資とし、二千四百八十餘萬圓也は現物出資とす

株式

現金 二〇、二二八、八六六圓

現金 九、一〇三、六八三圓

樺山組長は大體前記の如き具體案を以て露領漁業合同會社計畫を進め、主務當局たる農林大臣町田忠治氏の諒解を得ると共に、十二月十日には緊縮政策の總本山井上藏相をも説き落して政府の融資援助につき原則的承認を勝ち取り、更に之を具體化するため近く再會見の段取となつてゐたところ、時たま若槻内閣の瓦解となりせつかく好調に進んだ宿案に一大暗翳を投ずるに至つた。然しながら憲政常道によつて組織されたる犬養政友會内閣は、新漁業會社が、事實上露領漁業における三菱資本の役割を増大せしむる點においてこそ、前内閣ほどこの問題に興味を感じざれ、元々この露領漁業合同は資本關係の如き區々たる國內的意義を超え、國際的意義をもつたいはゆる本邦の一大國策であり、殊に政友會としてはその強硬政策においてはむしろ民政黨以上に露領水産組合と一脈相通するものある上に、新農相たる山本悌二郎氏は前政

友會内閣當時においても農相たりし關係もあり、むしろ合同問題の前途には内閣更迭によつて一層の期待がかけられないではなかつた。

ハ、合同計畫具體化す

果然、樺山組長は組閣直後の十二月十六日山本農相と會見して該問題につき原則的諒解を遂げるに至り、今年に入つて大藏當局就中高橋新藏相にも諒解を求めて斡旋方を懇請した。其結果、政友會内閣の肚は、前内閣に劣らず露領漁業合同のため相當の援助を惜まないにあるといふことが明瞭となつたが、大藏當局としては懸案の預金部資金運用に關しては相當重大な責任も附加されるので一應事務的研究を遂げる事となつたが、要するに政府の融資が原則的にせよ確定したので露領水産組合では參加漁業者間の所有漁場並に合同さるべき財産を評價するため組合各支部代表より成る評定委員會を組織し二月四日より評價に着手し同二月十二日査定を終つたが、其結果左の如し。

一、鮮鱈漁區

西南區 二四ヶ所 六三、〇〇〇圓
オホツク 二七ヶ所 八七、八〇〇圓
西カムチャツカ五七ヶ所四、五〇〇、〇〇〇圓
東カムチャツカ六四ヶ所三、六三、一〇〇圓
計 一七二ヶ所八、六三、九〇〇圓

二、蟹 漁 區

蟹漁區(二ヶ所) 一七〇、〇〇〇圓

三、罐詰工場(十二ライン) 一、〇三三、五〇〇圓
合 計 九、八六、四〇〇圓

右評價は組合の原案に比し頗る過大であつて、前記の中二、三のみにて原案は八十五萬圓となつてゐるものを査定案では百十萬六千圓となり、頗る高價であるのでこれは樺山組長の手許で政府及日魯會社側の意見を参考して適宜處理されることとなつた。

合同問題は融資會社たる東洋拓植會社の總裁が民政系の菅原通敬氏辭職後決定しなかつたため、融資方法具體化せず、遅延してゐたが、三月中旬愈々高山長幸氏が新總裁に就任するに至つた。即ち高山新總裁は三月十八日山本農相を訪問し

の他新會社の形態を整備するための一切の手段をとり、その結果につき更に農相と東拓總裁が裁斷することゝなつたが、かくてその創立に多大の時日を要した露領漁業新合同問題も全く解決するに至つた。

かくて新會社に社長たるべき窪田氏を委員長に、山田(東拓)、中野(鮮銀)、高橋(三菱)、平塚(日魯)、佐々木(組合)、須田(組合)の諸氏から成る新會社創立準備委員會を三月二十三日午前十時から日魯本社で開催、大合同の前提として豫定され來れる日魯以外の小漁業家を合同せしむる事となり、その發起人として窪田山田兩氏の外組合より平塚、本川、井出坂本の四評議員及び藤田秀雄の七名を選任した。

越へて三月二十五日には新會社の創立總會開催の段取に進み、同二十八日には登記手續をも了して事務所を丸ビル内に設置した。新會社は過渡的の形態として全額拂込資本金を先づ五萬圓とし名稱を北洋合同漁業會社と呼ぶこととなつた。

て融資方法並に新合同會社役員の陣立等につき懇談協議したところ、農相は兩人のみにて懇談決定するよりも、合同案に最初から携り實情を詳知する樺山露水組組合長をも加へて懇談するが穩當であるといふので、翌三月十九日、更めて高山東拓總裁、川上日魯社長、樺山露水組合長の三氏は山本農相官邸に參集、露領漁業合同に關し農相と懇談の結果、東拓側は合同資金として九百萬圓の融通をなすことを承諾し、之に對し農相は新會社々長として元東米理事長窪田四郎氏を推したので、こゝに合同に關する根本問題は同時に解決した。次いで農相の招致に應じて元東米理事長窪田四郎氏も參集し、合同の手續きについて協議の結果、同氏を委員長に關係者たる露水より佐々木副組長、須田對策委員、日魯より平塚専務、東拓より山田理事、鮮銀より中野正永氏三菱商事より高橋常務の諸氏を委員とする創立準備委員會を組織し、二十二日よりいよいよ創立に着手することゝなつたしかしてこの委員會の下に重役の選考そ

然るに元々大合同の前提として設立されたる新會社は三月三十日より直ちに窪田社長以下各重役、露水組合理事者、日魯漁業重役等關係首腦部の合同準備打合會を開き東拓融資問題も順調に進み、四月六日には北洋合同漁業會社の臨時株主總會を招集し、東拓より全額拂込株式投資の形式を以て第一回に融資される五百萬圓と、合同參加個人漁業家四十一名の漁區財産買収額九百五十萬圓の中新會社への現物出資金四百七十五萬圓(即ち買収額の半額)とを打合せて新會社の拂込資本金總額を五萬圓より一躍九百八十萬圓に増資する旨決議するに至つた。

かくて北洋漁業大合同のプログラムは着々實現に向つて進み來り、一抹の暗影を投げ來れる個人漁業家中の有力者西野水産の合同不参加聲明も四月下旬に至り撤回され、同二十三日西野は新會社との間に參加契約調印を了した。次に懸念されてゐた合同會社の日魯漁業會社に對する今年度漁業委任經營についても一氣呵成に交渉が進められ、西野水産以外は四

月二十五日委任經營契約書に調印するに至つた。
諸般の事情順調に進展し、東拓第二回融資も難なく、決定五月十三日の合同漁業會社第二回臨時株主總會において東拓は、愈々豫定の殘額四百萬圓を拂込完了し、新會社は二回の増資によつてその資本金を一千三百八十萬圓に増加するに至つた。そして五月十四日には株主總會を開催して、最後の懸案たる日魯漁業會社との合併問題が審議され、満場一致決議された。合同直前における新會社の内容左の如し

- 一、資本金 千三百八十萬圓(拂込済)
- 一、名稱 北洋合同漁業株式會社
- 一、重役 社長窪田四郎、取締役佐々木平次郎、同藤田透雄監査役山田穆、同坂本平

- 一、株主 五十一名
- 一方日魯漁業會社の側でも北洋合同漁業會社との合併問題を審議するため、五月十四日赤坂三會堂に臨時株主總會を開催した。一部株主間には合同反對の策動

も行はれたが滔々たる大合同の奔流の前に一蹴され、一瀉千里合併決議は可決されるに至つた。

尙五月中旬の兩社株主總會の承認を経て效力發生を見たる日魯、北洋兩社の合併契約要項左の如し

合併契約書要項

- 一、日魯北洋兩社を合併し、日魯は存続し北洋は解散す
- 二、日魯は合併により資本金一千三百八十萬圓を増加し、右増加資本に對し、額面金五十圓拂込済の優先株式十八萬株、普通株式九萬六千株を發行し、合併期日の前日における北洋の株主に對し、左の割合をもつて之を交附す。
- (イ) 北洋の額面金五十圓、拂込済の優先株式一株に對し右と同一内容の日魯の額面金五十圓拂込済優先株式一株 (ロ) 北洋の額面金五十圓拂込済の普通株式一株に對し日魯の同普通株式一株

- 三、合併期日昭和七年八月三十一日とす
- 二、新漁區の合併參加問題

所でこゝに尙一つ残る問題は昭和七年二月二十八日浦鹽で施行された漁區入札において邦人漁業者の競落漁區百一箇所中更新漁業十三ヶ所、日魯競落の新漁區二十一箇所を除きたる新漁區六十七ヶ所の競落者、小山、橋口、山本、荻生、吉武氏等、十八名の漁業家の新合同會社參加の件である。之等新漁區組十八名は三月十六日丸の内ホテルに會合今後の實行方法につき協議を遂げた結果、新漁區合同に關する申會會を作成調印を了し合同の實現を期することになつた。

申 合 書

昭和七年二月十二日組合會並に同十三日の總會の兩決議に基き二月二十八日施行の浦鹽入札に於て新漁區獲得の場合を考慮して合同會社に對する是等の取扱方針決定のため、同月十四日審議委員會を設置し是が對策を審議決定せり

然るに既に競賣の結果吾人の獲得せる新漁區の決定を見し今日未だ合同會社の成立を見ざるは遺憾とする處なり

仰々這般大合同の根本精神は國權擁護の國策遂行の貫徹事業合理化の實現を期するは言を俟たず

茲に於て大合同本來の使命に基き該漁區の公平妥當なる審議機關を設置し速かに之が實現を期し以て大合同有終の美果を收むる目的遂行のため廻町丸ノ内ホテル内に「新漁區合同期成同盟會」事務所を開設す、尙ほ是に要する一切の費用は加盟者各自の漁區に割當て公平に負擔するものとす

昭 和 七 年 三 月 十 六 日

上記の如く新漁區組は最初「新漁區合同期成同盟」を結成して合同會社成立前に合同參加を運動したが露水首腦部並に合同關係者側では、新會社成立後に適宜會社と商議協定すべしとして取合はず、そこで新漁區關係者十八名は一時六十七漁區を打つて一丸とする「日ソ漁業會社」を組織して單獨經營に進出すべしとも傳へられたが結局之等新漁區中にはその經

濟的價值によつて玉石混淆しその内部の利害必しも一致せず、遂に單獨に新會社との間に合同參加を商議するに至つた。然しながら此商議進行中なるに漁期は遠慮なく切迫し來れることとて、新漁區經營者中、荻生、吉武の兩氏は既に單獨出漁に決定してその準備を始め、小山氏其他も早急に合同參加が埒明かされれば、本年自營の外無き情態にある。兎もあれ本邦露領漁業大合同の趣旨はいふまでもなく、全漁場を洩れなく一丸に網羅するものでなければならぬから、新漁區經營者と雖も勿論之を分立せしめることなく大合同の傘下に加盟せしむ可きである。従つて新漁區合同問題は近き將來必ずや圓滿解決を見るべしと信ぜられてゐるが今後毎年發生すべき新漁區競落者の合同參加についても確固たる原則を樹立する事は、焦眉の問題であると目されてゐる。

今や北洋漁業合同の機運一度び好轉してより、豫定のプログラムは着々進められ、最近まで合同不参加を聲明して北洋漁業統計計畫の前途に一抹の暗影を投げ

かけてゐた西野水産株式會社も翻然參加に決定して、四月二十三日參加契約を締結したため、茲に杞憂は一掃され、合同新會社の陣容は名實共に整つた譯であるが、更に懸念されてゐた合同會社の日魯漁業に對する委任經營については之亦頃日來一氣呵成に交渉が進められ、西野水産以外の各參加漁場は孰れも委任經營に一決し、四月二十五日契約書に調印を了し、茲に北洋漁業合同に關する大前提は全く一段落を告げた。茲に於て新合同會社が當然直面せねばならぬ問題は、合同參加を要望しつゝある本年度競落新漁區に關する對策如何であるが、合同會社としては自己の經營に就てすら日魯との間に漸く折衝成立せる如き有様にて今日迄は他を顧みるに暇なく、窪田社長始め新會社の各幹部は新漁區組の意嚮を聴取し考慮しつゝあつたものゝ未だ何等具體的成案なく従つて新漁區所有者の要望する本漁期前に於る買収は到底實現不可能なるものゝ如く、之が爲勢ひ新漁區組は本年度の出漁を自身經營するか或は中止す

るの餘儀なき状態に陥つたが、結局優良漁區を有する小山、山本、橋口の諸氏は單獨出漁を試むべく更に近藤久吉、濱田庄平、鹿取久治良、高野憲造の四氏は其新漁區が何れもカラギンスキーで相近接し共同回航に依り經營せば採算上有利であるため、昭和七年度は自營を行ふことになつた。

一方新漁區組は別掲の「新漁區合同期成同盟」を結成し、更に又「日ソ漁業會社」を組織して合同會社に對抗すべく畫策したものの、結局大勢には抗し難くなり、北洋漁業權擁護と統制合理化をモットーとする一大合同も五月十四日の北洋合同漁業と日魯漁業の臨時株主總會に於て附議された合併の決議に因り合同會社の陣容も愈々整ひたるを契機として合同參加に洩れてゐる新漁區所有者橋口、山本、田中渡邊、近藤、橋本の諸氏は五月十六日露水組合に佐々木副組長を、更に合同會社に窪田社長を訪ひ、組合參加希望を述べ商議を開始されたと懇請したのに對し窪田社長は漁業統制上露水組合の斡旋あ

れば喜んで商議に應ずべきを以て具體案を提示されたしと應へた。かくて久しい懸案であつた新漁區の商議も急轉直下纏るものと見られてゐる。

然しながら別項の如く新漁區所有者にして合同参加希望者は五月十六日より商議を試みてゐるが小山富三、楫取豊治の兩氏はオリュートル管區六ヶ所を經營することに決定、函館市仲濱町二十一番地に白令海商會を新設し出漁準備に着手し漁夫雇入れも完了を告げ、六月上旬函館發現場に向ふことになつてゐる。而て北洋合同漁業會社は合同参加に洩れてゐた新漁區買収に關して五月十七日午後合同會社内に同社重役會を開き、日魯側より平塚専務、組合側より須田氏列席、愈々買収商議に應ずること決定したが、其後の商議は平塚、須田、藤田三氏擔任することになつた。

三、日ソ暫定漁業協定の調印

イ、日ソ間に懸る重要懸案

も露國の國家的計畫より出發せる邦人驅逐策にあらざるはなく、今に於て斷乎たる處置に出でざれば年毎に我權益は漸減し、數年を出でず全滅を餘儀なくさるゝに至るべきは極東漁業五ヶ年計畫の實行に徴するも誠に明に有之候殊に之等諸案件は露國の國際信義無視條約締結の精神没却の結果に外ならず從て徒らに條約の條章を以て彼に反省を促すも徒勞に歸するは今日迄の事實に徴するも明かなり、依て速に國家的權益確保の爲不動の國策樹立は焦眉の急務と存ぜられ候間、之が前後措置に關し何分の御方針廟議御決定相仰度、尙今後露國の態度依然不得要領に終始するが如き場合は、寧ろ關係當業者決意の下に、自主的出漁をなさしむるは止むを得ざる結論かと存ぜられ候條、篤と御審議の上、政府として至急適當の御措置相仰度此段及請願候也。

追て右諸懸案に付ては夫々解説を付置候間御査問奉願上候。

左記

漁業關係

想へば昭和四年の漁業新條約實施以來僅に三ヶ年、當時日ソ兩國間に蟠まれる主なる問題は

- 一、國營企業が邦人の舊經營漁區を奪取し我政府の協議を待たずして、該企業に編入せしこと
- 二、ソ側は個人企業の競賣入札參加權を悪用して不當なる進出を試みたること
- 三、漁區借區料最低價格を不當に吊り上げせしめたること
- 四、漁區貸下條件の不法及過重
- 五、現場に於ける苛酷なる取締及彈壓

此等の事實は此際根本的にその禍根を艾除するにあらざれば、我が北洋漁業の權益も、終に一片の空文に歸することは言はずして明かである。而かも内にありては我が當業者は世界的財界不況の影響を被り、經濟的破綻の苦境に沈淪しつつある。當時の北洋漁業は實に内憂外患の危機に瀕してゐると言ふべき秋であつたのである。そこで露水組長樺山資英氏は先づ局面打開の第一歩を踏むべく、昭和五年四月、幣原外相、町田農相に左の請

第一、個人の假面を被りたる國營企業の進出の件

第二、露國々營企業取得漁區の件

第三、漁區最低價格の件

四、對策準備委員と官民の結合

翻て過去に於ける我當業者の態度を見るに決して瑕瑾なしとは言はれなかつた即ち徒らに問題を複雑化するのみにして何等解決方法を見出さんともせず將來の問題を慮つて何等の研究考慮を拂ふやうなことも無く、偶々問題勃發すれば錯愕措く所を知らず、而も一方的に捉はれたる斷案を下し、之に據つて收拾を圖らんとしたために、愈々懸案を山積せしむるの憾みがあつたのである。是に於て露水組長樺山氏は組合内部に對策準備委員會を組織せしめ、對外關係、對内關係の二つの問題に分類區別し、以て凡ゆる問題の解決方針を決定することにした。

爾來幾多の對策は練られ、着々具體化されていつた。之が詳細の記述は他の機會に譲るとして、茲には先づ對露交渉の

願書を提出した。

請願書

露領に於ける邦人の漁業は其沿革的事實と邦家の經濟狀態に鑑み、最も重要な國家的産業なることは今更贅言の要なきところ、小生最近露領水産組合長を引受くるに當り、審かに最近の事象を検討するに内外に對する懸案山積し、關係當業者は不安の儘一に漁期に追はれ、巨萬の財貨を外國領土に於ける事業に投じ、其状恰も薄氷を踏んで亂舞するが如き觀を呈し、事態頗る憂慮に堪へざるもの有之候、斯の如きは單り關係當業者の爲め採らざるところなるのみならず、誠に國家經濟のため黙視する能はざる次第に有之候。

而して之が打開策に付ては根本的治療を要するものであるべく又緊急措置せざれば遂に救済の途なきもの尠なからざる様思考せられ候、而して其根本的方針に付ては暫く措くも、當面處理を要するものゝみにても、昨年及本年の實例に於て左の如く數件を數へ、何れ

經過と、今日の新協定成立迄の道程の大體に就て一言することゝする。

凡て外交には官民一致して當らなければならぬ。然るに北洋漁業問題に就て見るに、當業者の意嚮及希望は外務當局に徹底せざるばかりでなく、外務當局に對する組合員の意嚮も、動もすれば二三に岐れ、一致統制を缺くの嫌があつたのである。

そこで樺山氏が第一に痛感したことは當業者と當局との意思の疏通を圖ることであつた。之こそ對露漁業問題解決の前提案件である。當時の吉田外務次官も樺山氏の意圖に賛同したため、爾來吉田外務、松村農林兩次官、武富通商、長瀬水産兩局長と組合幹部が數次懇談的に互に腹藏なく漁業問題に關する意見の交換を行ふことになつた。そして商量一致せる幾多事項中、その主なるものは左の如きものであつた。

一、昭和五年七月、ソ側をして條約の條文を正解せしむるため一つの解決案を作成した

二、過去數十件の懸案事項一掃に努むべく、具體的成案を樹立した

三、邦人租借漁區を安定せしむるため根本的成案を作成した

而して愈々之が實現に着手せんとするや、時恰も浦鹽に於て鮮銀支店閉鎖問題突發し、之に關聯して借區料納入問題紛糾せるがために、此等根本問題は遂に後廻しとなるの餘儀なきに至つた。

ハ、愈々對露交渉に入る

昭和五年十一月十四日、廣田大使は漁業問題の根本的解決案件を提げて露都に向つた。大使は出發前當業者と巨細の打合せを行ひ、萬遺漏なきを期したのでつたが、鮮銀問題が再轉して遂に漁業問題化するのみならず、加ふるに信濃丸事件の勃發あり、形勢俄然逆轉して日ソの國交危ふしとさへ傳へられ、漁業問題の根本的交渉の如き、前途暗澹として大なる期待を懸け得ざるやの感を抱かしめた。當時問題の中心は主として留換算率であつたが、外にあつては廣田大使の努力と幣原外相對トロヤノフスキー大使の折衝

により幸にも昭和六年四月二十六日、三十二錢五厘の暫定協定の成立を見て、兎にも角にも當面の紛糾は一段落を告げ、乍去、留換算率の適用の範圍に就て、彼我の間に著しき解釋の相違あるに端を發して、又復た紛争が捲起つた。終に邦人漁獲物差押問題となり、日ソ關係は又復た激化するに至つた。此の難局を打開せんが爲に、組合側は勿論、外務當局は陰忍自重してソ側と折衝を重ねた。斯くて九月十一日、日本側は露水組長樺山資英氏と永井外務次官、ソ側はメーリニコフ代理大使と總領事ボドリースキー氏列席して徹宵議議の結果、さしも紛糾を重ねた漁獲物差押問題も茲に解決を告げたのであつた。

窮すれば通ず、斯く激化した北洋漁業問題も、反面に於ては新交渉の氣運が日に醗酵されてゐたのである。即ち昭和六年九月下旬、天羽事務官が打合せのため歸朝せしを機會に組合側は更に協議を遂げて對露交渉の陣容を整え、一面駐日ソ聯邦大使トロヤノフスキー氏とも會見し

には許可されず之等作業に對する一日の労働時間は八時間を超過すべからず而して例外的場合に限り其の都度豫め地方労働監督官の許可を要す」を改訂して漁業條約議定書(乙)三項の精神により労働者の同意を得たる場合は休日と雖も超過労働(六時間以上八時間)を適用することを得、豊漁の場合等の特別條件を抹消した。

斷えず提唱され、幾度か成らんとし、度毎に挫折停頓した我が北洋漁業の大合同は、奇しくも漁區安定と相前後して實現さるゝに至つた。思へば昭和七年の盛夏は、北洋のため永久に祝福せらるべき劃期的紀元である。

二、ハバロフスク日ソ協定内容

日露漁業條約の規定による邦人漁業の内部的管理規則改訂交渉は、露領水産組合を代表して日魯漁業浦鹽出張員阿部有眞氏とソ聯邦労働人民委員部極東支部代表クルベリ氏との間にハバロフスクで折衝中の處協定成立して昭和七年七月十日謂印を了した。即ち同協定書によると労働問題は漁業條約の趣旨により昭和六年度の協定に比し著しく緩和されたので企業は圓滑に遂行され自然労働問題に關する紛争もなくなるであらう。改訂された重なる條項は左の通りである。

一、昭和七年度の協定三條件の「超過労働は魯類の大群を爲して來たる場合の操業に於て之を實施することを得るも超過労働は漁撈開始以前の準備作業

漁業關係

て懇談を遂げて準備を進めてゐたが、遂に昨秋に至りて急轉直下、漁業新交渉の幕は切つて落されたのである。

之より先、組合としては出先官憲と緊密なる連絡を保ち、更に技術的、専門的問題に就て我が全權の諮問に應ぜしむるため練達なる當業者代表を簡派するの必要があつた。斯くて詮衡の結果田中丸祐厚氏を推し、氏は同年八月七日東京を出發して露都に向つた。

爾來一星霜、昭和七年八月十三日を以て漁區安定に關する暫定的協約が、モスクハに於て廣田、カラハン兩全權代表の間に覺書の調印が行はれたことは周知の如くである。素より取残された幾多の懸案はある、更にソヴェト側の向後の出様如何によつては、將來共に紛糾惹起の虞なしと誰が言ひ得やう。併しながら最近に於けるソ側の我に對する協調的態度は、斯くの如き懸念をば、恐らく一片の杞憂たらしむるに了はるだらうと信ぜられてゐる。

更に一方にありては、大正十四年以來

八、三六八、二二〇(布度)に對する無號賣貨下に同意を表明するに至り、既に協定成立を豫想づけられてゐたが、其後ソ側は日本側の漁區安定の對象條件として

一、ソ側國營漁區の四割擴張(現有國營標準高二百四十萬布度)

一、同漁區の撰定方法は條約により日本政府の同意を要することになつてゐるが、四割の擴張に際しては其の二割は國營が自由に撰定し残り二割の撰定については日本政府との同意を経ること

を提議して來たので日本側では國營二百五十萬布度迄の擴張は認め、擴張漁區に就ては一、ソ側コーベラチーブ漁區、二、ソ側個人漁區、三、從來の不落漁區より撰定し且今後の新漁區より撰定する場合は條約の規定通り日本政府の同意を経ることとすべく、兩全權間で折衝を重ねてゐるが、ソ側も日本側轉換案に大體同意する意嚮を示してゐる趣であり、外務省も今後の交渉については交渉事態に特別變化なき限り廣田全權の裁量に一任

ホ、残された國營漁區問題

先きに廣田、カラハン兩全權の間にモスクワに於て折衝中の日露漁業條約に基く日本側の漁區安定に關する交渉については、幾多の曲折を経て漸くソ側は一九三二年度の日本側現有漁區(漁獲標準高

には許可されず之等作業に對する一日の労働時間は八時間を超過すべからず而して例外的場合に限り其の都度豫め地方労働監督官の許可を要す」を改訂して漁業條約議定書(乙)三項の精神により労働者の同意を得たる場合は休日と雖も超過労働(六時間以上八時間)を適用することを得、豊漁の場合等の特別條件を抹消した。

する旨訓電した。

へ、漁業協定覚書に調印方回訓

日本政府提議の漁業協定に關する交渉については兩國間の意見全く一致し、遂に新協定に正式調印が行はれる筈となつた。即ち漁業協定問題については既にソヴェート政府は日本政府の主張せる條約期限に達するまで一九三二年度現有漁業の無競争貸下を容れ、之が對象條件としてソヴェート側より提案された國營漁業擴張問題が折衝圈内に残されてゐたが此の程内田外相より一應歸國の招電を受けた廣田全權は、直ちにカラハン氏と會見し、

本國政府の命により急遽一互歸國する旨を傳へたところカラハン氏は是非共廣田全權の歸國前に漁業協定に調印を了したしと希望し、既に之が用意ある旨を述べてソヴェート側よりも最後の協定草案を示すところあつたので日本側草案と對照討議の結果こゝに兩全權の意見は全く一致した旨廣田大使より我外務省に入電があつた。よつて外務

當局では農林當局と共に同大使が報告して來た四條に互る協定草案につき協議を遂げて八月三日廣田大使に對し直ちに調印方の回訓を發した。而して今回の協定は漁業協定に關する覺書交換の形式を取る筈で八月十日前後には兩全權間に正式調印が行はれるものと見られてゐる。

かくて、内田外相より歸朝の電命をうけた廣田駐露大使は八月十日前後に行はるべき日露漁業新協定覚書の調印交換済み次第歸國の途に就く旨三日外務省に入電があつたが、同大使よりは五月中既に賜暇歸朝の願出があつたが時恰も滿洲問題に關連する對露關係、懸案中の漁業交渉等、時局關係はモスクワを去り得ない事情におかれ、漁業協定調印の機会まで歸國を見合せてゐたところへ歸朝を命ぜられてゐたので、同大使の歸朝をうながしたのは滿洲國承認問題を控へて我對滿政策確立上、これと極めて密接なる關係を有するソ聯邦事情につき同大使の意見を聽取して此際政府最高の認識に資する

げて眞剣な交渉に入つた。

斯くて一星霜、昭和七年八月十三日夜十時、邦人漁業協定に關する協定の調印は、モスクワに於て廣田・カラハン兩全權代表の間に行はれた。當日彼我の間に取交はされた覺書の内容は大體左の如きものであつた。

- 一、日露漁業條約の規定による太平洋沿岸（カムチャツカ、オホーツク、沿海洲沿岸）の海面水域に於て一九三二年度に保有する罐詰工場附屬特別契約漁區を除く鮭、鱒、鯡漁區三百七十一ヶ所を除外し、合計三百九十一ヶ所、中六十ヶ所を除き現行漁業條約の有効期間中競賣入札の方法によらず邦人の經營權を認むること
- 一、邦人經營漁區中競賣に附さるべき六十ヶ所（鮭、鱒、鯡、蟹漁區を問はず）は日本側に於て撰定の上一九三二年十二月（昭和八年度競争漁區表發表前）までにソヴェート當局に届出ること
- 一、條約の規定に従ひソヴェート國營漁區の擴張を容認し、その限度は現有二

漁業關係

ため、同大使はおそくも八月中旬頃モスクワ出發歸國の途につく豫定で、歸朝後再びモスクワに歸任するものと見られてゐる。

ト、協約成立と覺書の内容

顧みれば日ソ漁業條約實施の第一年たる昭和四年、空前の紛擾を捲起してより以來、紛議簇出して盡くるところを知らず日ソ北洋漁業の對立關係は日に月に激化し、終に北洋漁業問題は日ソ親交阻害の痛たるやの感を抱かしめた。若し夫れ善隣融和が白蠶百年の大計であるならば、之が艾除は眞に急務中の急務である。内外共に惱み多き露國側も、恐らく爾かく考へて居たことであらう。

然るに時なるかな、我が北洋漁業大合同計畫の俄然進展せる昭和六年初秋、果然漁業新交渉の機運は到來した。是に於て我が全權廣田大使は、現行條約實施以來發生せる各種の問題と條約解釋上の不一致點等に關する解決を期し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來に於ける紛議紛争を未然に防止すべく、具體案を提出せしめ、之によりて昭和四年の條約實施以來毎に簇出せる紛争の禍根を一掃し得るとすれば日ソ兩國親善の上に於て、更に又た東洋平和の上に於て、影響するところ定に深甚なるものがあるであらう。

チ、交渉の経緯と協約の成果

廣田大使は昭和六年十一月二十六日、漁業協定に關して覺書をカラハン氏に手交したが、その内容は日ソ兩國は一九三一年現在に於て取得し居れる一般及蟹漁區、並に之が總標準高を一九三六年迄留保すべしといふ要望であつた。その提案は勿論條約上の根據から生み出されてゐる。即ち競賣に依らずして漁區を留保することは、條約第二條第二項の、兩締約國政府の合意ありたる漁區の取得方法に關する規定の精神に基き、又た現有漁區にて一九三六年迄に其期間の満了するものを競賣に據らずして其期間を延長することは、議定書第六條の末頃——漁業條約第二條第二項及同條約附屬文書の規定に依り、特別貸付を許與せらるべき漁區に付ては、前記期間は之を變更すること

を得るものとす——に據つたのである。
 是に於て吾人が一瞥を要するは一九三一年度に於ける邦人の現有漁區である。漁區表の示す如く其漁區數は、鮭鱒二百八十八ヶ所（内、田代の九〇ア、宮越の三六ウ、二ヶ所放棄）蟹漁區二十一ヶ所合計三百九ヶ所であつた。然るに此内特別契約漁區に屬するものは、鮭鱒三十七ヶ所、蟹漁區七ヶ所、合計四十四ヶ所であつて、此等は昭和四年から同十三年に亘る長期契約のものであるから考慮を要さない。故に吾人が所謂現有漁區として念としたものは、その特別契約漁區四十四ヶ所と、放棄漁區二ヶ所合計四十六ヶ所を控除せる殘餘の二百六十三ヶ所であつた。

然るに我が對露交渉の建前は、廣田全權代表の提案せる如く、一九三一年度を基礎として、其現有漁區二百六十三ヶ所の保有安定の確立であつた。斯く見れば今回の交渉の成果は我當業者の要望を百パーセントに充たすと同時に政府の目的を充二分に達成せしめ得たのである。

而して一九三二年春の競賣後の状態を見るに

- ▲一九三一年末、將來競賣に付せらるべき鮭、鱒、蟹の總漁……………二六三
- ▲一九三二年春、競賣に付せられたるもの……………一五
- ▲差 引……………二四八
- ▲更に右十五ヶ所中、一九三二年度の競賣に於て競落したるもの……………一三
- ▲故に合計……………二六一

然るに右二ヶ所は五年期限漁區だから此安定問題には加算する必要なく、更に東邦水産の二〇七號漁區一ヶ所は、河口移動のために閉鎖されたから、右三ヶ所を控除するならば結局一九三二年度に於て一九三一年度を基礎とした安定漁區は二百五十八ヶ所が限度となる譯である。

勿論一九三二年度の競賣に依つて邦人漁區數は百一ヶ所（前記十三ヶ所を含む）を増加して、總數三百九十二ヶ所（内蟹漁區二十一ヶ所）となつた。即ちその内譯は次の如くである。

- ……………二五八
- (2) 特別契約漁區……………四四
- (3) 一九三二年度競賣に附せられ更に競落せし五ヶ年期限のもの……………二
- (4) 一九三二年度の競落漁區中五ヶ年期限のもの……………六
- (5) 同上競落漁區にして一年、三年期限のもの……………八二
- ▲合 計……………三九二
- 外に
- (6) ソ人側より奪還を要するもの二

交渉の成立の遷延のため、その間一九三二年春の競賣が行はれた當然の結果として、勢ひ轉換策を講ぜねばならなかつた。而して我が當業者の要望の力點たる一九三一年度現有漁區に對する百パーセントの希望を達成せんがためには此際前記の(一)、(三)、(四)は問題とはならぬが、飽迄も(一)及(六)を獲得することに決定して更に交渉を進めた。だが、萬止むを得ざる場合は(五)の八十二ヶ所を折半して、此内の四十一ヶ所だけはソヴェト側の提示條件たる、今後の競賣に附

せらるべき二十五パーセントの主張に當儀むることに最後の腹を極めた。我が全權の底意では此の八十二ヶ所こそ決裂に瀕した際に於ける妥協點を見出すべき最後の切札だつたと傳へられてゐる。

その後數回の交渉によつてソ側は「競賣に付せらるべき漁區の割合は邦人現有漁區の二十五パーセントたるべし」といふ當初の主張を大に緩和して結局六十ヶ所を邦人の自由選定により競賣に出さしむることゝなつた。

此の六十ヶ所の邦人總漁區の約一割八分、競賣に付せらるべき總漁區の一割八分弱である。我より見れば若干不滿の憾なきを得ない。さり乍ら本問題が昨秋以來折角兩國間の討議に上りながら、此點に於て決裂を見ることは大局上彼我共に不利を招来すべきを考慮し、終に前記の(五)及(六)を大讓歩して、四十一ヶ所と奪還を要する二ヶ所の代りに二十二ヶ所の安定を確保することにしたのである。而して此二十二ヶ所は

(1) 數年來の懸案たりし十八漁區の代

漁業關係

十八漁區

- (2) 一九三二年度の競賣に於てソ人に奪取せられし前記(6) 二漁區
- (3) 法定距離不足漁區四ヶ所の内、二ヶ所の分配 二漁區

の意味とも見るべきであつて、即ち之を以て我が一九三一年度を基礎とする百パーセントの主張を貫徹すると同時に、從來の懸案たりし十八漁區問題は解決し之が代位漁區たりし七漁區問題は自然解消した理である。

リ、暫定協定とソソの分野

邦人漁區安定問題に關聯して、ソ側が提出せる問題は領海問題と國營漁區漁獲標準高増加の要望である。前者は漁區安定問題に附隨すべきものにあらずとの主張の下に全然切離れて了つたが、後者は言ふ迄も無く彼我討議の重點となつた。

國營漁區を最終議定書第一部(乙)の(第二)に依り、一九三二年度の總漁獲高の四割に増加したし
 といふのがソ側當初の主張であり、條章に照して要望し來つたのである。乍去

此國營増加の要求を容るゝに先立ちて検討を要するものは一九二八年以來に於ける國營の實際保有標準高如何である。即ち爾來彼我の間に約三十四萬布度に上る算定の相違があつて今尙ほ確定的となつて居らぬことが問題である。

言ふ迄もなく此の三十四萬布度の相違は實にソ側の總取高に影響するのみならず、延ては一九三二年度の北洋露領總漁獲標準高にもそれだけ差異を生ずる事となるのである。

今その彼我の計算を比較するに (單位布度)

一九三二年「ソ」國營標準高	二、六二九、四四四
日本側の計算	二、二八八、七六四
ソ側の計算	三、四〇〇、六八〇
差 額	

日本側の主張としては、ソ國營は現在己に國營二百萬布度の保有限度を超過すること六十二萬餘布度なりと云ひ、ソ側は僅に二十八萬餘布度を超過せるに過ぎぬと辯疏しつゝあるのである。斯の如き三十四萬布度の算定差額は北洋露領漁獲

總標準高に於て次の様な結論を見ることゝなつて来る。(單位布度)

日本側の計算	ソ側の計算	差額
日本側保有高	八、三九、五三三	八、三九、四四五
ソ側保有高	五、五二、五七七	五、三六、〇八八
一九三二年總漁區數	三三	三三
總標準高	三、四四、三〇一	三、五七三、四八三
		三、六七、七四七

是に於てソ側の計算による總漁獲標準高の四割と、日本側の計算による場合、殊に四割と特定せずして單純に現在の國營を五百萬布度迄増加する場合の三つに分ちて、前記三十四萬布度の差額を中心に、此際幾何程増加するかを數字に表はせば次の如くであつて、假に我國が現總高の四割迄の國營増加を容認するとせんか我が計算に依れば左表の(2)の場合に於ける(ロ)の數字、即ちソ側をして二百九十四萬六千布度増加せしむることを肯定せねばならぬ立場になるのである。左表を玩味するならば誠に興味津々たるものがあるであらう。何故に總漁獲高の三

四、現場で惹起した日ソ紛争

北洋漁業問題中豫て日ソ間の懸案として取残されてゐる空罐重量算入問題は商議中でありこれが根本的解決を告ぐるものと期待されてゐるが、本問題に關聯して現場で惹起した昭和七年の事件は左の通りであつた。

ソ側現場監視官吏は前年同様空罐重量加算を聲明し爲に南キシカ第一工場の如きは八月上旬早くも一時漁撈中止の餘儀なきに至り、對ソ交渉半ば八月十一日再開せるため終に紛糾を醸し、ソ側官吏は同月十四日再度の制限超過、命令不履行に關し刑法第八十六條に基き制限外漁獲物、漁網、漁具、漁船ランチ全部を差押へ物件代金四萬三千三百餘圓の保管を命ずると共に向後漁獲を繼續するに於ては第三の調書を作製すべしと宣言するに至り、尙ほ同方面の八二八、八二九號を始め同様の事態に直面せる漁區少からず、而かも一方カムチャツカの終漁期は西海

割七分、五百萬布度と決定せられたか、茲にも我折衝當事者の苦心の跡が窺はれる。

(1) 「ソ」側計算による總漁獲高	13,570,000布度(四捨五入)の40% = 5,428,000
(2) 日本側計算による總漁獲高	13,940,000布度の40% = 5,576,000
(3)	5,000,000
「ソ」側計算による「ソ」國營現漁獲高	2,288,764(四捨五入) 2,289,000
日本	" " 2,629,444(") 2,630,000
差額	340,680
即ち	341,000(四捨五入)
(1) の場合 (イ)	5,428,000 - 2,289,000 = 3,139,000
(ロ)	5,428,000 - 2,630,000 = 2,798,000
(2) の場合 (イ)	5,576,000 - 2,289,000 = 3,287,000
(ロ)	" - 2,630,000 = 2,946,000
(3) の場合 (イ)	5,000,000 - 2,289,000 = 2,711,000
(ロ)	- 2,630,000 = 2,370,000

岸二十日、東海岸二十四日前後である關係上、本年も亦切揚期に際して昨六年の如き紛糾ぞく出を氣遣はれてゐたが、八月廿四日浦鹽漁業廳より現場監視官に對し漁獲標準高算定に空罐を算入せざる旨電命ありたる趣にて之により紛糾は未前に解消されたものと察せらるゝが、八月二十二日南キシカに於ては、制限超過分製品のオリンピヤ丸及其他の積出を制止された如き事實あり、實に危機一髪の状態であつた。その超過分製品と目せられし種別數量左の如し

△紅 罐 詰	一六二函
△鱒	四八五函
△銀 鮭	六一函
△改良 鮭	一、九三二尾
△改良 鱒	一〇、七五六尾
△散 鱒	三五、七九二尾

五、浦鹽漁業交渉も一段落

一方ウラジオに駐在する山口總領事と極東漁業長官チモセンコ氏との間に昭和

七年初頭より折衝を續けてゐた兩國係争問題の一として、懸案中の露領漁場の罐詰工場に於ける空罐の漁獲標準布度算入問題は一先づ暫定的に解決したと云ふことが八月二十四日山口總領事より外務省に公電があつた。

即ちこの問題はモスクワに於ても交渉行はれ、其後地方的に商議解決する事になり、交渉はウラジオに移されたもので空罐が水産物に非ざることとは勿論であるから、水産物の標準高を算定するのに空罐を之に加へるといふことは理論上あり得べからざることであるのみならず、條約附屬の議定書にも明に正味と言ふ言葉が用ひてあり、又罐詰工場契約書には實質といふ言葉を用ひ、何處にも空罐をこの觀念に入れては無いので終漁期を控へ日本側は極めて強硬に抗議を續けた結果この問題は追つて商議を遂げ現場に於ては従來通り空罐を算入しない事に交渉が纏つたので、茲に多年の紛糾を一掃して了つたのである。

六、日ソ漁業條約改訂準備會

即ち對内的には大合同問題が解決し、對外的には別掲の如く漁區安定の日ソ暫定協定によつて二大懸案の解決を見たるも、同條約は昭和十一年五月二十五日を以て改訂期限に達し、しかも條約第十五條の規定により、條約改正については期限満了十二ヶ月前の昭和十年五月二十五日まで修正の希望を他方に對し通告を要することになつてゐるので、現行條約の失敗に鑑み露領水産組合は同年九月十七日臨時幹部會を開き、樺山、佐々木の正副組長、平塚、坂本、井出、本川の各評議員、田中丸、須田兩對策委員出席の下に左記の事項につき協議し、外務、農林兩省と歩調を揃へて調査研究に當ることに決定した。

- 一、漁業條約改訂準備に關する件
- (イ)調査會設置の件
- 二、漁區安定に關する日ソ協定實施に關する件

(イ)競賣のため協定すべき漁區六十ヶ所の選定方法に關する件
尙同組合は合同の結果地方支部存置の必要を認めず之を廢止する事に決定した

七、露領漁業關係支拂勘定

日本側よりソヴェト側に支拂はねばならない露領漁業關係未納金額中昭和七年十二月五日露水組合より極東漁業廳に支拂ひたるものは左の通りである。

- △一九三〇年度迄の未納金
- 一、違約金關係
漁業廳最初 二七二、七八二留七二哥
の請求金額 此 内
既納 金 九二、四〇九留五五哥
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額 六九、一一五留六四哥
差引最後の 一一二、二五七留五三哥
確定金額 右に對しアコ債券同額面を以て納入済(二、五揭算)此邦貨金 二二八、四八三圓七〇錢

二、沒收品關係

漁業廳最初 五七三、一一三留五六哥
の請求金額 此 内

抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額 一二六五、三九七留四二哥
差引最後の 三〇七、七一六留一四哥
確定金額 △一九三一年度未納金

一、違約金關係

漁業廳最初 一六一、一一六留二二哥
の請求金額 此 内
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額 一一二、七〇五留三五哥
差引最後の 一三八、四一〇留八七哥
確定金額 右に對しアコ債券同額面を以て納入済(昭和七年四月二十三日)(三二、五換算)此邦貨四四、九八三圓五三錢

二、沒收品關係

漁業廳最初 四四五、六六三留八四哥
の請求金額 此 内

抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額 九二、二〇九留二〇哥
差引最後の 三三三、四五四留六四哥
確定金額

八、太平洋水域漁業取締の新規則

駐露大使の嚴重抗議と指摘したる矛盾點

次に貸下條件と最も關係深き、太平洋水域漁業規則の發布に就て一言するの必要を認める。同規則は一九三一年十二月二十日附を以て、極東官憲より公式に我政府に傳達あつたものであるが、是に對し我政府は先づ取り敢へず同規則の實施延期をソ側に移牒し、續いて本年三月に至り左の如き抗議を提出したのであつた

太平洋水域新規則に對する

日本大使館の抗議書

(第二十五號)

口 上 書

日本政府は一九三一年十二月二十二日附を以て在哈府外務人民委員部事務官より

漁業關係

在内地總領事代理に送附せられたるソ聯邦太平洋水域に於ける海產物採捕に關する規則(一九三一年十月三十日極東執行委員會幹部會認可)を受領せり、右規則は大體

- (イ) 同規則の施行區域は十二海里となる
- (ロ) 船舶に依る漁業に付一九二九年發布の船舶漁業規則を適用することとし
- (ハ) 陸岸漁區に依る漁業に付種々の規定を設けたり

右(イ)に就ては、日本政府は屢々聲明せる通り、三海里以外ソ聯邦の領海の範圍を認むる能はず、從てソ聯邦の三海里水域外に於て、日本臣民が従事する船舶漁業は何等ソ聯邦政府の干渉を受くるものにあらず、又た(ロ)の船舶漁業に關しては、一九三〇年中日ソ兩國は文書の往復をなしたりと雖ども、ソ側の回答は何等日本側を満足せしめ居らず、故に其後兩國政府は談合の結果船舶漁業に付商議すべきこととなり居るに拘らず、ソ側は

新に本規則に於て十海里主義の規定を設け、且つ日本側が從來抗議の上、修正方を主張したる前記船舶漁業規則の効力の存続を確認し、同時に之を日本側に強要し、依つて以つて日本人の條約上享有する船舶漁業を事實上不可能ならしめんとするは到底了解し能はざる處なるのみならず、ソ側の信義を疑はざるを得ず。他方今回の規則は右の外、漁業條約に照して不當と認められ又は漁業の實際に適合せざる幾多の規定を包含し居るが右の内には今次の漁業商議に於て日本側より提議して商議の問題となり居り、又は現に日本漁業者代表がソ聯邦當該官憲に修正又は變更を請願し居るものと同様の規定も尠からず、然るにソ側に於て右の事實及經緯を無視して是等諸問題に關する規則を強制實行せんとするは穩當なりと謂ふことを得ず。

右の次第にて日本政府は右規則の實施を承認するを得ざるのみならず、若しソ側に於て強て之を實施せんとせば、再び漁業問題に對し我國の輿論を再燃し其結

果延びて抗角進行中なる漁業商議にも果を及ぼすべきやを慮る。

是に於て日本政府は嚮に在哈日本總領事代理をして、在本地ソ側當該官憲に對し、本規則の實施延期方を申入れしめたる處、満足なる回答を得るに至らざりしを以て、更に日本大使に對しソ聯邦政府に嚴重抗議し、本規則の撤回方を要求すべき旨訓令せり、依て日本大使は二月十三日取敢ず天羽參事官をして外務部第二東洋課長カスロフスキー氏を通じ、ソ聯邦外務人民委員代理に右の趣旨を申し入れしめたり。

右の如く、日本政府は該規則を總括的に承認し能はざる次第なるが、就中本規則中船舶漁業に關係なき條項に於て、條約上不當とし又は漁業の實際に適合せざる諸事項を列擧すれば、別添付書類記載の通りなり。

日本大使館は日本政府の前記訓令により叙上の次第を外務人民委員部に申入ると共に、日本政府の要望を容れられ本件に關し右措置を取られんことを要請する

の光榮を有す。

一九三二年三月十三日

モスクワ日本帝國大使館
ソ聯邦外務人民委員部御中

口上書附屬

【甲】太平洋水域漁業規則中漁業條約に照し妥當ならざる條項

【一】 第三條中

(イ) 第三項及第四項は國營及團體に對する無競賣貸付を規定するものなる處右は條約第二條第二項に基き行ふべく且つ國營企業及團體のみならず日本人に對しても行ひ得るものなることを明かにすること

(ロ) 第五項は借區内に於て借區者以外の者に對し、魚類の買入及加工を禁止するものなるが、右規定は最終議定書第一部「六」の(四)の規定に一致せざるに付「魚類の買入及其加工」の文字を削除すること

【二】 第五條中

(イ) 第一項の「日本型海上建網」なる用語は議定書甲第十七條第二項の「建網」の字義を制限することゝなるのみならず日本に於ては特に日本型海上建網と稱するもの無く字義曖昧なるを以て「建網」と改むること、尤もソ側の都合によりては右用語は條約諸議定書中の建網と同意なることを明にすること

(ロ) 第一項後段本條に掲ぐるもの以外の漁具の使用禁止規定は、改良網の使用許可せらるゝ場合に適用せられざること、又漁具の普通の變更禁止規定は建網の形態が其性質上必ずしも一定不變のものにあらざるに鑑み、建網を建網にあらざるものに變改する場合にのみ適用すること

(ハ) 備考一の建網に關する説明は建網の構造を制限し條約及附屬文書の規定に副はざるを以て削除すること

【三】 第九條中

(イ) 第二項は蟹漁區(水面)の延長及漁區間の間隔を定むるものである。右は實狀に適合せざるに付現在の漁區の區域を撤廢し入會漁業(蟹漁區の陸上地區は從來通り存置し唯だ水上に於ける漁區の限界を撤廢し、借區者は右地區を根據として漁業に従事す)とすること

(ロ) 第三項、蟹刺網の目の寸法は從來の慣行を變更するものにして漁業者に大なる損害を與ふるものなるに付、從來通り之を九ジュームとすること

(ハ) 第四項の蟹網に關する規定及第五項蟹網數に關する規定は漁撈作業並に標準高迄の漁獲を困難ならしめ、殊に第四項の規定は海上の作業上殆んど實行不可能なるに付削除のこと

(ニ) 備考の曳網寸法に關する規定は議定書甲第十七條第二項の規定に反するを以て削除すること

【三】 第十條中

第一項、蟹網沈設の場所に關する規定は蟹漁區内に於て禁漁區域を設け蟹の捕獲の目的を拘束するものにして、條約第二條に反するを以て削除すること、尤も本件は入會漁業に關する提議(【乙】(イ)參照)に關するを以て同問題と共に審議すること

【四】 第十九條中

(イ) 第一條は標準高に記載なき鮭鱒族の標準高算入に關し規定するものなる處、標準高は特定魚種の繁殖保護の爲定めたるものにして右特定魚種以外の、即ち繁殖保護の要なきもの、漁獲高に算入することは理由なきのみならず、議定書甲第十七條第一項に反するを以て削除すること

(ロ) 備考特別從量税に關する規定

【乙】 前掲規則中、漁業の實際に適合せざる條項

【一】 第七條中

(イ) 第一項の漁具類に就ては、練漁業の爲に副網の使用許され居るを以て、二漁具の使用を認むることを明かにし、且其他の漁業の爲にも漁具破損の場合に於ける取替修理等に使用するものは漁區に存置し得ることを明かにすること

(ロ) 第一項但書は第一の網が曳上げられざるに先立ち第二の網を投ずることを禁ずる處、右は建網の使用を許可し事實魚道の遮斷を認めたる趣旨に矛盾するを以て削除すること

(ハ) 第二項は袋網使用に關し、但書を設けたるものなる處、袋網の使用の爲に魚類死滅することあると之を利用するに於ては天物の暴

〔三〕 第十條第二項は牡蟹及小蟹を刺網より引出し海中に投すべきことを規定するものなる處、漁業の實状を見るに右は揚網の際技術上非常に困難なるに付、同項に「成るべく」の文字を加ふることを

〔四〕 第十三條中第一項は罐詰工場の建築に際し現行ノ聯邦技術規則を遵守すべきことを規定してゐるが、右建設は條約第三條に依り自由なるを以て右建築の場合技術規則の適用は一定の範圍内例へば公衆衛生に反せざるべき範圍等に止むること

〔五〕 第二十條第一項、鮭鱒の肥料製造禁止の規定は一般的には差支なきも、鮭漁業を主とする漁區に於て遇々揚網する少しばかりの紅魚類は作業上の都度にて一々之を別扱にすること困難にて一括肥料とすることなきを保せざるに付、右の如き場合に對し本條禁止が適用せられざること

〔六〕 第二十二條及第二十三條の制裁

規定に關しては過去二三年間の違約金、沒收品等の問題が、長日月の交渉の結果昨今漸く解決の緒につき居る状態を考慮せざるべからず、右問題の経緯に顧るもソ側は日本人漁業に對し活殺の自由を有しソ側の手心次第にて、日本人漁業は全滅することあるべきは否むべからざる事實なり。元來漁業は極めて煩雜なる業務なるに、人も物も意の如くならざる状態の下に急テンポを以て行はれ、他面下級従業員が複雑なるソ側法規に精通すること困難なるを以て、往々無意識に法規に觸るゝことあるは已むを得ざる處なり、然るに之に對し事々に嚴重なる制裁を課し、甚しきは漁業權を有する日本人と異なり純然たる密業に従ふ者に對する刑法の規定を擬するが如きは實狀を無視したる苛酷の取扱と言ふの外なきに付規定適用に當りては先づ違反事實に付慎重調査を爲し、處分に付ても善意的に取扱ふこと

〔丙〕 前掲規則第三條備考一に依れば、

漁場貸付の手續は一九二七年制定の規則に依ることとなり居れり、然るに該規則中には漁業條約の規定に副はざるものあるが故に、極東地方官憲が右の如き備考を挿入するに當り其適用に付條約關係の除外規定を加へ置かざるは不當なり現に一九二九年借區保證金に關し、右手續の適用より生ずる國營企業と邦人との差別待遇に付、幾多論議を重ねたる事例もあるに付、之に對して注意を喚起し、必要な改正を爲すこと

一九二七年の獲場貸付手續規定中、條約の規定に副はざるもの大體左の通りなり

- (一) 第三條第二項、最低價格に關する規定は最終議定書第一部一、(甲)と合致せず
- (二) 第四條備考、第六條、第七條第十條等に依れば、貸付契約はソ側當局の裁量により認可せられざる場合あるが如し、右は條約第一

六ヶ所を除く)は無競賣貸下の事に決定してゐる。

ロ、本年度漁區發表

昭和八年度露領新漁區數並に漁區貸下條件發表については、昭和七年十二月二十八日極東漁業廳長官チモセンコ氏より在浦鹽山口總領事に宛て通告があつたがそれによれば

一、漁 區 表	
鮭鱒漁區	一六六ヶ所
蟹 漁 區	二五ヶ所
合 計	一九一ヶ所
一、貸下條件	
ループル換算率其他前年同様にて變更なし(一圓に對し三十二錢五厘)	
一、競賣施行期日	
昭和八年二月二十八日	
一、場 所	
浦鹽、ウオロフスキークラブ	

であつたが、更に昭和八年一月三十日左記の通り漁區追加の發表があつた。即ち

鮭鱒漁區	五ヶ所
------	-----

昭和八年の日ソ漁業關係

一、昭和八年漁區競賣

イ、本年度日本側漁區出願
本年度に於ける日本側から開設を出願した漁區數は、即ち

一、競賣の爲に提供せる漁區	五二	四	五六
二、ソ側本年租借満期漁區	一三	二	一五
三、一九三二年發表せるものにして租借者なき漁區	一四	一〇	一四
四、會つて開設せるも其後不發表となつた漁區	二九	二	三一
五、新規開設漁區	一一五	四	一九
合 計	二三三	一二	二三五

尚、廣田、カラハン兩氏の漁區安定に關する暫定協定成立の結果、昭和八年度競賣入札は日本側の現有漁區(右一項の五

項及第二項の趣旨に反す

(三) 第八條第二項保證物に關する規定は條約第二條第一項、及第十四條の兩國國民均等待遇の規定に反す

(四) 第十二條乃至第十九條の計畫的方法に依る規定は前項條約諸條の規定に反す

(五) 第二十三條の競賣公告に關する規定は條約第二條第三項に合致せず

(六) 第三十四條第一項前段の再競賣に關する規定は條約第二條第四項に合致せず

(七) 第三十四條第二項の同一貸付物に對し同額の最高價格を提供したる場合の規定は條約第二條第二項の趣旨を加ふるか又は本條の運用を右規定に適合せしむるを要す

〔丁〕 第三條備考二の地方農漁民の漁業に付ては之に關する特別規則研究の上追て意見を定む

蟹漁區

五ヶ所
合 計 十ヶ所
故に今年度の競賣に附される漁區は、
鮭鱒漁區 一七ヶ所
蟹漁區 三〇ヶ所
合 計 二〇ヶ所

合 計

かくて競賣参加のため日本漁業家側より日魯會社(有賀篠夫氏、小林梅藏氏)、露水本部(佐野東氏)、荻布漁業(吉田正浩氏)、西野水産(小山富三氏)、林兼商店(山本房藏氏)等は二月十八日敦賀出帆の天草丸にて渡浦した。尙、農林省でも二月二十八日浦鹽で執行される露領漁區競賣入札視察を兼ねて、極東露領の漁業視察の爲め水産局の尾崎技師、渡邊囃託を浦鹽に派遣する事になり、二月二十四日東京を出發同地に向はしめた。競賣は日ソ兩國参加の下に豫定通り二

月二十八日正午浦鹽ウオロフスキー俱樂部に於て施行された。即ち同日午後一時より入札バケットの受付を開始、同二時に締切つたが、ソヴェート側の参加者は一、フセコ・プロム・ルイバク・ソユーズ、二、ダリ・ルイボ・プロドクト、三、リユーリ

ハ、漁區競賣總決算

即ち二月二十八日施行された第一回漁區競賣の實績は左記の通りであつて、ソ側入札漁區、鮭、鱒七十ヶ所中競落せるものはダリ・ルキボ・プロドクト三十七ヶ所、リユーリ三ヶ所、フセコ・ルイバク・ソユーズ二十ヶ所、邦人側の個人漁業者に奪取せられしものは六ヶ所、不落四ヶ所であつた。蟹漁區は十一ヶ所を入札して全部競落した。日本側は日魯漁業が鮭、鱒三十九ヶ所、蟹一ヶ所を入札した

が競落せるもの鮭、鱒九ヶ所、ソ側に奪取せられしもの鮭、鱒二十八ヶ所、蟹一ヶ所、不落二ヶ所であつた。又日本側個人漁業者の入札は鮭、鱒二十一ヶ所、蟹一ヶ所中競落せるものは鮭、鱒十ヶ所、ソ側に奪取されたものは鮭、鱒三ヶ所、蟹一ヶ所、不落七ヶ所、日本側はソ側の高價入札に壓倒された譯であるが、日ソ双方に競落せる漁區は日本側一鮭、鱒一九ヶ所、入札價額六七、〇八九留、ソ側一鮭、鱒七〇ヶ所、蟹一ヶ所、入札價額一、一七一、三九六留、總計九〇ヶ所、一、二三八、四八九留に達した。今回競賣に附せられた漁區中には優良漁區尠き爲實質的には日本側に左程打撃はないが主義上の問題として社會主義國と資本主義國とによる競賣制度の根本の矛盾を曝露したもので、競賣結果左の如し。

漁 區 號	競 落 價 格
四二二	一六、九〇〇

競 落 者	漁 區 號
フセコ	六四

競 落 價 格	競 落 者
二、四〇〇	フセコ

漁 區 號	競 落 價 格	競 落 者	漁 區 號	競 落 價 格	競 落 者
一二七	一一、九〇〇	フセコ	一三〇	一一、一〇〇	同
一四八	九、一〇〇	同	一四九	九、八〇〇	同
一六二	一一、一〇〇	同	一六三	一一、九〇〇	同
一七三	一一、一〇〇	同	一八五	一三、〇〇〇	同
サガレン區	一一、七〇〇	フセコ	二四六	九、二〇〇	フセコ
二五二	九、〇〇〇	同			
オホツク區	一一、〇〇〇	ダリルイバ	三六四	一一、〇〇〇	ダリルイバ
三六三	一一、〇〇〇	同	四二三	一一、〇〇〇	同
三六五	一一、〇〇〇	同	四二四	一一、四〇〇	同
四二〇	一一、〇〇〇	同	四六九	一一、七〇〇	同
四三六	一一、一〇〇	同	四五九	一三、八〇〇	同
四六〇	一七、〇〇〇	同	四一〇	五、五〇〇	日魯漁業
四五四	一一、九〇〇	同			
ギジギンスキ區	一八、一〇〇	ダリルイバ	六一八	一八、一〇〇	ダリルイバ
五一五	一八、一〇〇	同	五一八	一八、一〇〇	同
五一九	六、九〇〇	同	五一六	九、五〇〇	同
五一〇	八、一〇〇	同	五二七	四、五〇〇	佐野
五三二	九、一〇〇	荻布	五二九	四、五〇〇	荻布
五四五	二、五〇〇	日魯漁業	五四二	二、五〇〇	日魯漁業
五四一	二、五〇〇	同	五四〇	二、五〇〇	同
五〇一	四、七〇〇	官廳價格 不落	五〇二	四、七〇〇	官廳價格 不落
五二六	五、二〇〇	同			

チハギリ	五五三	四、八〇〇	西野水産	五五七	四、五五〇	西野水産
ススキー	五五八	三、七五〇	同	五六二	一八、九〇〇	西野水産
イイチ	五六三	二九、〇〇〇	リユトリ	五四八	二、〇〇〇	官廳價格 不落
チンスキー	五四九	二、〇〇〇	官廳價格 不落	五五四	二、〇〇〇	同
フセコ	五七三	二、〇〇〇	同			
カラギ	六八二	一〇、八〇〇	フセコ	六八六	一二、六〇〇	フセコ
ススキー	六八七	三二、四〇〇	同	六八八	一八、〇〇〇	同
同	六八九	二七、〇〇〇	同	六九〇	一七、三〇〇	同
同	六九一	一七、〇〇〇	同			
同	一〇七八	一一、〇〇〇	ダリルイバ	一〇七九	一一、〇〇〇	ダリルイバ
同	一〇八五	一六、二〇〇	同	一〇八七	一八、三〇〇	同
同	一一一六	八、〇〇〇	同	一一一三	七、九〇〇	同
同	一一二二	八、一〇〇	同	一一一四	八、一〇〇	同
同	一一七六	九、〇〇〇	同	一一七二	九、〇〇〇	同
同	一〇八三	三、〇〇〇	日魯漁業	一一五一	二、五〇〇	日魯漁業
同	一一七三	四、二〇〇	官廳價格 不落	一一七四	四、二〇〇	官廳價格 不落
同	一一七五	四、二〇〇	同			
オトリ	一二七六	八、一〇〇	ダリルイバ	一二七五	八、一〇〇	ダリルイバ
ユトル	一二三五	一〇、〇〇〇	同	一二三四	一〇、〇〇〇	同

一、三二一	六、一〇〇	同	一、三二八	八、三〇〇	同
一、三二九	六、〇〇〇	同	一、三三八	一一、四〇〇	同
一、三四一	一一、四〇〇	同	一、三四二	一七、二〇〇	同
一、三四三	九、九〇〇	同	一、二〇九	三、一一三	小山
一、二〇二	二、一一二	同	一、二〇一	一一、一一二	同
一、二七九	二、五五二	同	一、二七三	二、五〇〇	日魯漁業
一、二七四	二、五〇〇	同	一、二七〇	一八、〇〇〇	リユトリ
一、二八三	二、一〇〇	同	一一一八	二、五〇〇	官廳價格 不落
一、二六九	二六、〇〇〇	同			
△蟹	四	フセコ	九	一〇、五〇〇	フセコ
二五	一一、〇〇〇	同	二七	一三、〇〇〇	同
一一四	九一、〇〇〇	同	一一五	八九、〇〇〇	ダリルイバ
一二六	五九、〇〇〇	同	一三〇	四九、〇〇〇	リユトリ
一四一	二一、〇〇〇	同	一七四	三七、〇〇〇	同
一七九	三一、〇〇〇	同			

△蟹 漁 區 の 部

邦人側競落漁區……………蟹、鱒 一九ヶ所

ソ側競落漁區……………蟹、鱒 六〇ヶ所

落札せるものプロドクト鮭鱒二ヶ所、リユトリ鮭鱒一ヶ所、計三ヶ所、不落四ヶ所一ヶ所日本側に奪取された。日本側の入

札は日魯一ヶ所、佐野二ヶ所、秋野一ヶ所、所で落札せるもの日魯、秋野、鮭鱒各一ヶ所宛でソ側に奪取されたもの二ヶ所、結

局日ソ双方の落札漁區は僅かに五ヶ所に過ぎなかつた。

即ち、第一回並に第二回競賣施行の結果日ソ兩國の露領漁區取得現勢は左の通りであるが、昭和七年に比し日本側は退歩せるに反し、ソ側は著しく進出の跡を示してゐる。

△日本側	昭和八年	昭和七年
鮭鱒漁區	三四〇	三七一
蟹漁區	一七	二一
合計	三五七	三九二
△露國側		
鮭鱒漁區	三一四	二六〇
蟹漁區	四二	四四
合計	三五六	三〇四

二、漁區入札は日魯が優先
統制委員會を續行しつゝある露領水産組合では、昭和七年十二月二十八日極東漁業廳より發表された昭和八年二月二十八日浦鹽で執行される同年度の露領競賣漁區表により、昭和八年邦人出願漁區と對照の上、合同に参加せる者の出願漁區と、参加せざる者の出願漁區とを區別せ

議の上、合同参加せる者の出願漁區は日魯をして優先的に優良漁區を撰擇せしめ合同不参加者の新漁區は今回統制の趣旨に反せざる範圍に於て自由競賣に参加せしむることに決定した。而して日魯の撰擇を待つて一月中に更に統制委員會を召集し、協議の上最後の決定を見ることになり、出願關係者の出席を求めて協定する事になつたが、委員會が日魯漁業と協議決定せる方針に基き個人漁業家を招致して委員會が中心になり日魯對個人の漁區入札競賣問題につき談會の結果、昭和七年までの經營者は引續き入札参加を認める事になつた。而して、懸案となつてゐた日魯會社が個人漁業家の優先入札權を讓受くる交渉のうち、荻布の鮭鱒三ヶ所、林兼の蟹一ヶ所、西野の鮭鱒三ヶ所計七ヶ所は遂に兩者の間に讓渡値段折合はず、この七漁區の個人漁業家は入札に参加することにつた。この結果日魯が八年度漁區競賣に優先入札權を有するものは三十七ヶ所になつた。

二、露領漁業統制案成立

日ソ漁業條約改訂準備委員會及び漁業統制委員會設置に關する委員の詮衡其他につき協議するため露領水産組合では昭和七年十二月十五日評議員會を開いたが何等具體化するところなく年を越した。そこで同組合は昭和八年一月十七日漁業統制準備委員會を開催し、新年の顔合せを行つた。而して同委員會席上では左の通り附議された。

- 一、統制委員會に常任三名を設け擔任事務割當の件
- 二、右常任委員に田中丸祐厚、須田孝太郎、橋口九十馬三氏を推薦するの件

尙、同組合では一月十七日の準備委員會に續いて、十八日第一回漁區統制委員會を組合本部に開催した。樺山委員長以下出席、昭和七年十二月五日の組合決議に基き、昭和八年二月二十八日浦鹽で執行される競賣参加の統制に關する基本的

田元太郎氏出願のキチキンスキー鮭鱒三漁區は、八年度露領漁區競賣入札の統制を計つてゐる。露水組合漁區統制委員會が同氏に對し、前記三漁區を日魯の希望通り、同社に讓歩し優先入札せしむべく折衝に當つたが、同氏は

- 一、右三漁區は地理的に日魯會社の漁撈に何等の影響がない。
- 一、一營利會社の爲めに過去四十年間の歴史と當然の權利を無視される何等の理由を認めない
- 一、統制の趣旨は尊重するが理由なく非合同組合員の既得權を侵害してはならぬ

と主張して、遂に統制委員會の勸告を拒否し入札に参加する事になつた。此の結果個人漁業家の入札漁區は十一ヶ所となり、非合同漁區四十五ヶ所の優先入札を企圖した日魯は結局三十四ヶ所を入札することになつた。尙ほ島田氏は統制委員會との折衝長引いて浦鹽行き困難な爲め、十七日入札参加のため同地に向つた邦人に委任入札することになつた。

對策を協議したが、合同された日魯以外個人出願漁區については昭和七年十二月二十八日極東漁業廳より發表された昭和八年度競賣漁區表に對照して出願者をして競賣参加を中止せしむる方法をとることになるので、委員會は翌十九日も續行された。尙ほ、前日の準備委員會には樺山委員長、平塚委員缺席せるため、何等纏るところなく、佐々木副組長及び常任理事たる田中丸、橋口、須田、三委員によつて今後の準備事項を協議し條約改正案の作成に着手する段取りになつた。

三、漁業問題の通商代表への移管

駐日滿五ヶ年に亘り日ソ國交親善並に通商貿易の促進に盡すところ多大にして殊に駐日外交團主席として國際的に重きをなしたソヴェート大使トロヤノフスキ氏は愈々二月十七日午後九時二十五分東京發歸國の途につくことになつた。從來専ら同大使管掌の日ソ漁業條約に關する實行上の諸問題にして東京に於ける日

四、太平洋漁業規則中の沖出制限適用延期

本當業者との關係の一切は駐日通商代表コチエートフ氏に移管することになつた此の結果今後の日ソ漁業問題は後任大使ユレネフ氏の着任後も通商代表が日本側當業者との交渉の衝に當ることになつた

一九三一年十月三十日極東地方執行委員會幹部會で決定された日ソ漁業條約關係水域を含む太平洋水域に於ける漁業及び水産物採取規則は日ソ漁業條約により律せられた日本側の利益に抵觸する條項が尠くないので、我が外務省ではかねて出先官憲をしてソヴェート政府に抗議し之が修正方を交渉せしめた、就中同規則中漁網の沖出を陸岸より一千米突に制限してゐる項については出漁期に際して速急解決すべく交渉中のところ、四月二十五日浦鹽の極東漁業廳長官チモセンコ氏の名により日魯漁業の同地出張員阿部有真氏に對し

「昭和八年は例外として漁網の沖出制

限を適用しない」
との通告があつた。(別掲参照)

北洋漁場の地理及 魚富

一、北洋漁場の地理

所謂北洋とは何の範圍を指すかと言ふに大體に於て北緯四十二度以北、朝鮮と露國との境より北方の日本海、オホツク海、ベーリング海を含み、北海道、樺太、十島の沿海をこれから除く。其の面積は約三十萬平方哩に及び内ベーリング海七十六萬平方哩、オホツク海五十萬平方哩、北部日本海八萬平方哩に内譯される。而して漁業上重要な區域は大約百尋線以内の淺海であるが、北洋に於ける其の大きさは約五十三萬平方哩の廣範圍に亘り、之をノース・シーの漁業適地に比較すると其の約四倍に達する。これをみても如何に北洋が水産物を豊富に藏するか、想像出来る。

各種の自然的地理的條件よりして地球上極地方にのみ有望な漁場が存することとなるが、我が國の北に控ゆる北洋は其の水面積廣大で水深淺く、世界三大漁場中最も有望視せらるゝ處であるが、この北洋に接する我國とソ國とはそれだけ本漁場より得らるゝ利益の獲得に鬭争を生ずることとなる。

さてこの北洋の状況は、東北岸は極東露領の部分でこれを極東州といひ、沿岸線は七千哩と稱せられるが漁業上の便宜からその沿岸を十數區に分ち次のやうに名稱を附してゐる。この順序は沿岸沿ひに南から北へ數へる。

沿海區、薩哈噠區、黑龍江海灣區、オホトスキー區、ギジギンスキー區、イチチンスキー區、西堪察加區、東堪察加區、カラギンスキー區、オリユートルスコナワリンスキー區、アナドイルスキー區。沿海區、オホトスキー區及び東堪察加區以北には港灣も相當あるが最も漁業の盛んな西堪察加區には灣と稱すべきものが全く無い。港灣として名あるものを列

挙すれば浦潮斯德港、ソヴェート灣、亞港、バイカル灣、ニコライ灣、ウリヘンスキー灣、ツグル灣、タウイスク灣、ペテロパロフスク、パロスコルフ灣、アナドリ灣などである。

河川は西堪察加區、イチチンスキー區、カラギンスキー區、オリユートルスコナワリンスキー區等に多く存在し、又黒龍江ボリシヤヤ河、堪察加河、アナドイル河等は其の水系偉大で鮭鱒の溯上産卵に必要な河川にして合計二十四、五流に及ぶ。

氣候は勿論寒冷で毎年十月から翌年五月頃の間は降雪あり、氣温はアナドイルスキー區に於て零下六、七度、東堪察加零下二、三度、オホトスキー區零下五度浦鹽港四、五度であるが、其の最高最低は割合に溫暖な浦鹽港附近でも二十度内外に昇り嚴寒地オホトスキー區では零下三十度に及ぶ、かくの如き寒冷の地方であるから、冬期はオホトスク海の西部一帯及び自令海の北部水域は結氷し、其の他の水域とても流水の速いのを見る。

夏期と雖も日本内地に比べると尙相當寒く夏期北洋に出漁する漁夫の服装は總て冬の衣服を着し、而も朝夕にはストーブを焚いて煖を取る位である。

北洋の重要水産物と言へば鮭鱒類、鯧鱈、大鮫、鰈等の魚類蟹類及び鯨類などが擧げられるこれ等の内我が日本の重要輸出品として數へられるものは鮭鱒及び蟹の罐詰で前者は二千四百萬後者は一千四、五百萬圓にも及ぶ。

二、北洋の魚富

北洋で漁獲さるゝ鮭鱒の總量は概算大漁の年には一億五千萬尾を超し、不漁の年とても五千尾に昇る。これを重量に換算すれば七千四百萬貫乃至二千五百萬貫となる。

鮭鱒の種類は主なるものとして鮭、鱒、紅鮭、銀鮭及び鱒の助五種で漁獲成績からすると鮭二三%鱒五八%銀鮭及び鱒の助は各々二%の割合となるが之は我國の漁業者による漁獲率からの話である。此の外シヨマとの稱ある分類上どの鮭鱒に

一致するか不明なものも相當漁獲あり全體の二%位に當る。

鮭(英名ドツグ・サーモン・チャム露名ケター・ハイコ)―沿岸に游泳して來る時季は毎年六月から八月頃まで、露領沿岸の全部に亘り來襲して來るが最も多いのはオホトスキー、イチチンスキー、西堪察加東堪察加及びカラギンスキーの各區以北である。年産額二千五百萬尾あり、主として鹽引に製造されるが又冷凍魚として内地に持歸り、消費されるものもある本魚は生れてから成魚となる迄四ヶ年乃至七ヶ年を要すると考へられる。

鱒(英名ハンブ・バック・サーモン・ピソク・サーモン露名ガルブーシヤ)本魚は内地産の鱒と異なり、樺太鱒と呼ぶ種類で其の漁獲量は鮭鱒類中最も多く、本魚の豐漁、不漁は其の年の總産額を左右する。多い時は一億萬尾以上に達することがあると思へば僅に一、二千萬尾に過ぎぬ年もある。

紅鮭(英名レッド・サーモン・サカイ・サーモン露名クラスヤナ・ネルカ)―罐詰と

して外國に輸出されて喜ばれるのは本魚で肉質は赤いところからしてレッド・サーモンと呼ばれる。イチチンスキー區、西堪察加區及び東堪察加區に多く遡來し鱒より幾分早目に沿岸に來る傾向がある。産額は一千二百萬尾位であるが罐詰として歐洲向の輸出は盛んで五、六十萬圓に達する。四ヶ年で成熟すると考へられる

銀鮭(英名シルバー・サーモン露名キジュイチ)―肉色桃色である處から米國市場にてはメヂアム・レッドと稱せられるもので、主としてイチチンスキー區及び東及び西堪察加區に産するが量は少く百萬尾内外である。遡來は鮭鱒中最も遅れ七月下旬頃となる。鹽引又は罐詰に製造される。

鱒の助(英名キング・サーモン露名チヤウイチャ)―體長四、五尺以上となり、鮭鱒中最も體形の大きいものである分布は銀鮭と同じく、産額は僅に十萬尾内外で、漁期は最も早く五月中旬既に來游する。シヨマー沿海區で主として漁獲され、同地方の重要産物である。産額は

十萬乃至二十五、六萬尾で主に鹽引とす

鯧(英名ヘリング露名セリヂ)―本魚の分布は甚だ廣汎に亘り北洋の全般に及ぶは勿論北海道又は本州北部水域にも饒産する。北洋に於て目下本邦人の漁業に従事する區域は主として沿海區で年産七八千萬尾に達する。産卵の爲沿岸に來海するが其の魚期は五、六月の候でイチンスキー區、西堪察加區に於ては鮭鱒の廻游して來る頃が魚期となる。將來は此等の地方でも本漁業に着手するやうになる可能性あり、既に露國人はぼつ／＼着手し漁獲物は鹽藏樽詰として歐露に輸送するものがある。本邦はメ粕に製造するか或は粒鯧として食用に供する。

鱒(英名コッド露名トレスカ)―本魚も鯧と同様全沿岸に産し其の分布は廣いが特にオホトク海には産額が多い。其の産額は百二、三十萬尾に達する。

鱒の類に屬し露人はワフニヤと稱する物も産するが本邦人は未だ多量に之を漁獲する風は見えずその分布は鱒と同様で千七百萬ルーブルと決定したが、此資金は先づ労働者住宅建設及浦鹽に於ける特別漁業町(募集労働者用)の建設(此費用四百萬ルーブル)に向けられる筈である

二、浦鹽に極東漁民大會

ソ聯邦の漁業五ヶ年計畫は(一)漁獲高増大、(二)漁業製造工程の擴張と共に、(三)漁業經營の社會化をその骨子として居り、第一次五ヶ年計畫の最終年度に入つた今日、(三)の經營社會化方針も可なり顯着な達成を見、すでに極東露領農漁民の八〇%が、コルホズ(集團經營)組織によつて社會化されて居り、之等の合同によつて極東漁民コルホズ同盟(クライ・ルイバク・コルホズ・ソユーズ)がつくられてゐる状態であるが、三二年度漁業計畫がコルホズ漁民に於て題しく不成績なる實情に鑑み、ソヴェト當局は之が轉換の一方策として、本年度の五月二十日に浦鹽に極東コルホズ漁民大會を開催し盛漁期に入るべきに當つて、鰯漁及び鮭

ある。

全國の全漁業が一九三二年度に於て出すべき總漁獲高は三一年度の二千二百五十萬セントネルに對し一千九百三十萬セントネルとなつてゐる。中央は我々に四百五十萬セントネルの數字を申出てゐるこの數字に對して我々は兎や角言はない我々はこの數字を最小限課題と解し、奮にこれを遂行するのみか、今度こそ過剩遂行して見せなければならぬ。一九三二年は恰も鮭鱒屬漁撈の年であるから、右課題の遂行は容易であると考へられる。

昭和七年のソ聯邦漁業計畫と実績

一、三二年度漁期準備

本年度漁期準備に就て見るに、先づ漁網材料は目下の處必要數量に對し、一割五分方不足してゐる。この不足分はモスクワ當局より(即ち配給人民委員會)送

鱒漁業計畫を一〇〇%に遂行するやう種々協議し鼓舞するところあつた。

三、極東漁業總聯合社長の漁場視察

ソ聯邦の極東露領國營漁業團體たるアコルイバ、アソルイバ、ダリゴスルイブトラスト、アムールルイブトラスト、トロール漁業トラスト、蟹漁業トラストを聯合し、更にコオペラチヴ漁業、個人漁業等を指導統制することによつてソ側の北洋領海、公海全漁業統制機關たるウオストクルイバ(東方漁業)では三一年度極東地方ソ側漁業の著しい不漁に鑑み、三二年は豫定計畫四百五十萬ツェントネルの一〇〇%遂行を期待し、各漁業團體の激勵、漁業労働の社會主義的組織(突撃隊、社會主義競争等)等を行ひ、例によつて大聲叱呼しつゝあるが、漁網、漁船、箱樽、其他の供給不足と、勘察加方面不漁のためダリゴスルイブ、極東漁業コルホズ等の計畫超過遂行を除く外大體上半期計畫は不良にて此まゝ放置するに

達されることになつてゐるから、これは間に合ふであらう。石炭は本年度漁期用に當てらるべきものが一貨車もない始末である。次に木材に就ては原料欲知のため桶製造工場及び木質製造工場は休業の状態である。製造工場も箱樽なきため停滞してゐる鹽は頗る順調で本年は必要以上供給される見込である。

勞力については幹部養成作業が捗々しく進展しなかつたので技術學校及び高等工業學校に約五千人を修業させてゐるが他から校舍を取上げられるのでうまく行かない。指導幹部の方は三一年同様どうか動員出來る模様である。その上三二年度は外國より約百人の外國人専門家を常備ひとして招聘することになつてゐる併しこれがためには住宅を完備して置かなければならない。

勞力募集は頗る困難で地方労働支部との契約もまだ出來てゐない始末である。ソヴェト漁業當局は三二年度の勞力問題には全く頭を悩ましてゐる。尙ほ三二年度の漁業資本投下總額は三

於ては再び三一年の不成績を繰り返す虞なしとしないのでウオストクルイバの社長コガノウイチ氏は國營アコ並に勘察加コルホズ漁業等を監督激勵のため三二年六月末ソヴェト送込船に便乗して勘察加に渡り、先づ東海岸方面の漁況並に漁撈製造状態を視察し、續いて盛漁期に入れる西海岸方面の國營並にコルホズ漁場を視察した。

四、尼港の漁業技術會議

ソ聯邦が漁撈並に製魚技術の向上と特にその機械化に重點を集中しつゝあることは、前述の通りであるがニコラエフスキーに在る各漁業コルホズ並に國營黒龍江漁業トラスト労働者就中青年労働者がイニシアチヴを取つて、一九三二年八月十二日より同市に漁業技術向上會議を開催し、如何にして、漁撈並に製造方面における現在の幼稚なる技術を高め、且つ今日まで著しく離隔せる一九三二年度漁業計畫を挽回すべきやに付協議を重ね且つ輿論を喚起するところあつたが該會

議では特に日本人漁夫の漁業技術が露人漁夫に比し著く優良なる事實に徴し、邦人のそれを習得移入し、いわゆる追ひ付き追ひ越せ主義を實現することの必要が高調された。

五、國營漁業の有害分子の懲戒免官

アコ會社と並ぶ極東露領の國營企業ダリゴスルイブトレスト(極東國營漁業トラスト)の計算課長ミハイル・イワノイウイチ・アウイルキン、同トラストのサルビノ企業會社主任エフゲニー・ゲオルギエウイチ・シマノウイチ、同トラスト・モルラフ店舖會計主任アレクサンドル・イワノウイチ・ニキーチン、及びトラスト第四店舖倉庫係アレクサンドル・セルゲエウイチ・マトウエフの四名は其業務遂行上に種々の無責任、怠慢、怠業、不法のかが暴露したるため國營漁業の有害分子として懲戒免職處分に附された。

六、極東漁業増産計畫

二七七年に總額の一八%であつたものが、一九三二年には二二%を示すに至つた。ソ聯邦極東漁業のかゝる急激なる發展は、漁場を一にする日本側漁業家との間に對立關係を呼び起し、兩國間の漁業問題は此期間に未曾有の紛糾を示すに至つた。

殊にソ聯邦漁業の飛躍的發展は單に漁獲高の方面ばかりでなく、殊に製造の方面、漁撈方法の機械化の方面にも向けられ、一九三〇年三一年二年間の極東漁業投資額は國營コルホズの社會化漁業に對して六千四百萬ルーブルを算し、一九三一年のみにて、

- トロール漁船十一隻、セイネル漁船十一隻、小型モーター船四百五十九隻、魚廢物工場四、操業開始の新規罐詰工場六

を數へ、更に今一九三二年には五千八百萬ルーブルを新規投資して、多數の技術的漁撈船、罐詰工場(從來のものも含めて三十四工場)、魚廢物工場(同上二十)冷蔵庫(二)を新設される事となつてゐる

漁業關係

第一次五箇年計畫はソ聯邦ヨオロッパ領を主たる對象として行はれたもので、最も僻遠の極東露領の如きは割合に閑却され、極東地方五箇年計畫の如きむしろソ聯邦全體のそれからみれば例外的な結果を示してゐたのである。即ち五箇年計畫の成功を語りうるとしても、極東地方のそれを歐露のそれと同日には談じえないといふのがその實狀であつた。だがその中にも又例外といふものはありうるもので、例へば漁業であるが、此分野においては極東五箇年計畫も決して歐露の最も成功的な諸産業に對してすら頭を下げる必要はないのである。何故ならそれは見事に當初の豫定を超過遂行したからである。數字によつてこれを見やう。極東漁業五箇年計畫の第一案によれば、極東露領の漁業發展計畫は、一九二七年の漁獲總額九十六萬八千ツェントネルに對し

五箇年計畫末年度に三倍増の二百九十五萬九千五百ツェントネルを漁獲する豫定であつたが、一九三〇年すでに三百四十四萬ツェントネルの漁獲高をあげ最終年度

の豫定を超過遂行してしまつた。尤も一九三一年には一般に不漁の當り年であつたのと、國營漁業團體における種々の計畫齟齬のため、一九三〇年よりも、漁獲高は若干減少し、三百十三萬ツェントネルを漁獲したにすぎなかつた。しかも兎に角ソ聯邦の極東漁業が短期間にすばらしい成功を示したことに變りなく、最後年度たる一九三二年には四百五十萬ツェントネルといふ巨額の漁獲を計畫するに至つた。今これを表示すれば左の如し。

- 一九三〇年 三、一四四、〇〇〇ツェントネル
- 一九三一年 三、一三九、〇〇〇
- 一九三二年(計畫)四、五〇〇、〇〇〇

これは五箇年計畫最終年度に、極東漁業がその最初の豫定よりも五二%の増産を計畫されてゐることを意味する。かゝる發展の結果ソ側極東漁業はすでに西班牙、獨逸、佛蘭西の全漁獲高を凌駕し、又英國全漁獲高の四五%、米國の三三%又世界第一位を誇る日本の二〇%に相當し、ソ聯邦の全漁獲高における極東の役割も著しく増大し、五箇年計畫前の一九

七、對日新協定後のソ側發展策

一九三三年より一九三七年に至る期間を含むソ聯邦第二次五箇年計畫の繼承であり發展である。

一九三二年一月末より二月初頭へかけてモスクワに開かれた第十七回共產黨全國會議は、第二次五ヶ年計畫編成の基礎方針を決定した點で、極めて重大な意義をもつてゐる。目下全聯邦共產黨極東委員會、極東漁業(ウオストコルイバ)等で立案されつゝある極東漁業第二次五箇年計畫はこの第十七回黨會議の決定した基礎的方針にその具體的編成方針を發してゐる。基礎的方針は次の如くである。

人民大衆に主要消費用品を保障し、就中榮養品は第二次五ヶ年計畫には現在の二倍三倍に増加を保障すべし
魚類はいふまでもなく主要な榮養食品であると共に蟹をも含むその罐詰製品は對外輸出品として極めて重要な價値を持つてゐる。従つて二重の意味において極

東漁業の發展はソ側の重視するところとなつてゐる。殊に前記決議にも明示されてゐる通り第一次五ヶ年計畫が主として重工業の方面に主力を注がれたに對し、第二次五箇年計畫においては輕工業、就中、その一分野としての榮養食品工業に大なる努力を傾注されることとなつてゐる。加ふるにヴォルガ・裏海方面の業が年々衰頽を示しつつあるに反し、世界三大漁業場の一たる極東漁業場は鮭、鱒、鰯、鯡、蟹等を中心に殆んど無盡藏なる魚富を有し、年々増産を跡づけつゝある關係上、ソヴェート政府は第二次五ヶ年計畫において特に極東漁業の發展に大きな望みを囑し期待をかけてゐる。

但し、極東露領の條約水域におけるソ側國營漁業の漁獲範圍は一九三二年八月十三日調印の日ソ新漁業協定によつて五百萬布度以内と制限され居り、コオペラチヴ漁業、個人漁業もその漁獲高制限あるため、この水域において無制限に急テンポの増産を計ることはすでに不可能となつた。殊にこの新漁業協定は一九三六

年迄有效であつて。此期間は恰も第二次五ヶ年計畫の時期と時間的に一致する。従つてソ聯邦は極東漁業第二次五ヶ年計畫の發展策を主として北洋公海漁業の方面に求めてゐる。

極東漁業第二次五ヶ年計畫最後年度たる一九三七年度の極東漁獲高を一千二、三百萬ツェントネルとして目下のところ豫想してゐるにすぎない。即ちこれを第一次五ヶ年計畫完成年度たる一九三二年の計畫四百五十萬ツェントネルに對比すれば五年間の増率約三倍となる譯である。

此一千二、三百萬ツェントネル中領海及び公海の漁獲高比率が幾何であるかは明かでない。恐らく領海では日ソ新協定のこれを許す最高限度を漁獲し、その餘を公海並びに領土内の非條約水域において漁獲するものとみて差支ない。

八、全聯邦漁業成績

一九三二年に於けるソ聯邦漁業の漁獲は頗る不成績で、同年の漁獲計畫高は一千九百三十萬ツェントネルであつたが實際漁獲高は一千四百五十萬ツェントネルで四百八十萬ツェントネルの不足を示してゐる。中央漁業局の發表する所に依れば、同年十二月二十六日現在の全國漁獲高は年計畫の六八・四％に過ぎなかつた但し次の漁業トラストのみは漁獲計畫を超越遂行した。即ち

北高架索漁業トラスト	一一二％
クレミヤ漁業トラスト	一〇七％
グルジヤ漁業トラスト	一二五％
ウクライナ漁業トラスト	一一一％
尙ほ計畫に近い成績を示したのは、パンキル漁業トラスト(九七・八％)及びカムチャツカ漁業會社(九六・五％)である。其他の漁業トラストは成績不良にして、計畫に對する漁業率は次の如くである。	
ウラル・裏海漁業トラスト	四〇％
カレリヤ漁業トラスト	四五％
ヴォルガ・裏海漁業トラスト	五五％
北海諸漁業トラスト(平均)	六二％

一九三二年漁獲計畫の遂行成績不良の理由に依り、中央漁業局はウラル・裏海漁業トラスト社長を罷免し、ヴォルガ・裏海、ダケスタン、アゼルバイジャンの諸漁業トラスト社長を嚴責すると共に、漁業トラストの更新と指導強化の手段を講じてゐる。

九、極東漁獲実績

更に一九三二年九月一日までのソ側極東國營、共營、個人經營各漁業機關漁獲總高は海獸をも加へて年計畫の五三・一％で、即ち三二年の極東露領漁業計畫は四百五十萬ツェントネルであるから、其の實數は二百三十八萬九千五百ツェントネルであることが知られる。各地方別に年計畫遂行率を見るときは左の如し

- 一、サハリン地方 八二・二％
- 二、カムチャツカ 六九・五％
- 三、沿海州 四六・一％
- 四、オリギン地方 一八・六％
- 五、ソヴェート地方 二九・五％
- 六、黒龍下流地方 二五・八％

漁業關係

又一九三二年十月一日より五日まで即ち五日間に亘つて全極東露領沿岸漁業に對し五日間漁獲計畫が實施されたが、當五日間漁獲計畫高十八萬セントネルに對し、僅かに五萬六千八百十三セントネル即ち三一・六％に過ぎなかつた。併しこれを年計畫高に對比すれば六九・八％の遂行率となる。而して五日間漁獲計畫高を完全に遂行したのは、極東業機關中(地方土人漁業組合)のみで、一萬七千四百八十六セントネル、即ち一〇・七％で、計畫高超過を示した。其他の漁業機關は悉く未遂行に終り、「極東漁夫組合」の業獲高は八千七百七セントネル、即ち三三・二％、「國營漁業トラスト」七千五百九十七セントネル、一五・八％、「國營黒龍江漁業トラスト」五百二十セントネル、一四・六％、「アコ漁業株式會社」六百六十二セントネル、八・七％等で露人側の成績は不振を極め皮肉な印象を與へた。北樺太方面と「蟹漁業トラスト」の成績は未詳であるが、今、魚屬別に漁獲高を示せば左の如くである。

鰯	五、一五五ツェントネル
鱒	一三、七七七
さば	四二
鱈	三、七二五
てふ鮫	七四
鮭鱒	二五、一一六
まごがれひ	七二二
蟹	五、二二二
鮫	六七
雜魚(大)	一、二〇六
雜魚(小)	一、三七一
其他	三六

北樺太漁業第二次五ヶ年計畫

一、北樺太共產黨州大會

重工業の完成を目標として躍進しつゝあつた露國の第一次五ヶ年計畫は一九三二年に成功裡に終つた。今や豫定の一九三三年から著手される第二次五ヶ年計畫の事業は開始された。依つて一九三三年一月中旬に北樺太共產黨第一回州大會は

持たれたが席上に於て同島地方委員會組織部書記長イワノフ氏は北樺太第二次五ヶ年計畫第一年度(一九三三年度)に對する黨の態度に關し炭坑、石油、森林、漁業の各部門に互り詳細なる報告をなしたが、右の中漁業に關する部分の概要を摘記すれば左の如し。

北樺太漁業第一次五ヶ年計畫の成果は相當顯著なるものがあつた。總漁獲高七萬ツェントネル(一ツェントネルは五十疋)の時代から一九三二年度の十八萬二千ツェントネルに、殆んど二倍半の増獲にまで飛躍してゐる。今過去三ヶ年間の總漁獲高を示せば、左の如くである。

△過去三ヶ年の總漁獲高
一九三〇年 十五萬六千ツェントネル
一九三一年 十五萬八千
一九三二年 十八萬二千

右の如く近年北樺太の漁獲高増加のテンプは是を石油、石炭、木材の成績に比較すると著しく後退の跡が見えるが此の原因については左記三つの理由を擧げる

ことが出来る。

- 一、北樺太魚屬富源の調査不充分、是には研究調査補助費の不足、太平洋研究所支部の事業開始が漸く一九三二年度より行はれたこと。
- 二、第一次五ヶ年計畫の北樺太漁業投資額が僅に一千萬留に過ぎなかつたこと。北樺太漁業殊に韃靼海峡の魚屬富源は多大の投資を要するので投資額の不足は勢ひ事業の結果に影響を與へざるを得ない。
- 三、漁業方面に指導方針の欲如せる事此の第三の理由は最も重要な影響を與へたものである。三二年度の與へられた根本計畫は遂行されたが、管區總會の提出せる對應計畫二十萬四千ツェントネルの漁獲高には遙に遠かつた。

第二次五ヶ年計畫の初年度たる一九三三年内に十八萬四千ツェントネルの漁獲高を擧げなければならぬ。此の計畫高は大したものではないといつて安心してはならぬ。何故なら一ヶ年未滿に遂行して

しまはなければならぬからである。第二次五ヶ年計畫未までには百萬ツェントネルを擧げる必要がある。是が目的貫徹の爲めには漁獲技術の獲得、公海漁業の擴張、漁獲及び漁獲物輸送の機械化、飛行機による魚群探索等補助手段を廣く適用する必要がある。尙ほ最後に注意を喚起すべきは冬期中に漁網の準備を完成して置く事である。

二、北洋漁業の自給自足計畫

最近北洋漁業に對し積極的進出を企圖しつゝあるソ聯邦は三月十四日浦鹽に於て行はれた漁區再競賣の結果による日本側合計三五七ヶ所、ソ側三五〇ヶ所にして是を昭和七年度の日本側三九二ヶ所、ソ側二九八ヶ所に比較すれば實に一氣に六十二ヶ所の飛躍的增加をなした。而して漁業労働者自給自足の方針によりソ側國營漁場に於ける邦人漁業労働者は毎年遞減し、昭和五年の如き雇傭數一、九、五四五人、勞銀支拂總額一、四、五〇〇、〇

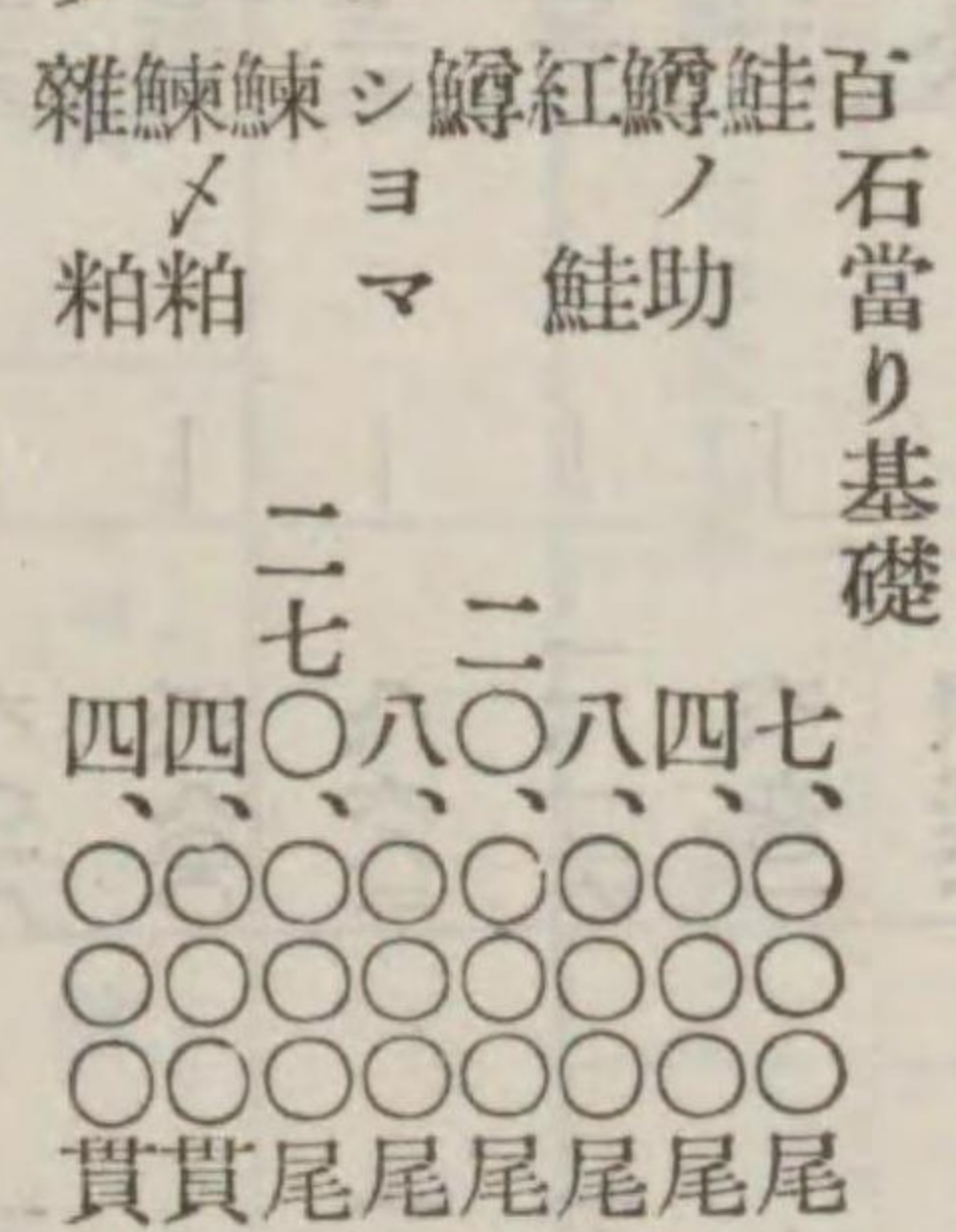
〇〇圓に達したものが、昭和七年度の如きは蟹工船三九六人、陸上一、〇〇四人、勞銀支拂總額一、〇〇一、一三一圓に激減した。是は昭和七年度に於けるカムチヤツカ西海岸プーチ島に於ける邦人漁天の勞働爭議並に、我政府に於て邦人漁

夫に對する赤化宣傳の取締上、毎年出願漁夫數に一定の制限を加えつゝある傾向などにも因由する。三月駐日ソ聯邦通商代表部に達した公電によれば昭和八年度はソ側北洋漁業に邦人労働者雇傭を中止する旨正式に發表があつたが、昭和八年

度の雇傭を期待してゐた邦人漁業者二千名の生活問題に關するので重大視され、關係者間に對策が講ぜられた。尙ほ邦人雇傭労働者に對するソ側の賃銀支拂額は毎年對露收支勘定の重要な項目をなすので、是亦問題視されてゐる。

邦人露領漁業実績趨勢

一、自明治四十一年至昭和七年租借經營漁區數及漁獲高表 (年度別)



年次	租借漁區數	經營漁區數	鮭	鱒	シヨマ	鱧	計
明治四十一年	二九	二七	四、九三六	三、〇三三	三、〇〇四	一、五七九	八七、九六五
同 四十二年	一八三	七八	七、四五六	九、三七九	七、一三四	一、五七九	一九七、〇三九
同 四十三年	一五七	一五三	一、九三、九三三	四、六、五七七	一、〇、九五六	一、五七九	二八四、九四三

同	四十四年	三二四	三二四	一三三、三〇六	一五二	二九、八〇三	三九、九三六	一、三三〇	四九六、三六〇
大正	元年	三二四	三二二	一〇九、八七九	一二七	二、六三二	一三三、八二七	一一、二三八	三六七、三五一
同	二年	二二五	三三一	一六三、一〇七	七〇四	三、三三四	一六四、三三三	七、四五六	三六、三七九
同	三年	二二〇	三二六	一四、二九九	二九六	一〇、七三五	三九八、八六〇	一九六	四六、二二七
同	四年	二二四	三三〇	七、八五五	四四〇	二四、六二四	二九六、六三四	七、七三三	一、三八一
同	五年	二〇三	三〇一	五、〇八一	三七六	三六、八〇六	三八三、五五六	六、〇〇八	一〇九
大正	六年	二二八	三二二	九、三七五	三三三	三四、三〇三	三二二、〇三〇	五、八〇〇	一〇九
同	七年	二四五	三三四	一三、三五五	三〇〇	五七、三三三	三二二、七三三	八、六八二	五八
同	八年	二四七	三四六	一七〇、一七三	一、二六四	七、一九八	二〇六、四三三	一一、二二六	一四四
同	九年	三二五	三四六	一五四、三九八	一、七五七	五三、一九七	三三六、六二八	六、九〇一	五四一、八五三
同	十年	三三四	三四四	一四六、八五七	一、六五五	七〇、七〇七	三五〇、一八八	四、五六二	五七三、九三八
同	十一年	二六四	三六四	一四四、七六三	八九五	一三、四二七	三九一、四〇四	二、一〇六	六八〇、八八三
同	十二年	三五四	三三九	一六、四三一	六九	一〇四、三三三	一四六、二二一	七、八三五	三九五、四一八
同	十三年	三三四	三二五	七三、五〇六	九九三	一〇二、五六三	四六、〇七三	四、一三四	六四〇、八五九
同	十四年	二四〇	三三八	一〇四、四四四	九九一	五四、〇六九	八五、七二二	三五三	二五〇、三四四
同	十五年	三三三	三三四	八七、五四八	一、九三四	八三、〇〇七	四五四、五七三	一、五六三	七、八四七
同	十六年	三三九	三三三	一四、六五八	二、四五五	八六、七八七	七九、九五三	一、五六三	四、六九三
昭和	二年	三三九	三三三	二二、六五八	二、四五五	八六、七八七	七九、九五三	七〇七	二、〇六三
同	三年	三三九	三三一	三三、九七五	一、七二四	一四九、九四五	三七、九七四	一、一九五	三、〇六三

二、昭和七年度經營漁區數及漁獲高表 (監視區別)

(單位石)

同	四年	二七四	二五三	三三、二八〇	二、〇六三	九九、六八九	三八、七八七	一、三八一	二、三二三	三七五、五一二
同	五年	二九六	二七〇	三三、三八二	三、七九〇	九八、六三四	二四九、三六三	二、一九九	一、七六一	五九三、一六六
同	六年	二八八	二六七	一五、三二六	一、八七一、三九五	七六、四六二、三九	七、一五四、三五	一、一九四、三七	一、三三八、七六三、〇五	一、三三六、八
同	七年	三七二	三〇七	一六〇、一六一	一、八七〇	七六、九六〇	三六、六四五	一、四〇〇	七八九	五二、二四

同監視區別

經營漁區數	三〇七、一六〇、八八	七、三八七、四六	一、八七〇、四二	七六、九五九、九二	三六三、六四四、八五	一、三九九、七五	七八九、一〇	五二、二四、三六	計
魚種	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	シヨマ	鯨		
監視區別	ソヴェートスキー區	薩哈噠區	オホトスキー區	ギジギンスキー區	チギリスキー區				
經營漁區數	一三	五	三八	九	一四				
鮭	・三六	二〇八、一一							
銀鮭		一、五三、七六							
鱒ノ助									
紅鮭									
鱒									
シヨマ									
鯨									
計									

通商關係

イーチンスキー區	四三	二〇、八四・八五	六九・一七	一九六・六四	五、八五・七四	四九、三九・七六	七六、一五八・一六
キクチンスキー區	三九	一八、〇五・四四	一、五四・五一	三〇・三八	四、一〇・七八	四八・二・二七	一六六、三〇・三八
ポリシエレツキー區	三五	一〇、四五・〇九	七六・一七	三九・九五	三八、三七・四四	五七、三六・九四	一〇六、八六〇・五九
東堪察加區	一五	八、三五・二一	二、八四・三七	一、五九・九五	一八、八八・九九	六七・〇八	七〇・九三
カラギンスキー區	七四	三四、〇九・九二	三八・五四	二一・〇四	五、六八・五八	六、三三・六五	四六、〇八・七三
オリユトルスキー區	二三	六、六六・二八	—	三五・〇一	一、五五・五二	五六・九〇	八、八六・七二

三、自大正九年
至昭和七年 經營漁區數及鹽鮭鱒製造高表

年次	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	シヨマ	鯨	鮭	鮭	雜	計
大正九年	二四六	一三九、六四・三五	—	四〇・七四	六、三五・七四	三八、〇四・三三	—	—	—	—	—	—
同十年	三三三	一五五、六三・二四	—	一六五・三九	六、〇二・〇一	三三、四〇・六九	—	—	—	—	—	—
同十一年	二六四	一九九、九三・三三	—	八四〇・四三	四三、六四・〇三	三七、六五・七四	—	—	—	—	—	—
同十二年	三九二	二四四、四・九三	—	六四四・一七	三八、六九・三三	三五、五五・八三	—	—	—	—	—	—
同十三年	二二五	一六八、七三・八六	—	四四七・二二	二八、三五・六九	四一、六・〇八	—	—	—	—	—	—
同十四年	三三八	二〇〇、八四・六八	—	三三五・八〇	八、〇三・四一	七三、一八・七三	—	—	—	—	—	—
同十五年	二四三	一八三、七七・五八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年次	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	シヨマ	鯨	鮭	鮭	雜	計
昭和二年	三三三	一三九、六四・三五	—	四〇・七四	六、三五・七四	三八、〇四・三三	—	—	—	—	—	—
同三年	三三二	一三九、六四・三五	—	四〇・七四	六、三五・七四	三八、〇四・三三	—	—	—	—	—	—
同四年	三三三	一三九、六四・三五	—	四〇・七四	六、三五・七四	三八、〇四・三三	—	—	—	—	—	—
同五年	二七〇	一三九、六四・三五	—	四〇・七四	六、三五・七四	三八、〇四・三三	—	—	—	—	—	—
同六年	二七〇	一三九、六四・三五	—	四〇・七四	六、三五・七四	三八、〇四・三三	—	—	—	—	—	—
同七年	二七〇	一三九、六四・三五	—	四〇・七四	六、三五・七四	三八、〇四・三三	—	—	—	—	—	—

四、昭和七年度經營漁區數及鹽鮭鱒製造高表(筋子—日は日本式、露は露國式)

經營漁區數	魚種	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	シヨマ	鯨	鮭	鮭	雜	計	筋子	魚油
三〇七	鮭	一四七、三五	—	九四七	三、五六・三	一、五九・九七	—	—	—	—	—	—	日 六八九	—
	銀鮭	一、四八六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	露 一三五	三、三六七
	鱒ノ助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	紅鮭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鱒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	シヨマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鯨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鮭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鮭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

監視區別	經營區數	鮭		紅鮭		銀鮭		鮭		鮭		計	筋子	魚油
		一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度			
ソヴェト	二	・二六												
薩哈噠區	五	二〇五・一四												
オホトスキ	三八生	三九四九三・〇八												
ギジギンス	九一六五・一六	一、二九三・〇九												
チギリスキ	一四	七五三・四六												
イーチンス	四三	一八八六・一六												
キクチンス	三九	一八八九・〇三												
ボリシエ	三五	一〇三三・六三												
東堪察加區	一五	八三三・三三												
カラギンス	七四生	三三六八・五八												
キー区	一六三五・五二	七・九三												
オリュトル	三三	八七・七〇												

五、自大正九年 至昭和七年 鮭鱈罐詰製造高表 (計欄封度ハ二兩ヲ以テ一兩ニ計算ス)

年次	鱈		紅鮭		銀鮭		鮭		鮭		計
	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	
大正九年	二一、二九		三五五、七五七	四六、六〇九			九三、九九〇		五三、一八五		四六〇、七三三
同十年	一四、四九七		一九八、八四五	一五九、四五三			一一三、八三七		八三、九九八		五七一、九一三
同十一年	三〇六		九八、四七三	二九六、七三三			三三、三五〇		五九、八三三		五〇三、五〇三
同十二年			四〇八、五〇七	一一三、一九八			二八、八五四		四六、六八		六三〇、五四一
同十三年			四三、七七八	六六、〇五三			六、〇四三		一八、四五五		七四三、二八五
同十四年			六三、六四七	三三三、九三六			六七、六六六		一〇四、四三三		五八八、四六七
同十五年			一四四、六三三	三九一、二九三			五三、〇五二		二〇五、三五四		九一、六八〇
昭和二年			二〇、七六六	三九四、七八六			三九、〇九四		二四、四五〇		七二、三〇五
同三年			三三〇、六八〇	四七七、五四五			一一、七五〇		三六三、七九九		一、三〇、三三八
同四年			二六三、三四三	三七七、一〇四			四九、七三九		二五、九三三		七九八、一〇四
同五年	一七五		一五五、三三三	三七四、七三四			二八、一七三		七四、七四三		一、二七四、六四三
同六年	一、六七八		八三、八三八	四三七、二八三			一一、五六三		一七、二九〇		七五〇、四四五
同七年	二、三四一		九三、三四五	二八一、六〇七			三、一九三		五九二、二五		一、一六九、四三九

六、昭和七年度罐詰工場數及鮭鱒罐詰製造高表 (監視區別)

區別	工場數		紅		鮭		銀		鮭		鱒		計
	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	
チギリスキ	一	三六											三三九
イーチンス	三	一八三											三三九
キクチンス	七	二九五											五、六四六
キクチンス	二	二九五											三三九
ボリシエレ	二	二九五											三三九
ツキエレ	二	二九五											三三九
加東區	三	一、九四六											三三九
東區	三	一、九四六											三三九
カラス	三	一、九四六											三三九
同監視區別													一、二六九、四三九

七、自大正九年經營漁區數及蟹罐詰製造高表 (計欄1/4封度ハ二俵ヲ以テ一函ニ計算ス)

年次	漁區數	罐			計
		一封度	半封度	1/4封度	
大正九年	三	一、五二〇	一、五二〇		二、六六八
同十年	三	八八八	四、八四五		五、七三三
同十一年	八	五、〇三三	一、五一三		二〇、三三六
同十二年	三	五、四九八	三、八九五		三、三九三
同十三年	三	五、〇一五	二、六三三		三、一三六
同十四年	一四	二、〇六三	四、〇三三		四三、二九四
同十五年	一四	九、〇八三	五、四二九		六三、三六二
昭和二年	一六	一、三六七	一、一八三	瓶詰	一三三、七三三
同三年	一四	九、八一	一、五〇三	瓶詰	一三三、三三三
同四年	三三	七、一四〇	九、五三七	瓶詰	一〇五、七〇〇
同五年	二	四、九一七	六、五五一	瓶詰	七、七〇六
同六年	二〇	三、三七四	六、〇〇四	瓶詰	六三、六六二
同七年	一六	六四	四、五六一		四七、四八〇

區別	租借漁區數	經營漁區數	幹部	職工	漁夫	雜夫	帆船員	其他	計	平均日數
薩哈噠區	七	五	五	五	九〇				一〇〇	七
オホトスキ	三九	三八	六九	七三	一、二八〇				一、三三三	八三
ギジギンスキ	一五	九	一〇	三九	一九四				三三三	七四
チギリスキ	三	一四	三	二四	三〇四	一九〇			五四九	九四
イイチンスキ	一五	一四	九七	一三四	一、八三〇	三〇			二、三六一	八四
キクチンスキ	三九	三九	一一	一六一	二、〇七〇	八九			三、二二一	八五
ポリンエレット	三	三	一六	二七	二、三三三	一、四六			四、〇一七	八四
東加區	一九	一五	四	五六	六八一	五六			一、三九七	二六
カラギンスキ	九〇	七四	一三〇	一九三	一、八七六	一八			二、三七九	七四
オリユトルスキ	三	三	二八	四	七〇				八三二	六九
計	三七一	三〇七	七三	九四	二一、五〇九	三、五七七			一六、七〇三	

蟹漁區ノ部

一一、自明治四十一年至昭和七年

租借漁區使用船舶數及噸數

(大正十三年以降蟹漁區ヲ含ム)

區別	租借漁區數	經營漁區數	幹部	職工	漁夫	雜夫	帆船員	其他	計	平均日數
チギリスキ	三	三	三	一八	八五				一〇六	二二
イイチンスキ	九	九	五	七	四三	四六			一〇八	二七
キクチンスキ	五	四	二〇	三七	一八五	二七			三五九	二八
ポリンエレット	四	一	五	一	六				一四	
計	二一	一六	三三	一三〇	六九五	五八三			一、四八三	

漁業關係

年次	漁區數	帆船數	汽船噸數	汽船隻數	汽船噸數	汽船隻數	計	噸數
明治四十一年	二七	一六四	三〇	三	一八四		二七五	
同 四十二年	一七	一九	二四、三三	二	七、九四八		二七五	三、一七三
同 四十三年	一五	二四	三〇、七六	三	一三、一九〇		二七五	四、九七七

蟹漁區ノ部	帆	噸	汽	噸	合	噸
オホトスキー區	三	九八	二六	四、三〇五	二六	四、三〇五
ギジギンスキー區			三	三、九九八	四	四、九九六
チギリスキー區			一〇	一三、五〇三	一〇	一三、五〇三
イーチンスキー區			三六	六七、八九三	三六	六七、八九三
キクチンスキー區			四三	八五、〇一九	四三	八五、〇一九
ポリシエレツキー區			二七	六九、八五五	二七	六九、八五五
東堪察加區			二〇	四、七三九	二〇	四、七三九
カラギンスキー區			三三	五七、八九四	三三	五七、八九四
オリユトルスキー區			七	二、三四八	七	二、三四八

蟹漁區ノ部

經營漁區數	帆		汽		合	
	隻數	噸	隻數	噸	隻數	噸
一六	一	一	一〇	一六、四三	一〇	一六、四三

同監視區別

經營漁區數	帆	噸	汽	噸	合	噸
チギリスキー區				二、一四四		二、一四四
イーチンスキー區				八、一八一		八、一八一
キクチンスキー區				六、一七		六、一七
ポリシエレツキー區						

一三、昭和七年度經營漁區到着及切揚期日

鮭鱒鯨漁區ノ部

區別	漁場到着期間	漁場引揚期間
ソヴェトスキー區	四月十四日より五月十一日迄	七月二十七日より八月二日迄
薩哈噠區	七月七日	九月十五日
オホトスキー區	六月十九日より六月二十八日迄	九月十日より九月十五日迄
ギジギンスキー區	六月二十日	九月一日
チギリスキー區	五月十二日より六月十二日迄	八月三十一日より九月六日迄
イーチンスキー區	六月十一日より六月十九日迄	九月二日より九月四日迄
キクチンスキー區	六月七日より六月十八日迄	九月一日より九月七日迄
ポリシエレツキー區	六月八日より六月十六日迄	八月二十三日より九月七日迄
東堪察加區	五月十五日	九月八日

日露年鑑

カラギンスキー區
オリユトルスキー區

六月八日ヨリ六月二十三日迄
五月二十八日ヨリ六月十五日迄

八月二十四日ヨリ九月一日迄
八月十二日ヨリ九月三日迄

二八〇

區別	蟹漁區ノ部	漁場到着期間	漁場引上期間
チギリススキー區		五月十二日	八月三十一日
イーチンスキー區		四月三十日	九月四日
キクチンスキー區		五月六日	九月五日
ボリシエレッツキー區			

一四、昭和七年の邦人露領漁業成績
露領水産組合發表に係る昭和七年度の
日本側露領漁業成績によれば日魯漁業一
五三六六ヶ所、西野水産一一ヶ所、小
山一六ヶ所、佐野一五ヶ所、荻布一四ヶ
所、邦人經營總漁區數三九二ヶ所にして
其の總漁獲高は左の通りである
△總漁獲高(單位石)

紅 鮭 一〇四、八〇一
銀 鮭 九、一二九
白 鮭 一八九、八五〇
鱒ノ助 三、七三二
鱒 三五〇、一五八
其他 二、七九二
合計 六六三、六一七
△罐詰製造高(單位函)

紅 鮭 四一六、五三六
銀 鮭 三一、二二五
鱒ノ助 七一八、五〇五
鱒 六、九二九
其他 四七、三七七
合計 一、二二七、五五〇
△鱈魚製造高(單位函)

五一四、八六三噸

ソ聯邦の極東漁業実績

一、ソ聯邦經營の極東漁區數

年次	漁區數	年次	漁區數
明治四十一年	一四	昭和十二年	一四
同 四十二年	一七	同 十三年	一七
同 四十三年	二〇	同 十四年	二〇
同 四十四年	二二	同 十五年	二二
大正元年	二五	同 十六年	二五
二年	二七	同 十七年	二七
三年	三〇	同 十八年	三〇
四年	三三	同 十九年	三三
五年	三六	同 二十年	三六
六年	三九	同 二十一年	三九
七年	四二	同 二十二年	四二
八年	四五	同 二十三年	四五
九年	四八	同 二十四年	四八
十年	五一	同 二十五年	五一
十一年	五四	同 二十六年	五四
合計	五三六	合計	五三六

二八一

二、昭和七及八年度のソ聯邦極東漁區數
イ、鮭鱒鯨漁區の部

區別	昭和七年度			昭和八年度		
	個人漁區	組合漁區	地方住民漁區	個人漁區	組合漁區	地方住民漁區
沿海區	二四	七	〇	二二	三	〇
ニコラエフスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇
薩哈噠區	〇	三	〇	〇	三	〇
オホトスキ	一九	〇	一	二八	〇	三
ギジギンス	〇	〇	〇	七	〇	〇
チギリス	五	〇	〇	五	〇	〇
イイチンス	一	〇	〇	〇	一〇	〇
クイクチン	一三	四	二	二七	一〇	〇
スキクチン	〇	〇	〇	二九	〇	〇
計	二九	一七	二	三六	一三	三

ロ、蟹漁區の部

沿海區	七	二	〇	四	一三	三	〇	六	〇	四	一三
チギリス	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
イイチンス	三	〇	〇	一	四	三	〇	〇	〇	〇	〇
クイクチン	二	〇	〇	四	六	二	〇	〇	〇	四	四
スキクチン	一	〇	〇	六	六	一	〇	〇	〇	〇	〇
ツキシエ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ウキシエ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	一〇	二	〇	一六	一三	三	〇	〇	〇	四	一三

東堪察加區	二	〇	〇	二	〇	〇	二	〇	〇	二
カラギンス	〇	〇	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇
オリユトル	六	〇	〇	七	四	〇	一	一	〇	一
計	二二	二	〇	一〇	一五	〇	一	一	〇	一
合計	一六〇	四六	五	一〇五	三六	八七	三四	六二	二四	三六八

ロ、蟹漁區の部

イイチンス	一〇	一五、四〇〇	一四、二〇〇
クイクチン	二	七、七五〇	一五、一八〇
東堪察加區	一	(無料)	一、五〇〇
カラギンス	二	一一、九〇〇	一八、四〇〇
オリユトル	二四	二八四、九〇〇	六、五四〇
計	一〇六	一、三三、四〇三	三二七、九九五

三、昭和八年現在ソ聯邦漁業内容

イ、鮭鱒ノ部

監視區別	漁區數	借區料	漁獲標準高
沿海區	二二	一三、七〇〇	一八、八五五
薩哈噠區	三	二九、九〇〇	三、一〇〇
オホトスキ	三	三三、三三三	六三、六〇〇
ギジギンス	七	五〇、四〇〇	一〇、五〇〇
チギリス	五	六八、〇七〇	一一、〇〇〇

漁業關係

監視區別

監視區別	漁區數	借區料	製造標準高
沿海區	九	一三、〇三三	二四、〇〇〇
イイチンス	三	三六、七〇〇	三、五〇〇
クイクチン	二	一八、〇〇〇	一〇、〇〇〇
ポリシエ	一	二、〇〇〇	三、〇〇〇
東堪察加區	二	七四、〇〇〇	一〇、〇〇〇
オリユトル	四	一四、八〇〇	一六、〇〇〇
計	二二	七〇、八三三	八五、五〇〇

四、ソ聯邦の極東漁獲高概要

年度	漁獲數量	同金額
一九二八年	一、五三三、二〇〇	四、六〇〇、〇〇〇
一九二九年	一、七七一、九〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
一九三〇年	三、一七九、六〇〇	八七、〇〇〇、〇〇〇
一九三一年	三、二九一、〇〇〇	—
一九三二年 (計畫)	四、五〇〇、〇〇〇	—
一九三三年 (計畫)	—	—

二年の日本船舶雇傭契約は東京契約三十隻、函館契約七隻、神戸契約三隻合計四十四隻、二十四萬四千九百九十三トンで此の雇船料は約百二十萬圓に達した。これを一九三一年の三十三萬三百二十七トンに比すると八萬五千三百三十四萬を減じた

日ソ兩國の極東漁業關係機關

(一)日本の露領漁業關係團體

- 一、露領水産組合
 - 一、本部 東京市丸の内、丸の内ビルディング
 - 一、地方事務所
 - 浦鹽事務所 浦鹽斯德市
 - 函館事務所 函館市辨天町
- イ、沿革

本組合は明治四十一年十二月、即ち日露漁業協約による本邦露領出漁第一目録に、外國領海水産組合法によつて創立された。外國領海水産組合法は明治三十五年制定公布されたもので立法主旨は(一)外國の領土に出漁する邦人を取締るため(二)關係漁業者間の統一自治に任ぜしむるため、(三)外交的關係の必要のため、又其内容は頗る簡單で即ち第一條には、「條約又は許可により外國領海に於ける水産動植物の採捕、其の製造又は販賣を業とする帝國臣民は本法に依り水産組合を設立することを得」と爲すの外、同業組合に關する規定を準用してある。本法は最初韓國に出漁する邦人の爲主として適用されたが日露漁業協約成るに及んで本邦露領漁業者の上に適用され、露領沿海州水産組合の創立を見るに至つたが、明治四十二年現名稱に改稱され、本邦露領漁業の發展と最近數年間日露漁業關係の難局打開に大なる貢獻をつくし例へば露領漁業大合同の實現についても組合の貢獻するところ最も大である。

五、ソ聯邦雇傭の日本漁夫數

昭和三	雇傭労働者數	勞銀支拂額
昭和三	四、三六八	一、五五、〇〇〇圓
同 四年	八、四九三	二、五〇、〇〇〇
同 五年	九、五五五	四、五〇〇、〇〇〇
同 六年	—	一、六四三、七三三
同 七年	一、四〇〇	一、〇〇一、一三三
同 八年	雇傭セズ	—

六、露國の對日傭船

ソ聯邦側の北洋漁場に使用せる一九三

口、目的及事業

(別掲露領水産組合の定款参照)

ハ、組織
本組合は露領沿海州及勘察加州、薩哈連州に於て水産動植物の採取、製造又は販賣を業とする者を以て組織され、必要に應じて組合員總會を招集される。此總會に於て定數二十五名の組合代議員選出され、代議員會を構成する。

本組合には左の役員が置かれてある。組長一名、副組長一名、評議員四名、組長は組合を代表し組合の事務を統理する評議員は組合事務を監査し、組長の諮詢に應ずる。各役員任期は三箇年である。現任組長及副組長及評議員名左の如し

- 組長 樺山資英
副組長 佐々木平次郎
評議員 井出智
同 本川藤三郎
同 坂本作平
同 平塚常次郎

二、組合員

漁業關係

(昭和八年四月一日現在)
總人員 九八名
(評)ハ評議員 (代)ハ代議員

- (イ) 評議員 石丸好助 智 稻川竹治
(ハ) 針山清三 袴 信一郎
(代)花房治吉 濱田庄平
(代)橋口九十馬 橋本能作
(代)橋本正太郎 長谷川藤三郎
(代)株式會社林兼商店 代表者 中部謙吉
(ニ) 日露實業株式會社代表者 宮本又七
日魯漁業株式會社代表者 窪田四郎
(代)西出梯二
西出商業株式會社代表者 西出孫左衛門
(ホ) 保坂慶藏(評) 本川藤三郎
(ト) 東邦水産株式會社代表者 坂本作平
外山源吾

東和水産株式會社代表者 坂本作平

- (チ) 千葉傳藏
(リ、オ) 小熊幸一郎 小熊幸治郎
(代)大串長次郎 大鹽常治
近江政太郎 奥川敦孝
(代)荻布宗太郎 小川彌吉
小川彌四郎 奥田龜造
(カ) 鹿取久治良 梶 榮次郎
片桐寅吉 梶取豊吉
(コ) 吉武源太郎
(ク) 大興漁業株式會社事務取締役西野吉太郎
田中重一(代)田中仙太郎
田中丸祐厚 田代三吉
(代)田代三代吉 高橋喜六
高橋助七 高野憲造
竹村浩吉 高杉石藏
(ツ) 堤清一郎 辻常吉

- (ナ) 鍋島熊道 中部幾次郎
- (ム) 武藤禮二
- (ウ) 宇尾庄太郎(代)生形政芳
- (リ) (代)野口一三郎
- (ヤ) 株式会社八木商店代表者 八木 龜三郎
- 八木 龜三郎 八木 實通
- (代)八島庄太郎 八島 勝己
- 山内大次郎 山崎松次郎
- (代)山下敏夫 山本房藏
- 山田次作
- (マ) 株式会社松田商會代表者 松田 桓
- (フ) (代)藤木治郎平 藤木次一郎
- (コ) (代)小山富三(代)小杉正二
- 近藤伸秀(代)近藤久吉

- (代)江原俊輔
- (ア) 阿部外世雄 有馬彌市
- (イ) (代)有賀篠夫 秋野鐵彌
- (サ) (代)佐藤傳二 佐藤彦松
- 佐々木平次郎 齋藤定五郎
- (評)坂本作用平 佐野助治
- (キ) 菊地衛
- (ミ) 三浦玄三
- 三菱商事株式會社代表者 加藤 恭平
- 水橋商事株式會社代表者 小松 武五郎
- 湊 隼人 宮川幸太郎
- 宮城彦次郎
- (シ) 汐海昌 島田元太郎
- 眞藤藤吉郎(代)眞藤慎太郎
- (評)平塚常次郎
- (モ) 森行雄

(代)須田孝太郎

二、北洋協會

一、本部 東京市丸の内、丸の内ビルヂング

イ、沿革

北洋漁業の發達並に漁業權益の確保を目的として、我對露漁業關係者、公海漁業關係者、政界有志等により昭和五年四月十五日創立を見た。創立前後の事情並に創立後の活動については別項に掲げてあるからこゝには省略する。

ロ、北洋協會定款

第一章 總則

第一條 本會は社團法人北洋協會と稱す
 第二條 本會は水産立國を以て會是とし北洋漁業の發達並に漁業權益の確保を圖るを以て目的とす
 第三條 本會は左の事項を行ふ

- 一、北洋漁業に關する對策の調査研究
- 二、北洋漁業の實況紹介
- 三、北洋漁業に關する刊行物の發行並に各種集會の開催

三、日魯漁業株式會社

一、本社 東京市麴町區丸之内二丁目丸の内ビルヂング

イ、沿革

日魯漁業株式會社は大正三年三月二十三日資本金二百萬圓にて創立され、ロシヤ革命勃發の大正六年七月には一百萬圓を増資して三百萬圓となり、大正九年二月には更に増資して一千萬圓の大會社となり、翌十年六月には輸出食品株式會社、勘察加漁業株式會社の二社合併して、資本金二千五百七十萬圓の新會社日魯漁業株式會社となつたが、同年十月には八百七十萬圓減資して、資本金一千七百萬圓となり、大正十三年には三菱との合同會社大漁業を買収して、殆んど露領邦人漁區の八割を占め、北洋合同合併の結果資本金も五千參百八十萬圓に増資し、漁撈に製造に輸出に其受持つところの役割は極めて大きなものである。(尙露領漁業大合同における役割については、別項合

常務理事

- 佐々木 平次郎
- 田中丸祐厚
- 小池 仁郎
- 津崎 尙武
- 宇澤 鶴八
- 渡邊 泰邦
- 中谷 貞頼
- 柏田 忠一
- 本川藤三郎
- 樺山 資英
- 伊谷以 知二郎
- 植木 憲吉
- 野村 益三
- 佐々木 平次郎
- 鍋島 熊造
- 砂田 重政
- 小西 和
- 四竈 孝輔
- 須田孝太郎
- 平塚常次郎
- 八木 實通

(常議員略)

八、北洋協會顧問、役員

- 役員 岩倉道俱
- 會長 村上隆吉
- 同

同問題の項参照

口、會社の現狀

(昭和七年十一月現在)

一、資本金	五千三百八十萬圓
公稱資本金	三千六百五十五萬圓
拂込資本金	壹百七萬六千株
株主總數	壹萬壹百七十七名
二、重役	
取締役社長	窪田 四郎
專務取締役	平塚常次郎
常務取締役	眞藤慎太郎
常務取締役	松下 高
常務取締役	藤田 秀雄
取締役	加藤 辰彌
取締役	加藤 恭平
取締役	金子喜代太
取締役	中野 正永
取締役	山田 穆
取締役	山下 太郎
取締役	坂本 作平
取締役	佐々木 平次郎
常任監査役	柿内 常次郎

監査役	井出 智
監査役	本川藤三郎
監査役	高橋 鍊逸
監査役	松本 良七
三、漁區及工場	
地方	漁場 工場
カムサツカ東海岸	一〇六 六
カムサツカ西海岸	一三六
オコック	三八
沿海州並サガレン	一七
合計	二九八 三二
四、従業員	
本年度漁業出稼の當社漁工場従業員左の如し。	
幹部	八五二名
職工漁獲夫	一七、七二〇名
合計	一八、五七二名
五、漁撈及製造	
(一)漁獲高(買魚を含み蟹及副産物は略)	
紅 鮭	一〇三、五四三石

紅鮭罐詰	一六、五三六函
銀鮭罐詰	三一、一二五函
鱒の助罐詰	六、九二九函
鱒罐詰	七二二、一五三函
蟹罐詰	四七、四七七函
其他	六、七七七函
合計	一、二二二、〇九七函
(三)鹽魚製造高	
函入改良紅鮭	六、六四四函
函入改良銀鮭	三、四七一函
函入改良白鮭	一三三、七八四函
函入改良鱒	二九一、七五七函
其他	六八〇函
合計	五三六、三三六函
散 鮭	一四、三一三、八一二尾
散 白鮭	三二、四五五尾

合計 一四、三四六、二六七尾

延包

鱒の助 八一四個

白 鮭 五五七個

其他 三三四個

合計 一八八個

マイルドキユーア 九樽

銀 鮭 六五〇樽

鱒の助 六五九樽

合計 六五九樽

(四)冷凍品及新巻藏品製造高

冷 凍 品

紅 鮭 二、八八九尾

白 鮭 一、一七三、九三七尾

鱒の助 三、七二〇尾

銀 鮭 二、四六九尾

合計 三〇、三七二尾

新巻製品 一、二二三、三八七尾

紅 鮭 四、三七四函

白 鮭 二一〇、四三七函

銀 鮭 四、九四四函

合計 一、九〇三個

漁業關係

漁業關係

銀 鮭	九、一二九石
白 鮭	一七八、〇四九石
鱒の助	三、七三三石
其他	三五〇、一五八石
合計	二、七九二石
(二)罐詰製造高	
紅鮭罐詰	一六、五三六函
銀鮭罐詰	三一、一二五函
鱒の助罐詰	六、九二九函
鱒罐詰	七二二、一五三函
蟹罐詰	四七、四七七函
其他	六、七七七函
合計	一、二二二、〇九七函
(三)鹽魚製造高	
函入改良紅鮭	六、六四四函
函入改良銀鮭	三、四七一函
函入改良白鮭	一三三、七八四函
函入改良鱒	二九一、七五七函
其他	六八〇函
合計	五三六、三三六函
散 鮭	一四、三一三、八一二尾
散 白鮭	三二、四五五尾

鱒の助 四函

シヨマ 八、二六九函

合計 一三三、二九五函

四、北洋合同漁業株式會社

一、昭和七年の漁業問題「露領漁業大合同の實現」の項参照。

(二)ソ聯邦の極東漁業關係

一、ソ聯邦漁業統一機關「ソユーズ・ルイバ」

一九三〇年四月六日付を以てソ聯邦邦外通商人民委員部命令によつて創設さる

第一條 漁業及同經濟の全聯邦統一機關「ソユーズ・ルイバ」は一九三〇年二月十三日附中央執行委員會及人民委員會議決定(一九三〇年三月十五日附中央執行委員會及全露中央執行委員會公報

第七三號布告)に基き設定せられたる「ソヴェート」聯邦貿易人民委員部の實行經濟機關なり

第二條 漁業及同經濟の全聯邦國營統一機關「ソユーズ・ルイバ」は漁業の指導、漁業經濟機關の事業調整、漁獲物の製造及加工、之が内國市場への供給並に外國市場に於ける販賣の爲設立せらる(備考) 漁業生産品とは魚類並に其他の水棲、哺乳動物、貝類及軟體動物を云ふ

第三條 漁業の全聯邦統一機關「ソユーズ・ルイバ」は經濟的計算の基礎に立ちて行動する株式組織機關にして、規定の手續に依り登記の日より法人の權利を享有するものとす

第四條 統一機關「ソユーズ・ルイバ」の組織に入るもの次の如し。

(一)一般聯邦的、共和國的並に地方的意義を有する「トラスト」及機關即ち

(イ)一般聯邦的意義を有するもの

二八九

- ウオルガ、カスピスキ
- セウエルヌイ(北氷洋)
- ダリネ、ウナストチヌイ(極東)
- (ロ) 共和國的意義を有するもの
 - 「アゾフスコ、チエルノモルスキ
 - 「アゼルバイジャンスキ」
 - 「ウラリススキ」
 - 「トウルクメニスタンスキ」
- (ハ) 地方的意義を有するもの
 - 「カルムイツキー」
 - 「ヤクツキー」
 - 「シビルスキ」
 - 「ダゲスタンスキ
 - 「グルジンスキー」
 - 「アルメンスキ」

バ」の組織中に入るものとする

第五條 全聯邦國營統一機關「ソユーズルイバ」の登記の時を以て全聯邦漁業「シンヂケート」は其事業を廢止し、其定款は效力を喪ひたるものと認めらる

第六條 統一機關「ソユーズ、ルイバ」に加入したる一般聯邦的意義を有する「トラス」は政府の認可したる自己の定款に基き暫時其事業を繼續しつゝ、統一機關の一部を成し、其貸借を「ソユーズ、ルイバ」の一般貸借に繰入るるものとする

ハ、統一機關の資本

第七條 全聯邦の漁業及同經濟統一機關「ソユーズ、ルイバ」の定款に依る資本は全聯邦漁業「シンヂケート」及聯邦的意義を有する「トラス」の資本より成り、五千萬留と算定せらる

第八條 統一機關「ソユーズ、ルイバ」は之に加入したる全聯邦漁業「シンヂケート」及聯邦的意義を有する「トラス」の貸借を引受け、之等企業の負債に對する責任を任ずるものとする

國家は「ソユーズ、ルイバ」の負債に對し責任を負はず

二、統一機關の目的

第九條 統一機關「ソユーズ、ルイバ」の根本目的次の如し

(一) 「ソヴェート」聯邦内外貿易人民委員部の一般権限内に於ける「ソヴェート」聯邦漁業經濟一切の調整、指導、企畫、特に

(イ) 漁業の豫定計畫、査定計數及年度計畫の作成及豫備的認可

(ロ) 大規模の建設事業の企畫及監督、漁業の技術的改造の指導

(ハ) 労働、技術的標準、労働賃金及保護の問題に關する指導

(ニ) 幹部の組織及準備並に其利用の指導

(ホ) 生魚の價格、並に魚類製品の發送及賣却價格の作製及「ソヴェート」聯邦内外貿易人民委員部の認可申請

(ヘ) 漁業の融資及投資計畫の作製

(二) 學術研究並に學術研究事業及調

査隊の組織及指導

- (三) 「ソヴェート」聯邦内外貿易人民委員部を経て施行の爲漁業及同經濟の問題一切に關する法令案の研究及編纂
- (四) 漁獲物及同製品の標準研究及作製
- (五) 漁業企業に漁業用材料及器具並に外國産食料品及燃料の供給
- (六) 全聯邦的、共和國的及地方的意義を有する「トラス」全部、並に「アコ」「アソ」「カルソ」及「コムセヴプチ」各株式會社、及漁夫及獵師「コロベラツイヤ」組織團體の漁業製品の內國市場に於ける販賣
- (備考) 統一機關「ソユーズ、ルイバ」は各機關の個々に對し其製品を別個の方法にて賣却するの權利を賦與することを得るものとする
- (七) 統一機關「ソユーズ、ルイバ」の組織の一部を成し特別の規定に準據して行動する専門の自治的事務所を経て魚類製品輸出の實施

(八) 魚類の人工孵化、湖沼經濟の組織

(九) 全聯邦的意義を有する「トラス」の管理共和國的並に地方的「トラス」及株式會社(其漁業經濟部)の事業經營指導

(備考) 共和國的及地方的意義を有する「トラス」の經營指導實施の方法は各聯邦共和國の貿易人民委員部及當該地方貿易部との同意に依り「ソユーズ、ルイバ」に於て之を設定するものとする

(十) 漁夫「コロベラツイヤ」の漁業經濟に關する事業の指導及調査

(十一) 統一機關「ソユーズ、ルイバ」の根本的目的の實現と關連する各種生産企業の組織

第十條 統一機關「ソユーズ、ルイバ」は「ソヴェート」聯邦の全領土に其支部を設立し、又聯邦及自治共和國、並に各地方及州に當該機關の同意を得て、全權代表を任命するの權利を有す

ホ、管理

第十一條 統一機關「ソユーズ、ルイバ」の管理の爲社長及五名以上の委員より成る管理部を設くるものとする

二、東方漁業聯合「ウオストク・ルイバ」

一、本社 ハバロフスク市

極東露領國營漁業機關は其漁場別によつてアコ(勘察加、オホツク)アソ(北樺太)ダリゴスルイブ(沿海州)アムールルイブ(黒龍江)等數種に分れてゐるがソヴェート政府は之等分立の弊に鑑み今度極東露領國營漁業全部を打つて一丸とせる新漁業機關「ウオストク・ルイバ」(東方漁業組合)を創立し、愈々昨秋漁期から出漁經營に着手したが、之に加盟せる漁業團體は

一、ダリゴスルイブトレスト(國營極東漁業トラスト)、クラボトレスト(蟹罐詰トラスト)、ダリルイブスナブ、(極東漁業供給トラスト)

國營アコ會社、國營アソ會社、アムール

ルレイブトレスト(黒龍漁業トラスト)の六である。

二、此中國營アコ及アソは新組織に完全に合同せず、アコルイバ、アソルイバとして獨立會計(ハズラスチヨト)を維持しながら加入する。

三、以上の外ダリクライ・ルイバ・クオホツ・ソユーズ(極東地方漁獵組合)及び極東露領小漁業地方を經營せるトレストルイバ(漁業トラスト)はウオストク・ルイバに加盟はせず唯其指導、統制下に置かれる。

四、ウオストク・ルイバの社長は前極東銀行浦鹽支店長コガノウイチ氏、副社長はプリス、アフメートフ、ラウロフの三氏。

五、アコルイバ社長はブロンシテイン氏、アソルイバ社長はソロウイヨフ氏以上何れも就任。

六、ウオストク・ルイバの本社はハバロフフスク市に設置。

三、カムチャツカ株式

(D)毛皮、諸原料、土人手工藝品の買付
(E)馴鹿産業、沃度原料採取、林業農業、船舶業

(F)カムチャツカ並に北部地方住民への物資供給

六、一九三一年漁獲実績(但し十一月下旬迄)五十一萬四千四百四十九セント
ネル(計畫遂行率五四・二%)

七、資本金總額 一千一百萬留

四、國營極東漁業トラスト

略稱「ダリゴスルイブトレスト」

一、本社 浦鹽斯德市

一、日本との輸出入業務は駐日露國通商代表部にて代辨

イ、沿 革

本トラストは、「オカロ」と「クルイブ」(極東海産株式會社)等を合併して一九二六年設立、東西カムチャツカを中心に極東露領の全漁場にわたり漁業を經營し一九二六―二七年度には漁夫及其他労働者四千七百五人を雇傭し、六百九萬七千七百留額の生産高を上げ、且つウスカムに

漁業關係

會社「アコ」

一、本社 カムチャツカ、ペトロパウロフスク

二、支店及出張所 浦鹽、オホツク、モスクワ、ハバロフスク、レニングラード(以上國內)、函館、シヤトル(以上外國)

三、沿革

ソヴェート政府の極東露領漁業開發を目的として大正十三年度(一九二四年)組織されたる國營會社オカロ(オホツク・カムチャツカ株式會社)の事業を繼承したダリゴスルイブトレスト(極東國營漁業トラスト)は一九二六―二七年度一年間出漁の後其經營漁區域たる沿海地方、黒龍地方、北樺太地方を其手に残して、東西勘察加及びオホツクは之を手放すこととなつたを以てこの二地方を中心とする廣汎なる地域、水産の漁業並に一般産業開發の爲一九二七年十月一日聯邦國民經濟最高會議、通商人民委員部、國營通商局極東地方執行委員會等を大株主として國

近代式罐詰工場を設立し、此建設中火災の爲日本人漁夫二十數名の焼死事件等突發したことは尙世人の記憶に新なところである。然るに勞農當局の極東漁業開發方針の變更により、一九二七年十月一日以來前項記述の通り、アコと分立することとなりカムチャツカ及びオホツクの漁業中心地をアコに譲り、その企業範圍を縮小するに至つた。即ち分立後のトラストの主なる活動範圍は沿海州である。尙現在ソユーズ・ルイバに直屬してゐる。

ロ、經營 漁場

漁 區 數

一、一般魚類漁區 二二〇
一、蟹漁區 二四一
計四六一

資 本 金

一、固定資本 三百五十萬留
一、政府融資 二百七十萬留

五、サハリン株式會社 漁業部

略稱「アソルイバ」

家資本より創立されたものがこのカムチャツカ株式會社「アコ」である。

同社は創立以來日淺く漸く四年を経たるに過ぎないが、漁撈設備の擴張、罐詰工場の増設、蟹工船の創設擴張を始め、勘察加礦業、毛皮の資源の踏査物資の配給生産物の輸出等に可なり大きな仕事を跡づけて來た。そして其事業の規模、資本額等凡ての點で極東露領に於ける他の如何なる露國々營乃至公營漁業機關よりも優勢となり、且つ今後大なる望を囑されてゐる。

四、企業區域 カムチャツカ區、チウクツク區、オホツク、エウエンスク區、コリヤーク區及オホツク海、ベリリン海中ソヴェート聯邦領域並に北氷洋東部水域。

五、營業種目 (A)十七地方、百四十漁區、八罐詰工場にて魚類及蟹の漁獲買付並に製造(罐詰、鹽漬、乾魚、魚油漁肥等)

(B)海獸獵獲並にその買付
(C)毛皮獸及樺犬の養殖保護

一、本社、北樺太アレキサンドロフスク市
勘察加に於ける漁業、林業、農業、礦業、商業等企業一切統一と積極的開發を目的に一九二九年十月より國營株式會社アソ(正確にはサハリン株式會社)が設立された。資本金一千萬留。但し直に經營に着手せるは漁、林、農及商業である。
一九三〇年に、魚類十九萬セントネルの漁獲を計畫し沿岸に罐詰工場二個の新設に着手したが、出漁遅延、物資難、經驗不足等のため其實績は不良であつた。
副社長ア・グレイウイチ氏は一九三〇年三月商用のため日本に來た。

六、コオベラチヴ又は 個人漁業者

イ、「ダリルイボ・プロドウク」

鮭鱒漁區 オホトスキー區 二六
ギジギンスキー區 七
カラギンスキー區 一一
オリユトルスキー區 一二
沿 海 區 九

蟹漁區	イチンスキー區	三
	東勘察加區	二
ク、	「フセコ・プロム・ルイバ ク・ソユース」	
鮭鱒漁區	沿海區	一二
	薩哈噠區	三
	イチンスキー區	一〇
	オリユトルスキー區	三
蟹漁區	沿海區	六
ハ、	「ルビンシテイン」	
鮭鱒漁區	オホトスキー區	二
ニ、	「リユイリ」	
鮭鱒漁區	チギリスキー區	五
	オリユトルスキー區	九
	クイクチンスキー區	二
蟹漁區	オリユトルスキー區	三
	ポリシエレツキー區	一
ホ、	「ソボレフスカヤ・インテグ ラーリナヤ・コオベラーチヤ」	
鮭鱒漁區	クイクチンスキー區	一
ヘ、	「ネムチインスカヤ・プロム イスロワヤ・アルデーリ」	
鮭鱒漁區	クイクチンスキー區	一

ジュバノフスカヤアルテ リ區	一
(競賣ニ依ラザルモノ)	
七、ソ國々營企業	
イ、鮭鱒漁區ノ部	
沿海區	四三
ニコラエフスキー區	二
薩哈噠區	五
オホトスキー區	一二
ギジギンスキー區	一
チギリスキー區	一
イイチンスキー區	一九
クイクチンスキー區	二七
ポリシエレツキー區	二六
東勘察加區	二〇
カラギンスキー區	二四
オリユトルスキー區	三七
アナドイルスキー區	五
口、蟹漁區ノ部	
沿海區	四
チリススキー區	五
イイチンスキー區	一

二九四	
クイクチンスキー區	四
ポリシエレツキー區	五
東勘察加區	一
カラギンスキー區	一
オリユトルスキー區	一
八、露國側租借漁區數 (昭和八年)	
鮭鱒漁區數	三二六
内譯	
(イ) 個人漁區	七二
(ロ) 組合漁區	二八
(ハ) 地方住民漁區	二〇
(ニ) 國營漁區	二〇
蟹漁區數	三六八
内譯	
(イ) 個人漁區	八七
(ロ) 組合漁區	三四
(ハ) 地方住民漁區	六
(ニ) 國營漁區	二四

日露漁業條約
日本國及「ソヴェエト」
社會主義共和國聯邦間
漁業條約
(昭和三年五月二十五日)
(公布條約第一二號)

日本國皇帝陛下及「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は一九二五年一月二十日北京に於て締結せられたる日本國及「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約第三條の規定に従ひ漁業條約を締結する爲左の如く其の全權委員を任命せり
日本國皇帝陛下

「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦駐割特命全權大使 正四位 勳一等 田中 都 吉
「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員代理「レフ・ミハイロヴィチ・カラハン」及露亞西社會主義共和國「ソヴェエト」共和國農務人民委員部參與會員「マルチン・イヴァノヴィチ・ラツイス」

因て各全權は互に其の全權委任状を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり
第一條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦

邦は河川及入江を除き日本海「オホーツク」海及「ベリリング」海に於ける「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の屬地の沿岸に於て鼯臘獸及獵虎を除きたる一切の種類の魚類及水産物を捕獲し、採取し及加工するの權利を本條約の規定に従ひ日本國臣民に許與す右例外に含まるる入江は本條約附屬議定書(甲)第一條に之を列舉す

第二條 日本國臣民は魚類及水産物の捕獲、採取及加工の目的を以て特に指定せられたる海上及陸地に亘る漁區に於て之に従事すること自由たるべし右漁區の貸付は競賣に依り之を爲し日本國臣民と「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民との間に何等の差別を設くることなかるべし、尤も前項に對する例外として兩條約國政府の合意ありたる漁區は競賣に依らずして之を貸付することを得るものとす

漁區の競賣は毎年二月「ウラヂウオストツク」に於て行はるべく又之が爲指定せられたる日及場所並に賣却せらる

べき各種の漁區の貸付に關する必要な細目は競賣の少くとも二月前に於て「ウラヂウオストツク」駐在日本國領事館に正式に通告せらるべし
競落者なき漁區に付ては該漁區は前回の競賣後十五日以内に且五日より早からずして再び競賣に付せられるべし
鯨及鱈並に特定の漁區内に於て捕獲し又は採取する能はざる一切の魚類及水産物の捕獲は特別の免許状を具ふる航海船に搭乘せる日本國民に許さるべし
第三條 本條約第二條の規定に従ひ漁區の貸付を受けたる日本國臣民は該漁區の限界内に於て岸地を自由に使用するの權利を有すべし右日本國臣民は該岸地に於て自己の漁船及漁網に必要な修繕を行ひ之を岸に引上げ並に自己の捕獲物及採集物を陸揚し、加工し及貯藏することを得べく又之が爲該岸地に建物、倉庫、小屋及乾燥場を建て又は之を移轉すること自由たるべし
第四條 漁業に關して徵せらるべき税金課税及手數料に付ては日本國臣民は左

の條件に従ふべく又如何なる場合に於ても「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の人民に與へらるる所に比し不利益なる待遇を受くることなかるべし

(一) 漁業權を有する日本國臣民に課せらるべき營業稅の額は日本國臣民が捕獲し、採取し又は加工したる魚類及水産物の漁場に於ける價格の百分の三を超ゆることなかるべし

(二) 右日本國臣民は營業稅並に本條約附屬議定書(甲)第九條に掲ぐる税金課金及手数料を除く一切の種類の税金、課金及手数料を免除せらるべし

(三) 營業稅並に他の税金、課金及手数料の支拂は兩政府間の特別取極に依り之を處理することを得

(四) 日本國に住所を有し且日本國臣民に貸付せられたる漁場に於て季節的勞働に従事する日本人たる被使用者の所得に對しては何等の税金又は課金を徴することなかるべし

狀を有する者が共同して一の船舶又は漁船を使用する場合にも均しく適用せらるべし

本條の規定は貸付期間の満了したる漁区内に在る殘留財産の他の漁區又は日本國への移轉に適用せらるべし

前記の船舶及漁船は他の一切の點に付ては沿岸貿易に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の法令に従ふべし

第九條 漁業權を取得したる日本國臣民は日本國臣民が捕獲し又は採取したる魚類及水産物を何等の輸、免許を要せずして日本國に自由輸出することを得又右日本國臣民は右魚類及水産物を之が輸出に要する手續に従ひ第三國に輸出することを得

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の國營若は他の企業、又は、人民より購入したる魚類及水産物の輸出に付ては右日本國臣民は之が輸出に要する手續に従ふべし

漁業關係

第五條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の極東水域に於て捕獲せられ又は採取せられたる魚類及水産物に對しては該魚類及水産物が製造工程を経たると否とに拘らず「ソヴェート」社會主義共和國聯邦より日本國に輸出せらるべきものなるときは、何等の税金を徴することなかるべし

第六條 本條約第一條に特定せらるる地方に於て、魚類及水産物の捕獲、採取及加工に従事する日本國臣民の被使用者の國籍に付ては何等の制限を設くることなかるべし

第七條 魚類及水産物の加工方法に付ては「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は本條約第一條に特定せらるる地方に於て漁業權を取得したる日本國臣民に對しては該地方に於て漁業權を取得したる「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民が免除せらるる何れの制限をも加へざることを約す

第八條 漁業權を取得したる日本國臣民

右日本國臣民は専ら自己の漁業の爲及自己の又は自己の被使用者の爲に使用することを目的とする必需品を何等の輸入免許を要せずして輸入すること自由たるべし

前記貨物の輸入に對しては何等の税金及課金を徴することなかるべし右貨物及其の數量は毎年適當なる時期に於て權限ある地方官憲が「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の中央官憲の承認を経て作成すべき品目表中に明記せらるべし

第十條 漁業權を取得したる日本國臣民及其の被使用者にして「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民に非ざるものを入國、滞在、移轉及出國に關しては「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の官憲に依り制定せられ又は制定せらるることあるべき簡易規則を本條約第一條に特定せらるる地方に適用すべし他の一切の場合に於ては日本國臣民は外國人の「ソヴェート」社會主義共和國聯邦への入國、之に於ける滞在及之より出國

は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の權限ある領事官が日本國に於て發給したる航海證書及日本國官憲が發給したる健全證書を具ふる航海船を日本國より自己の漁場自己の一の漁場より他の漁場へ及自己の漁場より日本國への直航の用に供する事を得又右船舶は搭載せる魚類及水産物にして「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の極東水域に於て捕獲せられ又は採集せられたるもの第三國への輸出に要する手續に従ふに於ては漁場より直接右第三國へ航行することを得前記船舶は漁業に必要な人及物件並に捕獲物及採集物を課金及税金を徴せらるることなく運搬すること自由たるべし

漁業權を取得したる日本國臣民は自己の漁區又は本條約第二條末項に掲ぐる免許狀を具ふる船舶の間に於て前記の人、物件、捕獲物及採集物を陸上岸に沿ひ又は海上漁船に搭載して課金及税金を徴せらるる事なく運搬することを得本條の規定は各自別々の漁區又は免許

に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき法令及規則に従ふべし

前記地方に於て漁業權を取得したる日本國臣民及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民は魚類の養殖、魚類及水産物の保護、之に密接の關係ある産業の取締並に漁業に關する他の一切の事項に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき法律規則及命令に付均等の地步に置かるべし

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける漁業に適用せらるべき法律及規則にして新に制定せられたるものは之が施行の少くとも三月前に日本國政府に通知せらるべく「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の地方官憲に依り新に發せられたる右と同一性質の命令は之が施行の少くとも一月前に「ハバロフスク」駐在日本國領事官に通知せらるべし

第十一條 日本國臣民は本條約第一條に特定せらるる地方の限界外に在る自己借受の陸上地區に於て魚類及水産物の

加工に従事すること自由たるべし但し
制定せられ又は制定せらるることある
べき法律、規則及命令にして「ソヴィ
エト」社會主義共和國聯邦内の一切の
外國人に適用せらるべきものに常に従
ふべし

第十二條 日本國政府は「ソヴィエト」社
會主義共和國聯邦政府が本條約に依り
日本國臣民に漁業權を許與したること
に鑑み「ソヴィエト」社會主義共和國聯
邦の極東水域に捕獲せられ又は採取せ
られたる魚類及水産物に對しては該魚
類及水産物が製造工程を経たると否と
に拘らず何等の輸入税を課せざること
を約す

第十三條 日本人たる被使用者は日本國
に居住し、日本國に於て雇傭せられ及
季節的漁業の労働に従ひたる後日本國
に歸還するものなること、其の慣行及
習俗は日本人に特有のものなること、
日本國及漁場間の無賃往復並に全雇
傭期間中の無料給食を許與せらるること
と正規の賃銀以外に捕獲物及採集物の

第一條 漁業條約第一條に掲げらるる例
外たる入江は左の如し

- 一 「セント、ローレンス」灣（「ブナウ
グン」岬より「ハルギリフ」岬に引き
たる直線に至る）
- 二 「メチグメ」灣
- 三 「コニヤム」灣（「ベンケグネイ」灣
（「ネチホノン」岬より「グラブ、ピー
ク」に引きたる直線に至る）
- 四 「アボレシエフ」灣（「カラガン」灣）
- 五 「ルミレート」灣
- 六 「プロヴィデンス」灣（「リソフスキ
ー」岬より「ルイサヤ、ガラヴァ」に
引きたる直線に至る）
- 七 「ホーリー、クローズ」灣（「メエチ
ケン」岬の緯線に至る）
- 八 「アナデイル」灣（「セント、バジリ
アス」岬より「デーカ」岬に引きたる
直線に至る）
- 九 「セント、バヴラ」灣
- 十 「シリユーボチナヤ」灣
- 十一 「デュイレン」湖
- 十二 「シツクス、フイート」湖

漁業關係

議は右十二月以内に結了せらるべし
締結國の何れも右修正の爲めの通告を
爲さざる時は本條約は更に十二年間引
續き效力を有すべし

第十六條 本條約は批准せらるべく又其
批准書は成るべく速に且如何なる場
合に於ても之が署名後四月より後るる
ことなく東京に於て交換せらるべし
本條約は其の批准書交換の日の後五日
目より實施せらるべし
右證據として各全權委員は英吉利語を以
てせる本條約二通に署名調印せり
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」
市に於て之を作成す

田 中 都 吉 (印)
エル・カラハン (印)
エム・ラツイス (印)

議 定 書 (甲)

(昭和三年五月二十六日)
告示外務省第六十三號

本日本國「ソヴィエト」社會主義共和國
聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締結
國の全權委員は左の如く協定せり

- 十三 「バロン、コルフア」灣の北部
- 十四 「カラーガ」灣
- 十五 「ベチエヴィンスカ」灣
- 十六 「アヴァチ」灣（「ベズイミヤンヌ
イ」岬より「ダルニー」岬に引きたる
直線に至る）
- 十七 「ペンジンスク」灣（「マメート
岬」の緯線に至る）
- 十八 「ミルカチンスキー」灣
- 十九 「ヤムスカヤ」灣
- 二十 「アヤン」灣
- 二十一 「コンスタンチン」太公灣
- 二十二 「セント、ニコラス」灣（「ラム
ズドルフ」岬より「グロト」岬に引き
たる直線に至る）
- 二十三 「スチアースチア」灣
- 二十四 「バイカル」灣（「チアウノ」岬
より「ズイトフタ」岬に引きたる直線
に至る）
- 二十五 「ヌイスキー」灣
- 二十六 「ナビルスキー」灣
- 二十七 「クレストヴァヤ」灣
- 二十八 「スタルカ」灣

二九九

- 二十九 「ヴァニナ」灣（「ヴェツセリ」
岬より「ブールヌイ」岬に引きたる直
線に至る）
 - 三十 「ソヴィエト」港（「ミリューチ
ナ」岬より「ブチアチナ」岬に引きた
る直線に至る）
 - 三十一 「テルネ」灣（「ストラシヌイ」
岬の緯線に至る）
 - 三十二 「セント、ヴラヂミール」灣（「バ
リユーセク」岬より「ヴァトフスカゴ」
岬に引きたる直線に至る）
 - 三十三 「ブレオレブラジエーニヤ」灣
の北東部に在る小なる入江（「マトヴ
エーエヴァ」岬の緯線に至る）
- 右例外は公海に適用せられざるべきは
勿論とす「ボドカゲルナヤ」河の河口よ
り「アヤン」灣に至る迄の「オホーツク」
海の北岸に付ては前記例外中に入るべ
き入江は「ペンジンスク」灣（第十七參
照）、「ミルカチンスキー」灣（第十八參
照）、「ヤムスカヤ」灣（第十九參照）及
「アヤン」灣（第二十參照）を除き左の定
義に従ひ決定せらるべし

本土に入込める灣にして其の長さ(最深き水道に依り測りたる)灣口の幅の三倍を超ゆるもの右の外左の灣内に於ては漁業は他の外國人に對すると同様日本國臣民に對し禁止せらるべし但し公海を含まざるは勿論とす

一「デ、カストリー」灣及「フレデリック」灣(「カストリー」岬より「クロスター、カンブ」岬に引きたる直線及「クロススター、カンブ」岬より「オー」ストルイ」岬に引きたる直線に至る)
二「セント、オルガ」灣「マネフスカ」岬より「シニコータ」岬に引きたる直線に至る

三「ビーター」大帝灣(灣内に在る諸島を包含し「バヴァロートヌイ」岬より「ガモヴア」岬に至る)

四「ボシエツト」灣(「ガモヴア」岬より「ブタコフ」岬に至る)

第二條 河川と海との境界に關する事項に付ては兩政府は國際法の原則及慣例に従ふべし

は三年
三年以上經營せられたる漁區に付ては五年

漁業條約第二條第二項及同條約附屬文書の規定に依り特別貸付を許與せらるべき漁區に付ては前記期間は之を變更することをを得るものとす

第七條 漁業條約の期間の満了の日に於て未だ期間の満了せざる漁業權は漁業條約自體に關し兩締約國の爲すべき決定の如何に拘らず右漁業權の全存續期間中引續き有效たるべし

第八條 漁業條約第一條に特定せらるる地方に於て既に存在する漁區は漁業條約の全存續期間中利用の爲開き置かるべし

第九條 漁業條約第四條(二)の規定に關しては日本國臣民は左の税金、課金及手数料を課せらるべし

(一) 運搬手段(馬、自動車、自轉車、自動自轉車及航海證書を具へざる「モーター・ボート」)に對する地方課金

漁業關係

與せられたる黒龍江海灣(「リマン」)に於ける漁業權は左の特別規定に従ふべし

(一) 日本國臣民は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民と同一の地歩に於て競賣に依り右地方に於て漁區を取得することを得

(二) 漁區を取得したる日本國臣民は漁業の關する限り一切の點に付漁區の競落者たる「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民と均しく黒龍江流域に於ける河川漁業に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき法律、規則及命令並に殊に右地方に於ける漁區借受人が外國人たる勞働者を使用することを禁止せる規定に従ふべし

第四條 日本國臣民は漁業條約第一條に特定せらるる地方の何れかの部分に於ける漁區の貸付の申請を爲すときは右條約第二條の規定に依り右貸付を受けることを得但し前記地方に於ける魚類の養殖及保護、之に密接の關係ある産

(一) 汽罐、壓力に依り運轉せらるる装置、昇降機及起重機械の検査證明書の手数料

(二) 現に都市に於て實施中なる建築物に對する地方課金が漁場の存在する地方に適用せらるべき場合には右地方課金

(四) 「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦の中央官憲に依り設けられたる印紙税、公證人手数料、裁判手数料並に他の同様の税金、課金及手数料にして漁區及漁場の設備に間接の關係を有するもの並に取引所に於て行はれ又は登録せられたる取引に對し地方官憲に依り設けられたる地方税金

(五) 「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦への入國、之に於ける滞在及之よりの出國に關する領事手数料及登録手数料

(六) 文書の發給又は證明に對する領事手数料又は他の公の手数料

(七) 漁區貸付契約の登録手数料
(八) 森林より賣出されたる木材に對

業の取締並に漁業に關する他の一切の事項に關し「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦に於て制定せられ又は制定せらるることあるべき法律、規則及命令に従ふべし

捕獲せらるる漁積が漁區貸付契約中に明記せられざる場合に於ては「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦は捕獲せらるる魚類に對し何等の制限を其の鯨鯨族の保護に必要と爲らざる限り課することなかるべし

第五條 日本國臣民間並に日本國臣民及「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦人民間の漁業權の轉移に付ては「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦の法令に依り定められたる手續に従ひ右移轉の申請ありたるときは之が許可を與ふべし

第六條 漁區の貸付期間は左の如く之を定む
漁業條約の實施前既に開かれたるも未だ經營せられざりし漁區又は實施後初めて開かれたる漁區に付ては一年一年以上經營せられたる漁區に付て

する課金

(九) 「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦に於ける消費の爲の魚類及水産物の賣却より生ずる利益に對する所得税並に右魚類及水産物に關する運搬税

第十條 「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦政府は一箇又は數箇の特定の第三國に關し之に輸出せらるる一般貨物に適用せらるべき税金を變更する場合を除くの外「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦の極東地方より輸出せらるる魚類及水産物に對して税金を免除する現行法規を漁業條約の存續期間中維持することを約す

「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦政府は日本國に於て加工せられずして「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦に再輸入せらるる魚類及水産物に付ては「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦の産物又は製造品たる再輸入品に對し税金を免除する自國の現行規則を漁業條約の存續期間中維持することを約す

第十一條 「ソヴェイト」社會主義共和國

聯邦政府は日本國臣民が鯨及價值少き他の魚種並に魚類及水産物の加工の際生ずる廢棄物より肥料を製造することに對し何等の異議を有せず又「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が日本式方法に依り鮭鱒族の魚類に加工し及之を鹽藏することに對し何等の異議を有せず

第十二條 漁業契約第八條第一項に掲ぐる航海證書は左の書類の提出ありたるときは「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の領事官に依り發給せらるべし

- 一 船舶が回航せんとする一箇又は數箇の漁區の貸付を證明する書類
- 二 證明ある在船者名簿にして在船者の身分證明の書類を添附したるもの
- 三 船舶の載貨が單に漁業條約第九條第三項に掲ぐる貨物のみより成ることを證明する書類、右書類には又載貨の數量を表示すべし

航海證書には左の事項を表示すべし
一 船名及船籍港名
二 船主
三 船長
四 船員
五 船主及船長が船主として在ることを證明する書類

第十六條 漁業の何れかの部門の作業に適する日本國臣民は總計百人を超えざる限り「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦への入國及之に於ける居住に關する法令及規則に従ふに於ては日本國臣民に貸付せられたる漁區に於て越年するの權利を有すべし右漁區に於ける越年に要する番人は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民中より之を雇傭すべし

第十七條 蕃殖の爲保護の措置を要することあるべき魚類及水産物の捕獲及採取に對しては右捕獲及採取の數量を限定することあるべき標準は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の官憲に依り極東に於ける「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の河海兩方面に於ける右魚類及水産物の蕃殖の實際の傾向を考慮の基礎として決定せらるべし日本國民に貸付せられたる一切の漁區に於ては河口に最接近せる漁區を除くの外建網の使用を許さるべし又河口に最接近せる漁區に於ては曳網を以てする漁業を該漁區に於て行ひ得ざること判明したる

漁業關係

人の借受人の名
三 船舶が回航せんとする一箇又は數箇の漁區の明示

四 載貨の性質及數量

五 乗組員の名

前記證書及健全證書を具ふる船舶は航海證書に記載せられたる「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の沿岸の地點のみに到り留まることを得、税關の存在する港は右船舶に對し常に開放せらるるは勿論とす

漁業條約第二條末項に依り「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の極東水域に回航する日本國船舶は特に指定せられたる「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の港の一に先づ到るべく同港に於ては「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲は右船舶に對し魚類及水産物の捕獲、採取及加工の爲の特別免許狀を發給すべし該免許狀は同時に航海證書に代用すべし該免許狀は又日本國に於ける「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の領事官に依り發給せらるべし

場合に於て建網の使用を許さるべきことを約す尙何れの漁區に於ても「ウインチ」、「エスカレーター」、「コンヴェイヤー」、「キヤブスタン」、「ブロック」又は漁業の作業を容易ならしむる其の他の器具、機械及設備の使用に對し何等の制限を加へらるることなかるべし

第十八條 漁業條約及同條約附屬文書中に於て使用せらるる「日本國臣民」及「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民なる語は夫々日本國及「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の公私の企業を含む「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民なる語は特別の待遇を享くる地方農民及地方漁民を含まざるものとす又漁業條約第四條及本議定書第九條に特に規定する事項に付ては「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の國營企業及「コオペラティブ」組合は特別の地位を與へらるるものとす

第十九條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府は漁業條約の存續期間の第一年に於ける漁區の競賣の行はれたる後

得べく此の場合に於ては右船舶は前記港の何れにも航行することとを要せざるべし

第十三條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府は各別の日本國臣民に貸付せられたる漁場間に於ける日本國漁船（「ルイボロヴヌイエ、ロドウキ」）の個々の航海に對し何等の異議を有せず發動機を具ふる漁船が曳船を爲し又は爲さずして航海する場合に於ては「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の地方官憲より許可を受くべし

第十四條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の水域内に於て漁業又は其の補助的任務に従事する日本國汽船は航海日誌の露西亞語又は英吉利語の翻譯文を具ふべし日本國の航海發動機船又は航海帆船は成るべく右規定に従ふべし

第十五條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府は漁業條約第九條に掲ぐる品目表を作成し及承認するに當りては日本國臣民の漁業の實際の必要が充分考慮せらるべきことを保障す

何時にても漁業條約第一條に特定せらるる地方の何れかの部分に在る漁區の貸付を該部分に現に定住し又は定住することあるべき地方農民及地方漁民に對し競賣に依らずして許與せることを得右許與は漁業條約の存續期間中引續き二年間本議定書第四條に掲ぐる申請なき地方又は右許與の直前引續き三年を超ゆる期間中競買人なき漁區に付てのみ之を與ふことを得「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民の爲に開かれたる極東水域に於ける漁業上の活動範圍を右許與に依り縮小せしめざる爲及權限ある官憲をして日本國臣民の新漁區開設の希望に副はしむる爲必要の措置を執るべし「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府は地方農民及地方漁民に右の方法に依り貸付せられたる漁區が引續き二年間經營せられざる場合に之を競賣に付すること並に地方農民又は地方漁民以外の何れかの者への右漁區の轉貸又は移轉を禁ずることを約す

地方農民及地方漁民は漁業條約第二條の規定に従ひ競賣に依る漁區の貸付を受けること自由たるも、斯く漁區の貸付を受けたる者は本條に依り許與せられ、轉貸せられ又は移轉せらるる漁區を右と同時に有することを得ず

第二十條 漁業條約及同條約的附屬文書中に使用せらるる「魚類及水産物」なる語は鰐鰯獸及臘虎を除くの外一切の種類の魚類、動物、植物及他の水産物を謂ふものとす

第二十一條 本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存続期間を有すべし

田 中 都 吉 (印)
エル・カラハン (印)
エム・ラツイス (印)
議 定 書 (乙)
(昭和三年五月二十六日告示)
(外務省告示第六十三號)
本日日本國「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全權委員は左の如く協定せり

三〇四
拂せらるべし但し全漁季間に對する右基本賃銀は使用者が雇傭契約に依り被使用者の運送及給食の費用を負擔する場合並に使用者が所謂「九一」又は同様の慣行に依り其の被使用者に對し捕獲物及採集物の一定の割合に相當する特別給與を與ふる場合と雖も一月十五圓に相當する額を下ることなかるべし

勞働人民委員部の權限ある地方機關と取極を爲すに於ては其の被使用者との合意に依り之をして一日八時間を超へ勞働せしむることを得

義共和國聯邦の法令に従ひ社會保險料を支拂ふの場合に於ては(其使用者日本國に歸還したる後に於ても)又は日本國に在る其の家族は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦人民又は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦内に居住する其の家族と同一の權利を享有すべし

三〇五
(三) 使用者の社會保險上の義務は左の三種の場合に限らるべし
一 被使用者が一時勞働能力を失ふとき
二 被使用者が事故の爲廢疾と爲り又は死亡するとき
三 被使用者が醫療を必要とするとき
(ホ) 使用者は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の衛生官憲との合意を以て醫療の供與を引受くる場合に於ては(二)の三の場合に對する保險料の支拂を免除せらるべし

約を取消したるときは右被使用者は漁場より日本國への旅費を負擔すべきことを雇傭契約中に規定することを得但し使用者は被使用者の日本國への乗船に對し責任を負ふべきものとす

使用者は其の漁場に於て被使用者を解雇したるときは右被使用者の日本國への歸還費を支拂ふべし

使用者又は被使用者が被使用者の日本國出發前に相當の事由なくして雇傭契約を履行せざる場合に於ける賠償金の支拂に關し右雇傭契約中に一の規定を挿入することを得るは勿論とす

本議定書の規定は兩政府間に爲さるることあるべき合意に依り變更せられ又は補足せらるべし

本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存続期間を有すべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以

てせる本議定書二通に署名調印せり
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」市に於て之を作成す

田 中 都 吉 (印)
エル・カラハン (印)
エム・ラツイス (印)

議 定 書 (丙)

(昭和三年五月二十六日告示
外務省告示第六十三號)

本日日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全權委員は左の如く協定せり

漁業權を有する日本國臣民が漁業條約第一條に特定せられる地方に於て罐詰工場を設置し及經營することに付ては左の條件を附せらるべし但し罐詰工業に關する一切の事項に付ては日本國臣民は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の私人又は私企業に對し與へらるる所に比し不利益なる地位に置かるることなかるべし

(甲) 競賣に依り日本國臣民に貸付せられたる漁區に於ては右日本國臣民

は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に豫告を爲し且本議定書(乙)、(一)、(二)、(六)、(七)、及(九)の規定の適用を受くることを條件として其の貸付期間の漁季中罐詰工場を設置し及經營することを得

(乙) 日本國臣民が所有する罐詰工場にして漁業契約の締結の當時現に存在するものの經營に付ては左の條件に従ひ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲と關係日本國臣民との間に特別契約を締結すべし

(一) 日本國臣民は其の罐詰工場の規模及設備の變更を爲すこと自由たるべし但し右日本國臣民は右變更を爲したるときは「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の規則に依り定められたる手續に従ひ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に之が通知を爲すべし尙日本國臣民は他の借受人に許與せられたる漁區より右罐詰工場へ魚類及水産物を運搬し又は之に加工

することを禁止せられ又は制限せらるることなかるべし

(一) 罐詰工場が存在する漁區に於ける「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の政府又は人民に屬せざる一切の財産は特別契約の期間の滿了後他の漁區に若は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦外に關係日本國臣民に依り運搬せられ又は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府の許可を得て「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の領域内に於て賣却せらるることを得右財産は右契約の期間の滿了後一年以内に前記の如く處分せられざるときは無償にて「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府の所有に歸すべし

(二) 現に存在する罐詰工場の經營に付ては各罐詰工場には該工場の存在する漁區及其の附近に在る他の一漁區を配屬せしむべく右兩漁區は共に漁業條約第二條第二項の規定に従ひ競賣に依らずして貸付

漁業關係

せらるべし

日本國臣民が漁區内に罐詰工場を設置する爲漁業條約第二條第二項の規定に従ひ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に對し右漁區の貸付を申請する場合に於ては「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は事情の許す限り右貸付を許與するの目的を以て日本國政府と商議することに同意すべし

(四) (三)に掲げらるる罐詰工場に關する特別契約の期間は十年とす

右特別契約の期間の滿了後罐詰工場に關し執るべき措置に付ては兩政府は漁業條約の改訂に關する商議の際又は右期間の滿了の一年前に於て之が商議を爲すべし

(五) (四)に掲げらるる特別契約を締結せんと欲する日本國臣民は日本國政府に依り「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に推薦せらるべし

(六) 罐詰工場の經營に對する特別

報償金(ドリエヴオエ、オツチス

リエニエ)は關係罐詰工場に於て加工せられたる漁類及水産物の實際の數量に對し左の率に依り「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の金貨幣を以て計算せらるべし

一 紅鮭に對しては一函に付二十「コベツク」

二 銀鮭、鱒の助及鮭に對しては一函に付十六「コベツク」

三 鱒に對しては一函に付九「コベツク」

四 蟹に對しては一函に付四十「コベツク」

右に關しては罐詰品一函は各一ポンド入なる罐四十八箇又は各半ポンド入なる罐九十六箇を包含するものとす

右特別報償金は之に對し課せらるべき税金、課金及手数料と共に毎年十二月中に支拂はるべし

特別報償金の前記の率は當該商品の現在の市價が著しく變動したる

場合には雙方の合意に依り之を變更することを得

(七) 税金、課金及手数料に付ては漁業條約第四條の規定及同條約附屬文書の規定を適用す右に關しては右附屬文書中に使用せられたる「報償金」なる語は漁區の貸付に對する報償金及(六)に規定せらるる罐詰工場經營に對する特別報償金(ドリエゾオエ、オソチスリエニエ)を包含すと解せらるべきものとす

(八) (二)の規定に従ひ貸付せられたる漁區に對する普通報償金の額を決定する爲左の方法を採用すべし
競賣に依り貸付せられ且罐詰工場に配屬せらるる漁區に最近き漁區にして右配屬漁區に於けると同種類魚類の捕獲せらるるもの成るべく總計四箇を三年毎に取りて之を標準と爲し、右漁區の貸付に對する報償金の合計を右漁區の漁獲

標準高の合計を以て除して得たる高を基本單位と看做すべく、當該報償金は右基本單位に當該漁區に割當てらるる漁區標準高を乗じて之を算出し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の金貨幣を以て表示すべし

(九) 罐詰工場及漁區の經營に關する一切の事項にして本議定書に特別規定せられざるものに付ては漁業條約及同條約附屬文書の規定を適用すべし

(十) 現に存在する罐詰工場に關する特別契約を締結する爲關係日本國臣民は該議定書に依り競賣に依らずして取得せんとする漁地を明に表示して「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に對し商議の開始を成るべく速に申請すべし

商議は漁業條約の實施後二月以内に結了せらるべし
(十一) 右商議が所定の期間内に結

了せざる場合に於ては關係日本國臣民は本議定書(乙)の規定を基礎として兩政府間に協定せらるべき取極に従ひ關係漁區に於ける罐詰工場經營を繼續することを得前記商議は爾後六月以内に成るべく結了せらるべし

日本國臣民の所有する罐詰工場にして漁業條約の締結の當時現に存在するものに關する特別契約が何か又は締結せられたる特別契約が無効と爲りたる場合に於ては一箇又は數箇の當該罐詰工場に割當てられたる漁區は其の利用の繼續を保障するの目的を以て競賣に付せらるべきは勿論とす

本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存續期間を有すべし
右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる該議定書二通に署名調印せり

千九百二十八年一月二十三日「モスコ」市に於て之を作成す

田 中 都 吉 (印)
エル・カラハン (印)
エム・ラツイス (印)

最終議定書

(昭和三年五月二十六日)
外務省告示第六十四號

本日日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約並に同條約附屬の議定書(甲)及議定書(乙)に署名するに當り日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は左の聲名を爲せり

第一部

一 漁業條約第二條に關するもの

(甲) 漁業條約第二條第一項の規定に關し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く聲明す

(一) 既に經營せられたる漁區の競賣に於ける最低價格は平常の状態の下に於ては前回の競賣に於ける最低價格を標準と爲し決定せらるべく前回の競賣後右漁區の經濟上

漁業關係

の價值に何等かの變動ありたる場合に於ては其の最低價格は之に應じて調節せらるることを得るものとす利用の爲新に開かれたる漁區の場合に於ては其の最低價格は附近の漁區に對し支拂はるる報償金と該漁區に割當てられたる漁獲物標準高との割合を標準と爲し決定せらるべし

(二) 競賣に於て競落者なかりし漁區に付ては其の最低價格は競賣後直に公表せらるべく且右漁區を次の競賣に付するに當りては競買人に對し成功の好機會を與ふるの目的を以て其の最低價格の決定に付相當の考慮を加ふべし日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

(乙) 漁業條約第二條第二項の規定に關し日本國及び「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す
(一) 「ソヴィエト」社會主義共和國

聯邦政府は漁業條約の存續期間中其の國營企業に對し該企業自らの利用の爲競賣に依らず且該條約附屬議定書(甲)第六條第一項に規定せらるる貸付期間を以て該條約第一條に特定せらるる地方に存在する漁區に貸付を許與することを得鮭鱒族の魚類の捕獲に當てられたる漁區の場合に於ては右貸付の許與は漁獲標準高が右漁業條約の實施の時に於ける漁獲標準總高の約百分の二十に相當する合計二百萬「ブロード」を超えざる漁區に限らるべきものとす右以外の漁區及水産物の捕獲又は採取に當てられたる漁區の場合に於ては右許與は捕獲物及採集物の合計が各魚類及水産物の捕獲物及採集物の總高の百分の二十に相當する漁區に限らるべし

(二) 國營企業が自ら前記限度内の一切の漁區を全部且完全に經營したる場合に於て「ソヴィエト」社會

主義共和國聯邦が提案するときは
兩政府は右企業に對し許與せらるべき漁區の標準高及漁區の數の増加に關し更に商議を爲すべし

(三) 國營企業に貸付せらるべき漁區を選定するに當りては「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は捕獲物及採集物の種類及數量に従ひて分類せらるる漁區の各書類に對し前記(一)に掲げらるる歩合を割當つるの原則に成るべく従ふべく且「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は關係日本國臣民が有することあるべき合理的希望及千九百二十七年即ち漁業條約の締結の爲の商議の時に於て國營企業の經營せる漁區が當時利用の爲貸付せられたる一切の漁區の百分の二十を超えず日本國臣民の經營せる漁區が其の百分の八十を超えたるの事實を相當考慮し右選定に關する最終の決議を爲すに先ち日本國政府と協議すべし

(四) 競賣に依らずして國營企業に貸付せらるることに定まれる漁區にして國營企業が實際に經營せざるものは一年以上貸付の爲當該年度の漁季前適當の時期に於て競賣に付せらるか又は地方農民及地方漁民に競賣に依らずして貸付せらるべし斯く貸付せられたる漁區は國營企業に依り經營せらるるものと看做されざるべきは勿論なりとす

(五) 漁業條約及同條約附屬文書に關する限り「國營企業」なる語は資本の過半額が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又は之を構成する一箇若は數箇の共和國の機關に依り投資せられたるか又は理事の過半数が右機關に依り任命せられたる一切の種類企業を謂ふものと解せらるべし右書類に屬せざる企業にして右機關が何等かの形式に於て参加する者又は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦に於ける各種の

地方行政組織の或機關が形式又は方法の如何を問はず全部又は一部に参加する企業に付ては「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は漁區の取得に關し右企業が競賣に参加するを得べきや又は本議定書中に指定せられたる國營企業の部に包含せらるべきやを決定する爲日本國政府と協議すべし但し何れかの企業にして「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦、之を構成する一箇若は數箇の共和國又は地方組織の機關との普通の商取引中に於て後者に對し債務者の地位に立ち又は其の持分の小部分が一時後者の所有に歸することあるべきものは右規定の範圍外に在るものと看做さるべし

(六) 漁業條約及前諸項の規定に拘らず「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦は黑龍江海灣(リマン)に於て開かれ又は開かるることあるべき漁區を其の數に關係なく競賣に

依らずして國營企業及各種の「コオペラティヴ」組合並に地方農民及地方漁民に貸付することを得

尤も黑龍江海灣(リマン)に於ける魚類が著しく増加したる場合に於ては又本規定は兩政府間の合意に依り之を變更し得ることを約す

(丙) 漁業條約第二條末項の規定に關し「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が漁業條約第二條末項に掲げらるる免許狀を受くるに付準備すべき規則を近き將來に於て發するの意嚮を有す
(二) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は漁業に従事する日本國民に對し捕鯨の爲の根據地として五箇を超えざる數の陸上地區を貸付するの用意を有す

日本全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

二 漁業條約三條に關するもの

漁業關係

漁業條約第三條の規定に關し「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 漁區の陸上區域が傾斜急なるか若は沼地なるか又は狭小なる爲漁業に必要な設備を施す能はざること判明するときは附近に於ける岸地の貸付を申請することを得「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の官憲は右申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたる時は右申請を許可すべし

(二) 漁業作業に於て生ずる廢棄物は之を沖合に投棄することを得
(三) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の官憲は漁業に必要なときは漁區外より木材、燃料及水を得る爲の申請を許可するに付何等の異議を有せざるべし右に關し要することあるべき費用及課金は關係者に依り支拂はるべきは勿論とす

(四) 漁業條約第三項の規定に従ひ建てられたる建物、倉庫、小屋及乾燥

場は當該漁區の貸付期間の満了後一ケ年以内之を除去するか又は右漁區の新借受人に移轉すべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

三 漁業條約第四條及第十條並に議定書

(甲) 第九條に關するもの
「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 魚類及水産物の「漁場に於ける價格」の決定は日本國又は何れかの第三國に於ける右商品の各種類の主要なる市場に於ける當該種類の平均價格より運賃及運送に關する他の費用を控除して之を爲すべし
尤も個々の漁區間に行はるる魚類及水産物の取引に對する營業税は實際に支拂はるる價格を基礎として徴收せらるべし

(二) 漁業條約第十條第一項前段に掲げらるる日本國臣民の「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦への入國及之よりの出國に關する領事手数料は右日本

國臣民が團體査證の爲提示せられたる名簿に包含せらるる場合に於ては一人に付五十五「コベック」の割合と定めらるべく又右日本國臣民の「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦に於ける滞在に對する登録手数料は一人に付十「コベック」とす

(三) 前項に掲げらるる者を除き日本國臣民(議定書(甲)第十六條に掲げらるる者を含む)に對する領事手数料及登録手数料は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の領域に到る外國人に適用せらるる一般規則に従ひ課せらるべし

(四) 漁區の貸付契約に對する登録手数料は當該漁區に對する報償金の百分の三を超ゆることなかるべし

(五) 漁區並に漁區に遺留せらるることあるべき設備及私有品の相續に關する問題は死亡者が日本國臣民たる限り日本政府との特別取極の目的たるべし

(六) 議定書(甲)第九條の規定は同條

漁業條約第九條に關するもの「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の水域に於て日本國臣民が捕獲し又は採取したる漁類及水産物の日本國への輸出に關し要することあるべき輸出免許以外の手續きは右輸出に對し何等禁止的又は制限的性質のものたることなかるべし

(二) 前記第九條第三項に掲げらるる貨物の「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦への輸入に關し要することあるべき輸入免許以外の手續きは右貨物が同條に掲げらるる品目表中に含まるる限り右輸入に對し何等禁止的又は制限的性質のものたることなかるべし

(三) 漁類及水産物の日本國臣民に依る輸出にして(一)に掲げらるるもの以外のものに關し要することあるべき手續は簡易のものたるべし

(四) 漁業權を有する日本國臣民は漁

漁業關係

に掲げらるる税金、課金及手数料の何れかの用語の變更を妨ぐるものと解せられざるべし但し右に依り變更せられたる税金、課金及手数料は以前と同一の性質を保持することを要す

(七) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦に於て購入せられたる物件に對する消費税及輸入税並に漁場外に於て行はれたる行爲に關し徴收せらるべき税金及課金は日本國臣民のみに負擔せしめられざる限り漁業條約第四條の範圍外に在るものと看做され一般規則に従ひ日本國臣民に課せらるべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

四 漁業條約第六條に關するもの

(一) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第六條中に使用せられたる「國籍」なる語は露西亞語の「グラジダグノストヴォ」及「ボツダグノストヴォ」に相當すと解せらるべきことを聲明す

類及水産物が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦より輸出せらるることに定まれるものなる限り漁業權を有する他の日本國臣民又は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の人民若は各種の企業より右魚類及水産物を購入し又は之に販賣すること自由たるべし

(五) 漁業權を有する日本國臣民が其の魚類及水産物を「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の國內市場の爲に大量取引を以て販賣せんと欲する時は毎營業年度に於ける右販賣及其の數量に關し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある地方官憲と取極を爲すべし右日本國臣民が右漁類及水産物を地方住民に販賣する場合の如く個個に行ふ少量取引に付ては右取極を要することなかるべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

七 漁業條約第九條及第十條に關するもの「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第九條及第十條の規

るべきことを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

(二) 日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す漁業權を有する日本國臣民は能ふ限り且日本人たる労働者に適用せらるると均しき條件の下に「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民たる労働者を既に使用し且之を使用するの用意を常に有するに鑑み右日本國臣民が右聯邦人民たる労働者の若干數を使用するの問題は事情の許す場合に於て商議せらるべし

五 漁業條約第八條に關するもの

日本國全權委員の質問に對する回答として「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は日本國船舶及日本國漁船が海難の場合に於て「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の沿岸の何れの地點にも避難するの權利を享有すべきは勿論なることを聲明す

定は日本國臣民をして密輸出入を防止する爲適當なる措置の適用を毫も免れしめざるは勿論なることを聲明す

八 漁業條約第十三條及議定書(乙)に關するもの

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は漁業條約第十三條の規定及同條約附屬議定書(乙)の規定は議定書(甲)第十六條に掲げらるる者に對し何等の適用なく右の者に付ては労働の保護及規律に關し制定せられ又は制定せらるる事あるべき法令及規則が總て適用せらるることを約す

九 議定書(甲)第一條に關するもの

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は議定書(甲)第一條に掲げらるる特定の入江に關し將來の誤解を防ぐ爲右入江の精確なる境界を示す地圖を本最終議定書に添附すること

に同意せることを聲明す

十 議定書(甲)第三條に關するもの

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國

聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す

(一) 黒龍江海灣(リマン)なる語は左の境界内に包含せらるる水域を表す

北は「ペトロフスコエ」沙嘴より「チヤウノ」岬に引きたる直線

南は「ラザレフ」岬より「ボゴビ」岬に引きたる直線

西は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の極東地方の海岸線

東は北「サガレン」の海岸線

(二) 議定書(甲)第三條(二)に掲げらるる國籍に關する制限は支配人監督者等の如き勞働者の部類に屬せざる者に對し適用せらるべからざるは勿論とす

(ロ) 一年を超える期間を以て漁區の貸付を受けたる日本國臣民は右漁區より半「ウエルスト」を超える距離に在る場所に於て一年未満の期間を以て魚類の加工に使用せらるべき陸上區域の貸付を受くるべし

とを得右陸上區域及一年未満の期間を以て貸付せられたる漁區に於ては同所に於て使用せらるる勞働者にして實際漁撈に従事せざるもの國籍に付何等の制限を加ふることなかるべし

十一 議定書(甲)第八條に關するもの

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第八條の規定は自然力に原因する漁區の閉鎖の場合に適當なかるべきは勿論なることを聲明す
日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十二 議定書(甲)第十一條に關するもの

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は日本國臣民が捕獲したる鮭鱒族の魚類の總高中百分の六十以下は之を撒潰法に依り加工し得ること及練よりの肥料は日本國臣民に貸付せらるべき十箇の漁區に於て之を製造し得ることを約す

十三 議定書(甲)第十三條に關するもの
日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國

られたる漁區に適用なきことを約す
(二) 議定書(甲)第十九條第一項の規定に關し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

議定書(甲)第十九條第一項に依れば引續き三年を超える期間中競買人なき漁區は競賣に依らずして之が貸付を地方農民及地方漁民に許與することを得るも競賣に於て「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲の定むる漁區の評價額は該漁區の經濟上の價值及該漁區(該漁區が既に經營せられたる場合)又は附近の漁區(該漁區が新に開かれたる場合)の當時の報償金を考慮して決定せらるべきものなるに鑑み且競買人が其の申込價格を決定するに當り同一要素を考慮するに鑑み「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は一箇又は數箇の漁區に對し實際に競買人ある場合に於ても其の申込價格が前記基礎に依り「ソヴィエト」社會主

聯邦の全權委員は三馬力以下の發動機を具ふる漁船は議定書(甲)第十三條前段に掲げらるる漁船(「ルイボロヴヌイ」エ、ロトウキ)の部類に屬することを約す

十四 議定書(甲)第十七條に關するもの
(一) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(イ) 各漁區に付定めらるべき漁獲標準高は當該漁區(該漁區が既に經營せられたる場合)又は當該漁區が新に開かれたる場合)に最近き漁區の過去に於ける實際の漁獲高を先づ考慮して之を決定す從て日本國臣民が右に依り決定せられたる標準高の變更を詳細なる理由を具して申請する場合に於ては「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の官憲は右申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたるときは右標準高を變更するに必要なる措置を執るべし
(ロ) 或漁區に於ける漁獲標準高が制

當てられたる標準高に達するに先立ちたる最後の掲網の結果として右標準高を超過する場合に於ては右超過高は適法の漁獲と看做さるべし

(二) 議定書(甲)第十七條第二項に掲げらるる建網に關し日本國全權委員は「建網」なる語は通常の建網及中抜網のみならず所謂改良網をも指すと主張するに對し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は主義に於て日本國全權委員の主張に反對せず、

日本國臣民に依る改良網の使用は該使用が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の國營、「コオベラテイヴ」又は私の漁業企業の場合に許さるるとき自働的に許さるべきことを聲明す

十五 議定書(甲)第十九條に關するもの

(一) 日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は議定書(甲)第十九條第一項に規定せらるる期間は漁業條約の實施前地方農民及地方漁民に對し競賣に依らずして許與せ

義共和國聯邦の權限ある官憲が決定したる評價額と著しく差異あるときは右漁區を競賣に依らずして地方農民及地方漁民に貸付し得るものと看做すの權利を留保す

本聲明は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲が個個の漁區に付公正なる評價額を決定するの權利を毫も制限するものに非ずと解せらるべきは勿論とす
日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す
(三) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第十九條の規定は同條末項に掲げらるる地方農民又は地方漁民が單獨に又は自己の家族と共に自ら漁業に従事する場合に於て二人以下の勞働者を使用することを妨げざることを聲明す
日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十六 議定書(乙)(二)に關するもの
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權

委員は被使用者が希望するに於ては使用者が被使用者に支拂はるべき一切の種類、賃銀及特別給與を日本國に於て支拂ふことを得るは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十七 議定書(乙)(三)に關するもの

「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 日本人の漁場に於ける追加労働の賃銀は漁業の平常の状態の下に於ては概して全漁季に對する基本賃銀の百分の五十に相當すべしとの見解に對し何等の異議なかるべし

(二) 右(三)に掲げらるる「労働人民委員部の地方機關」なる語は「ハバロフスク」に在る機關を指し又「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦政府は右機關に對し日本人の漁業企業に最有利なる條件を以て該企業と右(三)に掲げらるる取極を爲すことを命ずる必要なる訓令を發すべし

第二條 労働日の前記始時及終時は鐘、號笛又は他の同様の方法に依り之を被使用者に合圖す

第三條 合圖後十五分を経過して就業せざる者及労働日の終時に離業する者に關しては右不在に對し相當の理由を擧げ得ざる限り右不在時間に對し賃銀並に「九」及他の形式の報酬を削減することをを得

第四條 正當の事由に依り缺勤し、遅刻し又は労働日の終了前に離業せんと欲する被使用者は直接の上役に通知して其の承諾を得ることを要す

第五條 被使用者は食事及休息の爲の中間時間を與へらるべし

第六條 被使用者は其の職務に關し管理部及役員一切の命令を遂行すること

第七條 管理部は被使用者間に仕事を分配すべし

漁業關係

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十八 議定書(乙)(四)に關するもの

「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦全權委員は右(四)の(ニ)に掲げらるる三種の保險の全部に對する保險料は被使用者に支拂はるべき賃銀の百分の八・三とし且將來變更せらるることあるべきことを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十九 議定書(乙)に關するもの

「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第一條に特定せらるる地方に於ける日本人の漁業企業は本最終議定書に附屬する該企業に對する模範規則を内部管理規則として採用することを得ることを聲明す

第一部

日本國及「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦の全權委員は本日署名せられたる漁業條約の各條目を本日署名せられたる漁業

第九條 管理部は機械、工具又は作業用具が生命及健康に對し何等の危険を生ぜざる様配意し且必要なる豫防設備を之に施すことを要す

第十條 機械、工具及作業用具を取扱ふ被使用者は豫防措置を執り且最注意して之を取扱ふことを要す

第十一條 工具、機械及作業用具並に其の作業を安全ならしむる手段が不良と爲り又は不適當と爲りたる場合に於ては被使用者は直に之を其の上役に通知すること

第十二條 就業中被使用者に何等かの事故生じたるときは右被使用者は直に之を其の直接の上役に通知し且醫療を受ける爲醫療所に赴くことを要す

條約の實施と同時に千九百二十五年一月二十日締結せられたる北京條約第三條第一項の規定は完全に實行せられたるものと又千九百七年の漁業協約は爾後何等の效力なきものと看做さるべきことを約したり

千九百二十八年一月三十日「モスコ」市に於て英吉利語を以てせる本書二通に署名せり

田 中 都 吉
エル・カラハン
エム・ラツイス

第一附屬書

日本國「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦間漁業條約第一條に特定せらるる地方に於ける日本國臣民に漁業企業に對する内部管理に關する模範規則

第一條 各漁場に於ける平常の労働日及特別の労働日の始時及終時は漁場の借受人と労働人民委員部の權限ある地方

に通知することを要し管理部は直に右負傷者を右醫療所に送り且之と同時に事故の起りたる當該作業に關し一切の可能なる豫防措置を執るべし

第十三條 労働人民委員部の特別規則に依り豫見せらるる作業の部門に於ける被使用者には特別の衣服及履物並に豫防具を支給することを要す

第十四條 被使用者に對しては左の事項を禁止す

- (イ) 喫煙を禁ずる旨の掲示ある場所に於て喫煙すること
- (ロ) 何等の必要な場合に作業の種類を變更すること
- (ハ) 定規に反し機械、工具及作業用具を濫に使用すること
- (ニ) 就業中骨牌を弄び、悪口し及喧

嘩すること

(ホ) 銘酹の状態に於て就業すること
(ハ) 管理部の許可なくして就業時間中及他の時間に於て自己の消費の爲に魚類に加工し並に加工したる魚類を自己の需要に供すること

第十五條 管理部は企業の必要なる場所に手洗の爲の石鹼を具ふる洗面臺を設置することを要す

第十六條 住宅の附近及其他の便利なる場所には充分なる数の洗面器を備附け之を清潔に保ち且整頓し置くことを要す

第十七條 管理部は就業の場所及被使用者の住宅に充分なる数の便所を設置し之を整頓し且清潔に保つことを要す右用途に充てられざる他の一切の場所は之を使用することを禁す

第十八條 管理部は漁場が清潔に保たれる様配意し且衛生上の一切の必要なる措置を執ることを要す被使用者は同様に其の就業する場所を清潔に保つて責任を負ふべし

第十九條 被使用者は自己の健康の爲め一切の衛生規則及一切の労働保護規則を遵守することを要す右規則は見易き場所に掲せらるべし

第二十條 天災に伴ふ労働は企業一切の被使用者に對し義務的にして管理部の要求あり次第其の實行せらるべき時の如何を問はず之を遂行することを要す

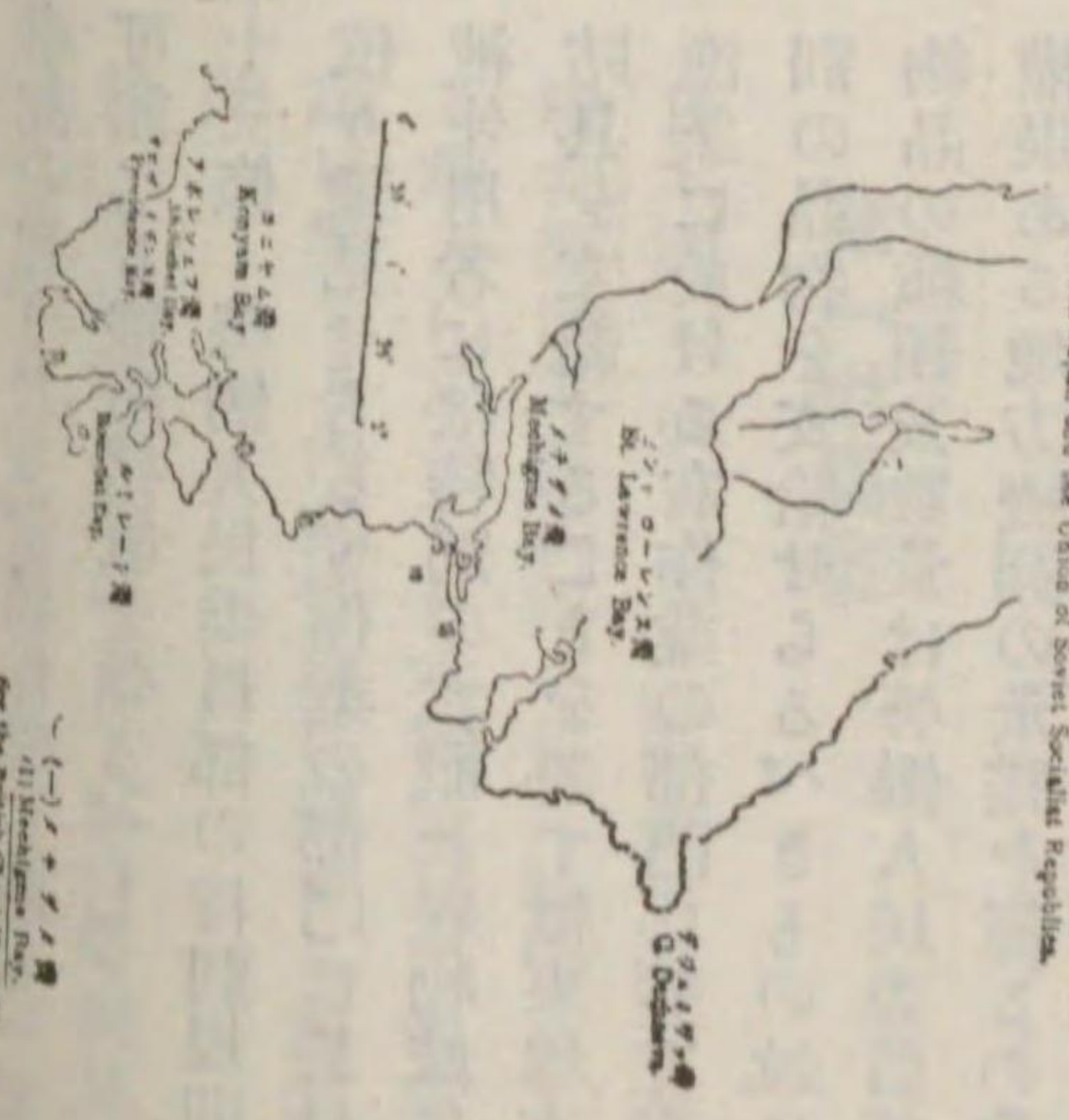
第二十一條 本規則は一方被使用者と他方管理部との合意に依り且労働人民委員部の権限ある機關の承諾を経るの條件の下に之を補足し又は修正することを得

第二十二條 内部管理規則は一般に知らしむる爲見易き場所に日本語及露西亞語を以て之を掲示することを要す

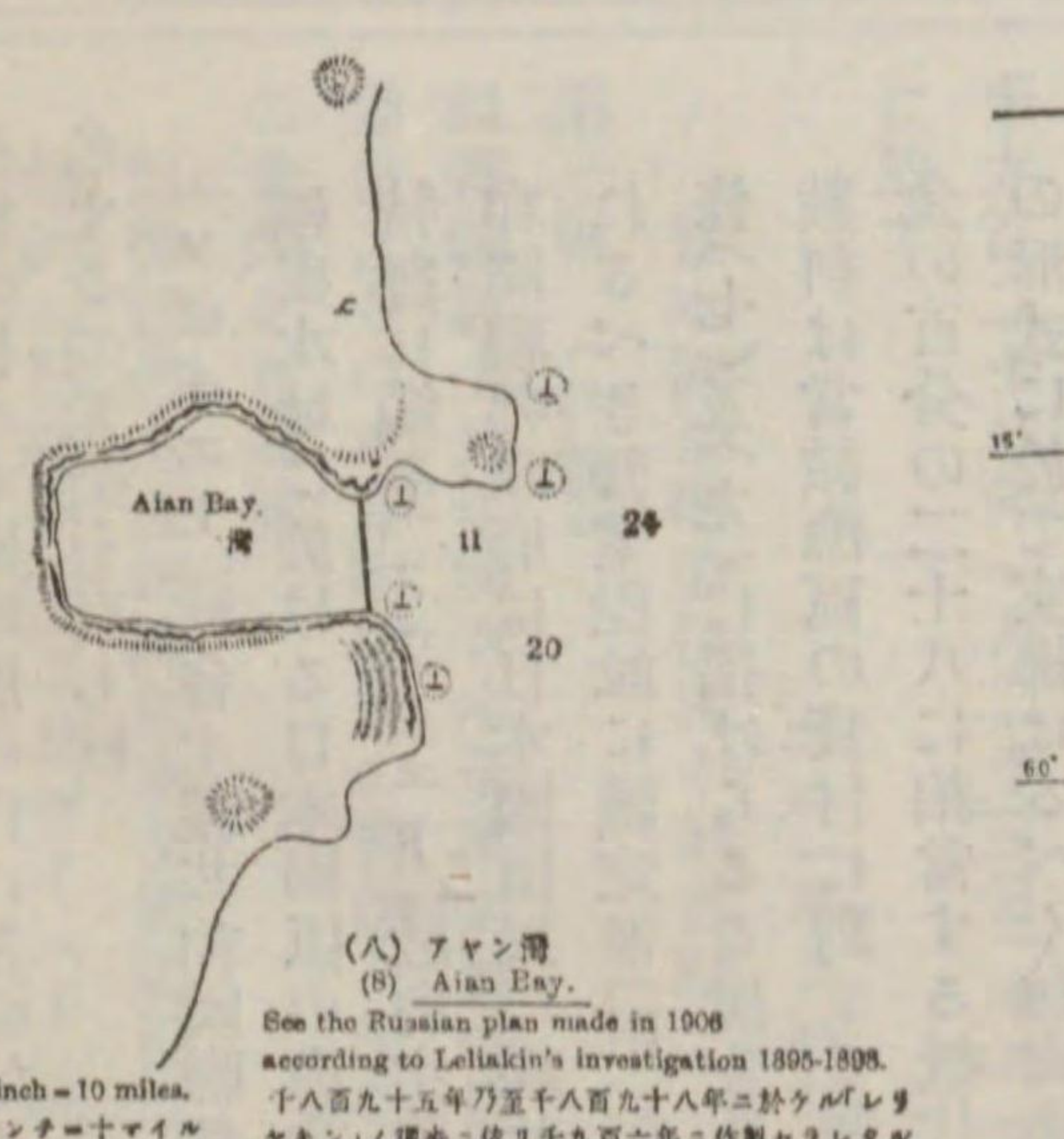
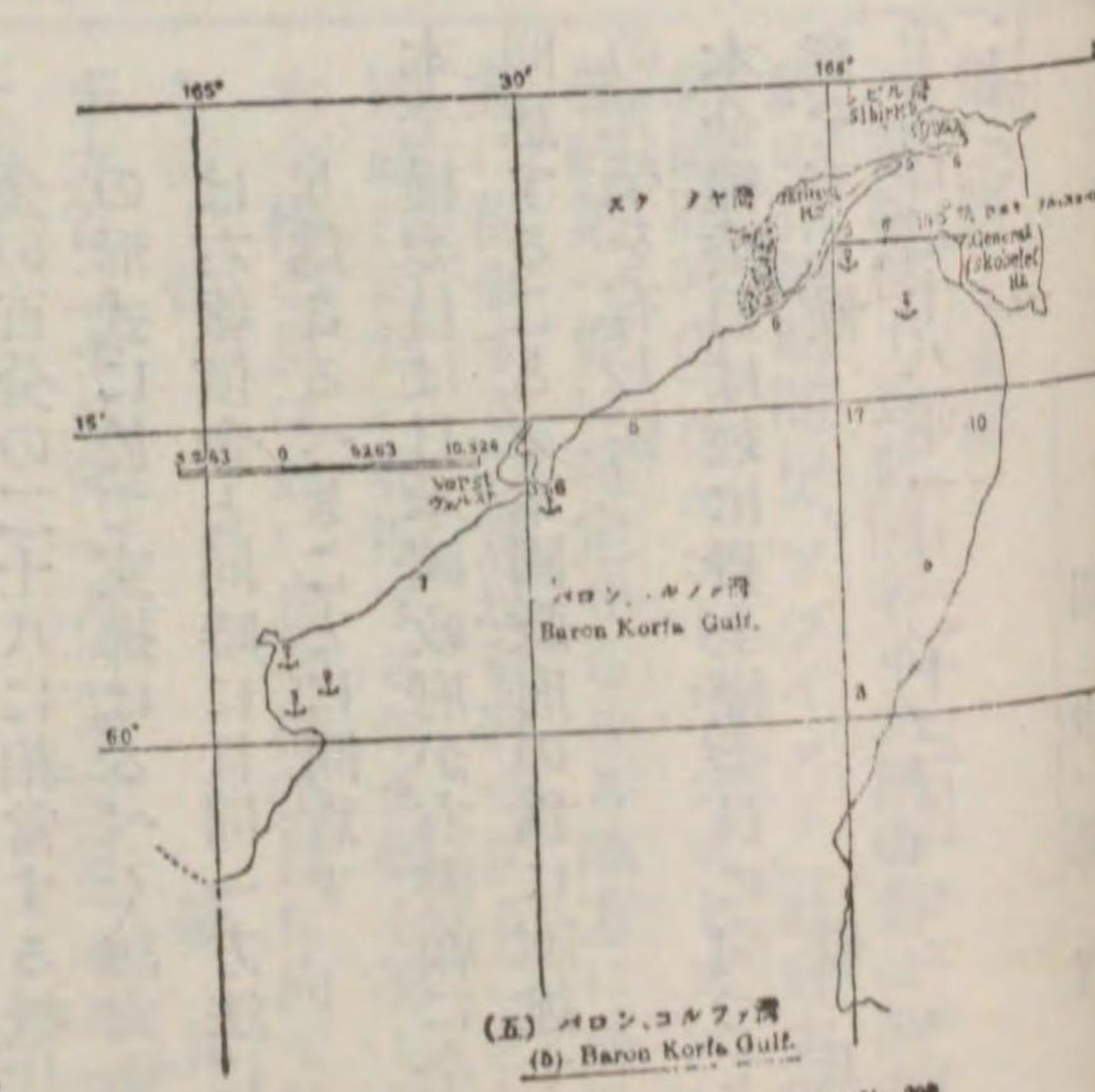
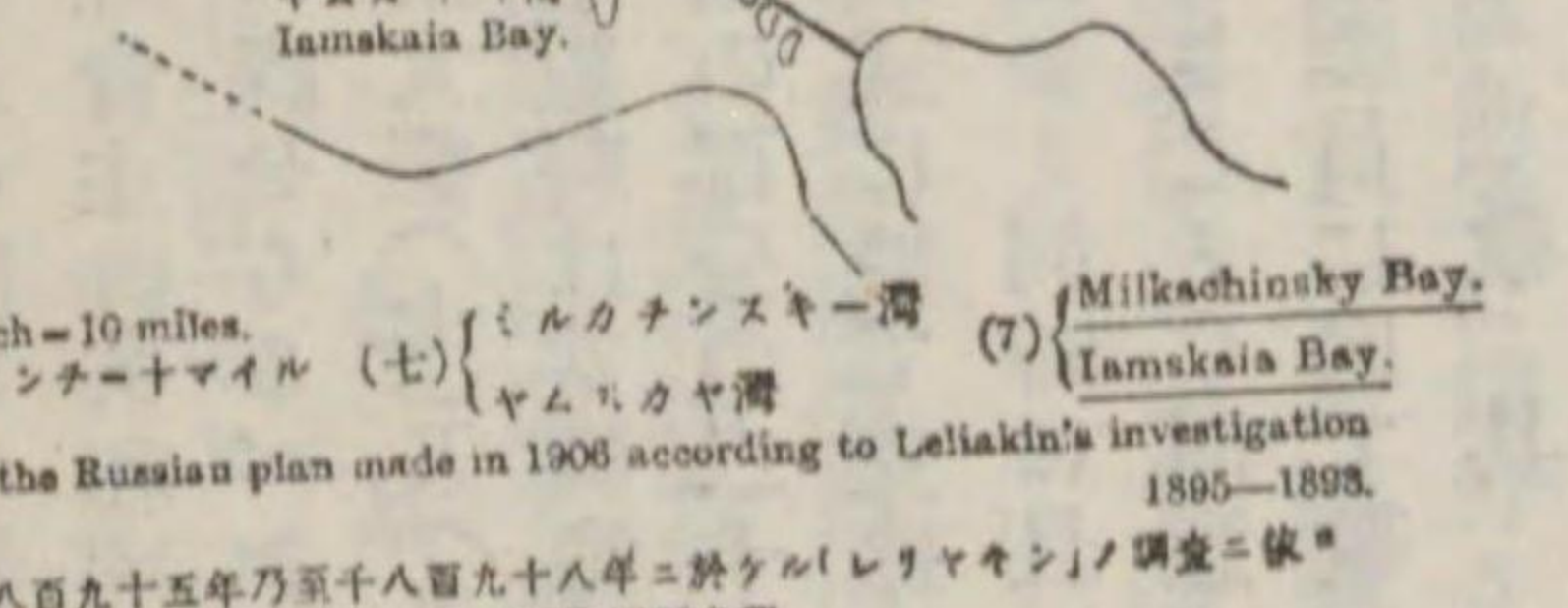
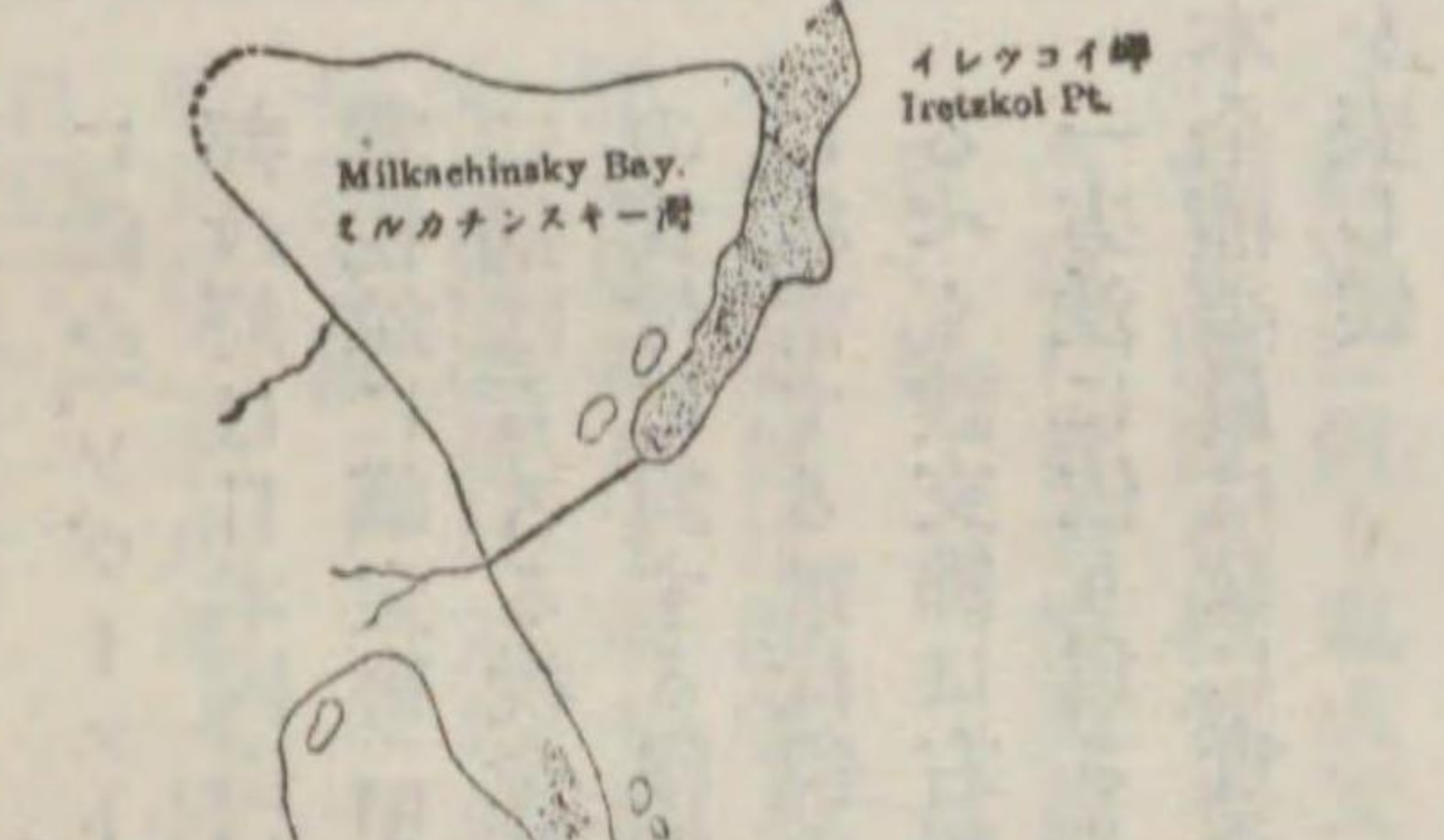
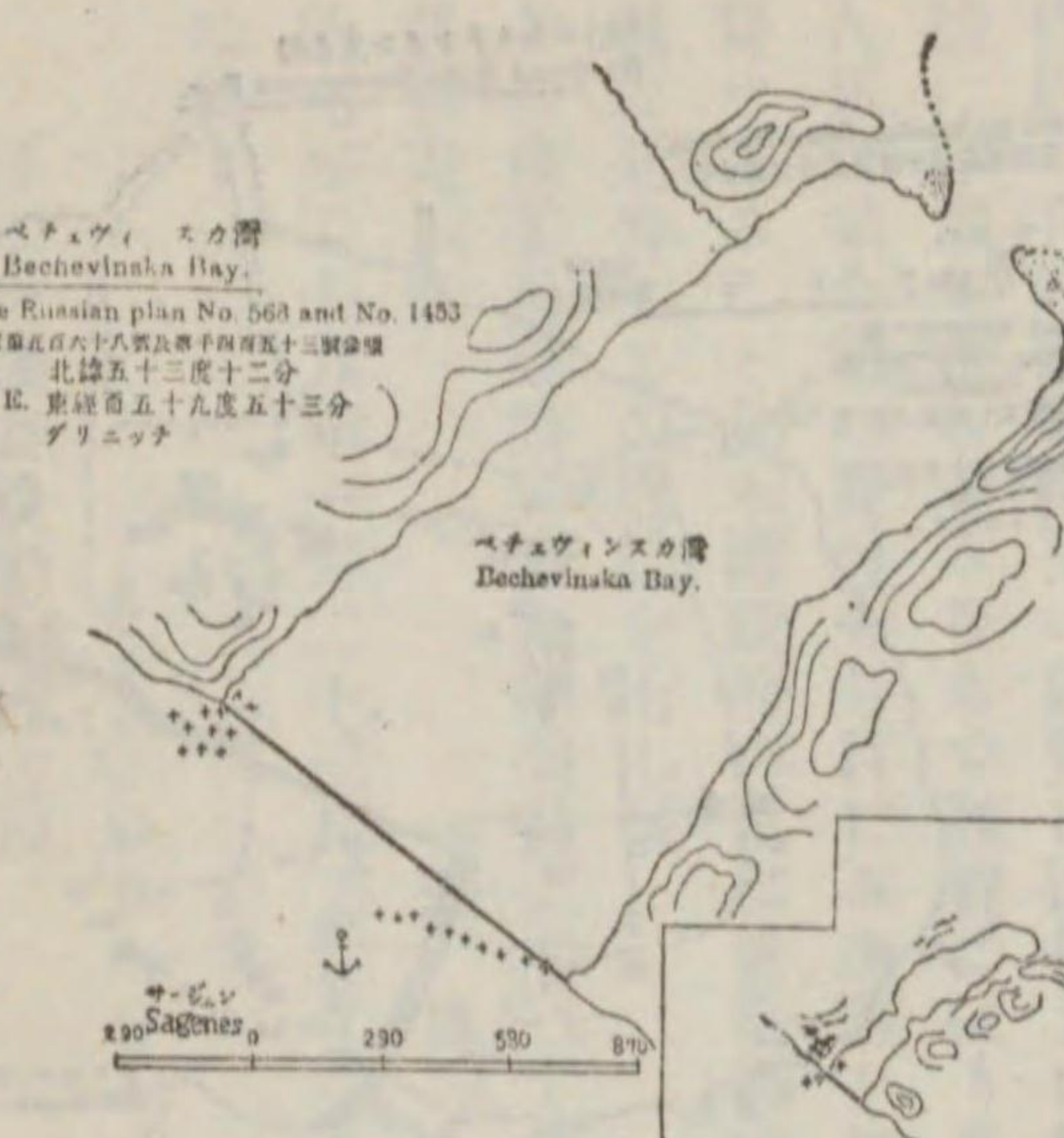
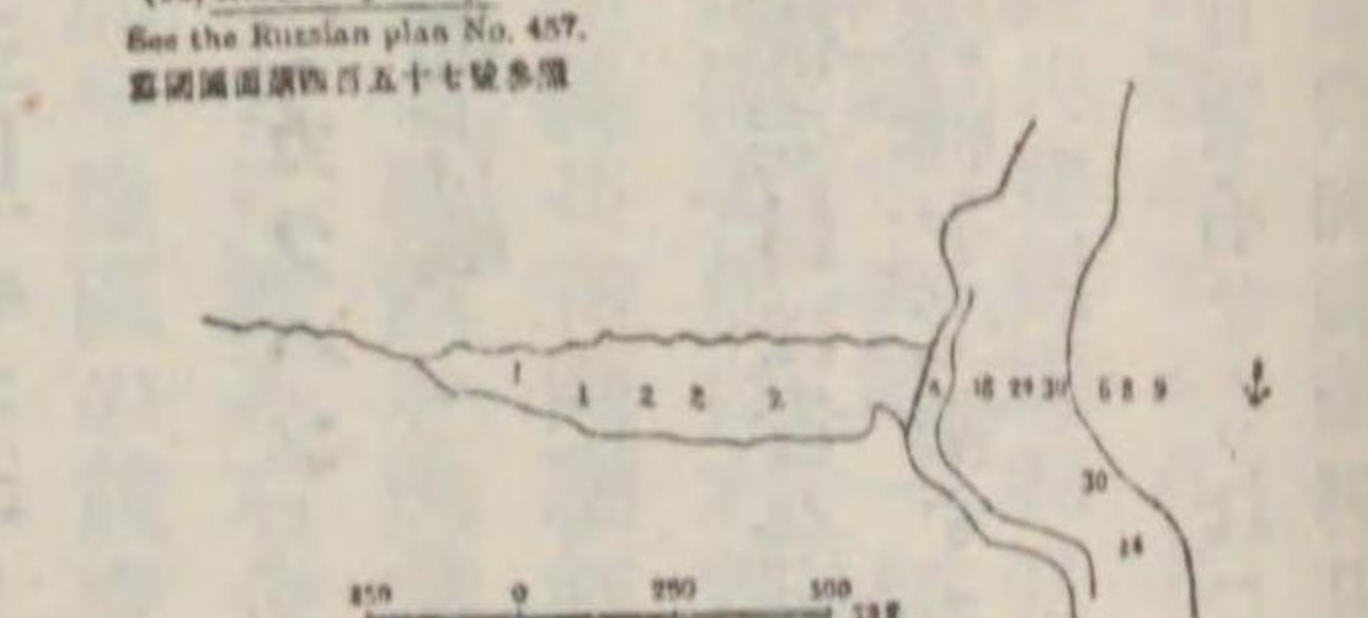
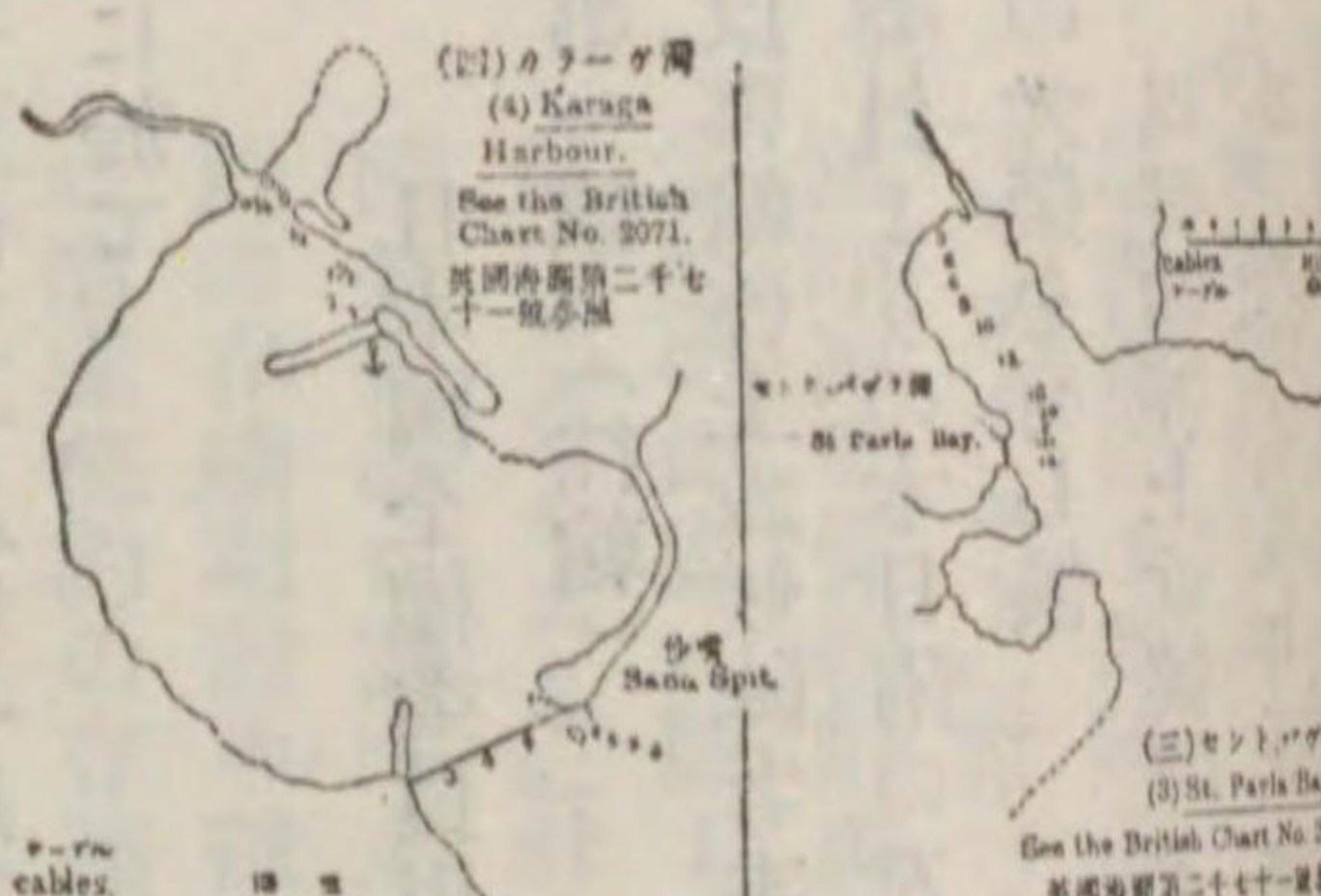
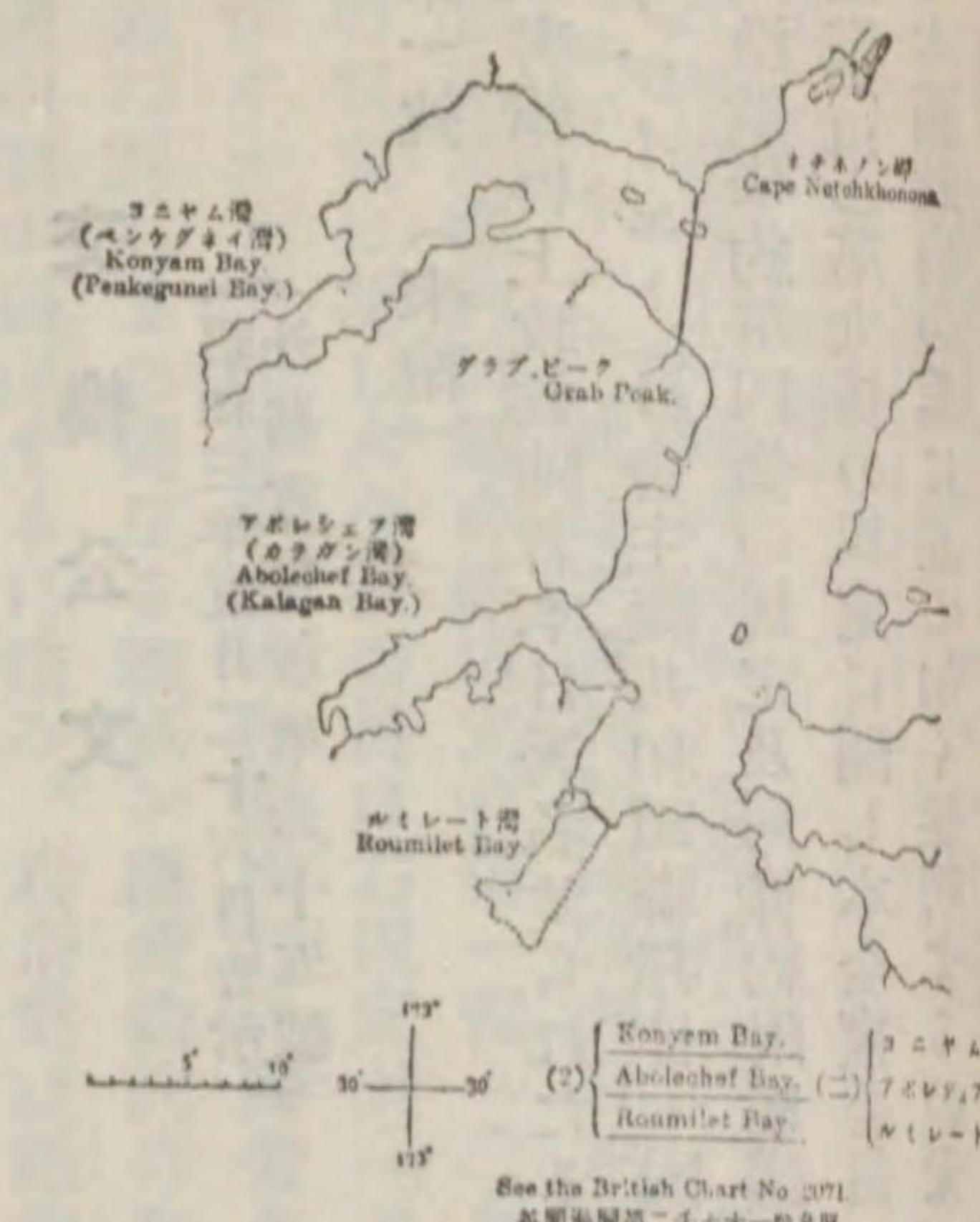
第二附屬書

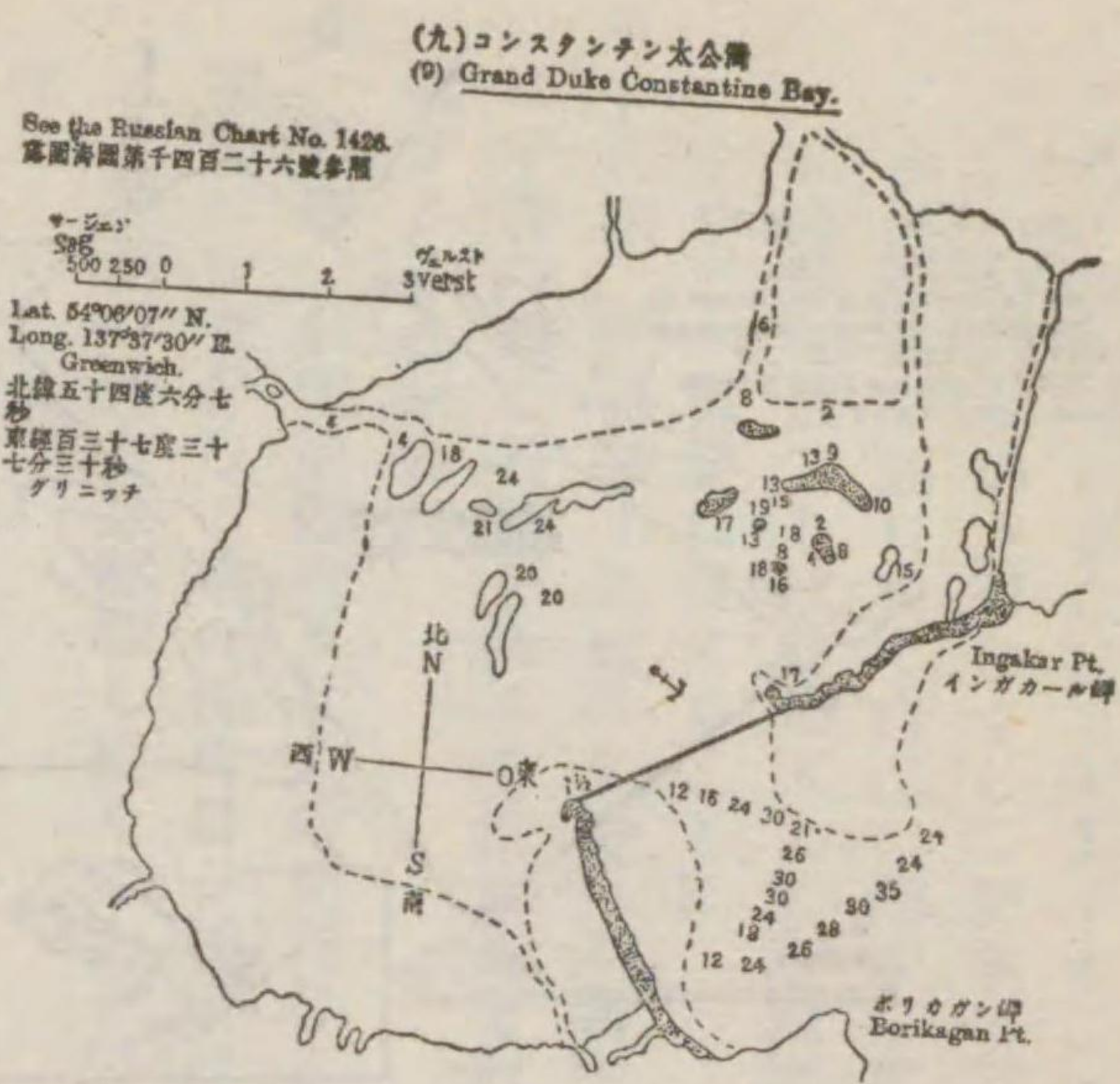
左の境界を示す地圖

- (一) 「メチグメ」灣
- (二) 「コニヤム」灣、「アボレシエフ」灣、「カラガン」灣及「ルミレト」灣



- (三) 「セント・バヴラ」灣
- (四) 「カラガ」灣
- (五) 「パロン・コルファ」灣の北部
- (六) 「ベチエヴィンスカヤ」灣
- (七) 「ミルカチンスキー」灣及「ヤムスカヤ」灣
- (八) 「アヤン」灣
- (九) 「コンスタンチン」太公灣
- (十) 「クレストヴァヤ」灣





交 換 公 文

(昭和三年五月二十六日告示)
外務省告示第六十五號

第一號 (來翰)

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條の規定及同條約附屬議定書(甲)第九條の規定に關し本全權委員は本國政府の爲に左の如く聲明するの光榮を有し候

全權委員「エル・カラハン」殿

第二號 (來翰)

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部(乙)の規定に關し本全權委員は右規定が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の國營企業に對して必要な漁區を漁業條約の存續期間中確保するに鑑み、右企業は漁業條約の存續期中漁區の競賣に直接又は間接に参加せざるのみならず競賣に依り私人又は私企業に貸付せられたる漁區を経営せざることを本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候
本全權委員は茲に貴全權委員に向つて敬意を表し候 敬 具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」に於て
エル・カラハン

日本全權委員田中都吉殿

第二號 (往翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權

漁業關係

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける日本國民の漁業の特質に鑑み「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民に課せらるべき營業稅並に議定書(甲)第九條(七)及(九)に掲げらるる税金及手数料は當該漁區の貸付に對する報償金の百分の二十八に相當する抵代税の形式に於て支拂はるべく該支拂は右報償金と同時に且同一方法に依り爲さるべきことに同意す

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける日本國民の漁業の特質に鑑み「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民に課せらるべき營業稅並に議定書(甲)第九條(七)及(九)に掲げらるる税金及手数料は當該漁區の貸付に對する報償金の百分の二十八に相當する抵代税の形式に於て支拂はるべく該支拂は右報償金と同時に且同一方法に依り爲さるべきことに同意す
本全權委員は茲に貴全權委員に向て敬意を表し候 敬 具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」に於て
エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第一號 (往翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條の規定及同條約

委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

第三號 (來翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員は漁業條約の存續期間中「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の「ツェントロ・ソユーズ」が右條約第一條に特定せらるる地方に於て漁業に従事するの意思を有せざることを本國政府の爲に聲明するの光榮を有し候
本全權委員は茲に貴全權委員に向て敬意を表し候 敬 具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」に於て
エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第三號 (往翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致候陳者本全權委員は漁業條約の存續期間中「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の「ツェントロ・ソユーズ」が右條約第一條に特定せらるる地

に於て

方に於て漁業に従事するの意思を有せざることを本國政府の爲に聲明するの光榮を有し候

本全權委員は回答として貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候本全權委員は茲に貴全權委員に向て敬意を表し候

千九百二十八年一月二十三日「モスコ」に於て

田 中 都 吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦

全權委員「エル・カラハン」殿

第四號 (來翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は千九百二十八年の競賣後何時にても兩政府の何れかが提議するときは「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の各種の「コオペラテイヴ」組合が漁區の貸付を受ける方法は兩政府間に於ける商議の目的たるべく且爾後右商議の決定に従ふべきものと爲すことと同意する旨を本國政府の爲に貴全

權委員に通告するの光榮を有し候商議が次回の競賣前相當の期間内に結了せざる場合に於て執らるべき措置に付ては兩國政府間に暫定取極協定せらるべく候

本全權委員は茲に貴全權委員に向て敬意を表し候

千九百二十八年一月二十三日「モスコ」に於て

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第四號 (往翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致候陳者本全權委員は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は千九百二十八年の競賣後何時にても兩政府の何れかが提議するときは「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の各種の「コオペラテイヴ」組合が漁區の貸付を受ける方法は兩政府間に於ける商議の目的たるべく且爾後右商議の決定に従ふべきものと爲すことと同意する旨を

本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候

商議が次回の競賣前相當の期間内に結了せざる場合に於て執らるべき措置に付ては兩國政府間に暫定取極協定せらるべく候

本全權委員は日本國政府が右書翰に全然同意することを本國政府の爲に陳述するの光榮を有し候

本全權委員は茲に貴全權委員に向て敬意を表し候

千九百二十八年一月二十三日「モスコ」に於て

田 中 都 吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦

全權委員「エル・カラハン」殿

千九百二十七年漁業協約改訂に關する日本國及

「ソヴイエト」聯邦間會議錄

議錄

(昭和三年五月二十六日告示) 外務省告示第六十六號

第七號

第七回會議

千九百二十八年一月二十三日午後

八時三十分莫斯科に於て開會

「エル・エム・カラハン」氏議長と爲る

列 席 者

「ソヴイエト」聯邦全權委員

「エル・エム・カラハン」

同 「エム・イ・ラツイス」

日本國全權委員在莫斯科 田 中 都 吉

科日本國特命全權大使

「ソヴイエト」聯邦外務人民委員「ゲ・ヴ

エ・チチエーリン」、「ソヴイエト」聯邦

最高經濟會議幹部會員「エス・イ・アラ

ーロフ」、「ソヴイエト」聯邦外務人民委

員部經濟法制部長「ア・ヴエ・サバーニ

ン」、同極東部長「ベ・エヌ・メーリニコ

フ」

委 員

「エヌ・ベ・コルチャノフスキー」、「エ

ム・ア・カザコフ」、「エヌ・ア・エルガ

ムイシエフ」、「エム・エス・ガリペリ

ン」、「ゲ・デ・イーホノフ」會議書記

官「イ・ユ・ツアレムチエク」

酒匂秀一、杉下裕次郎、島田正靖、

西春彦、宮川船夫、越田徳次郎、橋

本實斐

本日の本會議に於て日本國及「ソヴイエ

ト」聯邦夫々の全權委員は共同して次の

文書を點檢せり

一 日本國及「ソヴイエト」聯邦間漁業

條約

二 議定書三通即ち議定書甲、議定書

乙及定議書丙

三 最終議定書一通及其の附屬書二通

四 交換公文四件

全權委員は右文書に記載せられたる條文

及規定に付合意に達したる後當該文書に

正式に署名調印せり

全權委員は前記文書に署名するに當り夫

々次の陳述を爲せり右陳述の英文は本會

議錄に添附す

(一) 漁業條約第十五條の規定に關し日

本國全權委員は左記意見を開陳せり

漁業條約改正の商議が前記條文に規

定せられたる期間内に終了せざるが

如きことある場合には兩國政府間に

暫定取極が爲さるべきものなるは勿

論とす

「ソヴイエト」聯邦全權委員は右と同意見

なる旨を陳述せり

(二) 漁業條約附屬議定書(甲)第十條の

規定に關し「ソヴイエト」聯邦全權委員

は日本國全權委員の質問に對し左記の

回答を爲せり

前記條文一項に於ける

“Except in the case when with

regard to a particular third

state or states, the duties ap-

plicable to goods in general ex-

ported thereto are to be altered.”

なる文句は「ソヴイエト」聯邦政府が

一箇又は數箇の特定の第三國に對し

關稅戰爭を爲すべきことあるべき場

合に於て見るが如き「ソヴイエト」聯

邦政府に於て輸出稅率に變更を加ふ

るの止むを得ざるが如き非常の場合

に關するものとす

(三) 「ソヴイエト」聯邦全權委員は漁業

條約の規定に従ひ經營の爲開かれたる漁區が議定書(甲)第十九條の規定に依り競賣に依らずして地方農民及漁民に貸下げたるときは議定書(甲)第六條第一項に規定せられたる漁區貸下期間は前記貸下に對し適用せらるべきものなるは勿論なる旨陳述せり

日本國全權委員は右に同意せり

(四) 日本國及「ソヴィエト」聯邦全權委員は最終議定書第一部第十五節第二號の宣言の第一段は漁區の競賣に對する不當の入れ値を防止することを目的とするものにして最終議定書第一節第一節(甲)號(一)の規定に何等影響を與ふべきものに非らざることに同意す

(五) 日本國及「ソヴィエト」聯邦全權委員は兩國政府の何れの一方に於ても其他方の専門家に於て公式又は非公式に漁業關係事項に付技術的又は科學的の調査を爲さんと欲するものに對し必要の便宜を供與するの用意あること及將來兩國政府の何れかの一方が望まじきものと認むるときは右兩國政府の

一方は前記調査に協力せしむる爲他方の専門家を招くべき旨聲明せり

(六) 「ソヴィエト」聯邦全權委員は「ソヴィエト」聯邦政府が漁業條約圈内の地方に於て日本國臣民の従事する漁業の大なる經濟的意義を認め前記條約に従ひ日本國臣民の正當にして合法的なる利益が侵害せらるる事ならしむことに付適當の考慮を加ふる用意あることを聲明す

會議が首尾好く結了せることに付祝辭の交換ありたる後會議は閉會を宣せり

日本國全權委員 田 中 都 吉
同 書記官 宮 川 船 夫
「ソヴィエト」聯邦全權委員 エル・カラハン
同 書記官 ツアレムチユク

罐詰工場經營に關する特別契約

莫斯科 一九二八年十一月三日

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は(以下政府と稱す) 露西亞社會主義聯

製造する權利を與ふ

本契約は一九三八年十二月一日までの期限に對し締結せらるるものとす

備考 特に規定なき限り本契約に記されたる凡ての期限は契約發効當日より起算せらるるものとす

第三條

一、第一條に記されたる生産事業の實現の爲め政府は利權者に對し本契約期間を通じ、、、、河口、、、露里所在五〇〇×二〇〇米の面積の地域を右地域に存在する「ライオン」所有罐詰工場の建物、住宅及非住宅並に凡ての施設物々件及特別の設備と共に使用する權利を與ふ

二、本條に規定せられたる地域擴張の必要ある場合は利權者は適當なる陳情書を政府に提出することを得而して政府は前記の問題に關し利權者と交渉を行ふ可し

備考 本條に記されたる地域は以下「利權地域」と稱す而して其境界は農

邦「ソヴィエト」共和國政府の名義に依り

一九二八年十月三十日附「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議の規定(議事録第二八一號七項)に基きて行動する露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國最高經濟會議々長代理「ブルーイコフ・アレクサンデル・ベトロウキチ」氏及び露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國農務人民委員長「グビヤク・ニコライ・アフアナシエウキチ」氏に依りて代表せらるる露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國最高經濟會議並に露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國農務人民委員を通じ、又在莫斯科日本大使の「ソヴィエト」社會主義聯邦外務人民委員會宛一九二八年六月十八日附の通告によれば日本政府によりて推薦せられたる、たること明かなるものにして一九二八年一月二十三日附日蘇漁業條約議定書(丙)、(乙)の第五項によりて規定せられたる、、、、(以下利權者と稱す)は登録番號第、、、號により 一九二八年、月、日 在函館「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦

務人民委員會極東漁業廳の監視官吏が利權者の經費によりて天然物に標記す

第四條

一、政府は利權者に對し「鮭鱒族魚類」捕獲の爲め二ヶの漁區即ち第一漁區は、、、河口、、、の名稱を有し、、、、號第二漁區は、、、河口、、、の名稱を有し、、、、號にして各海岸に沿ひて四〇〇米の延長を有する水域並に右水域に沿ふ四〇〇×一二〇米の面積を有する陸上地域を有するものを提供す

右陸上地域は第三條に記されたる地域と合致せざる限り後者の地域以外に提供せらるるものとす

(蟹漁區の場合は水域及地域に關し左の條件を設く)

「蟹漁區は海岸に沿ふて五・三〇粒の水域を有し漁撈は水深二一・八〇米以上に於て行ひ其陸上地域は四〇〇×一二

領事館に届出たる前記、の委任狀に基きて行動する眞藤慎太郎を通し左の如く本契約を締結す

第一條

一、政府は本契約の條件に基き利權者に對し自由の材料を以てする容器に入れたる鮭鱒族魚類及蟹並に水産物の罐詰の製造及販賣を目的とする企業建設及經營權を與ふ

備考 利權者は利權企業に於て主要製造方法たるへき罐詰製造に關係なく必要の場合第四條記載の漁區に於ける漁獲物の一部を以て鹽漬、燻製、冷凍及乾燥品を漁獲物の六割を超えざる範圍に於て製造するの權利を有す

二、右の外利權者に對し利權企業に於て

(イ) 價值尠き魚類(肥料及魚油の製造が禁止せらるる鮭鱒及鯨以外)並に魚類及水産物加工の際生ずる廢棄物を以てする肥料又は魚油

(ロ) 魚卵

(ハ) 利權企業製品包装物

漁業關係

○米とす」

（一ヶ漁区のみを有する工場契約中には本第四條の第一項の次に備考を設け左の條件を加ふ）

『將來政府と利権者との間に前記工場に他の第二の漁区を附屬せしむることに關し協定成立したる場合は政府は其漁区を本契約全期間を通して前記第一の漁区に對すると同様の條件に於て貸下ぐるものとす』

二、各漁区に於て利権者は一箇の建網或は曳網を以て毎年漁区第、號に於て魚類、、、、布度以内又漁区第、、、、に於て魚類、、、、布度以内を製品に於て捕獲することを得但し露西亞社會主義聯邦「ソヴェト」共和國に於て制定せる漁業規則を義務的に實行するものとす

三、蟹漁区に於ける蟹の捕獲は刺網を以て、、、、號漁区に於ては製魚箱及

於ては製魚、、、、箱の數量に於て且つ一般規則を以て規定せる方法に

よりて行はるるものとす

四、捕獲に用ふる前記網の外に各漁区に於て尙豫備網を有することを利権者に許可す

（蟹漁区のみ場合は本三項を削除す）
五、本條に記載せる漁獲制限高は日蘇漁業條約最終議定書第十四條第一項「イ」の規定に依り政府によりて變更せらるることあるへし

六、當該漁区の爲め制定せられたる漁獲制限高を滿たす可き最後の揚網の結果漁獲の總數か此制限高を超過することあるも漁獲の過分は正當なる取得と看做すへし

七、若し、、、、河が新河口を海に開き而して前記漁区中何れかが、、、、河の爲めに規定せられたる河口附近禁漁地域内にある事明かとなりたる時は右漁区に於ける捕獲は河床の變動を生したる時期の漁期終了と同時に停止せらるるものとす
此の場合に於ては政府は利権者に他の自由なる漁区を提供するか又は利権者

か租借使用の漁区中より一漁区を本契約の條件に基きて經營するに同意す

第五條

一、利権者は第三條に記載せる地域より當人か合法手續によりて獲得せる隨意の他の地域に利権工場を移轉することを得、然れども若し利権者か此權利を利用し政府の許可なく第四條に記載せる漁区に工場を移轉したる場合は本契約の効力は停止せらる可く而して第四條に記載れたる漁区は日蘇漁業條約の規定に基き經營の爲め政府の處分に移さる

第六條

一、利権者は利権企業に於ける加工の爲利権者又は第三者が其經營漁区に於て捕獲せる第一條記載の魚類及水産物を獲得し及運搬するの權利を有す

第六條

一、利権者は利権企業の事業の爲め必要なる諸材料及勞働者並に従業者に對する供給品を漁業實施上必要なる物件に付日「ソ」漁業條約に規定せられたると同一の基礎に於て外國より輸入することを

得

第八條

一、本契約實施に必要なる資本は利権者か外國より「ソ」聯邦に輸入する義務あるものとす

二、資本充實の必要ある場合は利権者は之れに要する資本を利権者企業經營に依り取得したる利益又は外國より追加資本を輸入することによりて繰入する義務あるものとす

三、利権企業の必要上各種の現金を「ソ」聯邦に送金する時は必ず「ソ」聯邦内に在る銀行を経て行はるる送金爲替に依るものとし而して外國よりの送金に關して制定せる規則を遵奉することを要す

第九條

一、罐詰工場施設の爲め必要なる物件の輸入は利権者か本契約の全期間を通して無税にて行ふことを得

得

第十條

一、第十條に記載せる諸材料及供給品の輸入以外の輸入許可證は利権者に對し當人か「ソ」聯邦駐日通商代表處へ適當の請願書を提出せし日より七日間内に下附せらるるものとす

第十一條

利権者は利権企業の事業の爲め必要なる諸材料及勞働者並に従業者に對する供給品を漁業實施上必要なる物件に付日「ソ」漁業條約に規定せられたると同一の基礎に於て外國より輸入することを

第十一條

利権企業製品の外國への輸出は利権者は日「ソ」漁業條約を以て制定せる條件に基きて實行するものとす

第十二條

一、利権企業に於ける勞働社會保險勞働者及從業者の雇傭解雇手續の條件は日「ソ」漁業條約の規定を當該の場合に適用すると共に「ソ」聯邦の勞働法典及本件に關する「ソ」聯邦の現行法令及其他の規則に従ひて決定せらる可し
二、利権者に利権企業の勞働者及從業者

但し該運搬の爲め漁業條約の定むる規則を遵奉するものとす

二、利権者は本契約第一條記載の魚類及水産物を自由に購入販賣することを得但し前記魚類水産物を生魚又は製品として外國に輸出する目的を有する場合に於てのみ許さるるものとす

三、利権者は日「ソ」漁業條約の規定に據り本契約第一條に規定せられたる魚類及水産物を製品又は未製品として「ソ」聯邦國內市場に販賣することを

第七條

利権者は利権漁区に於て生産の必要上又は企業の勞働者及從業者の必要上新しき建物及施設を建築及造作する權利を有す但し此際利権者は利権漁区に於ける建築及施設の豫定配置計畫を適時に參考までに政府に提出する義務あるものとす
利権者は建築物及施設實施に際し「ソ」聯邦技術及衛生上の規則並に斯種建物に關する「ソ」聯邦現行法に服従するものとす
但し新築住宅は日本勞働者及從業者の民族的慣習風俗に適合したるものたる事を

に對し充分なる程度に於て住宅を保證するものとす

第十三條

利権者は其の企業に支障なき限り商業的採算の基礎に於て行動する國營企業と同一の基礎に於て技術學校在學生を實習の爲又斯種技術學校出身者を其履歴の爲に毎年利権企業の事業に採用す

第十四條

一、利権者は提供せられたる利権に對し毎年十二月十五日以前に正味二二、三二キログラムの目方を有する罐詰一箱に付き金錢を以て左の割合の特別報償金を政府に支拂ふ義務あるものとす即ち

- 紅鮭 二十哥
- 鮭、銀鮭、鱒之助 十六哥
- 鱒 九哥
- 蟹 四十哥

備考 若し利権者が第一條に基き罐詰工場に於て水産物の製造を希望する時は該製品に對する特別報償金額は相互の合意によりて定めらるべし

し

二、何れかの年に於て不可抗力的技術上の故障を有せずして第三條記載の工場に於て罐詰に製造したる魚類の數量が第四條記載漁區の漁獲高の四割に達せざる場合は利権者は右製造不足分に對し罰金として罐詰一箱に付き十八哥を支拂ふものとす(所定の定量に従ひ生魚を罐詰に換算す)(註、ライン工場契約には本第二項なし)

三、罐詰工場が三ヶ年連続休業する時は政府は本契約を解除することを得

四、前記特別報償金の定格は若し日「ソ」兩政府に於て漁業條約議定書内第六項の定むる定格を同條末項に基き双方の合意上變更するに於ては適當に變更せらるるものとす

第十五條

一、本契約第四條に基き利権者に提供せられたる漁區の使用權に對しては利権者は政府に毎年租借料を支拂ふものとす
二、租借料の額は一九二九年度漁區競賣後日「ソ」漁業條約の條件に應じて定め

らるるものとす

三、利権者は前記租借料を毎年一月二日及七月一日より遅からず半期毎に前納するものとす

四、前記租借料額は日「ソ」漁業條約の指示するところに従ひ三年毎に改審せらるるものとす

第十六條

利権者は第十四條及第十五條に定められたる支拂金を期日に支拂はざる場合第二十九條の規定に不拘日歩一厘の過怠金を支拂ふべし

第十七條

利権者は日「ソ」漁業條約の規定に基き凡ての一般國稅及地方稅を支拂ふものとす

第十八條

利権者は本契約に特別の條件なき限り本契約實施の目的を以て所定の手續に於て必要な商談を締結し財産を租借又は獲得し及之れを讓渡し原告又は被告として裁判所に出延する等凡て法律上許されたる行為を爲すことを得

第十九條

本契約又は日「ソ」漁業條約に何等かの例外を規定し在らざる限り利権者は凡ての日「ソ」聯邦現行法令及規定を遵守すべきものとす

備考 本契約中に「ソ」聯邦現行法令及規則」とあるは契約調印當時現に効力を有するか又は將來一般聯邦又は聯邦を構成する共和國の政府乃至地方官憲、發布することあるべき法律規定、訓令等を意味し又「日「ソ」間漁業條約」とあるは一九二八年一月二十三日締結せられたる日「ソ」間漁業條約並に之れに對する一切の附屬文書を意味するものとす

第二十條

利権者は利権契約の範圍に於て其裁量に依り利権契約の管理財政經濟及技術方面の處分管掌を爲すものとす

第二十一條

大修理實施企業の改造及増設に際し基本財産の一部が不要となりたる場合は利権者は之れを無税にて且つ輸出手數料を支拂ふことなく外國に輸出し又は日本漁業

者の經營する他の漁區に輸送するか若くは「ソ」聯邦政府の許可を得て「ソ」聯邦内に於て之れを賣却することを得該財産の日「ソ」聯邦内に於ける賣却の事件は政府と協定することを要す

第二十二條

一、利権者が本契約に依る自己の權利及義務の全部又は其の一部を第三者に讓渡するには必ず政府の許可を要するものとす
二、利権者は政府の許可なくして利権企業又は又は其の一部を貸下くことを得ず

備考 政府の許可なくして第三者を共同經營者及之れに關する者として利権企業經營に加入せしむることは利権者が自己の權利を第三者に讓渡せしものと看做さるべし

第二十三條

利権者は公開報告規則及び公開報告の義務を有する當該企業に適用せらるべき決算書作製規則に服従するものとす

第二十四條

一、政府は利権者の該契約實施を監督する權利を有す
二、前記監督實施の目的を以て利権者は監督機關並に利權局の要求に依り一定の形式に依り利権者の本契約實施に關する完全なる報告を提出する義務あるものとす
三、政府は利権者の本契約實施の監督上必要な範圍に於て利権企業、其生産状態及帳簿を調査する爲め之れに對し政府の委任を有する者を利権企業に派遣することを得、右の者は利権企業の業務に干渉すること能はず、然れども利権契約實施に關する提議を爲すは此の限りにあらず

第二十五條

利権者は左の義務を有す

一、第四條に記載されたる漁區の所有家屋に於て第二十四條に記載せる者並に漁業官吏稅關吏及國境監督官吏の爲彼等の要求次第宿泊所を提供すること
二、第一項に記載せる者の要求あり次第船舶より漁區への上陸並に其反對に漁區

四條) 第三條及第三十八條乃至第四十五條並千九百二十七年十一月二十八日農務人民委員部及貿易人民委員部の認可したる「ソヴェート」聯邦供給人民委員部貸付財産を構成する一般共和國的意義の漁場及び漁業事業場貸付規程に基づきて之を行ふ

第一條 漁區借受人は本條件記載の場所に於てのみ其の借受漁區を置き漁業の目的の爲に陸岸延長三百四十米突以内奥行九十米突以下の地區を使用し且地區に面する海上に於て一統の建網(普通の建網)若は曳網を以て魚類の漁獲を爲すことを得但し建網若は網曳場は隣接漁區の網若は網曳場より二、一二秆突(二露里)より少なからざる距離を保つことを要す

一、普通の建網の構成左の如し
(イ) 海岸より驅網の入口に至る一箇の堵網(堰、遮止物)
(ロ) 一箇の驅網

之が爲極東漁業廳に對し何等の請求を爲すことを得ず、若し右か必要にして且、隣漁區の借受人の利益を毀損することなく可能なること判明せる場合に於ては、極東漁業廳は漁區を移動せしむることを得、但其位置より二秆突以内の距離たるへし
四、借受人は借受漁場の天然條件及本質に付生したる一切の變化並漁場の生産力に悪影響を及ぼすへき事態にして排除し得へき一切のものに付遲滞なく極東漁業廳に通知すへし
第二條 借受人は現場到着後遲滞なく自己の負擔にて堅固にして見易き目標を以て其の借受陸上地區の境界を標識すへし陸上地區の交付及分界工事一切は借受人の負擔を以て之を行ふ
第三條 河川に新河口を生じ貸下漁區か該河川に付設定せられたる禁漁區域内にあること明かとなりたるときは右新河口の大小及他の河口の存在如何に係はらず極東漁業廳は當該漁期終了後遲滞なく該漁區を閉鎖す

漁業關係

の袋にして海岸に面する側にて網を起す場合網製の前垂を以て閉塞する入口を有す右入口の内側に障子を装置することは妨なきも其の長さは驅網の幅の二分の一を超ゆるを得ず、障子を設くるときは堵網は障子の内部の尖端を連ねたる線上に止むることを得、此場合障子間の底網は之を設けざることを得、右以外漁網装置上一切の變改及應用を爲すことを許さず
曳網にて漁獲を行ふに當りては二統以上の漁網を存置し及第一の網か曳揚げられざるに先立ち第二の網を投するを禁す但し網は其の兩翼か陸岸に在りて網袋か陸岸に曳付けられたる時を以て曳揚げられたるものと看做す

魚類の海中保存の爲袋網を使用すること妨げなし、但極東漁業廳は若も該袋網使用の結果多數の魚類の毀損すること判明したる場合は之を禁止するに當りて其の裁量に依るべし

地圖不正確の結果漁區か河口前の禁漁區域内に在るか又は河口前の區域未だ定められざるも産卵の爲鱒鮭の溯上する河口若は隣接漁區より二、二秆突(二露里)以下の距離に在ること判明したるときは借受人に對ては監視官吏の處分に依り河口及現存漁區との法定距離に従ひ沿岸の最寄地點に於て他の漁區用場所を交付することあるへし
第四條 漁區表に鱈漁區として掲げられたる漁區に於ては六月二十日迄に漁撈を終了し漁具を全部取拂ふ可し、其他の總ての漁區にありては沿海區に於ては十月十三日迄に其他の區に於ては九月二十八日迄に漁具を取拂ふへし
借受人は各漁期の終に於て漁網を搬出するを要す但し漁業に必要な他の總ての器具は「ソヴェート」聯邦人の番人監視の下に次の漁期迄自己の漁區内に残置することを得
第五條 本條約に依り借受人に許與せられたる權利は排他的のものにして如何なる官廳、機關或は私人と雖も貸付漁

鱈の漁獲に當りては袋網を使用するを妨げず

二、漁區借受人は陸上地區使用に拘はらず漁業、臨時繫船場及漁業索具乾燥の爲借受人の行ふ漁業の實際の必要に應じて供與せらるる沿岸地帯を使用する事を得但し該地帯の幅員は借受地區の延長全部に於ける水面の最高點より起算して二十米突より大ならざるを要す且借受人は右沿岸地帯に於て臨時棧橋及其他小規模の季節的補助築造物以外の建築工事を行ふことを得ず又毎回特に極東漁業廳の許可を受くるにあらざれば陸岸に穴を鑿ち土手を築き水を堰止め地面を堀割り溝渠を設け其の他一般に借受漁場の天然形狀を變更するが如き事を爲すを得ず

三、貸付漁區の位置、構成及境界は借受人實地に之を知り居れり實地に於ける詳細の點と契約第二十七條に掲げたる構成及境界の記事との不一致が若し發生することある時は借受人は之を修正するに當りて其の裁量に依るべし

區の境域内に於て漁具を以てする漁獲並魚類の加工を爲すを得ず

第六條 一九三三年漁季、借受人は貸付けられたる漁區内に於て紅魚族………「ツェントネル」以内を漁獲するの權利を有す、次年度標準高は極東漁業廳に於て、毎年漁季の初め迄に先づ第一に本漁區に於て前年漁獲せられたる實際漁獲高極東紅魚族の増殖に關する資料を考慮して決定せらるるへし

備考

漁獲せられたる本條に記載無き他の魚類に對しては特別重量税の形式を以て追加報償金の納入を要す

第七條 (イ) 借受人は借受漁區に於て………
………
(ロ) 鱈及紅魚類を以てする肥料の製造は之を禁す
(ハ) 冷凍船内に於ける冷凍を除き船舶内に於ける魚類の製造は之を禁す
(ニ) 上綱したる紅魚類は總て加工の

爲之を利用するを要す

備考

- 一、魚類を日本式乾燥鹽漬に加工する場合には魚類の種類に依り鱒は二萬四千尾以内、鮭及銀鮭は九千尾以内及紅鮭は一萬二千尾以内の數量を以て均一の積上げと爲し各積上げには其の始期及終期を明記せる表(小表)を備付くるを要す
- 二、鮭よりの肥料製造は右目的の爲特別に許可せられたる漁區に於てのみ之を行ふことを得
- 三、上網したる紅魚族以外の魚類並「ゴレット」は貯藏用に利用し肥料に製造することを得べく若は何等の損傷を與ふること無く生きたる儘網より放つへし

第八條 本契約の存続期間は………より一九………年迄と

定む

第九條 借受人は海上漁區に對する報償金を均分して半年分宛(即ち借受人の一月二日及七月一日)國立銀行に前納

するを要す但し第一借受年の上半期分料金は契約調印迄に其の全額を國立銀行に納入するを要し金額納入に關する受領證は契約調印の際之を提示するを要す

借入漁區に於て罐詰工場を經營する借受人は魚類及海産物を以て實際に製造したる罐詰各一函に付左記の率に依り金錢を以て特別報償金を支拂ふものとす

- (一) 紅鮭に對しては一函に付二十哥
- (二) 鮭、銀鮭及鱒の助に對しては一函に付十六哥
- (三) 鱒に對しては一函に付九哥
- (四) 蟹に對しては一函に付四十哥

右の外日本人たる借受人は漁區報償金年額の二十八「パーセント」に相當する抵代税を支拂ふべし右納入金は漁區報償金支拂の爲定めたる期限内に半年分宛均分して之を納むべし

に供すへき建物を設け且借受漁區の境域内に於て現存築造物を一の場所より他の場所に移轉することを得但借受人は棧橋其他小規模の季節的補助築造物の造營を除き、特に極東漁業廳の許可を受くるに非されは最大滿潮線より起算したる二十米突沿岸地帯に於て建築工事を爲すことを得す

備考

借受人は其の借受一般漁區に於て本契約存続期間罐詰工場を建設及經營することを得但し借受人は罐詰工場を建設及經營せむとする自己の希望に關し建設開始迄に罐詰工場設計圖を添へ極東漁業廳に通知すへし

第十三條 借受期間經過後漁區か借受人の借受到歸せざる場合に於ては漁業用築造物其他漁區に設けられたる建物は右築造物及建物か任意の合意に依り新借受人に讓渡されるときは借受期間終了後一年の期間内に之を取毀し及搬出するを要す借受人は右期間内に其の借受地區に於ける自己の漁業用具材

料其他の財産を取拂ふべし右期間内に借受人か地區より搬出せざる築造物漁業用具材料其他の財産は右に付何等補償を爲すことなく國家に歸屬するものとす

備考

借受契約期間終了後新に何人も海上一般漁區を借受けざる場合には漁業築造物及其他の建物一切は右期間終了後一年の期間内に所有者自己の負擔を以て之を取毀し且地區より搬出すへし

第十四條 借受人は漁業、税關、衛生、防火、技術其他の官吏の適法の命令一切を履行すへし

備考

借受人は漁業用施設例へは棧橋、物置、納屋、氷室、労働者宿舍其他の漁業用建物及築造物並地面を清潔に保つへし魚類切開の際生ずる廢棄物及腐敗したる魚類は搾粕、粉末又は油脂に製造するか滅却するか若は當該漁區域内又は其境界外の監視官吏の指定したる場所に於て地中に埋没するか或は陸岸を距ること二海里より少からざる海上に搬出すへし腐敗したる魚類を食用の爲製造することを禁す

第十五條 借受人は企業及國家より借受たる財産に關する報告に付き現行及將來公布せらるへき法律及政府の命令一切に服従すへし
詳言せば

(イ) 借受人は特別の帳簿に正確なる漁獲状況即ち漁獲魚類の數量及種類魚類の種類別に依る加工魚類其の製品の搬出に付秩序的に記入し、且帳簿其他の記入欄一切に記入を行ふへし右帳簿は漁期間を通じて之を地

て之を許可すへし

備考

一、「ソヴェイト」聯邦の領水内に於て漁業權を取得したる日本國民は日本官憲の發給せる健康證明書並に漁業權證明書（租借契約書若は其の證明付寫）及日本駐在當該「ソヴェイト」聯邦領事官の發給せる航海證明書を有する船舶に依りてのみ自己の一漁場より他の自己の一漁場へ並に自己の一漁場より日本若しくは直接第三國へ赴くの權利を有す

其他各船舶は現行並に將來發布さるへき沿岸航海に關する「ソヴェイト」聯邦の法律に遵ふを要す
二、借受漁區より日本への魚類生産物の輸送に従事する各船舶は輸出に對する漁業監視官吏の許可書を船内に有するを要し船内の魚類及水産物輸出の爲第三國に赴かんとする船舶は右の外右の國に輸出の爲定められたる手續を履行するを要す
第十八條 借受人は極東漁業廳より文書

區に保存し漁季終了後監視官吏に交付すへし、但監視官吏不在の場合には毎年十二月一日迄に極東漁業廳に提出すへし

(ロ) 漁業及税關監視出張員の要求あり次第借受漁區と船舶との間を往復の爲漁區に面し碇泊せる船舶及網の臨檢の爲、及漁區附近に在る小川の渡船の爲運送機關を提供すへし

(ハ) 自己の漁區内に通譯を置き、借受人本人不在の場合には代理人を置くへし右代理人は「ソヴェイト」機關の證明せる正規の委任狀を携帯するを要す

(ニ) 借受人は漁業監視官吏の要求あり次第之に實費を超えざる價格を以て食料品を提供すへし

(ホ) 借受人は漁業及税關監視出張員の要求あり次第右出張員に對し自己の漁區に於て、其の宿舍に宿泊せしむへし

第十六條 借受人は何時にても極東漁業廳より委任を受けたる者又は漁業監視

を以てしたる許可を受くるに非されは本契約に依り取得せる權利若は其の一部を第三者たる自然人或は法人に移轉し又は漁區の經營に關する共同者を招致するを得ず但し契約上の權利を移轉したる場合に於ては借受人及其の權利の讓受人は連帶責任を負ひ且共同經營者の招致も各參加者が契約履行の全部に對し部分的責任に非ずして連帶責任を負ふへき條件の下に於てのみ許可せらるることあるへし

第十九條 借受人か左記各條に列擧するものを除き本契約に依り負擔せる義務の何れかを履行せざるときは極東漁業廳は借受人に漁區報償金年額の二十分の一を超えざる額の違約金を課することを得契約第十七條第二項の違犯に對しては借受人に小型發動機船一隻及各件に付き二百留の額の違約金を課す極東漁業廳の當該許可無くして漁獲標準高以上を漁獲したるものに對しては漁區報償金年額の半額に相當する違約金を徴收し剩餘漁獲量は之を沒收し無償

出張員に對し漁獲高、並魚類及製品の搬出高の實際記帳の檢査、此記帳の寫取を爲さしめ又は總ての漁業用築造物宿舍、倉庫及漁區内に碇泊する漁業用並運搬用船舶の臨檢を爲さしむへし
第十七條 外國々旗の下に航行する借受人の所有船若しくは其の備船は開港の外航海證書に記載なき地點に碇泊することを得ず
小船の碇泊は租借漁區内に於てのみ之を許可す
三馬力以上の發動機を有する小船は毎回漁業監視出張員又は地方當該官憲の許可に依り借受人の一漁區より同一借受人若しくは他の借受人の他の漁區へ航行することをを得
漁舟は三馬力以下の發動機を有するものと雖何等の許可なく一漁區より他の漁區へ航行することをを得

極東漁業廳の發給したる別個の特別許可（魚類、財産の運搬等）に依り爲さるる作業に關聯する場合にありては小船の漁區間航行は直接極東漁業廳に於て國家に歸屬せしむ
最終の揚網の結果其の漁區に付定められたる漁獲標準高を超過したる場合は特別重量税のみを課す但し右超過額は其の漁區に付定められたる漁獲標準高の五「パーセント」を超ゆることを得ず左記魚類も亦之を沒收し無償にて國家の處分に附す
(イ) 船舶内にて製造せられたる貯藏用魚類(第七條(ハ)項)
(ロ) 帳簿の記帳額以上と判明したる魚類(第十五條)
(ハ) 監視官吏の許可なく船舶を以て輸出さるへき魚類(第十七條備考二)一漁期中同種の違反を三回繰返したるか、裁判に依り組織的若しくは惡意的契約不履行と認定せられたるか又は同様の漁業規則違反と認定せられたるか、極東漁業廳の許可なく陸上漁場に所定以上の地域を使用したるか、禁止されたる漁具を使用したるか(第一條)、漁場に外國人の番人を殘置したるか、漁區報償金の納入を一月以上延滞したるか

か(第九條)、保證金を期限内に定額に補填せざるか(第十條)、漁獲の記帳を二回不正確に行ひたるか(第十五條)、第七條(ニ)項に違反したるか(第十七條)第一項に違反したるか、若は極東漁業廳の許可なくして借受を第三者に移轉し又は共同經營者を招致したるときは保證金を無條件に國庫收入に振替ふる方法を以て保證金額に相當する違約金を徴收し、被らしめたる損害を補償せしめ且借受人の財産を以て國家の被りたる損害を賠償せしめたる上契約を破棄す

右財産は其處在及性質を問はざるものとす

前記第一條違反(禁止漁具使用)の場合には漁具及漁獲物をも沒收し無償にて之を國家に歸屬せしむ

備考

借受人は極東漁業廳の決定接受の日より一月の期間内に於て違約金賦課に付在極東供給人民委員部漁業全權に對し異議の申立を爲すことを得

事件を供給人民委員部全權の審査に付したることは借受人の保證金填補の義務を免除するものにあらず(第十條)

第二十條

借受人は漁業、魚類の蕃殖及保護、漁獲高の標準制定、生産物の加工、外國より設備品及供給品の輸入右の關係より行ふ漁業監督並漁業に關する其の他の一切の事項に付現行及將來定めらるべき法律決定行政命令並右に基き發布せられたる規則及訓令に服従すへし

第二十一條

本契約の存続は第八條に掲けたる期間經過前左に依り之を停止することあるへし

(イ) 當事者の合意

(ロ) 第三條及第十九條に豫想したる場合

第二十二條

借受人は極東漁業廳の定めたる期間……内本契約調印の上借受漁區を極東漁業廳より受取るへし、極東漁業廳は同一期間内に漁區を借受人の利用及管理の爲提供すへし

ものとす契約は之か許可に關する極東漁業廳より書面の通知接受後五日の期間内に公證手續に依り正式のものとなすを要す供給人民委員部の認可を要する契約は其の調印の日より二月の期間内に供給人民委員部より異議の表示なきときは認可せられたるものと看做さるへし

備考

借受人は契約の認可なき場合に於て極東漁業廳に對し何等の請求を爲すことを得ず且遲滞なく利益したる期間に對し相當の報償金を支拂ひて漁區を返還すへし

第二十三條

當事者の法律上の住所左の通り

極東漁業廳 浦鹽斯德市

借受人……………

右住所宛に交付したる文書は總て受理せられたるものと看做す

借受人は住所變更に關し其の都度適時極東漁業廳に通知すへし

第二十四條 本契約に關し當事者間に發

……哥を之に充つ
本契約は……市に於て一九……年……之を締結せり

露領漁業被使産者救恤規則(修正濟)

第一條 本則は露領に出漁する組合員及露領に於て漁業に従事する其の被使用者に適用す

第二條 組合員か露領漁業の爲雇傭する被使用者にして其の被雇傭期間中左の各號の一に該當する場合は本則に依り組合に於て其の救恤を爲す

- 一 死亡し又は六ヶ月以上行方不明と爲りたるとき
 - 二 癱疾と爲りたるとき
 - 三 勞務に因り傷病の爲前號に該當せざる程度の身體障害を存するとき
 - 四 傷病若は看病の爲又は傳染病豫防の目的を以て隔離せられたる爲一時的に勞働不能と爲りたるとき
- 第三條 組合員は前條の救恤資金に充つ

る爲其の被使用者一人に付一定の金額を組合に納付すへし

前項の金額は組合會に於て之を決定し主務官廳の承認を受くるものとす

第一項の金額は警察官署の検査を有する被使用者名簿と共に被使用者の本邦出發後遲滞なく之を組合に差出すへし名簿所載の被使用者に異動を生じたるときは直ちに警察官署の證明を受け其の旨組合に届出つへし

第四條 組合員は第二條第四號の場合に於て組合に代り其の被使用者か勞働不能と爲りたる日より回復の日迄休業手当を支給すへし但し雇傭期間後二週間を過ぐるも回復せざるときは打切手当を支給することを得

前項の休業手当は勞働不能と爲りたる時の賃銀と同額とす

第一項の打切手当の額は醫師の診斷に基き組合之を定む

第一項の打切手当支給後死亡し又は癱疾と爲り若は其の他の身體障害を存したるものにして其の原因か勞務に在る

生することあるべき總ての爭議は……市の裁判所にて解決せらるべきものとす

第二十五條 本契約に關する印紙稅及其他の費用は借受人之を支拂ふへし

第二十六條 本契約の一通は公證人役場に於て他の一通は極東漁業廳に於て之を保存し借受人には第三の一通を交付す右契約又は其の證明ある寫は漁業作業地に之を保存し漁業監督官吏の命令次第之を提示するを要す

第二十七條 前記條件に基き下名……は魚類の漁獲及處理の爲在極東供給人民委員部全權の認可したる漁區表中第……號……と稱し……

……存在する漁區を報償金……を以て……

漁期間借受けたり借受けの保障として……納入し極東漁業海獸獵業廳寄託として出納部……に一九……年……付第……條に記入せる保證金……留……

ものなるときは第六條又は第七條の規定を適用す

第五條 前條の手當は左の各號の一に該當する場合は之を支給すべからず

- 一 甚しき酩酊の爲勞働能力を失ひ又は甚しき酩酊に因り招きたる行爲の爲勞働能力を失ひたる時
- 二 休業手當を受くる目的を以て故意に自己の健康を害したるとき
- 三 療養の爲與へられたる休業時間を療養の爲使用せず又は自己の健康状態を人爲的に悪化したるとき

第六條 被使用者が癱疾と爲り若し又は死亡し又は六箇月以上行方不明と爲りたる時は癱疾と爲りたる者又は遺族に對し組合は左の區別に依り年金又は一時扶助料を支給すべし

甲 癱疾と爲りたる場合

區 別	勞務に因るもの	
	年金月額	一時扶助料
(一) 賃銀を生すへき如何なる勞務にも堪へざるのみならず自己の日常生活の要求を充すか爲に他人の介護を要するもの	二十圓以上	二百圓以上
(二) 賃銀を生すへき如何なる勞務にも堪へざるも自己の日常生活の要求を充すか爲に他人の介護を要せざるもの	十五圓以上	百五十圓以上
(三) 秩序的雇傭勞務に堪へざる偶然且輕易なる業務に依り生活の資を収め得るものにして醫師の診断に依れば癱疾の爲賃銀五割以下に低下したるもの	十圓以上	百圓以上

乙 死亡し又は行方不明と爲りたる場合

區 別	勞務に因るもの	
	年金月額	一時扶助料
(一) 被使用者の死亡又は遭難當時迄其の扶養を受けたる遺族にして左の各號の一に該當するもの三人以上ある場合	七十圓以上	百五十圓以上
(イ) 十六歳未満ノ子及兄弟姉妹	十圓	百圓以上
(ロ) 十六歳以上なるも十六歳に達せざる迄に勞働能力を喪ひたる子及兄弟姉妹	十圓	百圓以上
(ハ) 兩親及配偶者にして勞働能力を有せざるか又は男に在りては六十歳、女に在りては五十五歳に達したるもの	十圓	百圓以上
(ニ) 兩親及配偶者にして勞働能力を有するも八歳に達せざる死亡者又は行方不明者の子及兄弟姉妹を養育するもの	十圓	百圓以上
(三) 前項各號の一に該當する者二人ある場合	十圓	百圓以上
(四) 第一項各號の一に該當する者一人ある場合	七圓	百圓以上

前項の年金又は一時扶助料の支給は被支給者の選擇に依之を定むるものとす但既に支給を受けたる後之を變更する事を得ず

第一項乙の場合に於て組合は遺族に對し年金又は一時扶助料の外葬祭料七十圓を支給すべし

第七條 被使用者が勞務に因る傷病の爲左の各號の一に該當する程度の身體障害を存するときは組合は左に掲ぐる區別に依り一時扶助料を支給す

區 別	一時扶助料
(一) 従來の勞務に服すること能はざるも他の秩序的雇傭勞務に服し得るもの又は女子に	一時扶助料

して其の外貌に著しき醜痕を残したるもの

(二)従來の勞務に服することを得るも其の能率を減するもの

(三)前記各號に該當する場合を除くの外身體の一部を傷害したるもの

百五拾圓以上
七拾圓以上
三十五圓以上

第八條 使被用者又は其の遺族は左の證據書類を添附し事實發生後一箇年以内に本則に依る救恤を組合に請求すべし

一 第六條第一項甲又は第七條に該當するもの
使用者又は其の代理人の證明書及醫師の診斷書

二 第六條第一項乙に該當するもの
使用者又は其の代理人の證明書及戸籍抹消に關する謄本又は行方不明と爲れる事實の證明書

前項の請求は被用者又は其の遺族に代り使用者之を爲すを妨げず
第九條 救恤は前條の請求に基き之を受くべき被用者又は其の遺族に對し之を爲すものとす

前項の遺族とは祖父、祖母、父、母、配偶者、子及兄弟姉妹にして被用者

附則
本則は主務官廳の承認を受けたる日より之を施行す

露領漁業被使用者救恤規則施行細則

第一條 救恤規則第三條第一項に依る救恤資金の納付は様式第一號に依る納付書を以て之を爲すべし

第二條 救恤規則第三條第一項に依る納付ありたる時は組合は使用者たる組合員に對し様式第二號に依る納付金額收書を交付す

第三條 救恤規則第三條第二項の被使用者名簿は様式第三號に同條第三項の被使用者移動届は様式第四號に依るべし
第四條 組合員救恤規則第四條第一項に依り打切手當を支給せむるときは様式第五號に依る書類に醫師の診斷書を添へ之を組合に差出すべし

第五條 組合員は救恤規則第四條に依り支給したる休業手當及同第五條に依り休業手當を支給せざりし事由に關し毎

漁業關係

の死亡又は行方不明の當時同一戸籍内に在るもの及同一戸籍内に在らざるも被用者の死亡又は遭難當時其の收入に依り生計を維持したる配偶者を謂ふ
第十條 本則に依り救恤を爲すべき事實を組合に於て認定するも遺族なき場合は葬祭料の範圍内に於て使用者をして之か葬祭を行はしむるものとす
第十一條 第三條第一項に依り納付する金額を組合に納入せざる者及同條第三項に依る被用者名簿を偽造したる者に對しては評議員會の議決を経て五千圓以下の過怠金を課す
第十二條 第四條の規定に依る手當を支給せざる者に對しては壹千圓以下の過怠金を課す

年十一月末日迄に様式第六號に依る報告書を組合に差出すべし

第六條 救恤規則第八條に依る救恤請求書は様式第七號に依るべし
前項の請求書には第二條の納付金額收書を添付すべし

第七條 年金又は一時扶助料及葬祭料は之を受くべき者の現住地を管轄する市町村長に委嘱之を交付す
組合員か被用者又は其の遺族に代り前項の金額を組合より受領せんとするときは救恤請求書に被支給者の委任狀を添付すべし

第八條 救恤規則第八條に依り救恤請求書に添付すべき使用者又は其の代理人の證明書には疲疲、死亡、行方不明又は身體障害の原因及經過に關し詳記するを要す

第九條 救恤規則第八條に依り救恤請求書に添付すべき醫師の診斷書は救恤規則第六條第一項甲又は同第七條の何れの場合に該當するやを明瞭に記載したるものなることを要す

第十三條 本則に關し主務官廳より命令ありたる時は組合及組合員は之を遵守すべきものとす

第十四條 本則施行の爲組合に露領漁業被用者救恤資金を設く

救恤資金は基金六拾萬圓及第三條第一項に依り納付する金額並に之より生ずる收入を以て之に充つるものとす

救恤資金は主務官廳の承認を経たる方法に依り之を管理するものとす
救恤資金は特別會計とし其の收支は毎年一回主務官廳及組合會に之を報告するものとす

第十五條 本則施行に關する細則は評議員會の議決を経て組長之を定む

第十六條 組合解散するときは特別の機關を設け該機關に於て本則に依る救恤を繼承完了せしむ

第十條 救恤規則第六條第一項乙に該當する場合に於ける救恤請求書には第八條の書類の外左の書類を添付すべし

一、醫師の診斷書若しは檢案書又は船長の報告書
二、遺族か被用者の死亡又は遭難當時迄其の扶養を受けたることを證すべき書類

前項第二號の場合に於て遺族の内救恤規則第六條第一項乙の(ロ)乃至(ニ)に該當するものあるときは之を證すべき書類を添付すべし
第十一條 救恤規則第九條の規定に依る遺族の順位左の如し

第一 同一戸籍内に在る配偶者
第二 同一戸籍内に在らざる配偶者
第三 子
第四 父、父なきときは母

第五 祖父、祖父なきときは祖母
第六 兄弟姉妹
前項第三に定めたる同順位者の間に在りては其の順位は左の規定に依る
一 男は之を女より先にす

二 男又は女の間に在りては嫡出子を先にし嫡出子、庶子及私生子の間に在りては嫡出子及庶子は女と雖之を私生子より先にす

三 前二號に掲ぐる事項に付相同じき者の間に在りては年長者を先にす
第一項第六に定めたる同順位者に在りては其の順位に付前項第一號及第三號の規定に依る

第十二條 組合必要ありと認むるときは囑託醫をして癡疾者若は身體に障害を存する者に付診断せしむることあるへし

第十三條 組合必要ありと認むるときは救恤規則に規定なき證據書類と雖其の提出を要求することあるへし

第十四條 本則に規定なき事項は評議員會の議決を経て之を定む
編者附記——様式省略

超過労働暫定契約

(ソヴェエト聯邦條約水域に於て漁

業に従事する日本漁業者を代表して同全權田中丸祐厚及極東地方労働部を代表して同部長代理ベスバロフ、ベ、デの間の暫定協定書)

一九三〇年七月二十四日

ソヴェエト聯邦及日本間の漁業條約第十條及同條約附屬議定書(乙)に準據し、之れが添付の條約第一條特定の水域に於ける日本臣民の漁業企業の内部管理規則の追加及敷衍として次の通本協定を締結せり

第一條 全漁場及罐詰工場に於ける全日本労働者及従業員の普通労働日に於ける労働時間は漁業條約議定書(乙)の(三)に従ひ一日八時間を超ゆることを得ざるものとす

第二條 漁場及魚類罐詰工場に於ける労働の特質に鑑み主として魚類來游に際し之れが漁撈及製造の爲、之れが利用を最大限度に可能ならしめんが爲め、ソヴェエト聯邦條約水域に於て魚類の漁撈及製造に従事する日本漁業者全部に對し追加賃金支拂を條件とし左の範

圍及條件に於て魚類來游に際し超過労働を爲さしむるの權利を賦與するものとす

第三條 超過労働は船舶の荷役土工漁場建物工場建築修繕及魚類の大群を爲して來る場合の漁撈作業、漁場及魚類罐詰工場に於ける製造、貯藏、荷役、鹽切並に網入準備、網入揚網之が撤去、等の場合に於て之を實施することを得るものとす

備考

労働時間労働者及従業員が作業に現はれたる時より起算するものとす

第四條 漁撈の際實施せらるべき超過労働時間(第三條参照)は労働者一人に對し一日六時間を超過すべからざるものとす

魚類大群來の場合に於てはオコック、西カム、イチンスキ、二十日。東カム三十日。カラギン、オリユトル二十日沿海區十二日。蟹四十日以内に限り超過労働を六時間以上實施することを得但し八時間を超過すべからざるものとす

第五條 労働者及従業員の超過労働に對する彼等への支拂は漁業條約最終議定書十七の(一)に準據して行はるるものとす、即ち労働賃銀の一倍半とす(基本賃金の五十%)

第六條 漁業及魚類罐詰工場に於ける労働に際しての食事の爲の休憩は義務的規則として規定せらるるものとす、而して之が一回の休憩時間は三十分以上とし、一日に於ける總休憩時間は超過労働をも考慮に入れ三時間を超へざるものとす

第七條 總ての漁場及魚類罐詰工場に於ける日本人労働者及従業員の、職務に係らざる最低賃金は一ヶ月十五圓を下らざるものとす最低賃金の内には賞與金「九二」及超過労働に對する賃金を含まざるものとす

第八條 日本の慣習に従ひ労働者及従業員に對し之が雇入に際し取極めたる賃金の追加として「九一」を支給することを得

第九條 漁場及魚類罐詰工場の日本人労働者及従業員に對する總ての資金は日貨を以て支拂はるべく、日本の慣習に従ひ其の一部は労働者の雇入に際し前渡金として豫め支拂ふことを得るものとす

第十條 漁業條約附屬模範規則第十三條の實施としてソヴェエト聯邦條約水域の總ての漁場及魚類罐詰工場に於ける労働に従事する日本人労働者及従業員に對して次の通特別被服を支給せらるべきものとす

第十一條 日本人労働者及従業員の宿舍其設備は總ての漁業者及魚類罐詰工場に於て漁場に於ける労働者の宿舍の構造及維持に付ての一九二二年八月八日附労働人民委員部及保健人民委員部の義務的決定(一九二二年第七一一六號労働人民委員部公報)、並に一九二三年二月十九日附労働人民委員部及保健人民委員部の臨時追加決定(一九二三年第八一一〇號労働人民委員部公報)の標準及規定に準據し且日本人労働者及従業員の國民的慣行及習俗を考慮して設備せらるべきものとす

第十二條 總ての労働者及従業員の日本より作業地への送遣及彼等との最後の精算地への歸還は雇傭者(漁業者)の費用を以て行はるべきものとす、本義務は雇傭条件の内に記載せられるべきものとす

第十三條 漁場及罐詰工場の労働者及従業員に對する食料及其他の商品並に本協定の條件中に含まれざる物品の支給は漁業者に於て其計算を以て行はるべきものとす、之が價格の控除に付ては雇傭条件中に記載せらるべきものとす而して右物品の價格は日本の市場に於ける平均價格に運賃を加へたる額を超えざるものとす

第十四條 日本漁業者に對し労働の保護及調節に關するソヴェエト聯邦の總ての法規を、一九二八年締結せられたる日ソ漁業條約に準據して適用せらるるものとす

第十五條 本協定は一九三〇年三月一日

より發効するものとし、ソヴェート聯邦の勞働法規の變更、勞働に關する追加法律或は漁場及魚類罐詰工場に附する訓令の發布ありたる場合に於ては極東地方勞働部に於て本協定の一部或は全部に付審議を爲す事を得るものとす

第十六條 日本漁業が本協定不履行の場合にはソヴェート聯邦の法規に準據して責任を負ふべきものとす

第十七條 本協定の有効期間は一九三〇年漁季中とす

極東地方勞働部長代理

ベ ス バ ロ フ

ソヴェート聯邦條約水域

日本漁業者全權

田 中 丸 祐 厚

極東露領漁業用無 税品目表

(昭和八年度適用)

(一) 昨年決定せられ、同年度より既に

- 及分解したるもの、櫓、櫂、舵、錨、ヘソ、滑車、爪竿、帆
- 一九 航海用機械及道具類
- 二〇 氣壓計、寒暖計、望遠鏡
- 二一 測量器械及計量器
- 二二 輾機、筋木、步道板、ストロツプ及其他ノ荷役用具、黃麻製及木綿製袋、筵、蓆、吹(俵)及荷物運搬用藁製畚、運搬用畚各種、繩畚、ロープ畚、板畚、負畚又は函畚、柴畚並に手押車
- 二三 棒、杓、竿、竹、ブラシ、箒
- 二四 潜水器具、同附屬品及豫備部分品一式
- 二五 ドリフト用浮標
- 二六 救命具
- 二七 厨房用竈、鑄鐵製煖爐、同附屬煙突
- 二八 石炭、木炭、コークス、薪
- 二九 ステアリン蠟燭、燐寸
- 三〇 重油、燈用石油、ベンジン、ガソリン、輕油
- 三一 ロープ及鎖、附屬品共、太綱、中綱、漁網及太綱補修用油引マーレン

漁業關係

實施のもの

日本市民及團體の租借に係る極東地方漁場へ、關稅を免じ免許を要せずして、外國より輸入を許可せらるる關稅定率委員會認可、一九三二年度品目表

第一類

- 漁場、罐詰工場冷凍装置用設備
- 一 蟹及魚類罐詰工場設備用並に製罐用機械及器具にトランスミッター及コンヴェーヤー設備、以上諸機械、器具及設備の部分品及附屬品
- 二 ボイラー、量水硝子器、壓力計
- 三 蒸汽及水道用管、接續用鞘筒、ウエンチル、クラン
- 四 蒸汽及其他の發動機同部分品及附屬品
- 五 煮釜、鹹汁及粕の煮焚器具
- 六 壓搾器具及廢物利用器具
- 七 釘打器具及針金搾器具
- 八 冷凍裝置設備用各種器具及豫備品
- 九 無水硫酸及其他の冷凍用化學藥品
- 九 發電機、同部分品及附屬品、電燈

用品(懐中電燈を含む、但し幹部三人に付一個の割合とす)洋燈及提燈各種ホヤ、火管、燈蕊

一〇 軌道設備(トロツコ)、レール、タインテーブル、十字形レール、枕木及其他

- 一一 エレベーター
- 一二 蒸汽起重機及杭打機、附屬品、豫備部分品、各種杭打槌(カセ木用掛矢)
- 一三 送力調革各種、同接續具、革紐
- 一四 唧筒各種、同部分品及附屬品、麻製及ゴム製ホース
- 一五 グリス、シリンドー油、機械油モビール油、機械塗抹用ワセリン、油差、機械拭巾、パツキング一切、クリンゲリト、石綿各種、金屬製品被覆用及防錆用エナメル
- 一六 消火器、同部分品及化學藥品
- 一七 蒸汽船、發動機船、同附屬品及豫備部分品、卷揚機(卷轆轤)各種、燃焼球
- 一八 三羽船及磯舟(組立てたるもの)

- 麻屑、楡皮
- 三二 漁網、蟹刺網、網地、絲、網補修用綿絲及麻絲、ラミ絲、マニラ絲、細網
- 三三 網足及阿羽、コルク材
- 三四 手操網用板
- 三五 魚叔及槍、釣針及四爪錨、各種
- 三六 作業ナイフ及鋏、メフン搔、俵裂用鎌
- 三七 鐵製タモ網、水切用竹製簾、筋子用金網、筋子用筐、筋子製造用竹製簾
- 三八 漁獲物の露西亞式製造用各種器具、樽縮器、流し篩、筋子大篩、筋子掬用杓
- 三九 ブツク、帆布、筋子用天竺木綿及唐雲齊、食物被覆用寒冷紗、但各食堂毎に五米以下、特製魚類包裝用モスリン、但各種魚類の包裝に必要な數量、漁場用及信號用旗、漁場勞働者宿舍用天幕
- 四〇 バケツ及桶各種、ズツク製チャン、鋳力罐及壘、同蓋、木製、鐵製、

- 鋼製、鋳力製樽及ドラム形容器、罐切樽板、木箱、刷込マーク板、ボンボン及焼印
- 四一 漁網用澁精、漁網用染料、罐用ニス、鉛丹、黒鉛、タール、樹脂、船舶用漆喰、絲磨擦用蠟、屋根塗抹用及其他用ベツチ、ソケツト接續用パテ、漆、三羽船及モーター・ボートの木部の間隙充填用、建物、阿羽、網及太綱塗布用コールドター、作業用墨汁、船底塗布用チヤン、索具塗布用クレオソール、ズツク縫絲用蠟(バーム蠟)、ベルト・ワツクス
- 四二 空罐用護謨輪、液體護謨(カウチユーク溶液)、糊
- 四三 アスファルト紙、硫酸紙、板紙
- 四四 ウロトロピン、グリセリン、硼砂、スタイト(粉末防腐劑)、鹽酸マグネシウム、硝石、バラフィン、松脂苛性ソーダ、硫黃
- 四五 鹽
- 四六 罐詰及筋子の調味料、油、藥味野菜、玉葱、人蔘、トマト・ソース、

- 錯精
- 四七 鐵、鉞力、鋼、銅、バビット、鉛、錫、亞鉛、以上金屬の合金、針金各種、金飾(帶鐵)
- 四八 煉瓦、屋根瓦、石炭、セメント
- 鐵セメント、セメント及砂の混合物、粘土
- 四九 建築用木材(柱、井戸杵、鋸屑を含む)
- 五〇 手動式及モーター附包装用製材設備、但、極東税關支部規定の能力の範圍なるを要し、漁季終了後更に搬出すべき義務を有す
- 五一 窓硝子
- 五二 鋸、釘、螺釘、止螺旋、鐵栓、坐金、折釘、鋏、戸及窓の附屬金具、鍵
- 五三 大工、指物師、鍛冶屋及錠前屋用道具、蠟着器具、プロランプ用火管、硝子切、帆及袋縫針、帆及ズツク縫用指貫、旋盤、鉋臺、穿孔臺及研磨臺、
- 五四 土工用具

- 五五 砥石及人造砥石、サンド・ペーパー、金剛砂、磨クリーム、花粉灰、(金屬磨粉、一漁期一人に付三〇〇瓦)鋼綿(スチールウール)、ハンダ及ハンダ粉
- 五六 アスファルト、粉ベンキ、煉ペソキ、オリフ油、テレピン油、乾き油(ドライヤー)、塗刷毛、カーバイト、硝酸、硫酸、壓搾酸素、アセチレン瓦斯、硫酸銅、鋼鍛鍊用青酸加里、アムモニヤ
- 五七 ボイラー塗布用粉末保溫材及硅草土
- 五八 石鹼、一漁期一人に付三疋、洗濯曹達

第二類

- 作業用被服類
- 一 機械係労働者及海岸勤務員用作業服 一漁期一人に付一組
- 二 蚊除け顔網竝に蚊帳
- 三 雨合羽 一人一漁期一着
- 四 蓑及笠 一人一漁期五組
- 五 メリヤス、更紗及ネル製シャツ、ズボン

- ボン下、ボーイ用前掛、長靴下、短靴
- 下 一人一漁期二組、褌一人一漁期六本
- 六 防水服(帽子、短上衣、ズボン下)一人一漁期一組
- 七 革製長靴 一人一漁期一足
- 八 護謨製長靴及短靴一人一漁期一足又は右の代りとして護謨底足袋又は普通足袋一人一漁期三足
- 九 草履、下駄 一人一漁期五足以内
- 一〇 草鞋、一人一漁期六〇足以内
- 一一 防水又は護謨製前掛、魚切及鹽切労働者用袖覆 一人一漁期一枚及一組
- 一二 護謨製及木綿製指貫 一人一漁期一〇〇個以内
- 一三 木綿編手套及手袋(普通毛皮製のもの各一足を含む)一人一漁期三〇足以内
- 一四 毛皮外套冷蔵庫一棟に付二着以内
- 一五 敷布、枕覆、手拭 一人一漁期一組以内
- 一六 綿入蒲團、枕及毛布 一人一漁期一組

期一組、但、極東税關支部の許可を要し、且、漁季終了後國外に搬出すべき義務を有す、同様客用として一漁區五組

第三類

食料品

- 一 精米 一人一箇月三二疋以内
- 二 大麥(平麥、挽割麥) 一人一箇月〇・四疋以内
- 三 オートミル 一人一箇月〇・〇二疋以内
- 四 白玉粉 一人一箇月〇・一疋以内
- 五 片栗粉 一人一箇月〇・一疋以内
- 六 麵類 一人一箇月〇・二五疋以内
- 七 麥粉及蕎麥粉 調理用に要する數量
- 八 砂糖入及砂糖無の麥粉製煎餅(パン菓子) 一人一漁期二疋以内、牛乳入ビスケット(ベチエニエ)漁場幹部一人一漁期二疋以内
- 九 切麩 一人一箇月〇・〇二疋以内
- 一〇 ホツブ 一人一箇月〇・〇一疋以内

漁業關係

- 一 青物、野菜、生、鹽漬、浸漬、乾燥のもの、海藻、昆布 一箇月五疋
- 一二 大豆、隠元豆、豌豆、一人一漁期三疋、味噌 一人一箇月四疋、落花生 一人一漁期一疋、晒箔 一人一漁期一〇〇瓦、高野豆腐 一人一箇月〇・〇二疋以内
- 一三 魚卵、生魚、佃煮魚、烏賊(鰯)及貝類各種 以上合計一箇月三疋以内
- 一四 肉又は鹽漬肉 一人一箇月一疋以内
- 一五 豚及羊
- 一六 家禽
- 一七 肉罐詰 一人一漁期一〇疋以内但一罐の目方包装共二五〇瓦以内のもの
- 一八 貝類罐詰 一人一漁期一疋
- 一九 雲丹罐詰 一人一漁期〇・〇二疋以内
- 二〇 魚類罐詰 一人一漁期一疋
- 二一 豆類罐詰 一人一漁期一疋
- 二二 筍罐詰 一人一漁期一疋
- 二三 豌豆罐詰 一人一漁期一疋

- 二四 コンデンスミルク 一漁期一〇罐以内、但一罐の目方包装共二五〇瓦以内のもの
- 二五 生、鹽漬、乾燥、浸漬、罐詰の果實、レモンエキス 一人一箇月一疋以内
- 二六 菓子類 一人一箇月〇・二疋以内
- 二七 飴、ドロップス 一人一漁期一疋、ジャム 一人一漁期五〇〇瓦、果實汁 一人一漁期一五〇瓦
- 二八 茶、珈琲、ココア 以上合計一人一漁期八〇〇瓦以内
- 二九 珈琲シロップ 一人一漁期〇・〇一疋以内
- 三〇 味の素 一人一漁期 二〇瓦
- 三一 鹵汁 一人一漁期五〇〇瓦
- 三二 鶏卵 一人一箇月二〇個以内
- 三三 砂糖(黒砂糖及赤砂糖を含む)一人一箇月一疋以内
- 三四 植物性又は動物性油及脂肪 一人一漁期〇・五疋以内
- 三五 日本酒一漁期三立以内